

資料 1 - 3

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SAT100-9 r.4.4
提出年月日	令和5年3月13日

泊発電所 3 号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

令和 5 年 3 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外アクセスルートの評価 7. 屋内アクセスルートの評価 8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集 9. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (1) 女川原子力発電所における敷地の特徴について (2) 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 自然現象の重畳による影響について (5) アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について (9) 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後発生した津波による被害状況について 	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所の評価 4. 屋外のアクセスルートの評価 5. 屋内のアクセスルートの評価 6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集 7. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (39) 島根原子力発電所における敷地の特徴について (3) 淡水及び海水の取水場所について (2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について (1) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について (23) 屋外のアクセスルート除雪時間評価 (24) 屋外のアクセスルート除灰時間評価 (26) 降水に対する影響評価結果について (27) 可搬型設備の小動物対策について (25) 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響 	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外のアクセスルートの評価 7. 屋内のアクセスルートの評価 8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集 9. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (1) 泊発電所における敷地の特徴について (2) 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について (5) 屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について 	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】資料構成の相違 ・泊は淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて整理している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。 【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (11) 建屋関係の耐震評価について	(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (37) 建物関係の耐震評価について	(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (10) 建屋関係の耐震評価について 【追而】【他条文の審査状況の反映】 （建屋関係の評価について、基準地震動の審査を踏まえ反映するため）	【女川】記載表現の相違
(12) 送電鉄塔倒壊評価について	(40) 鉄塔の影響評価方針について	(11) 送電鉄塔の影響評価方針について	【女川】記載内容の相違・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載
(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(4) 鉄塔基礎の安定性について (31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について (32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(12) 鉄塔基礎の安定性について (13) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違・泊と島根では地質構造が異なっており、泊は「別紙(13)」のとおり、斜面評価において敷地の地質・地質構造の特徴を踏まえ評価断面を選定。岩盤の傾斜について「別紙(15)」のとおりルート上の地質構造を確認。
(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について	(29) 揺すり込み沈下の影響評価	(14) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について 【追而】【他条文の審査状況の反映】 （沈下量について、第5条「耐津波設計方針」の審査を踏まえ反映するため）	【島根】記載表現の相違
(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (17) H形鋼敷設による段差対策について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (16) H形鋼敷設による段差対策について	【島根】記載表現の相違
(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	(7) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について (6) 可燃物施設の火災について	(17) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	【島根】資料構成の相違・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(19) 復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて (20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) 可搬型設備（車両）の走行について (10) 車両走行性能の検証 (12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について	(18) 薬品タンクの外部への漏えいについて (19) 可搬型設備車両の耐浸水性について (20) 車両走行性能の検証 (21) がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業） (23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）	(9) 構内道路補修作業の検証について	(22) 構内道路補修作業の検証について	【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について			【女川】対応方針の相違 ・泊は島根と同様に仮復旧無しで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。
(24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) アクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) アクセスルート復旧後における車両の通行量について	(5) 屋外のアクセスルート現場確認結果 (19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）	(23) 屋外のアクセスルートの現場確認結果 (24) 屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) 重大事故等時における車両の通行量について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊はアクセスルートの復旧が無いため、重大事故等時における車両の通行量について記載
(27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	(16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明 (20) 資材設置後の作業成立性	(27) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	(13) 屋内のアクセスルートの設定について (14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について	(30) 屋内のアクセスルートの設定について (31) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違
(33) 地震随伴火災の影響評価について (34) 地震による内部溢水の影響評価について	(17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価 (18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について (34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載表現の相違
(36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について		(35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(36) 敷地内の地下水位の設定について	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について	【女川及び島根】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて</p>	<p>(38) 地滑り又は土石流による影響評価について</p> <p>(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について</p> <p>(34) 外部事象の抽出について</p> <p>(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について</p>	<p>(37) 地滑りによる影響評価について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【追而】【他条文の審査状況の反映】 （地滑り影響評価について、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため）</p> </div> <p>(38) アクセスルートトンネルの耐震評価方針について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【追而】（今後作成予定）</p> </div>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は土石流による影響がないことから記載していない。</p> <p>今後作成予定</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は設計想定を超えた自然現象への対応については大規模損壊発生時の対応で整理する。</p> <p>【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認。泊はアクセスルート上の地下構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保（泊は「本文6.(3)g. 地下構造物の損壊による影響評価」に記載）。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについては設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」を参照するようにしている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。（女川と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 補足資料</p> <p>(2) 火災の重量による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>(9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について</p> <p>(10) 仮復旧後の対応について</p> <p>(11) 発電所構外からの要員参集について</p> <p>(13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について</p> <p>(14) 保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>(15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p>	<p>8. 補足資料</p> <p>(1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について</p> <p>別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について</p> <p>(2) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) 屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>(6) 1～3号炉同時被災時における屋外アクセスルートへの影響</p> <p>別紙(21) 保管場所及び屋外アクセスルート等の点検状況</p> <p>別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について</p> <p>(16) 保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>(3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>(15) 迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について</p>	<p>(39) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>10. 補足資料</p> <p>(1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について</p> <p>(2) 火災の重量による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(4) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) ホイールローダの走行速度の検証について</p> <p>(6) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外アクセスルートへの影響について</p> <p>(8) 保管場所及び屋外アクセスルート等の点検状況</p> <p>(9) 土砂撤去後の対応について</p> <p>(10) 発電所構外からの要員参集について</p> <p>(11) 防潮堤の直下を横断する排水路について</p> <p>【追記】(今後作成予定)</p> <p>(12) 保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>(13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p> <p>(14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>(15) 屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方について</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は51m倉庫・車庫内に可搬型設備を保管するため、配置設計について記載。（玄海と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>・泊はホイールローダの走行速度の検証について補足資料を作成</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は仮復旧作業が想定されないことによる記載の相違</p> <p>【女川】今後、同様の資料を作成予定</p> <p>【島根】評価内容の相違</p> <p>・泊はアクセスルート及び迂回路の両方について、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。（柏崎と同様）（島根は、迂回路のみ人力による排除を考慮している。）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源について</p> <p>(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について</p> <p>(1) OFケーブル洞道のアクセスルートに対する影響について (12) 事務建屋の周辺斜面について</p>	<p>(4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p> <p>(18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について</p>	<p>(16) 作業時間短縮に向けた取組みについて (17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (20) アクセスルートの用語の定義 (21) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて</p> <p>(22) アクセスルートトンネルの運用について</p> <p>(23) アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について</p> <p>(24) 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について</p> <p>(25) 第1098回審査会合（令和4年12月6日）からの主要な変更点について</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊はトンネルの通行性について補足資料を作成。</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源を整理している。</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川2号固有の補足資料。</p> <p>【女川及び島根】泊は必要な道路幅について、補足資料を作成。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(8) 防波壁通路防波扉の運用について (9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて (13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響 (17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について (19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について (20) 海岸付近のアクセスルートの通行について		【島根】記載方針の相違 ・島根2号固有の補足資料。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>はじめに</p> <p>实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定）では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1.0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> </div> <p>本要求に対し島根原子力発電所2号炉では、アクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>(a) 屋外アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備（大量送水車、高圧発電機車、可搬式モニタリング・ポスト等）の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、合わせて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の現場操作場所までのアクセスルートの状況確認を行い、合わせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> </div> <p>本資料では、重大事故等時の対応に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの緊急時対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>【島根】資料構成の相違</p> <p>・泊の記載方針は、女川の資料構成をベースとし、島根2号の審査知見を取り入れる方針としており、「2. 概要 (1) 目的」に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>1. 新規規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所及び同設備の運搬道路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1)「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1)「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1)「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は島根と同様にアクセスルートについて具体的に定義している</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₀で必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> </tr> </tbody> </table>	新規規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備及び防護壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S₀で必要な機能が失われず、防護壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備及び防護壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能が失われず、防護壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離を確保するとともに、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離を確保するとともに、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離を確保するとともに、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離を確保するとともに、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【女川及び島根】 設備名称の相違</p> <p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊の可搬型設備は、2号炉よりも津波影響を受けない高台に保管している。</p>
新規規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。																										
新規規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備及び防護壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S ₀ で必要な機能が失われず、防護壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										
新規規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離を確保するとともに、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離を確保するとともに、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の距離をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防潮堤及び防火帯の内側かつ高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(2)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第五十四条(重大事故等対処設備)</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>(2)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第五十四条(重大事故等対処設備)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(2)「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第五十四条(重大事故等対処設備)</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 対応方針の相違</p> <p>・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。(伊方と同様)</p> <p>【女川及び島根】 設備名称の相違</p> <p>【女川及び島根】 対応方針の相違</p> <p>・泊の可搬型設備は、2セットとも津波影響を受けない高台に保管している。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td> <p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td> <p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> <td> <p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>
新規制基準の項目	適合状況													
<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>													
新規制基準の項目	適合状況													
<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>													
新規制基準の項目	適合状況													
<p>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>	<p>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び非常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の距離を確保するとともに、防護壁及び防火帯の内側かつ高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</p> <p>【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上距離をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。</p> <p>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。</p>													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>b. 対応内容</p> <p>a. の要求事項に対し、女川原子力発電所2号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要な可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの重大事故等対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>2. 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>a. 要求事項</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>b. 対応内容</p> <p>a. の要求事項に対し、泊発電所3号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要な可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの発電所災害対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・島根は、「はじめに」に記載</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外アクセスルートの評価」及び「7. 屋内アクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施する。また、設定したアクセスルートの現時点で想定される被害に対し、復旧方法及び復旧時間の評価を行い、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している重大事故等対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>		<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外のアクセスルートの評価」及び「7. 屋内のアクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施し、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1) a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している発電所災害対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルートの復旧が必要となる被害が想定されないことから、復旧方法及び復旧時間の評価は実施しない。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

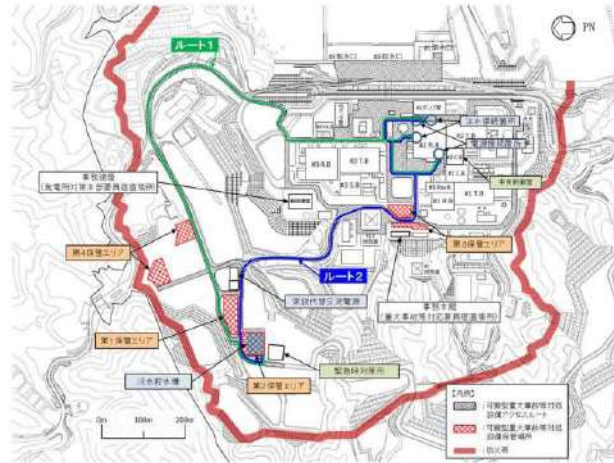
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>(1) 保管場所及びアクセスルートの設定方針</p> <p>「a. 保管場所の基本方針」及び「b. 屋外アクセスルートの基本方針」を踏まえて設定した保管場所及び屋外アクセスルートを第3-1図及び第3-2図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>なお、保管場所及び屋外アクセスルートを選定するに当たって考慮した女川原子力発電所における敷地の特徴を別紙(1)に示す。</p> <p>a. 保管場所の基本方針</p> <p>屋外の可搬型設備の保管場所は、地震、津波、その他の自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）又は大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮して、設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を有する箇所、位置的分散を考慮して複数箇所確保するとともに、屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保する。</p> <p>また、同じ機能をもつ可搬型設備が複数ある場合は、保管場所を分散配置する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型設備が各保管場所から可搬型設備の設置場所及び接続箇所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び人為事象を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認する。</p> <p>c. 屋内アクセスルートの基本方針</p> <p>屋内アクセスルートは、外部起因事象として地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合でも、アクセスルートを確認できる設計とする。各フロアには各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせて通ることで、資機材の転倒や仮設配管等の脱落に対して、迂回路も含めた複数のルートの選定が可能となる設計とする。迂回については、転倒資機材の人力による排除や乗越え等も考慮する。</p> <p>また、屋内アクセスルートは外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p>	<p>2. 概要</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第2-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第2-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設定している。</p> <p>重大事故等時には緊急時対策所及び保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。</p>	<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第3-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の複数箇所に設定している。</p> <p>重大事故等時には保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルート、使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊の記載方針は、女川の構成をベースとし、島根の審査知見を取り入れる方針としているが、屋外アクセスルート設定の考え方は、島根を参考としていることから、B. については島根の構成をベースとする。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



第3-1図 保管場所及びアクセスルート

【ルート距離（淡水貯水槽～原子炉建屋東側注水接続口）】

ルート1[※]:1,610m

ルート2[※]:1,220m

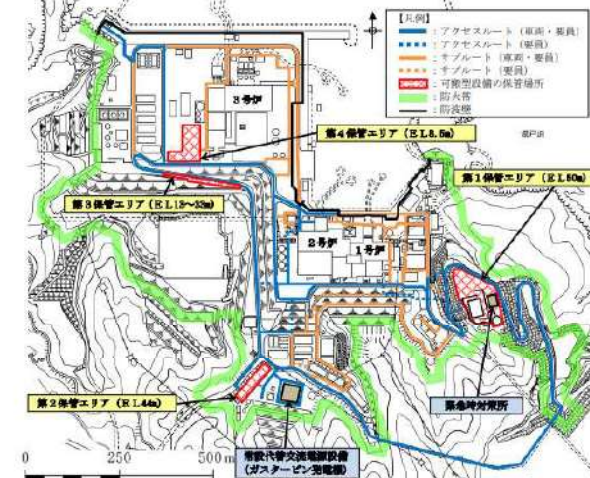
※ 有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる大容量送水ポンプ（タイプ1）による原子炉注水作業に係るルート



第3-2図 保管場所からの離隔距離（原子炉建屋、常設代替交流電源設備）

島根原子力発電所2号炉

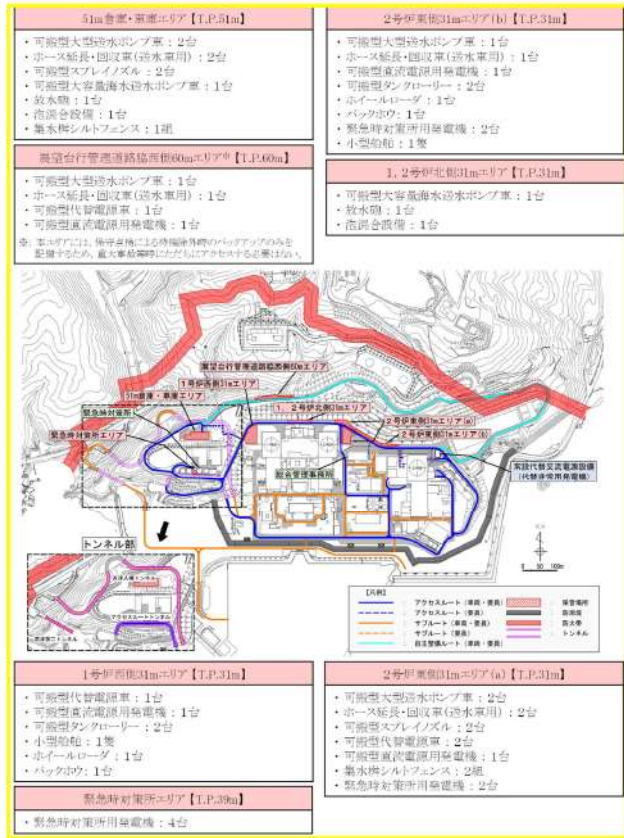
第4保管エリア【E.L.9.5m】	第1保管エリア【E.L.50m】
<ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機：1台 次級水車：2台 高圧送水ポンプ：1台 可搬型代替電源：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 小型船舶：1隻 緊急時対策用発電機：2台 緊急時対策用蓄電池：2台 緊急時対策用燃料ポンプ：1台 緊急時対策用送水ポンプ：1台 緊急時対策用送水タンク：1台 緊急時対策用送水パイプユニット：1台 緊急時対策用送水パイプユニット：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機：3台 次級水車：1台 高圧送水ポンプ：1台 可搬型代替電源：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 小型船舶：1隻 緊急時対策用発電機：2台 緊急時対策用蓄電池：2台 緊急時対策用燃料ポンプ：1台 緊急時対策用送水ポンプ：1台 緊急時対策用送水タンク：1台 緊急時対策用送水パイプユニット：1台 緊急時対策用送水パイプユニット：1台



第3保管エリア【E.L.13~33m】	第2保管エリア【E.L.44m】
<ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機：1台 次級水車：2台 高圧送水ポンプ：1台 可搬型代替電源：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 小型船舶：1隻 	<ul style="list-style-type: none"> 次級水車：1台

第2-1図 保管場所及び屋外アクセスルート

泊発電所3号炉



第3-1図 保管場所及び屋外アクセスルート

【女川】記載箇所の相違
 ・泊は、「3.(5).b.屋外アクセスルート設定」に記載。

【女川】記載箇所の相違
 ・泊は、「3.(3).b.保管場所設定」に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

※ 図中に示す略語は以下のとおり（以後の図の記載も同様）
 #1：1号炉 #2：2号炉 #3：3号炉 R.B：原子炉建屋
 T.B：タービン建屋 C.B：制御建屋 Rw.B：廃棄物処理建屋
 S.B：サービス建屋 Aux.B.B：補助ボイラー建屋
 Hx.B：海水熱交換器建屋 ポンプ室：海水ポンプ室

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建屋 ^{※2} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※3}	支持地盤の種類
第1保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約530m	—	岩盤
第2保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約150m	岩盤 (淡水貯水槽)
第3保管エリア	0.P.+14.8m ^{※1}	約110m	約440m	岩盤
第4保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約110m	岩盤

※1 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動を考慮すると、表記値より一概に約1m沈下。以後の記載についても同様。
 2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、牡鹿半島全体が約1m沈下したことが確認されており、女川原子力発電所の敷地も一様におおよそ1m沈下したことを確認している。
 また、原子炉建屋のほか主要な建屋のレベル測定を行い、建屋の水平性が確保されていることを確認している。
 その後、国土地理院により、牡鹿半島は2019年2月時点において68cm程度隆起していることが確認されている。
 ※2 原子炉建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所、制御建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所を比較した場合、原子炉建屋のほうが近接していることから、原子炉建屋を代表で記載している。
 ※3 常設代替交流電源設備と電源車の離隔距離を示す。

各設備の保管場所及び設置場所については、今後の検討結果等により、変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

第2-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建屋等からの離隔距離 ^{※1}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	地盤の種類
第1保管エリア	E.L.60m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋戻部)
第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— ^{※4}	盛土地盤 (輪谷貯水槽 (西1/西2))
第3保管エリア	E.L.13~35m	約280m	約550m	切土地盤
第4保管エリア	E.L.8.5m	約300m	約600m	切土地盤 (一部、埋戻部)

※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※1：原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋のうち、各保管場所からの距離が最も短い建物からの離隔距離を示す。また、可搬型設備（大量送水車、大型送水ポンプ車、移動式代替熱交換設備、高圧発電機車、タンクローリ、第1ペントフィルタ出口水蒸気装置、緊急時対策用発電機）がその機能を代替する原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋内の設備基準事故対処設備及び非常用重大事故等対処設備を以下に示す。
 原子炉建屋：熱源除去系、低圧炉心スプレイス、低圧原子炉代替注水系、原子炉補機冷却系、格納容器フィルタベント系、燃料プール冷却系、非常用交流電源設備、非常用直流電源設備（HPCS系）、常設代替交流電源設備、格納容器水素濃度（B系）、格納容器水素濃度（SA）
 タービン建屋：原子炉補機海水系
 廃棄物処理建屋：非常用海水循環設備（A系）
 ※2：低圧原子炉代替注水系が位置する低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽及び格納容器フィルタベント系が位置する第1ペントフィルタ格納槽と保管場所の離隔距離は、原子炉建屋近傍に位置していることから原子炉建屋からの離隔距離を代表とした。
 ※3：常設代替交流電源設備と高圧発電機車及びタンクローリを配置している保管場所との離隔距離を示す。
 ※4：第2保管エリアに高圧発電機車及びタンクローリを配置しないため「—」としている。

泊発電所3号炉

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉補助建屋 ^{※1} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	支持地盤の種類
51m倉庫・車庫エリア	T.P.51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)
緊急時対策所エリア	T.P.39m	約560m	—	岩盤
1号炉西側31mエリア	T.P.31m	約380m	約520m	岩盤
1, 2号炉北側31mエリア	T.P.31m	約240m	—	岩盤
2号炉東側31mエリア(a)	T.P.31m	約110m	約250m	岩盤
2号炉東側31mエリア(b) ^{※3}	T.P.31m	約25m	—	岩盤
展望台行政管理道路脇西側60mエリア ^{※4}	T.P.60m	約320m	約490m	岩盤

※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※1：原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所に最も近接している原子炉補助建屋からの離隔距離を代表して記載している。
 ※2：常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）と可搬型代替電源車の離隔距離を示す。
 ※3：故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。
 ※4：保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p> <p>(2) 島根原子力発電所の特徴 島根原子力発電所を設置する敷地は、島根半島の中央部、日本海に面した松江市鹿島町に位置している。敷地の形状は、輪谷湾を中心とした半円状であり、東西及び南側を山に囲まれている。2号炉は、敷地中央部の輪谷湾に面している。敷地高さは主にE L 8.5m、E L 15m、E L 44m、E L 50m等の高さに分かれている。 基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、島根原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえる必要がある。以下に島根原子力発電所の特徴を示す。 ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること</p>	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p> <p>(2) 泊発電所の特徴 泊発電所を設置する敷地は、北海道積丹半島の西側基部、古宇郡泊村の海岸沿いに位置している。敷地の形状は、おおむね半円状であり、敷地西側は日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40～130mの丘陵地である。敷地高さは主にT.P. 10m、T.P. 31m、T.P. 39m、T.P. 51m、T.P. 60m等の高さに分かれている。 基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、泊発電所構内の地形や敷地の使用状況等の特徴を踏まえる必要がある。以下に泊発電所の特徴を示す。 ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。 【島根】建屋名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による敷地形状等の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(39)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、原子炉建物等から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p> <p>・大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。</p>	<p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙(1)参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。 (a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対応において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備をそれぞれ配備し、以下のとおり保管する。</p> <p>・2セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、「2n+α」の可搬型設備は、故障用と保守点検用の予備をそれぞれ配備する方針としている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様） ・泊は、原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内の取水ピット室に設置されている。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の離隔を確保した保管場所に分散配置する。 基準津波の影響を受けない、防波壁の内側の場所とする。 基準地震動 S_s による被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所とする。 2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の離隔を確保した保管場所に分散配置する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットある可搬型設備から可能な限り離隔した場所に保管する。 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。ただし、保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、基準地震動による被害を受ける可能性がある場所に保管することを許容する。 T.P. 31m以上の高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について建屋と離隔して保管する設計としており、予備については2セットある可搬型設備から可能な限り離隔させることとしている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・「$2n+a$」設備の a は、故障時と保守点検時で兼用しておらず、それぞれ配備する方針としている。このため、保守点検用の a は地震の影響評価対象外とし、使用可能であれば活用することとしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は「$2n+a$」の可搬型設備は、高台に保管している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備を配備し、以下のとおり保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離した場所に保管する。 ・ 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットある可搬型設備から100m以上隔離した場所に保管する。 ・ 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 ・ 基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。 ・ T.P. 31m以上の高台とする。 ・ 防火帯の内側の場所に保管する。 	<p>【島根】記載内容の相違 ・ 泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備で保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・ 泊は、1セットある可搬型設備については、1セットのみ原子炉建屋等から隔離を確保する方針としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・ 泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としており、予備については1セットある可搬型設備から隔離した場所に保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・ 泊は、放射性物質吸着剤を除いた「n」の可搬型設備は、高台に保管している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表


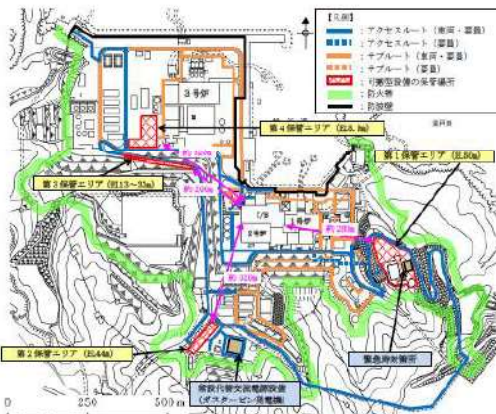
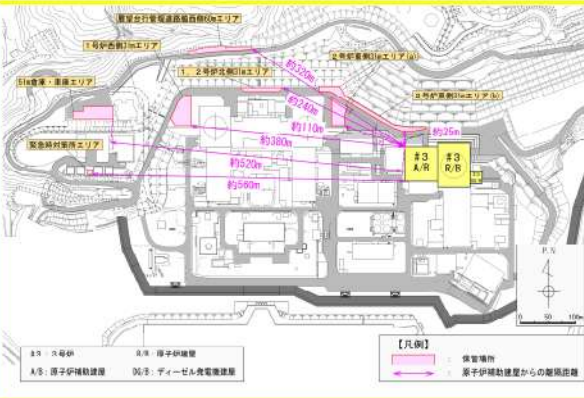
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第2-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防波壁の内側かつ防火帯の内側（別紙（25）参照）に保管場所を4箇所設定する。 ・淡水取水場所（E L44m）及び海水取水場所（E L8.5m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所（E L44m）周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリア（E L44m）との位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L13～33m）に配置する。 また、接続口（E L15m）及び海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリア（E L50m）との位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L8.5m）に配置する。 ・第3保管エリア（E L13～33m）と第4保管エリア（E L8.5m）は100m以上の離隔距離が確保できないことから、2セットある可搬型設備は互いに配置しない。 	<p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第3-2図に示す。</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帯の内側（別紙(8)参照）に保管場所を複数箇所設定する。 ・2セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、1セットを2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(b)又は展望台行管理道路脇西側60mエリアに配備する。ただし、展望台行管理道路脇西側60mエリアからの屋外アクセスルートが基準地震動による被害（送電鉄塔の倒壊に伴うルートへの送電線の垂れ下がり）を受ける可能性があることから、当該保管場所には保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備のみを配備する。 <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帯の内側に保管場所を複数箇所設定する。 ・1セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、T.P.31mにある2号炉東側31mエリア(a)、1、2号炉北側31mエリア又は1号炉西側31mエリアに配備する。ただし、緊急時対策所用発電機については、使用場所である緊急時対策所エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1セットある可搬型設備から100m以上離隔した場所に配備する。 	<p>【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。</p> <p>【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>保管場所と原子炉建物及び常設代替交流電源設備との離隔距離</p>  <p>保管場所とタービン建物との離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置（1/2）</p>	 <p>保管場所と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>保管場所と廃棄物処理建物との離隔距離</p> <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置 (2/2)</p>	<p>保管場所間の離隔距離</p> <p>第3-2図 保管場所の配置</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針</p> <p>可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における可搬型設備の配備の基本方針を第3-3表に、主要可搬型設備の配備数を第3-4表に、主要設備の配備数を第3-5表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数は、「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアに、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置する設計とする。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの可搬型設備の配置については補足資料(14)に示す。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛[*]を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p>	<p>(4) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における主な可搬型設備の配置を第3-3表に、主要設備の配備数を第3-4表に、可搬型設備の離隔距離を第3-3図に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）について、「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、2セットあるnから可能な限り離れた場所に配備し、かつ故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてαを分散配置するため、同時に機能喪失することはない。「n」の可搬型設備の予備は、nと予備をそれぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、可搬型タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>屋外の保管場所の可搬型設備の配置については補足資料(12)に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「3.保管場所の評価」に記載</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・泊は、可搬型設備毎の離隔距離図を整理。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・泊における「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、nと離隔できていない設備もあるが、故障用と保守点検用のαをそれぞれ配備し、それらを分散配置していることから、同時に必要な機能が喪失しない設計としている。</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・泊における「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、nと離隔できていない設備もあるが、故障用と保守点検用のαをそれぞれ配備し、それらを分散配置していることから、同時に必要な機能が喪失しない設計としている。</p> <p>【島根】設備名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は保管場所に配備する可搬型設備は飛来物発生防止対策を実施している。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備）</p> <p>原子炉建屋外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備）</p> <p>負荷に直接接続する、高圧窒素ガスポンベ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は制御建屋内に分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>a. 「2n+α」の可搬型設備</p> <p>原子炉建屋外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建屋内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建屋内に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備</p> <p>負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスポンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスポンベは原子炉建屋内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建屋内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備）</p> <p>原子炉建屋及び原子炉補助建屋外から水・電力を供給する可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機については、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>なお、2号炉東側31m エリア(a)、1号炉西側31m エリア又は51m倉庫・車庫エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、2号炉東側31m エリア(a)、2号炉西側31m エリア又は51m倉庫・車庫エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備）</p> <p>負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、加圧器逃がし弁操作用バッテリー、原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベ及び可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は原子炉補助建屋内に分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違</p> <p>・泊は他のPWRと同様に使用済燃料ビッドにスプレイするための可搬型スプレイノズルは「n」の可搬型設備とし、ホース延長・回収車（送水車用）内に分散配置する。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="85 608 689 863"> <tr> <td>2n+α</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>n+α</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> </tr> </table>	2n+α		n+α		n	その他	<p style="text-align: center;">【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「2n+α」と「n+α」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <p style="text-align: center;">第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="719 616 1301 943"> <tr> <td>2n+α</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>n+α</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td> </td> </tr> </table>	2n+α		n+α		n		<p>淡水及び海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足資料(17)に示す。</p> <p>また、「2n+α」と「n+α」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <p style="text-align: center;">第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="1350 616 1951 1054"> <tr> <td>2n+α</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>n+α</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> </tr> </table>	2n+α		n+α		n		n	その他	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違・泊は島根と同様に予備確保の考え方を記載</p>
2n+α																							
n+α																							
n	その他																						
2n+α																							
n+α																							
n																							
2n+α																							
n+α																							
n																							
n	その他																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-4表 主要可搬型設備

○「2n+α」の可搬型設備

設備名	配線数	必要容量	干渉	保管場所				緊急時対策措置	備考
				第1	第2	第3	第4		
電源車	5台	2台 (2n+4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ1台（電源車（緊急時対策用）の子箱と兼用）
ケーブル (1組:25m)	5組	2組 (2n+4)	1組	-	2組	2組	1組	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ1台（緊急時対策用機外種バックアップと兼用して使用するケーブルの子箱と兼用）
大容量送水ポンプ (タイプ1)	5台	2台 (2n+4)	1台	1台	1台	2台	1台	-	・注水設備及び冷却設備（必要容量は約1.620m ³ /分） ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ1台
注水用ヘッダ	3台	1台 (2n+2)	1台	-	1台	1台	1台	-	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ1台
ホース (1組:約2,900m) ・300A:約1,620m ・150A:約440m	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	1組	-	1組	1組	1組	-	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ ・ホース長ごと1本
ホース (1組:300m、約1,500m)	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	1組	-	1組	1組	1組	-	・可搬型代替交流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ ・ホース長ごと1本
ホース (1組:約170m、約100m、約100m、約60m)	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	1組	-	1組	1組	1組	-	・可搬型代替交流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ ・ホース長ごと1本
スプレインゾル	15台	3台 (2n+6)	1台	原子炉建屋内に7台 (1台、3台、1台で分組保管)				-	・使用済燃料プールへのスプレイン（可搬型専用） ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ1台
ホース延長回収車	5台	2台 (2n+4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配線数	必要容量	干渉	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型代替交流電源設備 (高圧密閉電源)	7台	3台 (2n+6)	1台	3台	0台	1台	3台	・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。 ・輸送時水櫃(図1)及び(図2)を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース計約6,880m)。 ・淡水水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース計約6,880m)。 ・第4保管エリアに保管する大容量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。
大容量送水車	3台	1台 (2n+2)	1台 (備用)	1台	1台	0台	予備1台 (備用)	
可搬型ストレーナー	5台	2台 (2n+4)	1台	2台	0台	2台	予備1台	
ホース (1組:約3,100m) 150A (1組:約180m)	2組+予備	1組 (2n+2)	ホース長毎に1本以上	150A:約920m 100A:約250m	150A:約920m 100A:約250m	150A:約920m 100A:約250m	150A:約2,180m 100A:約1,100m 約120m	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

(1)「2n+α」の可搬型設備

設備名	配線数	必要容量	干渉	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型代替交流電源設備	6台	2台 (2n+4)	2台	-	-	2台	1台	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ1台（電源車（緊急時対策用）の子箱と兼用） ・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ1台
大容量送水車	4台	2台 (2n+2)	2台	-	-	2台	1台	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ ・ホース長ごと1本
ホース (1組:約180m)	4組	2組 (2n+2)	2組	-	-	2組	1組	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ ・ホース長ごと1本
ケーブル (1組:40m)	4台	1台 (2n+2)	1台	-	-	1台	1台	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ ・ホース長ごと1本
可搬型代替交流電源設備	4台	1台 (2n+2)	1台	-	-	1台	1台	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ ・ホース長ごと1本
ケーブル (1組:40m)	4台	1台 (2n+2)	1台	-	-	1台	1台	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外種バックアップ ・ホース長ごと1本

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・重大事故時に必要となる注水流量等が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の仕様及び数量が相違する。また、建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
	<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スプレイズル</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・必要数（1組/セット）の2セット、合計2組。</td> </tr> <tr> <td>ホース 75A（1組：約220m）</td> <td>2組+予備</td> <td>1組 (2n-1)</td> <td>ホース長毎に1本以上</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・必要数（移動式代替熱交換設備） 1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組）の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉建屋代替設備を使用。</td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-1)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台 (001)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース 送水車250A（1組：約50m） 送水車250A（1組：約70m） 送水車300A（1組：約90m）</td> <td>2組+予備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長毎に1本以上</td> <td>1組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	可搬型スプレイズル	3台	1台 (2n-2)	1台	0台	0台	0台	0台	・必要数（1組/セット）の2セット、合計2組。	ホース 75A（1組：約220m）	2組+予備	1組 (2n-1)	ホース長毎に1本以上	1台	0台	0台	0台	・必要数（移動式代替熱交換設備） 1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組）の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉建屋代替設備を使用。	移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-1)	1台	0台	0台	0台	0台		大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (001)	1台	0台	0台	0台		ホース 送水車250A（1組：約50m） 送水車250A（1組：約70m） 送水車300A（1組：約90m）	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	1組	0組	0組	0組			
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考																																																	
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																								
可搬型スプレイズル	3台	1台 (2n-2)	1台	0台	0台	0台	0台	・必要数（1組/セット）の2セット、合計2組。																																																					
ホース 75A（1組：約220m）	2組+予備	1組 (2n-1)	ホース長毎に1本以上	1台	0台	0台	0台	・必要数（移動式代替熱交換設備） 1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組）の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉建屋代替設備を使用。																																																					
移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-1)	1台	0台	0台	0台	0台																																																						
大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (001)	1台	0台	0台	0台																																																						
ホース 送水車250A（1組：約50m） 送水車250A（1組：約70m） 送水車300A（1組：約90m）	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	1組	0組	0組	0組																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 赤字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○「n+α」の可搬型設備

設備名	配管数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1	第2	第3	第4	
高圧空蒸気ポンプ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本を分庫保管)				・故障時バックアップ及び 保守点検時機外時バック アップ11本
主蒸気減圧安全弁 用可搬型蓄電池	2個	1個	1個	補助建屋内に2個 (1個と1個を分庫保管)				・故障時バックアップ及び 保守点検時機外時バック アップ1個

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配管数	必要数	予備	保管場所		備考
				原子炉建屋	廃棄物処理建物	
減圧安全弁用蓄電池 ガスボンベ	30本	15本	15本 (5本以上)	2号炉東側 31m-217(a)	2号炉西側 31m-217(b)	・90本のうち予備は5本以上余裕 を見て15本配備。
主蒸気減圧安全弁用蓄電池 (補助器型)	4個	2個	2個	2個+	予備2個	-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

(2) 「n+α」の可搬型設備

設備名	配管数	必要容量	予備	保管場所				備考
				51m倉庫・ 車庫217	1号炉西側 31m-217	1,2号炉北側 31m-217	2号炉東側 31m-217(a)	
加圧器減圧弁操作 バフテリ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管				・故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1個を保管
加圧器減圧弁操作 可搬型蓄電池ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管				・故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1個を保管
原子炉補機冷却水サージ タンク加圧用可搬型 蓄電池ガスボンベ	4個	2個	2個	原子炉建屋内に4個保管				・故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として2個を保管
格納容器空気サンプリング ライン隔離弁操作用可搬型 蓄電池ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管				・故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1個を保管
アニュラス全量排気弁操作 用可搬型蓄電池ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管				・故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として1個を保管
可搬型直流変換器	3台	1台	2台	原子炉補助建屋内に3台保管				・故障時及び保守点検による 待機除外時のバックアップ 用として2台を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(3) 「E」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数との補足)
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	
シルトフエンス	約680m	約640m	約40m	約320m+ 予備約40m	0m	0m	約230m	・輸送費用
小型船舶	2隻	1隻 (備用)	1隻 (備用)	予備1隻 (備用)	0隻	0隻	1隻 (備用)	・シルトフエンスを1隻で設置可 能。
放射線物質吸着材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組	・設置箇所3箇所それぞれ1組 を設置。
大型送水ポンプ車	2台	放射 水 設備 準備 用物 1台	1台 (備用)	0台	0台	予備1台 (備用)	1台	・第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の予備1台は、原 子が補機式船舶採用と原子炉 建物放水設備用を兼用。
放水艇	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	
消防水車消火器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個	
ボース 300A (1組：約760m) 250A (1組：約140m)	1組+ 予備	1組	ボ- ス 設 備 に 備 え 1 本 以 上	予備	0組	0組	1組	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉 【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】		泊発電所3号炉				相違理由
(3) 「n」の可搬型設備							
	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所 第1保管エリア 第2保管エリア 第3保管エリア 第4保管エリア	備考 (必要数nの補足)	
	タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	1台 0台 1台	①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 ・2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 ・1機で船上モニタリングを実施可能。 ・シルトフロントフェンス設置用と兼用。 ・合計10台で測定可能。	
	小型船舶	2隻	1隻 (使用)	1隻 (使用)	予備1隻 (使用) 0隻	・1機で船上モニタリングを実施可能。 ・シルトフロントフェンス設置用と兼用。	
	可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+予備1台 0台	・合計10台で測定可能。	
	中央制御室待機室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+予備35本	・合計15本で中央制御室待機室を緊急停止しつつ、10時間正圧化することが可能。	
	可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台 0台	・気象観測は1台で測定可能。	
注：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策用発電機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>96本</td> <td>454本+ 予備56本</td> <td>0本</td> <td>0本</td> <td>予備30本</td> <td>・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつつ、11時間正圧化すること が可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化する ことが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策要員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	緊急時対策用発電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	96本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつつ、11時間正圧化すること が可能。	緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化する ことが可能。	緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策要員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。		
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
緊急時対策用発電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																												
緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	96本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつつ、11時間正圧化すること が可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化する ことが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策要員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-5表 保管場所等における主要設備

○アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1	第2	第3	第4	
ブルドーザ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	・故障時バックアップ及び保守の稼働機稼働時バックアップ1台
バックホウ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	・故障時バックアップ及び保守の稼働機稼働時バックアップ1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

第3-2表 保管場所等における主要設備

(1) 重機

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備1台	—
※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。						
(2) その他設備（自主的に所有している設備）						
設備名	配備数	保管場所				備考
化学消防自動車	2台	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	—
小型動力ポンプ付水搬車	2台	1台	0台	0台	1台	—
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	—
放射能搬運車	1台	屋内保管場所				—
原子炉補機庫本ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品
クワタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品 ・搬出設備
中型ホース巻取車 (150A)	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材
大型ホース巻取車 (150B)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

第3-4表 保管場所等における主要設備

(1) アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所							備考
				5m倉庫・北東2号炉	1号炉西側3m2号炉	2号炉西側3m2号炉	2号炉西側3m2号炉	限平台行政用道路区画60m2号炉	緊急時対応可3号炉		
ホイールローダ	2台	1台	1台	—	1台	—	—	—	—	—	・搬出時等緊急時対応は、搬出可能となる1台は確保可能とする1台は予備として配備
バックホウ	2台	1台	1台	—	1台	—	—	—	—	—	・搬出時等緊急時対応は、搬出可能となる1台は確保可能とする1台は予備として配備

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所	備考
化学消防自動車	2台	第3保管エリア及び第4保管エリア	・第3保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
大型化学真所放水車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
放射線測定車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
汚染源搬送車	1台	第3保管エリア	-
薬液補給装置	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・原子炉格納容器フィルターメントフィルタ装置への補給用 ・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
放射線物質採取器	100個	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：50個 ・第4保管エリア：50個
原子炉電力融通ケーブル（可搬型）	1巻）	第2保管エリア	-
放射線測定車	1台	第1保管エリア	-
ホイールローダ	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で例外に保管するもの。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
大型ホース巻取車(900A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
ホース巻取車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
直流発電機115V	1台	1台	0台	0台	0台	-
直流発電機200V	1台	1台	0台	0台	0台	-
小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
シルトフエンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材
放射線物質搬送機	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
放射線測定車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
燃料プールのスプレイ装置	2台	原子炉建物				-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉



(2) その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所	備考
水槽付消防ポンプ自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
化学消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
大規模火災用消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
原子炉間連絡ケーブル	2組	構内保管場所	-
放射線測定車	2台	51m倉庫・車庫エリア、構内保管場所	-
放射線物質採取器	3式	51m倉庫・車庫エリア	-
貯場シルトフエンス	2式	構内保管場所	-
シルトフエンス運搬車	2台	51m倉庫・車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)	資機材
原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機	2台	51m倉庫・車庫エリア	予備品
原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機運搬車	1台	構内保管場所	資機材
ホース延長・回収車（放水用）	2台	51m倉庫・車庫エリア、1、2号炉北側31mエリア	資機材
放射線測定車	1台	構内保管場所	資機材
資機材運搬車	4台	51m倉庫・車庫エリア、構内保管場所	資機材
可搬型水中ポンプ	1式	1、2号炉北側31mエリア	資機材
ホイールローダ（自主対策設備）	2台	2号炉東側31mエリア(a)、重望台行政管理道路脇西側60mエリア	-
ブルドーザ	1台	構内保管場所	-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で例外に保管するもの。


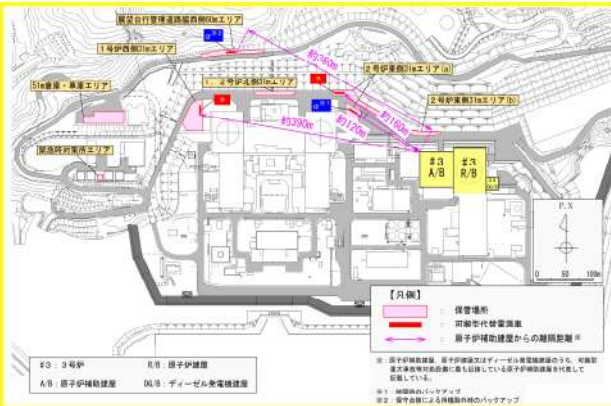
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型大型送水ポンプ車の相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(1/10)</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は保管場所における可搬型設備の離隔距離を明確化している。

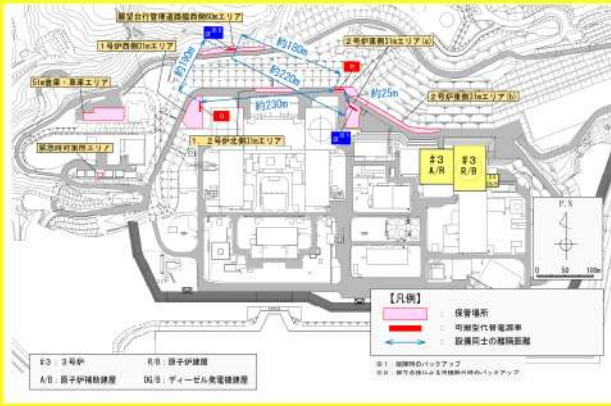

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補機冷却海水ポンプとの離隔距離</p>	
		 <p>可搬型代替電源車と原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(2/10)</p>	


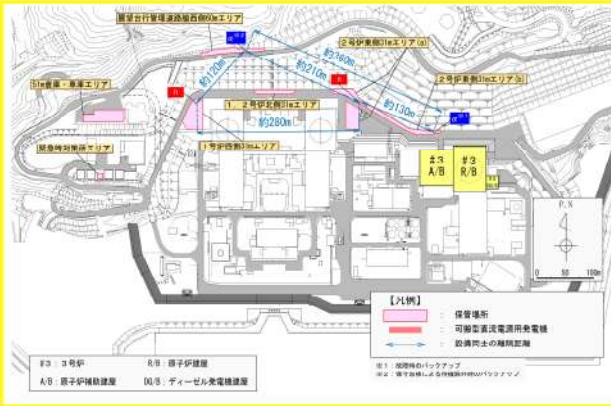
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型代替電源車の相互の離隔距離</p>  <p>可搬型代替電源車と代替非常用発電機との離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(3/10)</p>	

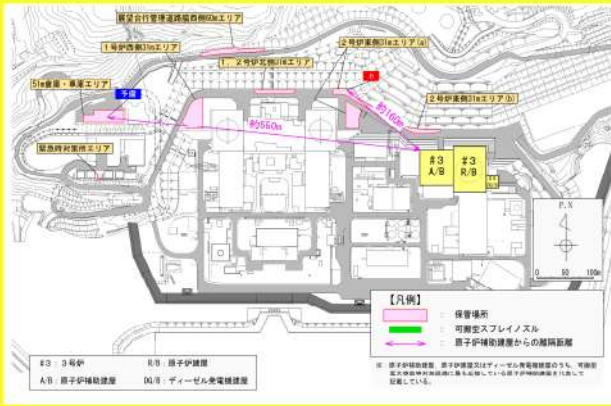

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1402 576 1899 600">可搬型直流電源用発電機と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p data-bbox="1462 1070 1839 1094">可搬型直流電源用発電機の相互の離隔距離</p> <p data-bbox="1496 1126 1805 1150">第3-3図 可搬型設備の配置(4/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型スプレイノズルと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型スプレイノズルの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(5/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車・泡混合設備・放水砲と原子炉補助建屋との隔離距離</p>  <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車・泡混合設備・放水砲の相互の隔離距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(6/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型タンクローリーと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型タンクローリーの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(7/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

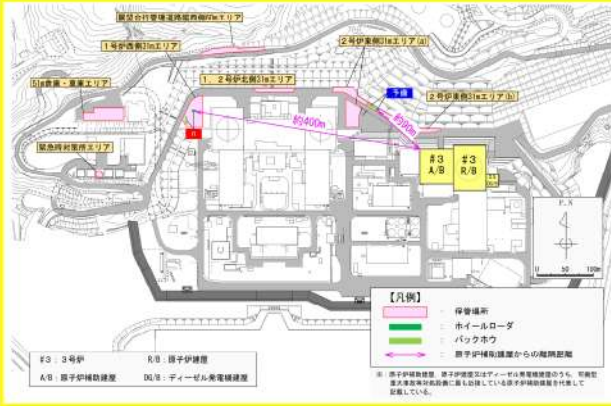

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>約40m</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 小型船舶 原子炉種別建屋からの離隔距離 <p>※ 原子炉種別建屋、原子炉種別建屋タイプ別に見積もる距離のうち、今回記載する距離は当該距離にも対応している原子炉種別建屋において記載している。</p> <p>第3号炉 R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉補助建屋 D/G：ディーゼル発電機建屋</p> <p>小型船舶と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>約30m</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 小型船舶 設備同士間の離隔距離 <p>第3号炉 R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉補助建屋 D/G：ディーゼル発電機建屋</p> <p>小型船舶の相互の離隔距離</p>	

第3-3図 可搬型設備の配置(8/10)



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
		 <p>ホイールローダ・バックホウと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>ホイールローダ・バックホウの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(9/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>集水樹シルトフェンスと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>集水樹シルトフェンスの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(10/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは、緊急時対策所から原子炉建物内へ入城するための経路を考慮し設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第2-2表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①、②の条件を満足するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①基準津波の影響を受けない、防波壁内側のルート ②基準地震動S_sによる被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動S_sによる被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>(5) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定し、加えて、アクセスの多様性確保の観点から踏まえた自主整備ルートを整備する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第3-5表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを以下のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①及び②の条件を満足するルートを複数設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①基準津波の影響を受けない防潮堤内側又は基準津波の影響を受けない敷地高さ以上のルート ②基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地下構造物等の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動による被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は一部、防潮堤に取り囲まれた範囲外をアクセスルートに設定していることから、基準津波において評価点を設定し、津波が遇上しないことを確認する予定。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第2-3,4図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所及び保管場所から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺、淡水、海水取水場所等）、原子炉建物入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 防波壁の内側かつ防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。別紙(25)参照）に、基準地震動S_sによる被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。具体的には、「①1、2号炉原子炉建物南側を經由したルート」と「②第二輪谷トンネルを經由したルート」の2ルートを設定する。また、保管場所を起点若しくは經由したルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点としたE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート ルートB：緊急時対策所を起点とし、第4保管エリアを經由したE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート ルートC：緊急時対策所を起点とし、第2保管エリアを經由したE L 44m エリア作業用アクセスルート ルートD：緊急時対策所を起点とし、第3保管エリアを經由したE L 13~33m及びE L 44m エリア作業用アクセスルート 	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第3-4, 5, 6図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所から目的地（作業場所（3号炉周辺、海水及び淡水取水場所等）、建屋入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 防潮堤の内側かつ防火帯の内側に、基準地震動による被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。 保管場所からT.P.10m作業エリアへのアクセスルートを複数設定する。具体的には、「①3号炉原子炉建屋北側を經由したルート」と「②アクセスルートトンネル*を經由したルート」の2ルートを設定し、保管場所を起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA①：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由したT.P.10m作業エリアへのルート ルートA②：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを經由したT.P.10m作業エリアへのルート ルートB①：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由したT.P.10m作業エリアへのルート ルートB②：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを經由したT.P.10m作業エリアへのルート <p>※：アクセスルートトンネルは、重大事故等に備えたルートとして常時確保の必要性から、通常の発電所の運用には使用しない。（補足資料(22)参照）</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】名称の相違 【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】運用の相違 ・泊はアクセスルートトンネルを通常の運用に使用しない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・淡水取水場所（E L44m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、ホースを速やかに配置するために、2号炉原子炉建物西側及び南側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・緊急時対策所から原子炉建物内へ直接入城するアクセスルートは、基準地震動Ssの影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動Ssの影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動Ssによる被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・T.P.10m作業エリアから建屋入口への屋外アクセスルートを複数設定する。具体的には、「③3号炉原子炉建屋東側を經由したルート」と「④3号炉原子炉建屋西側を經由したルート」の2ルートを設定し、T.P.10m作業エリアを起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <p>ルート③：3号炉原子炉建屋東側を經由したルート ルート④：3号炉原子炉建屋西側を經由したルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51m倉庫・車庫エリアと敷地T.P.31mで標高差があることを踏まえ、保管場所まで速やかに移動するために、1号炉原子炉建物西側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・屋外から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入城するアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 ・使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・段差緩和対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

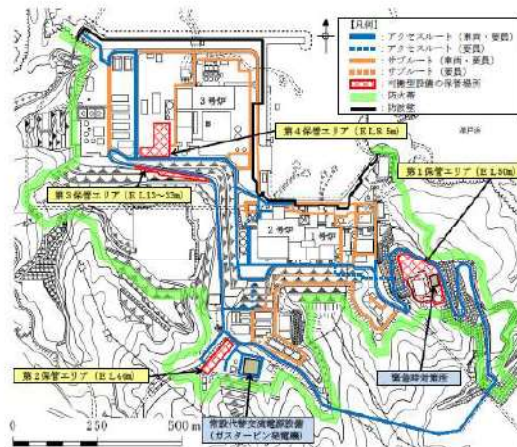
第2-2表 屋外アクセスルートの用語の定義

場所	大分類	小分類	概要説明
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。

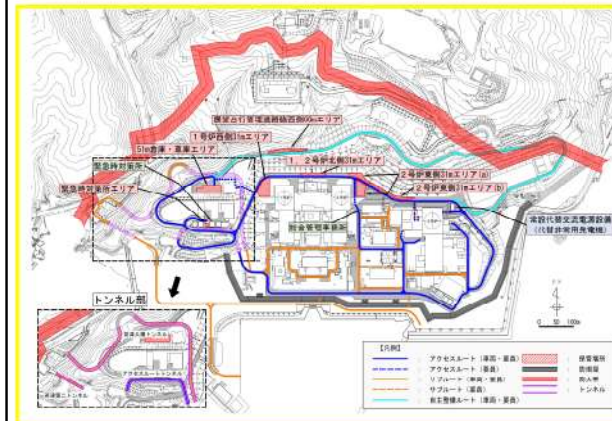
第3-5表 屋外アクセスルートの用語の定義

場所	大分類	小分類	概要説明
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用可能なルート。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。
		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。

【島根】設計方針の相違
 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）



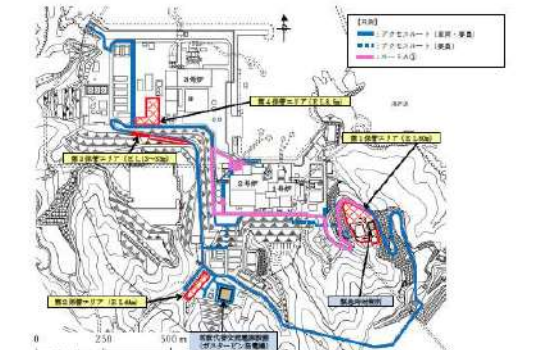
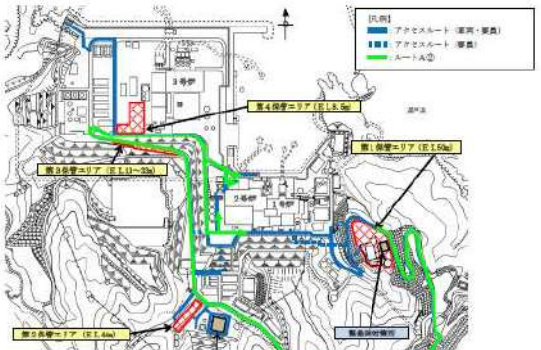
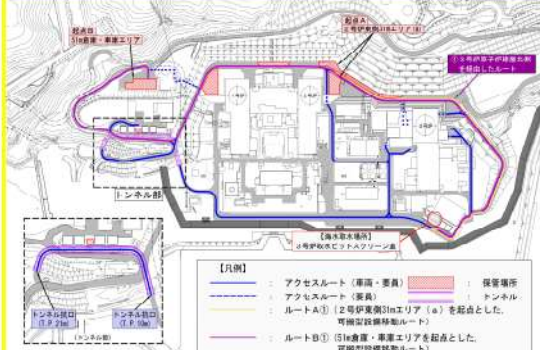
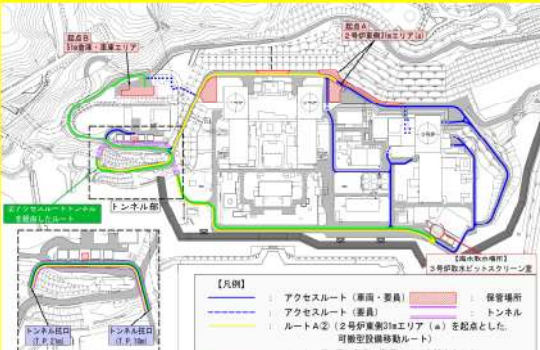
第2-3図 屋外アクセスルート図



第3-4図 屋外アクセスルート図

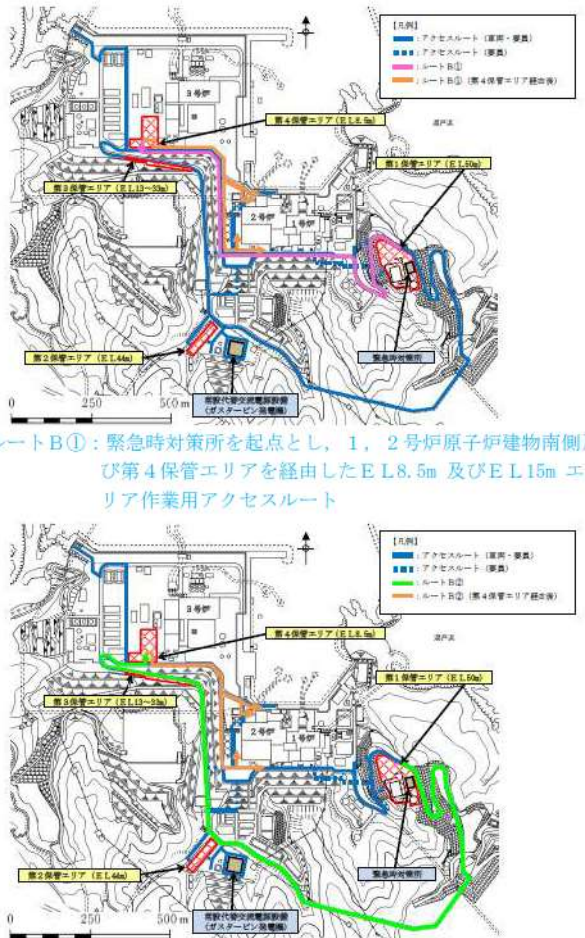
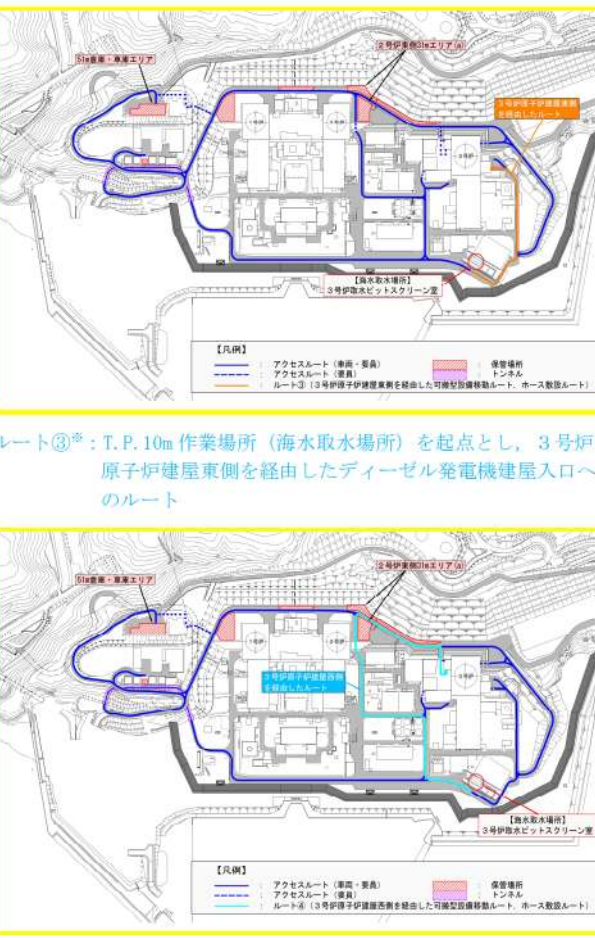
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を経由したE L8.5m及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L8.5m及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要（1/4）</p>	 <p>ルートA①[※]：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①[※]：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②[※]：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②[※]：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ビットスクリーン室）】 ルートA①：760m、 ルートB①：1,710m、 ルートA②：1,570m、 ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第3-5図 保管場所からT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

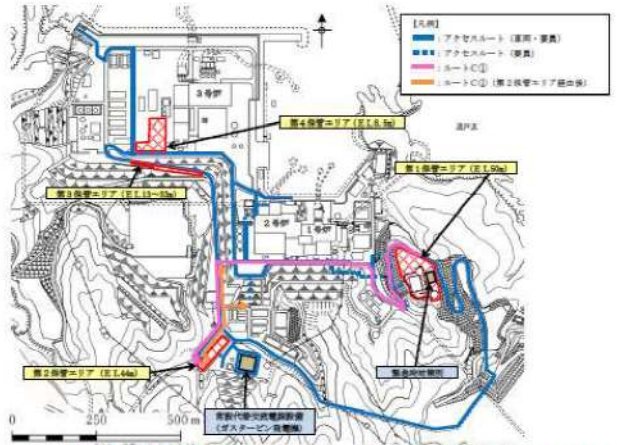
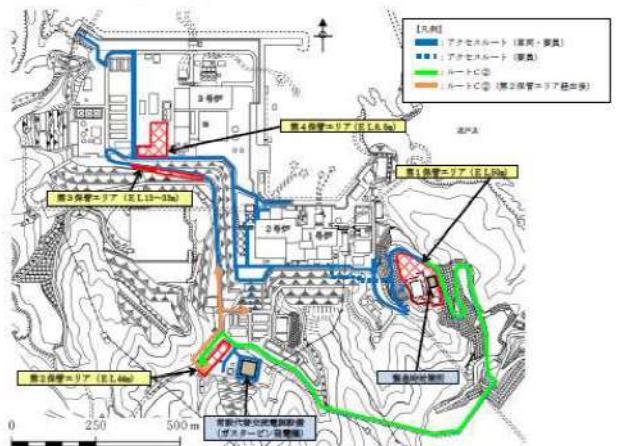
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>ルート③*：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を経由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p> <p>ルート④*：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を経由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ビットスクリーン室～建屋接続口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第3-6図 T.P.10m作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

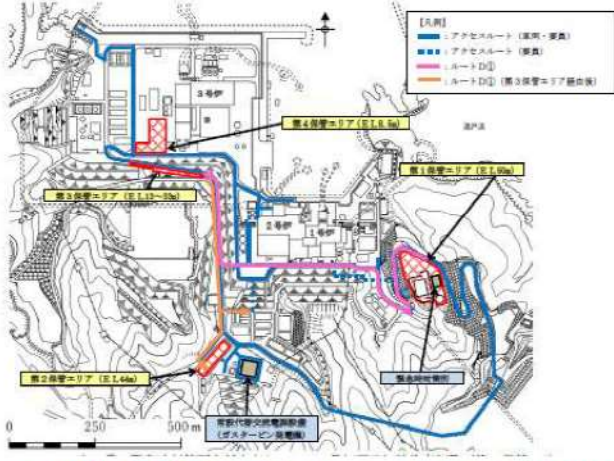
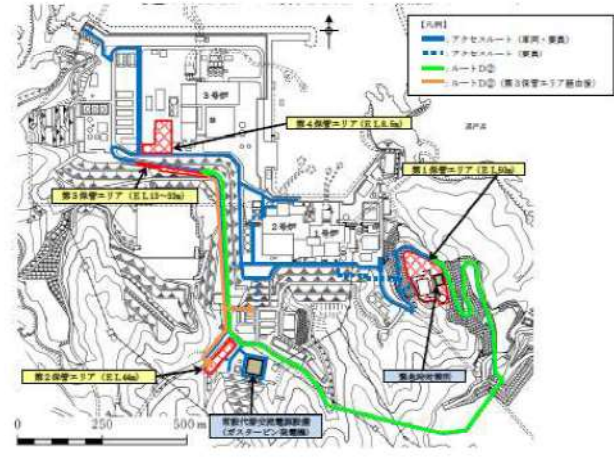
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要 (3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4 図 保管場所からのアクセスルート概要 (4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から直接原子炉建物内に入域するための原子炉建物の入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <p>①原子炉建物の入口を複数設定する。</p> <p>②上記①のうち、基準地震動 S_s の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート及び迂回路は、基準地震動 S_s の影響を受けない建物に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ①各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。 ②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素ガス内包機器については、地震時に火災源とならない。 ③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。 ④アクセスルート及び迂回路近傍の常置品及び仮置資機材については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。 なお、迂回路は、転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行も考慮する。 <p>(b) 地震以外の自然現象の考慮</p> <p>地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項</p> <p>アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p>	<p>(6) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋（以下「主要建屋」という。）内に入域するための入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <p>①操作場所まで移動するための主要建屋の入口を複数設定する。</p> <p>②上記①のうち、基準地震動の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート及び迂回路は、基準地震動の影響を受けない建屋に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ①各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。 ②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素内包機器については、地震時に火災源とならない。 ③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。 ④アクセスルート及び迂回路近傍の常設物及び仮置物については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。 なお、当該常設物及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えによる通行も考慮する。 <p>(b) 地震以外の自然現象の考慮</p> <p>地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項</p> <p>アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p>	<p>【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】記載名称及び記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋内に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートで繋がっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載していない。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>泊は、迂回路の評価をアクセスルートと同等の評価を実施している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 原子炉建物入口 重大事故等時に屋外から直接、原子炉建物内に入域するため基準地震動S_sの影響を受けない入口を原子炉建物の西側に2箇所、南側に1箇所設定する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動S_sの影響を受けない原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建物及び廃棄物処理建物までのルート。 原子炉建物及び廃棄物処理建物の各階層間を移動するためのルート。 <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路 <p>(6) 島根原子力発電所1号炉の廃止措置の影響 廃止措置中である島根原子力発電所1号炉の廃止措置関連工事の実施に当たっては、島根原子力発電所2号炉の重大事故等対応に必要な可搬型設備の保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼさないよう工事を実施し、運用管理を原子炉施設保安規定に規定し、QMS規程に基づき実施する。 なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p>	<p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 主要建屋入口 重大事故等時に屋外から主要建屋内に入域するため基準地震動の影響を受けない主要建屋の入口として原子炉補助建屋の北側に2箇所、原子炉建屋の東側に2箇所、ディーゼル発電機建屋の東側に1箇所設定する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動の影響を受けない主要建屋に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋までのルート。 主要建屋の各階層間を移動するためのルート。 <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路。 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路。 	<p>【島根】記載表現及び建屋名称等の相違 【島根】記載内容の相違 ・建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋内に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートで繋がっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載していない。</p> <p>【島根】廃止措置関連工事の実施の有無による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>(7) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの自然現象等に対する影響評価</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす自然現象等については、抽出の考え方及び概略影響評価結果を以下に示す。詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>a. 自然現象</p> <p>(a) 自然現象抽出の考え方</p> <p>自然現象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した55事象を母集団とする。（別紙(34)参照） 収集した55事象について、第2-3表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照） <p>第2-3表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（自然現象）</p> <table border="1" data-bbox="757 1109 1272 1444"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【19事象】</td> <td>干ばつ/砂嵐/雪崩/カネスト/地下水による浸食/潮又は河川の水位低下/水結（水害の凍結）/氷壁/河川の迂回/土壌の収縮又は膨張</td> </tr> <tr> <td>ハザード濃度・濃度が低く、事象にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】</td> <td>埃害、塩害/海岸浸食（水面下の侵食）</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】</td> <td>高湿/ちや/霜/高水害（海水高潮）/紅水害（海水温熱）/太陽フレア、磁嵐/雷害</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に含まれる事象【21事象】</td> <td>地震活動：地面の隆起/陥没/泥湧出（泥状化） 津波：海水面高/海水地滑り/海底地滑り/津波/静浪/高潮/浸食 洪水：潮又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 竜巻：局所的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）：氷害 地滑り、土石流等：土砂崩れ（山崩れ、崩落） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、燃焼噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：草原火災</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】</td> <td>隕石</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：降水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮</p>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【19事象】	干ばつ/砂嵐/雪崩/カネスト/地下水による浸食/潮又は河川の水位低下/水結（水害の凍結）/氷壁/河川の迂回/土壌の収縮又は膨張	ハザード濃度・濃度が低く、事象にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	埃害、塩害/海岸浸食（水面下の侵食）	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	高湿/ちや/霜/高水害（海水高潮）/紅水害（海水温熱）/太陽フレア、磁嵐/雷害	影響が他の事象に含まれる事象【21事象】	地震活動：地面の隆起/陥没/泥湧出（泥状化） 津波：海水面高/海水地滑り/海底地滑り/津波/静浪/高潮/浸食 洪水：潮又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 竜巻：局所的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）：氷害 地滑り、土石流等：土砂崩れ（山崩れ、崩落） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、燃焼噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：草原火災	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	隕石	<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす外部事象について、概略影響評価結果を以下に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルート及び自主整備ルートは、それぞれ地震及び津波時に期待しないルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 想定する自然現象</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊の屋外アクセスルートは、島根の考え方を参考としているから、島根の記載を取り入れている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【19事象】	干ばつ/砂嵐/雪崩/カネスト/地下水による浸食/潮又は河川の水位低下/水結（水害の凍結）/氷壁/河川の迂回/土壌の収縮又は膨張														
ハザード濃度・濃度が低く、事象にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	埃害、塩害/海岸浸食（水面下の侵食）														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	高湿/ちや/霜/高水害（海水高潮）/紅水害（海水温熱）/太陽フレア、磁嵐/雷害														
影響が他の事象に含まれる事象【21事象】	地震活動：地面の隆起/陥没/泥湧出（泥状化） 津波：海水面高/海水地滑り/海底地滑り/津波/静浪/高潮/浸食 洪水：潮又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 竜巻：局所的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）：氷害 地滑り、土石流等：土砂崩れ（山崩れ、崩落） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、燃焼噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：草原火災														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	隕石														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 ・保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 ・保管場所、その他現場における屋外作業や屋外アクセスルートの通行が可能なこと。 ・屋内アクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>(b) 自然現象の影響評価（概略）</p> <p>「(a) 自然現象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を除いた事象（12事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-4表に示す。</p>	<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 ・保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 ・保管場所、その他現場における屋外作業や屋外のアクセスルートの通行が可能なこと。 ・屋内のアクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に影響評価における確認事項を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第4-1表 自然現象により想定される影響評価結果				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(1/4)				第4-1表 自然現象により想定される影響概略評価結果				
自然現象	評価結果			自然現象	概略評価結果			自然現象	評価結果			
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート	
地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違
津波	・基準津波に対し防潮堤や防潮壁を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、アクセスルートまで遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防潮堤を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	
洪水	・敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	洪水	・敷地周辺に河川等がないことから、洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	洪水	・敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	
風(台風)	・設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、風による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・台風によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。	・建屋内であり影響は受けない。	風(台風)	・設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風(台風)により飛散することはないことから、同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内でありアクセスルートは風(台風)による影響を受けない。	風(台風)	・設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由															
			第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(2/4)						【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違															
電巻	可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は電巻に対して頑健な建屋に設置していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 ・保管エリアに配備する可搬型設備は原子炉建屋等に対し離隔距離の確保、又は飛散防止対策を実施することから原子炉建屋等へ影響を与えない。	電巻によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。 ・万一、送電鉄塔が倒壊した場合であっても、複数のルートが確保されていることから、影響がないルートを選択することで目的地までのアクセスが可能である。	原子炉建屋等は電巻に対し頑健性を有することから影響を受けない。	自然現象	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保管場所</th> <th colspan="2">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は電巻に対して頑健な建屋内に設置していること又は防護対策を実施していることから、同時に機能喪失しない。 ・可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 ・屋外に配置している電巻防護施設近傍の可搬型設備は因轉等により飛来物とならないための対策を実施する。</td> <td>電巻によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 ・通信用無線鉄塔及び送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 ・電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 また、その他の箇所に關しては、複数のアクセスルートが確保されていることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。</td> <td>原子炉建屋等は電巻に対し頑健性を有することからアクセスルートは電巻による影響を受けない。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	概略評価結果			屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は電巻に対して頑健な建屋内に設置していること又は防護対策を実施していることから、同時に機能喪失しない。 ・可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 ・屋外に配置している電巻防護施設近傍の可搬型設備は因轉等により飛来物とならないための対策を実施する。	電巻によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 ・通信用無線鉄塔及び送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 ・電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 また、その他の箇所に關しては、複数のアクセスルートが確保されていることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。	原子炉建屋等は電巻に対し頑健性を有することからアクセスルートは電巻による影響を受けない。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。	自然現象	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保管場所</th> <th colspan="2">評価結果</th> </tr> <tr> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準事故対処設備は電巻に対して建屋内等の防護した場所に設置していることと、原子炉建屋等に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 ・可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 ・屋外に配置している電巻防護施設近傍の可搬型設備は、因轉等により飛来物とならないための対策を実施する。</td> <td>電巻によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 ・送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 ・電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 その他の場所に関しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。</td> <td>原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 ・電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 その他の場所に関しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	評価結果		屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	設計基準事故対処設備は電巻に対して建屋内等の防護した場所に設置していることと、原子炉建屋等に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 ・可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 ・屋外に配置している電巻防護施設近傍の可搬型設備は、因轉等により飛来物とならないための対策を実施する。	電巻によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 ・送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 ・電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 その他の場所に関しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。	原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 ・電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 その他の場所に関しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。
	保管場所	概略評価結果																						
屋外のアクセスルート		屋内のアクセスルート																						
可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は電巻に対して頑健な建屋内に設置していること又は防護対策を実施していることから、同時に機能喪失しない。 ・可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 ・屋外に配置している電巻防護施設近傍の可搬型設備は因轉等により飛来物とならないための対策を実施する。	電巻によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 ・通信用無線鉄塔及び送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 ・電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 また、その他の箇所に關しては、複数のアクセスルートが確保されていることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。	原子炉建屋等は電巻に対し頑健性を有することからアクセスルートは電巻による影響を受けない。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。																						
保管場所	評価結果																							
	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																						
設計基準事故対処設備は電巻に対して建屋内等の防護した場所に設置していることと、原子炉建屋等に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 ・可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 ・屋外に配置している電巻防護施設近傍の可搬型設備は、因轉等により飛来物とならないための対策を実施する。	電巻によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 ・送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 ・電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 その他の場所に関しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。	原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 ・電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 その他の場所に関しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。																						
積雪	気象予報により事前の予測が十分可能であり、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪及び積雪量を撤去し対応するための積雪の影響はない。その上で車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配備して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め鉄板を短す。(別紙(6)参照) また、ブルドーザにより最大152分で除雪が可能である。(別紙(6)参照)	建屋内であり影響を受けない。	凍結	可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため影響を受けない。同時に機能喪失しない。 ・気象予報により事前の予測が十分可能であり、地盤に影響が出ないよう、各設備の掘削に関する仕様を下回るおそれがある場合には、必要に応じて、あらかじめ可搬型設備の除雪機を稼働を事前に実施することからアクセス時間への影響はない。	建物内でありアクセスルートは凍結による影響を受けない。	積雪	気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタッドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールローダにより最大158分で除雪が可能である。(別紙(6)参照)	建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。														
	構内排水設備は十分な排水能力があることから、保管場所に滞留水は発生しない。(別紙(26)参照)	構内排水設備は十分な排水能力があることから、アクセスルートに滞留水は発生しない。(別紙(26)参照)	浸水防止対策を短された建物内であり、アクセスルートは浸水による影響を受けない。	降水	構内排水設備は十分な排水能力があることから、保管場所に滞留水は発生しない。(別紙(26)参照)	浸水防止対策を短された建物内であり、アクセスルートは浸水による影響を受けない。																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)				
自然現象	評価結果		屋内アクセラート	自然現象	概略評価結果		屋内アクセラート	自然現象	評価結果		屋内アクセラート	
	保管場所	屋外アクセラート			保管場所	屋外アクセラート			保管場所	屋外アクセラート		
凍結	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予報が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため凍結の影響はない。その上で車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、走行で凍結することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配置して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。(別紙(36)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予報が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため凍結の影響はない。その上で車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、走行で凍結することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配置して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。(別紙(36)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響を受けない。 	凍雪	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予報が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況等を見計らいながらアクセスでの対応が可能である。なお、ホイールロードにより最大77分で除雪が可能である。(別紙(22)参照) 積雪時においても、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予報が十分可能であり、積雪状況等を見計らいながらアクセスでの対応が可能である。なお、ホイールロードにより最大77分で除雪が可能である。(別紙(22)参照) 積雪時においても、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内でありアクセラートは積雪による影響を受けない。 	凍結(画紙面)	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予報が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう必要に応じてあらかじめ可搬型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予報が十分可能であり、融結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤はすべり止めの材を散布し対応するための凍結の影響はない。その上で車両にスタッドレスタイヤ等を装着し、走行で凍結することからアクセスに問題を生じる可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセラートは影響を受けない。 	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの自然現象に対する対応内容の相違
降水	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、影響を受けない。 	落雷	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は避害対策を施した建物内に設置されており、かつ保管場所とは位置的分散が図られていることから、同時に機能喪失しない。 1回の落雷により影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 落雷によりアクセラートが影響を受けることはない。 落雷発生中は、屋内に避難し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 落雷によりアクセラートが影響を受けることはない。 落雷発生中は、屋内に避難し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物には避害設備を設置しておりアクセラートは落雷による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、アクセラートは影響を受けない。 	
落雷	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は避害対策を施したエリアに設置されており、かつ保管場所とは位置的分散が図られていることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 1回の落雷により影響を受ける範囲は限定されるため、保管場所は2セットを離隔して位置的分散を図っており、影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 落雷によりアクセラートが影響を受けることはない。 落雷発生中は、屋内に避難し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋には避害設備を設置しており影響を受けない。 	地滑り・土石流	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は地滑り・土石流の影響範囲外に設置していることから、同時に機能喪失しない。 地滑り・土石流により影響を受ける範囲は限定され、屋外に配置している可搬型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は地滑り・土石流の影響範囲外に設置していることから、同時に機能喪失しない。 地滑り・土石流により影響を受ける範囲は限定され、屋外に配置している可搬型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等は地滑り・土石流により影響を受ける範囲にないため、アクセラートは影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、アクセラートは影響を受けない。 		
地滑り	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり地形分布図や土砂災害危険箇所図等によると女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起すような地形は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、地滑りの影響を受ける範囲にない建屋内に設置されており、屋外に配置している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 屋外に配置している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、地滑りの影響を受ける範囲にない建屋内に設置されており、屋外に配置している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 屋外に配置している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧が建屋、原子炉建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセラートは影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、地滑りの影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、地滑りの影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧が建屋、原子炉建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセラートは影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧が建屋、原子炉建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセラートは影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧が建屋、原子炉建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセラートは影響を受けない。(別紙(38)参照) 	
<p>【追記】他条文の審査状況の反映</p> <p>(地滑り影響評価について、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため)</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

自然現象	評価結果		
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対応が可能であること。また、ブルドーザにより最大17分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対応が可能である。また、ブルドーザにより最大17分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響は受けない。
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧食等の侵入による影響を受けない。また、衛生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管場所は位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内のアクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧食等の侵入による影響を受けない。
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対応設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性は支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。
高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内のアクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。

島根原子力発電所2号炉

第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(4/4)

自然現象	概略評価結果		
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対応が可能であること。また、ブルドーザにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対応が可能である。なお、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内でありアクセスルートは火山による影響を受けない。
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対応設備と同時に機能喪失しない。 保管場所は複数箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(27)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 容易に排除可能であるため、アクセスルートに影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。

泊発電所3号炉

自然現象	評価結果		
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対応が可能であること。また、ブルドーザにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対応が可能である。また、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 保管場所に配備する可搬型設備は、位置的に分散をとり複数箇所保管していることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。

【追加】地震津波側面審査の反映
 (火山灰の層厚、密度、降灰除去時間について、地震津波側面審査結果を受けて反映のため)

自然現象	評価結果		
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対応設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、消火要員が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、消火要員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は閉回路運転により建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。
高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(泊発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(泊発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(泊発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置するため、アクセスルートは影響を受けない。

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c)自然現象の重畳事象評価</p> <p>単独事象を組み合わせて、自然現象が重畳した場合の影響について確認した。各重畳事象の影響確認結果を別紙(1)に示す。また、重畳事象のうち、単独事象と比較して影響が増長される事象の組合せと影響評価結果を以下に示す。</p> <p>①屋外のアクセスルートの復旧作業が追加される組合せ</p> <p>単独事象でそれぞれアクセスルートの復旧が必要な事象については、重畳の影響としてそれぞれの事象で発生する作業を実施する必要がある。具体的には、除雪と除灰の組合せ等が該当する。</p> <p>アクセスルートの復旧においては、気象予報等を踏まえてアクセス性に支障が生じる前にあらかじめ除雪や除灰等の活動を開始する運用であることから、例えばアクセスルートの復旧に時間を要する除灰の場合でも、約220分程度でアクセスルートの機能を維持することが可能である。（別紙(24)参照）</p> <p>②可搬型設備の機能に影響がある組合せ</p> <p>単独事象と比較して荷重が増長し、可搬型設備に影響を及ぼすおそれがある組合せは、積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）、降水と火山の影響、積雪と火山の影響、積雪と地震の5事象である。ただし、可搬型設備に堆積した雪及び降下火砕物を除雪、除灰することで、重畳による影響は緩和可能である。</p> <p>(d)まとめ</p> <p>上記より、保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへ影響を及ぼす可能性のある自然現象は地震及び津波であることを確認した。それ以外の自然現象については、単独事象、重畳事象が発生した場合でも、取り得る手段が残っており、事故対応を行うことができることを確認した。地震及び津波の詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、設計上の想定を超える自然現象が発生した場合でも、可搬型設備の分散配置、アクセスルートの複数確保、各種運用（除雪等）により対応は可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に自然事象の重畳について、は「別紙(4)」に記載している。 <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。

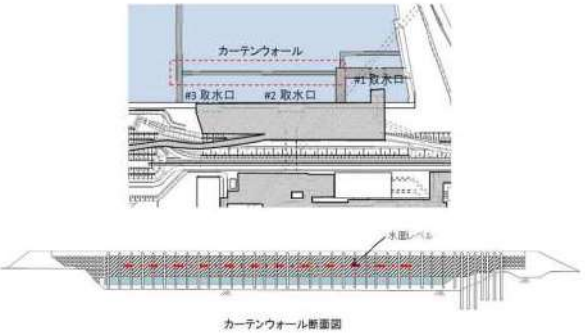
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>b. 人為事象</p>	<p>b. 人為事象</p> <p>(a) 人為事象抽出の考え方 人為事象抽出の考え方は次のとおりである。 ・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき人為事象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した事象から、故意によるものを除いた23事象を母集団とする。（別紙(34)参照） ・収集した23事象について、第2-5表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照）</p> <p>(b) 人為事象の影響評価（概略） 「(a) 人為事象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を加えた事象（8事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-6表に示す。</p> <p>第2-5表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（人為事象）</p> <table border="1" data-bbox="714 778 1323 1166"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】</td> <td>パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル</td> </tr> <tr> <td>ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】</td> <td>発電所内貯蔵の化学物質流出／他炉工事／内部溢水</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【8事象】</td> <td>爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）：有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（貯蔵工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】</td> <td>人工衛星の落下／タービン・ミサイル</td> </tr> </tbody> </table>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル	ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／他炉工事／内部溢水	影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）：有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（貯蔵工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル	<p>(2) 人為事象</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは他の審査項目を呼び込んでいる。</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル														
ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／他炉工事／内部溢水														
影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）：有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（貯蔵工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊、石油コンビナート施設の火災は、敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については取水口外側にカーテンウォールが設置されており、保管場所及びアクセスルートに直接衝突されるおそれがないこと、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>  <p>第4-1図 カーテンウォール構造図</p>		<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については保管場所及びアクセスルートが船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置されていること、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下等）、爆発、近隣工場等の火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災を含めて、近隣工場等の火災と記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(1/2)															
人為事象															
森林火災	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="790 196 972 220">検査場所</th> <th colspan="2" data-bbox="972 196 1335 220">概略評価結果</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="972 220 1151 244">屋外のアクセスルート</th> <th data-bbox="1151 220 1335 244">屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 244 972 339"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して隣隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時機能喪失しない。 </td> <td data-bbox="972 244 1151 339"> ・アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス用に支障はない。（別紙(25)参照） </td> <td data-bbox="1151 244 1335 339"> ・建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 ・万一、はい煙の影響を受ける場合は、セルブリアセット等の装備にて対応する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 339 972 512"> ・万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 ・防火帯内部へ延焼が込んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可燃型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 </td> <td data-bbox="972 339 1151 512"> ・万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査場所	概略評価結果			屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して隣隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時機能喪失しない。	・アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス用に支障はない。（別紙(25)参照）	・建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 ・万一、はい煙の影響を受ける場合は、セルブリアセット等の装備にて対応する。	・万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 ・防火帯内部へ延焼が込んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可燃型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。	・万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。			【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。
検査場所	概略評価結果														
	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート													
原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して隣隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時機能喪失しない。	・アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス用に支障はない。（別紙(25)参照）	・建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 ・万一、はい煙の影響を受ける場合は、セルブリアセット等の装備にて対応する。													
・万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。 ・防火帯内部へ延焼が込んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可燃型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。	・万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対応が可能である。														
飛来物（航空機落下）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 512 972 683"> ・屋外に保管する可燃型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可燃型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 </td> <td data-bbox="972 512 1151 683"> ・複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 ・複数のアクセスルートの確保、消火活動及びれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 </td> <td data-bbox="1151 512 1335 683"> ・原子炉建物等への航空機落下確率は10^{-7}/炉・年未満であることから影響はない。 </td> </tr> </tbody> </table>	・屋外に保管する可燃型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可燃型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。	・複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 ・複数のアクセスルートの確保、消火活動及びれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。	・原子炉建物等への航空機落下確率は 10^{-7} /炉・年未満であることから影響はない。											
・屋外に保管する可燃型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可燃型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。	・複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 ・複数のアクセスルートの確保、消火活動及びれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。	・原子炉建物等への航空機落下確率は 10^{-7} /炉・年未満であることから影響はない。													
ダムの崩壊	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 683 972 818"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の漏水による影響はない。 </td> <td data-bbox="972 683 1151 818"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の漏水によるアクセスルートへの影響はない。 </td> <td data-bbox="1151 683 1335 818"> ・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の漏水によるアクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> </tbody> </table>	・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の漏水による影響はない。	・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の漏水によるアクセスルートへの影響はない。	・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の漏水によるアクセスルートへの影響はない。											
・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の漏水による影響はない。	・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の漏水によるアクセスルートへの影響はない。	・発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の漏水によるアクセスルートへの影響はない。													
爆発	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="790 818 972 991"> ・石油コンビナート及び危険物の貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td data-bbox="972 818 1151 991"> ・アクセスルートは石油コンビナート及び危険物の貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td data-bbox="1151 818 1335 991"> ・建物は石油コンビナート、危険物の貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> </tbody> </table>	・石油コンビナート及び危険物の貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。	・アクセスルートは石油コンビナート及び危険物の貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物の貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。											
・石油コンビナート及び危険物の貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。	・アクセスルートは石油コンビナート及び危険物の貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 ・燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物の貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉	相違理由																								
第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(2/2)																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="719 177 786 196" rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3" data-bbox="1003 177 1099 196">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th data-bbox="786 177 965 196">保管場所</th> <th data-bbox="965 177 1144 196">屋外のアクセスルート</th> <th data-bbox="1144 177 1317 196">屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="719 196 786 384">近隣工場等の火災</td> <td data-bbox="786 196 965 384"> ・石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td data-bbox="965 196 1144 384"> ・アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td data-bbox="1144 196 1317 384"> ・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 384 786 592">有毒ガス</td> <td data-bbox="786 384 965 592"> ・石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td data-bbox="965 384 1144 592"> ・アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td data-bbox="1144 384 1317 592"> ・建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空間を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 592 786 671">船舶の衝突</td> <td data-bbox="786 592 965 671"> ・船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td data-bbox="965 592 1144 671"> ・アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td data-bbox="1144 592 1317 671"> ・建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 671 786 743">電磁的障害</td> <td data-bbox="786 671 965 743"> ・設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 </td> <td data-bbox="965 671 1144 743"> ・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td> <td data-bbox="1144 671 1317 743"> ・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> </tbody> </table>						人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	近隣工場等の火災	・石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。	・アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。	有毒ガス	・石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。	・アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空間を停止し、防護具等を装備することから影響はない。	船舶の衝突	・船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。	・アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。	・建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。	電磁的障害	・設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。	・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。	・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。
人為事象	概略評価結果																												
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																										
近隣工場等の火災	・石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。	・アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設等の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。																										
有毒ガス	・石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。	・アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空間を停止し、防護具等を装備することから影響はない。																										
船舶の衝突	・船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。	・アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。	・建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。																										
電磁的障害	・設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。	・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。	・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。																										

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 屋内外作業に係る成立性評価の概要</p> <p>a. 概要</p> <p>(a) 評価の概要</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセルートに影響を及ぼす可能性がある自然現象及び人為事象は、地震及び津波と考えられるため、地震、津波時における以下の評価を実施し、有効性評価に対する作業の成立性について検討を実施した。</p> <p>①保管場所については、外部起因事象として地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>②屋外のアクセルートについては、地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>③屋内のアクセルートについては、地震及び地震によって発生する火災及び溢水を想定しそれらの影響を評価する。</p> <p>(b) 検討フロー</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセルートの有効性・成立性について、第2-5図の検討フローにて評価する。</p> <p>なお、屋外アクセルートのうちサブルートについては、地震及び津波時に期待しないルートとして位置付けるため、影響評価の対象外とする。</p> <div data-bbox="725 735 1317 1129" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[保管場所及び屋外のアクセルートの評価] --> B[地震・津波の影響想定 (津波によるフロアへの影響)] B --> C[非常時の影響評価 可燃物取組の継続・通信等停止] C --> D[作業環境の適合性確認] D --> E[アクセルートの影響評価] E --> F[仮復旧が可能な アクセルートの抽出] F --> G[アクセルートの復旧時間評価] G --> H[屋外作業の所要時間評価] H --> I[地震発生時の アクセルートの所要時間評価] J[屋内のアクセルートの評価] --> K[津波による被害を想定] J --> L[地震による火災を想定] J --> M[地震による溢水を想定] K --> N[アクセルート周辺の構造の調査 (1/200スケールでの実施)] L --> O[アクセルートの耐火性能を評価 (仮復旧・復旧時間評価)] M --> P[地震時の溢水内容を抽出 (1/200スケールでの実施)] N --> Q[周辺構造物の耐力を評価 低下しないことを確認] O --> R[火災発生時の耐火性能を評価 仮復旧・復旧時間を確認] P --> S[フロアごとの溢水水位と 開口部入口高さで評価] Q --> T[アクセルート上に通行可能な状態を確保] R --> U[火災発生時の耐火性能を評価 仮復旧・復旧時間を確認] S --> V[アクセルート上の通行が可能であることを確認] T --> W[地震発生時の アクセルートの所要時間評価] U --> W V --> W W --> X[地震発生時の作業成立性の評価] </pre> </div>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川の資料構成をベースとしている。</p>

第2-5図 保管場所、屋外及び屋内のアクセルートの有効性・成立性検討フロー

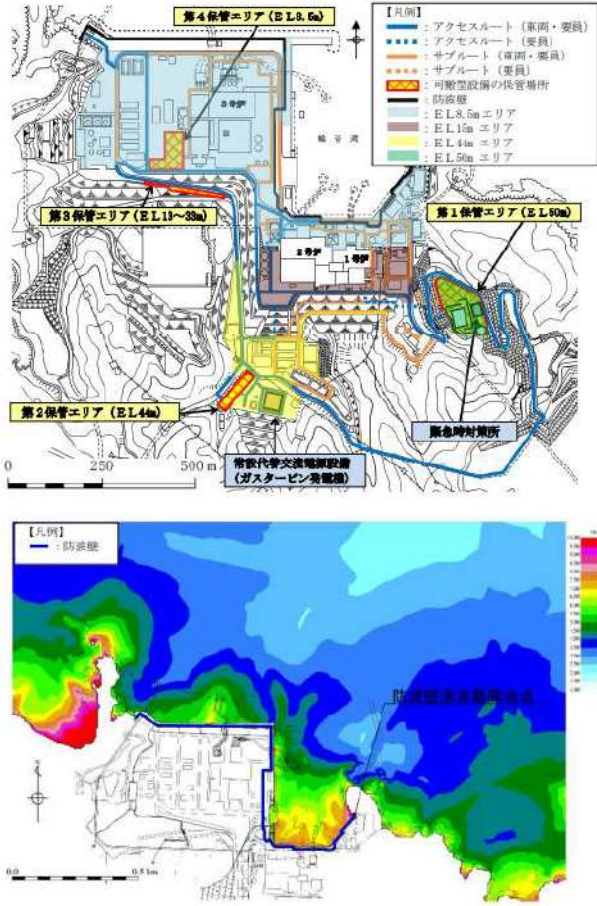
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>(c)地震による被害想定</p> <p>地震による保管場所及び屋外のアクセスルートへの被害要因・被害事象を第2-7表のとおり想定し、それぞれ影響を評価する。</p> <p>なお、サブルートについては、地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-7表 保管場所及び屋外のアクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p> <table border="1" data-bbox="719 408 1323 850"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> <th>アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）</td> <td>損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td rowspan="2">土砂流入、道路損壊による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面・道路面のすべり</td> <td>敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、軟化に伴う浮き上がり</td> <td>不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 地盤支持力の不足</td> <td>可搬型設備の転倒、通行不能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地中埋設建造物の損壊</td> <td>陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、軟化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—	⑦ 地中埋設建造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は女川と同様に「5. 保管場所の評価、(1) 保管場所への影響評価」及び「6. 屋外のアクセスルートへの影響評価」に記載している。</p>
自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象																									
地震	① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞																									
	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能																									
	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能																									
	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																										
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、軟化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能																									
	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—																									
	⑦ 地中埋設建造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(d)津波による被害想定</p> <p>E L 15m の防波壁等を設置することにより、津波による遡上波を地上部及び取水路、放水路等の経路から敷地に到達又は流入させないため、保管場所は津波による被害は想定されない。（「設計基準対象施設について」第五条：津波による損傷の防止）</p> <p>また、アクセスルートは、保管場所と同様、敷地に津波を到達又は流入させないため、津波による被害は想定されない。津波遡上解析の結果を第2-6図に示す。</p> <p>なお、サブルートは、津波時に期待しない。</p>  <p>第2-6図 最大水位上昇量分布（基準津波1，防波堤無し）</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・津波は自然現象の評価において評価済みであるため。</p>







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>3. 保管場所の評価</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛※を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。</p> <p>さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p> <p>a. 「$2n + \alpha$」の可搬型設備</p> <p>原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要な容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p>	<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。 <p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>b. 「n+α」の可搬型設備</p> <p>負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスポンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスポンベは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「2n+α」と「n+α」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <table border="1" data-bbox="712 853 1317 1193"> <tr> <td data-bbox="712 853 779 997">2 n +α</td> <td data-bbox="779 853 996 997">可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) </td> <td data-bbox="996 853 1153 997">大量送水車 </td> <td data-bbox="1153 853 1317 997">可搬型スプレイノズル </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 997 779 1093">n +α</td> <td data-bbox="779 997 996 1093">移動式代替熱交換設備 </td> <td data-bbox="996 997 1317 1093">大型送水ポンプ車 </td> <td data-bbox="1108 997 1317 1093">逃がし安全弁用窒素ガスポンベ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 1093 779 1193">n</td> <td data-bbox="779 1093 996 1193">主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) </td> <td data-bbox="996 1093 1317 1193">可搬式窒素供給装置 </td> <td data-bbox="1153 1093 1317 1193">第1ベントフィルタ 出口水素濃度 </td> </tr> </table> <p>第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p>	2 n +α	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) 	大量送水車 	可搬型スプレイノズル 	n +α	移動式代替熱交換設備 	大型送水ポンプ車 	逃がし安全弁用窒素ガスポンベ 	n	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 	可搬式窒素供給装置 	第1ベントフィルタ 出口水素濃度 		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
2 n +α	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) 	大量送水車 	可搬型スプレイノズル 												
n +α	移動式代替熱交換設備 	大型送水ポンプ車 	逃がし安全弁用窒素ガスポンベ 												
n	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 	可搬式窒素供給装置 	第1ベントフィルタ 出口水素濃度 												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p style="text-align: center;">第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分類</th> <th style="width: 25%;">主要設備名</th> <th style="width: 20%;">使用場所</th> <th style="width: 10%;">第1保管エリア</th> <th style="width: 10%;">第2保管エリア</th> <th style="width: 10%;">第3保管エリア</th> <th style="width: 10%;">第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2n + α</td> <td rowspan="2">・大量送水車</td> <td>E L.4m^{α1}及びE L.15m 周辺^{※2} (送水用)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">n</td> <td style="text-align: center;">n</td> <td style="text-align: center;">α^{※5} (n)用</td> </tr> <tr> <td>E L.8.5m 周辺^{※3} (海水取水用)</td> <td style="text-align: center;">n</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">α^{※5} (n)用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備</td> <td>E L.8.5m 周辺^{※3} (原子炉補機代替冷却系用)</td> <td style="text-align: center;">n</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">α^{※6} (n)用</td> <td style="text-align: center;">n</td> </tr> <tr> <td>E L.15m 周辺^{※4}</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">n + α</td> <td rowspan="2">・可搬型スプレインノズル ・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)</td> <td>屋内で使用</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">原子炉建物</td> </tr> <tr> <td>屋内で使用</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">原子炉建物、廃棄物処理建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">n^{※7}</td> <td>・可搬式窒素供給装置 ・第1ベントファイタルタ出口水蓄濃度</td> <td>E L.15m 周辺^{※4}</td> <td style="text-align: center;">予備</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">n</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：輸送貯水槽(西1)及び(西2)を水源とした送水時は送水時は送水貯水場(E L.4m) 周辺で使用。 ※2：海を水源とした送水時は操縦口 (E L.15m) 周辺で使用。 ※3：海水取水場所 (E L.8.5m) 周辺で使用。 ※4：操縦口 (E L.15m) 周辺で使用。 ※5：大量送水車 (送水用及び海水取水用) のαは兼用とし、第4保管エリアに保管。 ※6：大型送水ポンプ車 (原子炉補機代替冷却系用) のαと大型送水ポンプ車 (原子炉建物放水設備用) のαは兼用とし、第3保管エリアに保管。 ※7：緊急時対策用設備 (緊急時対策用発電機、緊急時対策用正圧化装置 (空気ボンベ)、緊急時対策用所空気浄化装置、緊急時対策用所空気浄化フィルターユニット) 及び可搬式気象観測装置は、n設備を第1保管エリアに、予備を第4保管エリアに保管。</p>	分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	2n + α	・大量送水車	E L.4m ^{α1} 及びE L.15m 周辺 ^{※2} (送水用)	-	n	n	α ^{※5} (n)用	E L.8.5m 周辺 ^{※3} (海水取水用)	n	-	-	α ^{※5} (n)用	・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備	E L.8.5m 周辺 ^{※3} (原子炉補機代替冷却系用)	n	-	-	α ^{※6} (n)用	n	E L.15m 周辺 ^{※4}	-	-	-	-	-	n + α	・可搬型スプレインノズル ・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)	屋内で使用	原子炉建物				屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物				n ^{※7}	・可搬式窒素供給装置 ・第1ベントファイタルタ出口水蓄濃度	E L.15m 周辺 ^{※4}	予備	-	-	n		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																
2n + α	・大量送水車	E L.4m ^{α1} 及びE L.15m 周辺 ^{※2} (送水用)	-	n	n	α ^{※5} (n)用																																																
		E L.8.5m 周辺 ^{※3} (海水取水用)	n	-	-	α ^{※5} (n)用																																																
	・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備	E L.8.5m 周辺 ^{※3} (原子炉補機代替冷却系用)	n	-	-	α ^{※6} (n)用	n																																															
		E L.15m 周辺 ^{※4}	-	-	-	-	-																																															
n + α	・可搬型スプレインノズル ・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)	屋内で使用	原子炉建物																																																			
		屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物																																																			
n ^{※7}	・可搬式窒素供給装置 ・第1ベントファイタルタ出口水蓄濃度	E L.15m 周辺 ^{※4}	予備	-	-	n																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉	相違理由
	(1) 「2n+a」の可搬型設備						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
	<p>(1) 「2n+a」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="763 188 1256 1278"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">子備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スプレインゾル</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>原子力建物 2台+</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。</td> </tr> <tr> <td>ホース 75A(1組:約220m)</td> <td>2組+ 子備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>原子力建物 2組+</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>必要数(移動式代替熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,000m/組)の2セット、 合計移動式代替熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,160m。 *第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の子備1台は、原 子が通機代替熱交換設備と原子力 建物敷本設備を用いる。</td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>原子力建物 3台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>原子力建物 3台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース 送水側250A(1組:約50m) 加水側250A(1組:約70m) 送水側300A(1組:約900m)</td> <td>2組+ 子備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>原子力建物 2組+</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td>原子力建物 子備1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	子備	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	可搬型スプレインゾル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子力建物 2台+	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。	ホース 75A(1組:約220m)	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	原子力建物 2組+	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	必要数(移動式代替熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,000m/組)の2セット、 合計移動式代替熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,160m。 *第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の子備1台は、原 子が通機代替熱交換設備と原子力 建物敷本設備を用いる。	移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	原子力建物 3台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台		大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (2n-2)	原子力建物 3台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台		ホース 送水側250A(1組:約50m) 加水側250A(1組:約70m) 送水側300A(1組:約900m)	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	原子力建物 2組+	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台			<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	子備	保管場所				備考																																																	
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																								
可搬型スプレインゾル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子力建物 2台+	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。																																																					
ホース 75A(1組:約220m)	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	原子力建物 2組+	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	必要数(移動式代替熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,000m/組)の2セット、 合計移動式代替熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,160m。 *第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の子備1台は、原 子が通機代替熱交換設備と原子力 建物敷本設備を用いる。																																																					
移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	原子力建物 3台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台																																																						
大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (2n-2)	原子力建物 3台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台																																																						
ホース 送水側250A(1組:約50m) 加水側250A(1組:約70m) 送水側300A(1組:約900m)	2組+ 子備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	原子力建物 2組+	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台	原子力建物 子備1台																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>(2) 「n+α」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="913 183 1124 1396"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通がし安全弁用窒素ガスボンベ</td> <td>30本</td> <td>15本</td> <td>15本 (5本以上)</td> <td>原子力建物 15本+予備15本</td> <td>*30本のうち予備は5本以上余裕を見て15本配備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気通がし安全弁用窒素池(補助装置)</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td>廃棄物処理建物 2個+予備2個</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	通がし安全弁用窒素ガスボンベ	30本	15本	15本 (5本以上)	原子力建物 15本+予備15本	*30本のうち予備は5本以上余裕を見て15本配備	主蒸気通がし安全弁用窒素池(補助装置)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+予備2個	-		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考																
通がし安全弁用窒素ガスボンベ	30本	15本	15本 (5本以上)	原子力建物 15本+予備15本	*30本のうち予備は5本以上余裕を見て15本配備																
主蒸気通がし安全弁用窒素池(補助装置)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+予備2個	-																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="846 172 1182 1345"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式蒸気供給装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で蒸気供給が可能。</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組：約200m)</td> <td>1組+ 予備</td> <td>1組</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>タービン建物 1組+ 予備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1ベントフィルタ 出口水素濃度</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で水素濃度測定が可能。</td> </tr> <tr> <td>シフトフェンス</td> <td>約40m</td> <td>約20m</td> <td>約20m</td> <td>約10m+ 予備約10m</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>約10m+ 予備約10m</td> <td>・2号炉放水接合槽用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	可搬式蒸気供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で蒸気供給が可能。	ホース (1組：約200m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	タービン建物 1組+ 予備				-	第1ベントフィルタ 出口水素濃度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水素濃度測定が可能。	シフトフェンス	約40m	約20m	約20m	約10m+ 予備約10m	0m	0m	約10m+ 予備約10m	・2号炉放水接合槽用		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
可搬式蒸気供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で蒸気供給が可能。																																												
ホース (1組：約200m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	タービン建物 1組+ 予備				-																																												
第1ベントフィルタ 出口水素濃度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水素濃度測定が可能。																																												
シフトフェンス	約40m	約20m	約20m	約10m+ 予備約10m	0m	0m	約10m+ 予備約10m	・2号炉放水接合槽用																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数の補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シールドフュエルス</td> <td>約050m</td> <td>約640t</td> <td>約40t</td> <td>約320m⁺ 予備約40m</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>約320m</td> <td>・輸送専用</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (庫内)</td> <td>1隻 (庫内)</td> <td>予備1隻 (庫内)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (庫内)</td> <td>・シールドフュエルスを1隻で設置可能。 ・海上モモニタリング用と兼用。 ・設置場所3箇所それぞれ1組を設置。</td> </tr> <tr> <td>放射線防護装置材</td> <td>4組</td> <td>3組</td> <td>1組</td> <td>予備1組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>3組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>2台</td> <td>放射線 本設が 集積 専用特</td> <td>1台 (庫内)</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 (庫内)</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・駅3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子力施設内警備用と原子力建物放水設備用を兼用。</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬貯留器</td> <td>6個</td> <td>5個</td> <td>1個</td> <td>予備1個</td> <td>0個</td> <td>0個</td> <td>5個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース 300A (1組：約760m) 250A (1組：約140m)</td> <td>1組+ 予備</td> <td>1組</td> <td>ホース長 別に 1本 以上</td> <td>予備</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>1組</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数の補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	シールドフュエルス	約050m	約640t	約40t	約320m ⁺ 予備約40m	0m	0m	約320m	・輸送専用	小型船舶	2隻	1隻 (庫内)	1隻 (庫内)	予備1隻 (庫内)	0隻	0隻	1隻 (庫内)	・シールドフュエルスを1隻で設置可能。 ・海上モモニタリング用と兼用。 ・設置場所3箇所それぞれ1組を設置。	放射線防護装置材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組		大型送水ポンプ車	2台	放射線 本設が 集積 専用特	1台 (庫内)	0台	0台	予備1台 (庫内)	1台		放水砲	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・駅3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子力施設内警備用と原子力建物放水設備用を兼用。	泡消火薬貯留器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個		ホース 300A (1組：約760m) 250A (1組：約140m)	1組+ 予備	1組	ホース長 別に 1本 以上	予備	0組	0組	1組			<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数の補足)																																																																			
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																																										
シールドフュエルス	約050m	約640t	約40t	約320m ⁺ 予備約40m	0m	0m	約320m	・輸送専用																																																																							
小型船舶	2隻	1隻 (庫内)	1隻 (庫内)	予備1隻 (庫内)	0隻	0隻	1隻 (庫内)	・シールドフュエルスを1隻で設置可能。 ・海上モモニタリング用と兼用。 ・設置場所3箇所それぞれ1組を設置。																																																																							
放射線防護装置材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組																																																																								
大型送水ポンプ車	2台	放射線 本設が 集積 専用特	1台 (庫内)	0台	0台	予備1台 (庫内)	1台																																																																								
放水砲	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・駅3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子力施設内警備用と原子力建物放水設備用を兼用。																																																																							
泡消火薬貯留器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個																																																																								
ホース 300A (1組：約760m) 250A (1組：約140m)	1組+ 予備	1組	ホース長 別に 1本 以上	予備	0組	0組	1組																																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="757 188 1272 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号が運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 </td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ポスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>50本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td colspan="4">廃棄物処理建物 15本+ 予備35本</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号が運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 	小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。 	可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 	中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 	可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																														
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																					
タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号が運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 																																																			
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。 																																																			
可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 																																																			
中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 																																																		
可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 																																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="750 175 1276 1332"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策用集塵機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に搭載するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>66本</td> <td>454本+ 予備6本</td> <td>0本</td> <td>0本</td> <td>予備20本</td> <td>・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつづ、11時間正圧化するこ とが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化す ることが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 フィルユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策所員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	緊急時対策用集塵機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に搭載するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	66本	454本+ 予備6本	0本	0本	予備20本	・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつづ、11時間正圧化するこ とが可能。	緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化す ることが可能。	緊急時対策所空気浄化 フィルユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策所員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4) 保管 場所における主要可搬 型設備等の配備方針」 に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
緊急時対策用集塵機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に搭載するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																												
緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	66本	454本+ 予備6本	0本	0本	予備20本	・454本で緊急時対策所を緊急時 止しつづ、11時間正圧化するこ とが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化す ることが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 フィルユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と 併せて使用することで、1台で 対策所員の放射線被ばくを低減 又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p style="text-align: center;">第3-2表 保管場所等における主要設備</p> <p>(1) 重機</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備 1台</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 (2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付水罐車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型放水砲</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放射能測定車</td> <td>1台</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">構内保管場所 1台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原子炉用滅源水ポンプ電動機</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・予備品</td> </tr> <tr> <td>ラフタークレーン</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>・予備品取扱設備</td> </tr> <tr> <td>中型ボース機頭車 (180A)</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>大型ボース機頭車 (180A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備 1台	-	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台	-	小型動力ポンプ付水罐車	2台	1台	0台	0台	1台	-	小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	-	放射能測定車	1台	構内保管場所 1台				-	原子炉用滅源水ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品	ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品取扱設備	中型ボース機頭車 (180A)	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材	大型ボース機頭車 (180A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数			保管場所					備考																																																																															
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備 1台	-																																																																																		
設備名	配備数	保管場所				備考																																																																																		
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台	-																																																																																		
小型動力ポンプ付水罐車	2台	1台	0台	0台	1台	-																																																																																		
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	-																																																																																		
放射能測定車	1台	構内保管場所 1台				-																																																																																		
原子炉用滅源水ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品																																																																																		
ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品取扱設備																																																																																		
中型ボース機頭車 (180A)	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材																																																																																		
大型ボース機頭車 (180A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p>(2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1" data-bbox="766 188 1254 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ホース展開車 (300A)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>ボース運搬車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>鹿島給電車 11EV</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>直流給電車 20V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型船泊運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>シフトアジャスト運搬車</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>消防火薬卸運搬車</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>燃料プールのスプレイ装置</td> <td>2台</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">原子炉建屋 2台</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	大型ホース展開車 (300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材	ボース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材	鹿島給電車 11EV	1台	1台	0台	0台	0台	-	直流給電車 20V	1台	1台	0台	0台	0台	-	小型船泊運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	シフトアジャスト運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材	放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	消防火薬卸運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材	モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	燃料プールのスプレイ装置	2台	原子炉建屋 2台				-		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3. (4) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数			保管場所					備考																																																																											
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																															
大型ホース展開車 (300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
ボース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
鹿島給電車 11EV	1台	1台	0台	0台	0台	-																																																																														
直流給電車 20V	1台	1台	0台	0台	0台	-																																																																														
小型船泊運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
シフトアジャスト運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材																																																																														
放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
消防火薬卸運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材																																																																														
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
燃料プールのスプレイ装置	2台	原子炉建屋 2台				-																																																																														


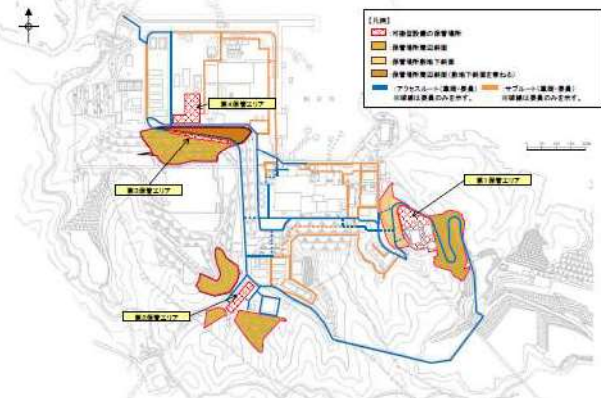
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p>(1) 保管場所への影響評価</p> <p>地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。</p> <p>なお、2011年東北地方太平洋沖地震時の被害状況を別紙(9)に示す。</p> <p>第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1" data-bbox="80 959 683 1380"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり</td> <td>・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地盤支持力の不足</td> <td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑧ 地下建造物の損壊</td> <td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞	② 周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能	⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能	⑦ 地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧ 地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	<p>(2) 地震による保管場所への影響評価概要</p> <p>地震による保管場所への影響について、網羅的に①～⑦の被害要因について評価した結果、第3-3表に示すとおり影響のある被害要因はないことを確認した。被害要因に対する詳細な確認結果については、「(3) 地震による保管場所への影響評価」に示す。</p> <p>第3-3表 地震による保管場所への影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="710 357 1319 756"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺建造物の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>問題なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>⑥地盤支持力の不足</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> <td>問題なし [地盤支持力]</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設建造物の損壊</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	①周辺建造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし	②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし	⑥地盤支持力の不足	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	⑦地中埋設建造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし	<p>(1) 保管場所への影響評価</p> <p>地震による保管場所への被害要因及び被害事象を第5-1表のとおり想定し、設定した保管場所が影響を受けないことを確認する。</p> <p>第5-1表 保管場所に対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1" data-bbox="1341 959 1951 1469"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンクの損壊</td> <td>・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地下建造物の浮き上がり</td> <td>・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地盤支持力の不足</td> <td>・可搬型設備の転倒、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑧地下建造物の損壊</td> <td>・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞	②周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能	⑥液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能	⑧地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は「2. 概要 (8) 屋内外作業に係る成立性評価の概要」に記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、東北地方太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																																																																					
地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞																																																																																					
	② 周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	③ 周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	④ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑥ 液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑦ 地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																																																																					
	⑧ 地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
被害要因	評価結果																																																																																						
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																			
①周辺建造物の損壊	問題なし	問題なし	該当なし	問題なし																																																																																			
②周辺タンク等の損壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																																																																			
③周辺斜面の崩壊	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし																																																																																			
④敷地下斜面のすべり	問題なし	該当なし	問題なし	該当なし																																																																																			
⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり	問題なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																																																			
⑥地盤支持力の不足	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]	問題なし [地盤支持力]																																																																																			
⑦地中埋設建造物の損壊	該当なし	問題なし	該当なし	該当なし																																																																																			
自然現象	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																																																																																					
地震	① 周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物による可搬型設備の損壊、通路閉塞																																																																																					
	②周辺タンクの損壊	・火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	③周辺斜面の崩壊	・土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	④敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・不等沈下による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑥液状化による地下建造物の浮き上がり	・浮き上がった建造物による可搬型設備の損壊・通行不能																																																																																					
	⑦地盤支持力の不足	・可搬型設備の転倒、通行不能																																																																																					
	⑧地下建造物の損壊	・陥没による可搬型設備の損壊、通行不能																																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊</p> <p>保管場所に係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>保管場所及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第5-2図のとおり。</p> <p>第1、第2、第3保管エリアの周辺斜面として、斜面A、Fについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配ともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。</p>  <p>第5-2図 評価対象とする保管場所周辺斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動Ssによるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>斜面形状、斜面高さ等を考慮して検討断面を選定し、基準地震動Ssに対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせるにより算出する。</p> <p>なお、静的解析には解析コード「s-stan Ver.20_SI」を、地震応答解析には解析コード「ADVANF/Win Ver.4.0」を使用する。</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面を第3-4図に示す。評価対象断面については、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルート周辺斜面を兼ねることから、アクセスルート周辺斜面において検討する。(選定結果は「4. 屋外のアクセスルートの評価 (4)被害想定 ③周辺斜面の崩壊」を参照)</p>  <p>第3-4図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>b. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③ 周辺斜面の崩壊、④ 敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。</p> <p>【周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>斜面形状、斜面高さ等を考慮して評価対象断面を選定し、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法により土質材料のせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と地震応答解析による地震時増分応力を重ね合わせるにより算出する。</p> <p>なお、静的解析には解析コード「GEANAS-F2 Ver.1.0」を地震応答解析には解析コード「FDAP III Ver.3.03」を使用する。</p> <p>保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面を第5-2図に示す。評価対象断面については、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面を兼ねることから、アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面において検討する。(選定結果は「6. 屋外のアクセスルートの評価 (4)屋外のアクセスルートの評価方法及び結果 ③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり」を参照)</p>  <p>第5-2図 保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。</p> <p>【島根】 記載内容の相違。 ・プラントの相違による記載内容の相違。</p> <p>【島根】 記載方針の相違 ・プラントの相違による斜面の解析コードの相違。</p>

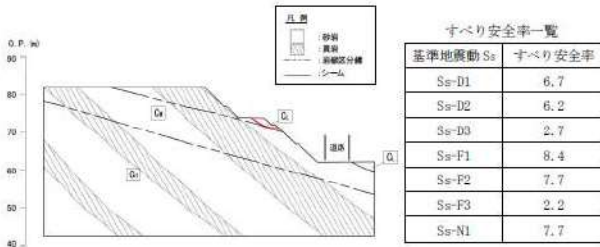
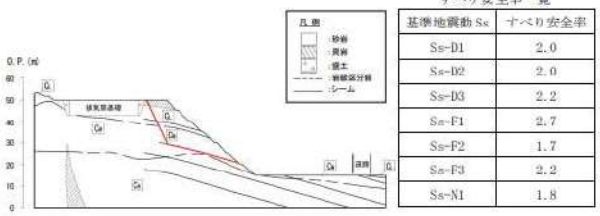
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>(b) 斜面の安定性評価方法 保管場所周辺斜面A、Fの安定性は、基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率 (F_s) が1.0を上回っていることを確認する。 なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p> <p>(c) 評価結果 保管場所における周辺斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。 周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果を第5-4表、第5-3図、第5-4図に示す。</p> <p>第5-4表 周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="80 1225 680 1343"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>影響なし [$F_s > 1.0$]</td> <td>影響なし [$F_s > 1.0$]</td> <td>影響なし [$F_s > 1.0$]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	③ 周辺斜面の崩壊	影響なし [$F_s > 1.0$]	影響なし [$F_s > 1.0$]	影響なし [$F_s > 1.0$]	該当なし	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】 すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工-盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が1.0以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と記載されている。 また、性能2とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。 本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動 S_s に対する動的解析により安全率 F_s が1.0を上回ることを評価基準値とする。 なお、解析用地盤物性値は、「島根原子力発電所2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」の物性値を用いる。</p> <p>(b) 評価結果 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第3-6表に示す。 保管エリアの周辺斜面及び敷地下斜面を対象としたすべりに対する安定性評価の結果、評価対象斜面の最小すべり安全率は評価基準値を上回っていることを確認した。（安定性評価結果については、「4. 屋外のアクセスルートの評価 (4)被害想定 ③周辺斜面の崩壊」を参照）</p> <p>第3-6表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="730 1232 1290 1391"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>該当なし</td> <td>問題なし [$F_s \geq 1.0$]</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	③周辺斜面の崩壊	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	④敷地下斜面のすべり	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	該当なし	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	該当なし	<p>【すべり安定性評価の基準値の設定】 すべり安定性評価の基準値としては、「日本道路協会：道路土工-盛土工指針、2010」において、盛土の安定性照査について、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が1.0以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と記載されている。 また、性能2とは、「安全性及び修復性を満たすものであり、盛土の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できる。」と記載されており、斜面に隣接する施設等に影響を与える規模の崩壊ではなく修復可能な小規模の損傷であると判断される。 本評価においては、水平動・鉛直動を同時に考慮した基準地震動に対する動的解析により安全率 F_s が1.0を上回ることを評価基準値とする。</p> <div data-bbox="1344 606 1948 758" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （解析用物性値については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する）</p> </div> <p>(b) 評価結果 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第5-4表に示す。</p> <div data-bbox="1344 901 1948 1053" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （地震応答解析結果については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する）</p> </div> <p>第5-4表 保管場所周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <div data-bbox="1344 1212 1948 1364" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （地震応答解析結果については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映する）</p> </div> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	
被害要因		評価結果																																		
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																
③ 周辺斜面の崩壊	影響なし [$F_s > 1.0$]	影響なし [$F_s > 1.0$]	影響なし [$F_s > 1.0$]	該当なし																																
被害要因	評価結果																																			
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																
③周辺斜面の崩壊	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	問題なし [$F_s \geq 1.0$]																																
④敷地下斜面のすべり	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	該当なし	問題なし [$F_s \geq 1.0$]	該当なし																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>第5-3図 斜面Aのすべり安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="481 231 683 438"> <thead> <tr> <th>基準地震動 S_e</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S_e-D1</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>S_e-D2</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>S_e-D3</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>S_e-F1</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>S_e-F2</td><td>7.7</td></tr> <tr><td>S_e-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>S_e-N1</td><td>7.7</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 S_e	すべり安全率	S_e-D1	6.7	S_e-D2	6.2	S_e-D3	2.7	S_e-F1	8.4	S_e-F2	7.7	S_e-F3	2.2	S_e-N1	7.7			
基準地震動 S_e	すべり安全率																		
S_e-D1	6.7																		
S_e-D2	6.2																		
S_e-D3	2.7																		
S_e-F1	8.4																		
S_e-F2	7.7																		
S_e-F3	2.2																		
S_e-N1	7.7																		
 <p>第5-4図 斜面Fのすべり安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="481 550 683 758"> <thead> <tr> <th>基準地震動 S_e</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S_e-D1</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>S_e-D2</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>S_e-D3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>S_e-F1</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>S_e-F2</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>S_e-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>S_e-N1</td><td>1.8</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 S_e	すべり安全率	S_e-D1	2.0	S_e-D2	2.0	S_e-D3	2.2	S_e-F1	2.7	S_e-F2	1.7	S_e-F3	2.2	S_e-N1	1.8			
基準地震動 S_e	すべり安全率																		
S_e-D1	2.0																		
S_e-D2	2.0																		
S_e-D3	2.2																		
S_e-F1	2.7																		
S_e-F2	1.7																		
S_e-F3	2.2																		
S_e-N1	1.8																		

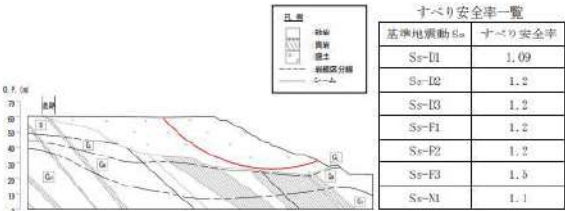
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>保管エリア及び評価対象とする敷地下斜面の位置は、第5-5図のとおり。</p> <p>0.P.+62m 盤にある第1、第2、第4保管エリアは、いずれも岩盤上に設置されており、法肩から斜面高さ以上の離隔を確保していることから、敷地下斜面のすべりによる影響は想定されない。また、第3保管エリアには敷地下斜面は存在しない。</p> <p>0.P.+62m 盤の敷地下斜面の影響として、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bの安定性を確認することで、保管場所における敷地下斜面の評価を補完する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p>  <p>第5-5図 評価対象とする保管場所敷地下斜面</p> <p>(b) 斜面の安定性評価方法</p> <p>保管場所敷地下斜面Bの安定性は基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>			<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び ④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>(c) 評価結果</p> <p>保管場所における敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。</p> <p>敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を第5-5表、第5-6図に示す。</p> <p>第5-5表 敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="80 368 683 485"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="4">評価結果</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> <td>該当なし</td> <td>影響なし [Fs>1.0]</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第5-6図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>	被害要因	評価結果				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]			
被害要因		評価結果															
	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア													
④ 敷地下斜面のすべり	影響なし [Fs>1.0]	影響なし [Fs>1.0]	該当なし	影響なし [Fs>1.0]													

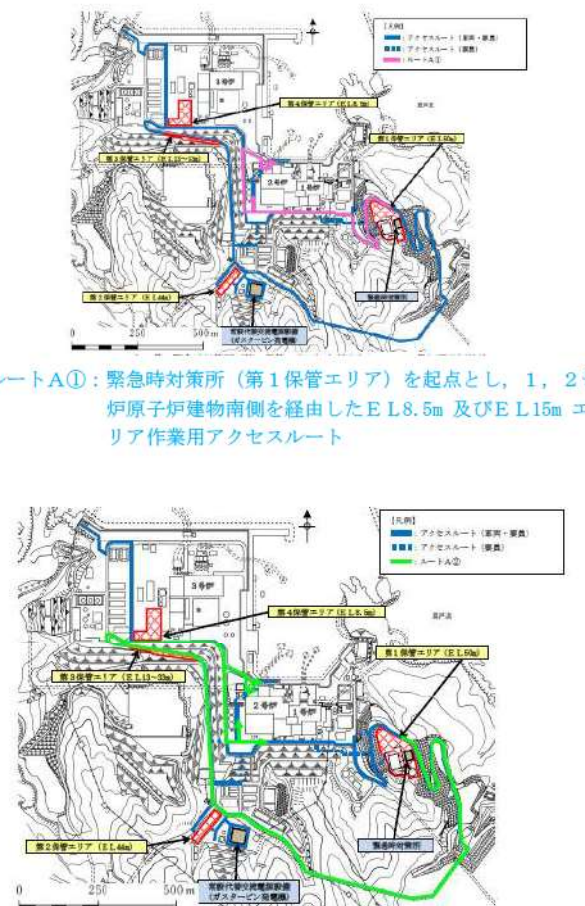
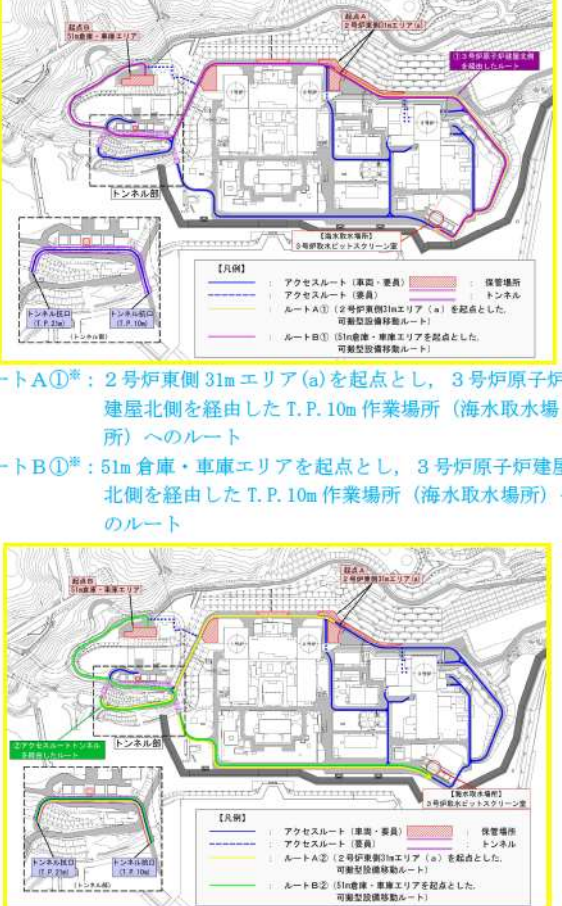
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 屋外アクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外アクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外アクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>4. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）はおおむね幅員7mの道路であり、第4-1図に示すとおり緊急時対策所及び4箇所の保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ガスタービン発電機用軽油タンク、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(5)参照）</p>	<p>6. 屋外のアクセスルートの評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち屋外のアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、屋外のアクセスルートに対する地震による影響評価を実施する。</p> <p>(1) アクセスルートの概要</p> <p>アクセスルート（車両）は幅員6m以上の道路であり、第6-1図、6-2図に示すとおり保管場所から設置場所及び接続場所まで、複数ルートでアクセスが可能であり、可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動、重大事故等発生時に必要な設備（ディーゼル発電機燃料油貯油槽、常設代替交流電源設備等）の状況把握、対応が可能である。（別紙(37)参照）</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊の資料構成は女川をベースに島根の審査知見を取り入れている。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は島根と同様にアクセスルートの概要を記載。</p>

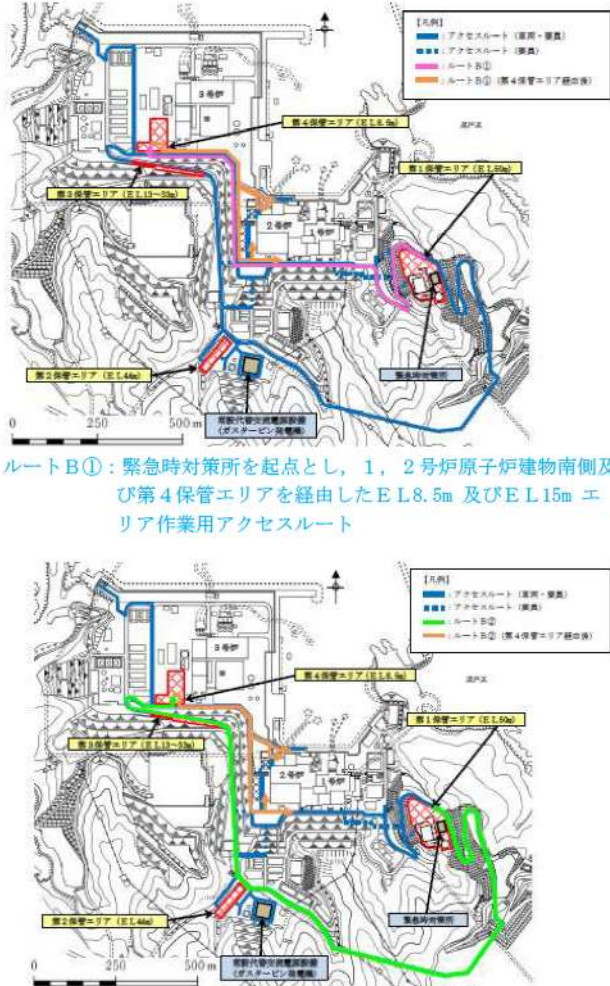
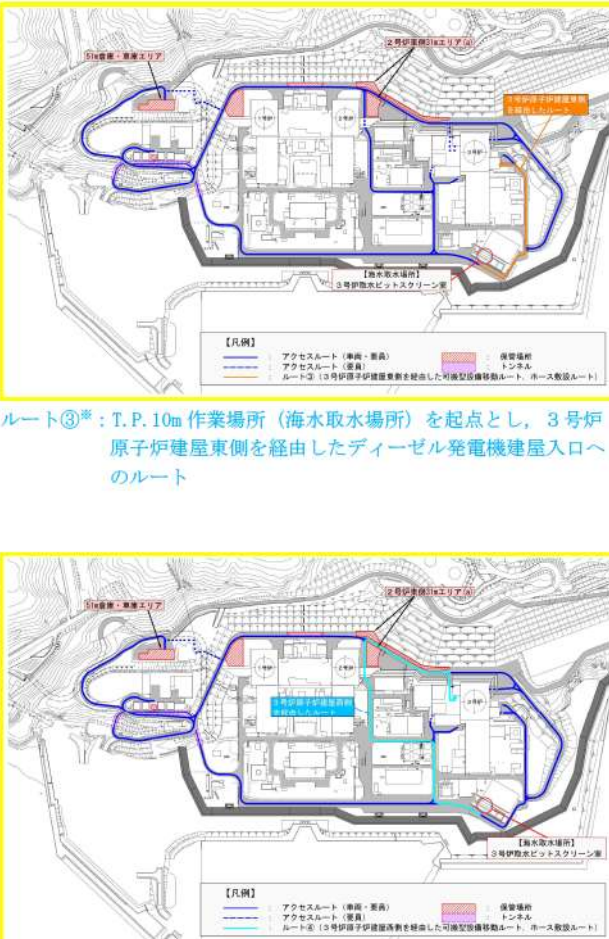
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を経由したE L8.5m及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを経由したE L8.5m及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートA②*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②*：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ビットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m, ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第6-1図 保管場所からT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

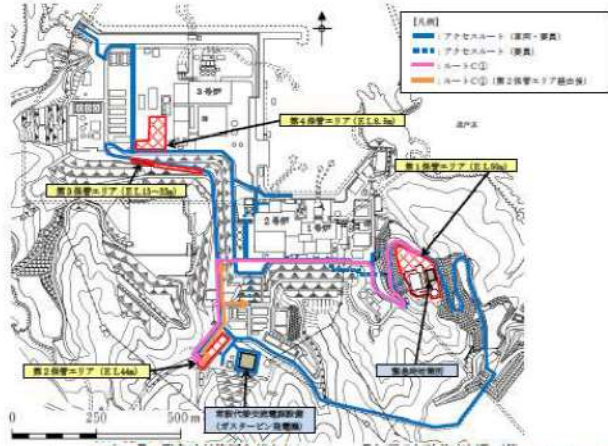
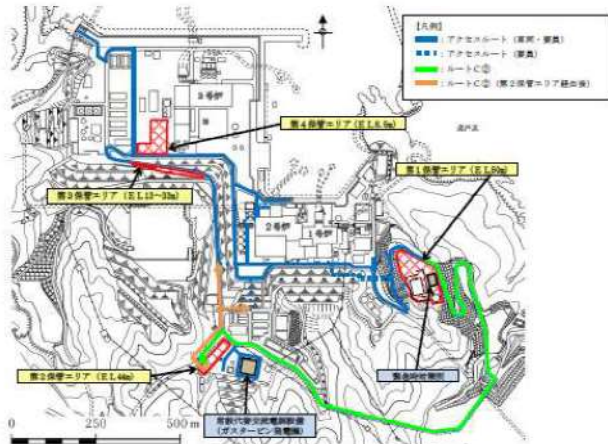
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>ルート③※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を経由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p> <p>ルート④※：T.P.10m作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を経由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ピットスクリーン室～建屋接続口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第6-2図 T.P.10m作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

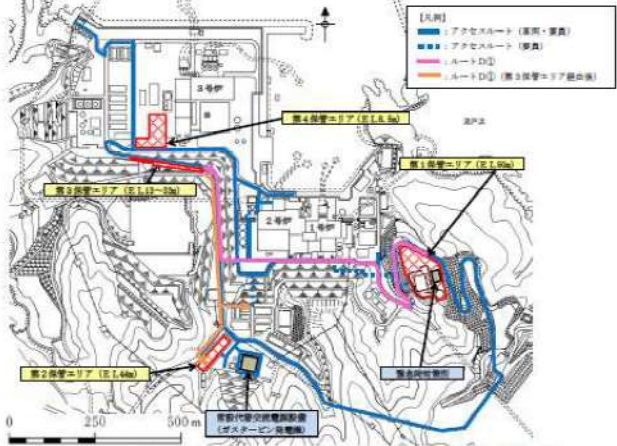
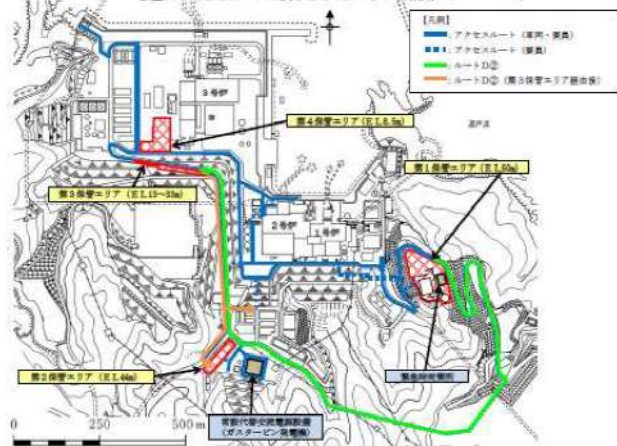
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違による アクセスルート設定 の相違。</p>

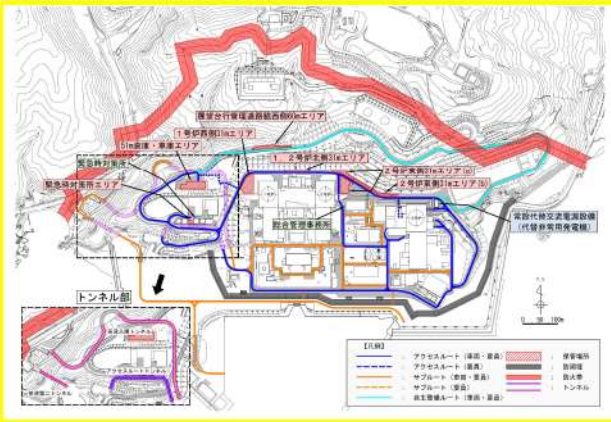
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第4-1図 保管場所からのアクセスルート概要(4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違による アクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、第4-2図に示すとおり新規制基準を満足するのみに止まらず、緊急時対策要員の安全性及びアクセスの多様性確保の観点も踏まえたサブルートを整備している。</p>  <p>第4-2図 保管場所からのアクセスルート概要(サブルート含む。)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、緊急時対策所～保管場所～2号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>また、第6-3図に示すとおりアクセスの多様性確保の観点から、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを整備している。</p>  <p>第6-3図 屋外アクセスルートの概要(サブルート及び自主整備ルート含む)</p> <p>(2) 地震時におけるアクセスルート選定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震時におけるアクセスルートについては、地震時に想定される被害事象を考慮し、保管場所～3号炉までの「仮復旧により通路が確保可能なアクセスルート」を選定する。 仮復旧を実施するものについては、仮復旧に要する時間の評価を行う。 	<p>【島根】設計内容の相違 ・泊はサブルート及び自主整備ルートを整備している。</p> <p>【島根】設計表現の相違 ・プラントの相違によるアクセスルートの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>(1) 屋外アクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外アクセスルートへの被害要因及び被害事象を第6-1表のとおり想定し、設定した屋外アクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>なお、重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p> <p>第6-1表 屋外アクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンクの損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地下構造物の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能	<p>(3) 地震による被害想定の方針、対応方針</p> <p>地震によるアクセスルートへの影響について、第4-1表のとおり、網羅的に①～⑦の被害要因に対する被害事象、影響評価の方針及び対応方針を定めた。</p> <p>なお、サブルートは地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第4-1表 アクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>懸念される被害事象</th> <th>影響評価の方針</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> <td>・Sクラス（S_s機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水等による通行不能</td> <td>・Sクラス（S_s機能維持含む。）以外の可飲物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な離隔距離が確保される等によりアクセスに影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能</td> <td>・基準地震動S_sに対する安定性を評価</td> <td>・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動S_sに対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>④道路面のすべり</td> <td>アクセスルートへの土砂流入、地下埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> <td>・地震時に発生するの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能</td> <td>・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑤地盤支持力の不足</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦地中埋設構造物の損壊</td> <td>陥没による通行不能</td> <td>・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価</td> <td>・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（S _s 機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（S _s 機能維持含む。）以外の可飲物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な離隔距離が確保される等によりアクセスに影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。	③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動S _s に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動S _s に対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	④道路面のすべり	アクセスルートへの土砂流入、地下埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生するの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	⑤地盤支持力の不足	—	—	—	⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。	<p>(3) 屋外のアクセスルートへの影響評価</p> <p>地震による屋外のアクセスルートへの被害要因及び被害事象を第6-1表のとおり想定し、設定した屋外のアクセスルートが影響を受けないこと、又は重機による復旧が可能であることを確認する。</p> <p>重機による復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、地震時に期待しないルートと位置付けているサブルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けている自主整備ルートは、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第6-1表 屋外のアクセスルートに対する被害要因及び被害事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>屋外のアクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）</td> <td>・損壊物によるルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>②周辺タンクの損壊</td> <td>・損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③周辺斜面の崩壊</td> <td>・ルートへの土砂流入による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④敷地下斜面のすべり</td> <td>・道路のすべりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動</td> <td>・ルートの不等沈下による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり</td> <td>・ルートの浮き上がった構造物による通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑦地下構造物等の損壊</td> <td>・陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象	地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞	②周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能	⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能	⑦地下構造物等の損壊	・陥没による通行不能	<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川の資料構成をベースに島根の審査知見を取り入れている。 <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による被害要因、被害対象の相違
自然現象	屋外アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外アクセスルートで懸念される被害事象																																																																	
地震	① 周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																	
	② 周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																	
	③ 周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																	
	④ 敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																	
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																	
	⑥ 液状化による地下構造物の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能																																																																	
	⑦ 地下構造物の損壊	・陥没による通行不能																																																																	
被害要因	懸念される被害事象	影響評価の方針	対応方針																																																																
①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）	損壊物によるアクセスルートの閉塞	・Sクラス（S _s 機能維持含む。）以外の構造物は建物の一部損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・周辺構造物による損壊を想定しても必要な幅員を確保している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																
②周辺タンク等の損壊	火災、溢水等による通行不能	・Sクラス（S _s 機能維持含む。）以外の可飲物、薬品、水を内包するタンク等の損壊を想定し、アクセスルートへの影響を評価	・タンクの損壊による火災等が発生した場合にも必要な離隔距離が確保される等によりアクセスに影響はない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は自衛消防隊による消火活動若しくは重機による復旧を実施する。																																																																
③周辺斜面の崩壊	アクセスルートへの土砂流入、道路損壊による通行不能	・基準地震動S _s に対する安定性を評価	・アクセスルート周辺の斜面及び敷地下斜面は、基準地震動S _s に対して安定性を有している。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																
④道路面のすべり	アクセスルートへの土砂流入、地下埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・地震時に発生するの不等沈下、地中埋設構造物の浮き上がりによる通行不能	・不等沈下に対する事前対策（段差緩和対策）を実施する。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																
⑤地盤支持力の不足	—	—	—																																																																
⑦地中埋設構造物の損壊	陥没による通行不能	・陥没の可能性があるものを抽出し、アクセスルートへの影響を評価	・地中埋設構造物について、地震によって損壊は生じない。 ・万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。																																																																
自然現象	屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	屋外のアクセスルートで懸念される被害事象																																																																	
地震	①周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔、構築物）	・損壊物によるルートの閉塞																																																																	
	②周辺タンクの損壊	・損壊に伴う火災、溢水による通行不能																																																																	
	③周辺斜面の崩壊	・ルートへの土砂流入による通行不能																																																																	
	④敷地下斜面のすべり	・道路のすべりによる通行不能																																																																	
	⑤液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による側方流動	・ルートの不等沈下による通行不能																																																																	
	⑥液状化による地下構造物等の浮き上がり	・ルートの浮き上がった構造物による通行不能																																																																	
	⑦地下構造物等の損壊	・陥没による通行不能																																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 周辺斜面の崩壊に対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊</p> <p>アクセスルートに係る発電所構内の斜面を抽出の上、評価を実施する。評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルート及び評価対象とする周辺斜面の位置は、第6-9図のとおり。斜面A、B、C、F、Gについて、すべり方向を考慮するとともに、斜面高さ、勾配ともに最大となる断面を斜面ごとに1断面選定した。斜面D及び斜面Eについては、斜面崩壊による影響範囲を考慮する。</p> <p>なお、防潮堤盛土堤防部と鋼管式鉛直壁部の海側については、防潮堤の一部として基準地震動 Ss に対する安全性を確保することから、評価対象斜面としては抽出しない。</p>  <p>第6-9図 評価対象とするアクセスルート周辺斜面</p>	<p>③周辺斜面の崩壊、④道路面のすべり</p>	<p>c. 周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>③周辺斜面の崩壊、④敷地下斜面のすべり</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び④敷地下斜面のすべりに対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 斜面の安定性評価手法</p> <p>アクセスルート周辺斜面の安定性は、当該斜面がアクセスルートと保管場所の周辺斜面を兼ねる場合（斜面A, B, F）は、基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を、アクセスルートのみの周辺斜面である場合（斜面C, G）は基準地震動 S_s に基づく静的震度を用いた分割法による安定性評価を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、静的震度を用いた分割法による安定解析の妥当性は別紙(14)に示すが、すべり安全率の裕度が小さい場合（すべり安全率1.5未満を目安）は、より精緻な二次元有限要素法解析による評価も実施する。</p> <p>解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p>	<p>a. 評価方法</p> <p>アクセスルートの周辺斜面について、基準地震動 S_s によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルート周辺斜面を兼ねることから、アクセスルート周辺斜面において検討する。</p>	<p>アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面について、基準地震動によるすべり安定性評価を実施する。なお、評価に当たっては、保管場所の周辺斜面及び敷地下斜面がアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面を兼ねることから、アクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面において検討する。</p> <p>保管場所及びアクセスルートの周辺に分布する斜面の中で、斜面のすべり方向を考慮し、保管場所及びアクセスルートからの離隔距離がない斜面を保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面として抽出する。（第6-11図参照）</p> <p>ただし、屋外のアクセスルートのうち茶津側盛土斜面のアクセスルートについては、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とする。</p>  <p>第6-11図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p> <p>保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面を対象に、地盤の種類ごとに、岩盤斜面であるグループA及び盛土斜面であるグループBの2つのグループに分類する。</p> <p>5m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面については、崩壊を想定した場合においても必要な道路幅が確保可能か評価する。敷地下斜面については、対策を実施した上で斜面の安定性を確保する斜面として、別途評価する。（第6-12図参照）</p>	<p>【女川及び島根】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による対策内容及び評価方針の相違。泊は、茶津側盛土斜面のアクセスルートについて、アクセスルート直下の範囲をコンクリートに置き換えることにより地震による被害の影響を受けない設計とし、地震時における滑動、転倒および支持力の評価を実施。 <p>【女川及び島根】 対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。

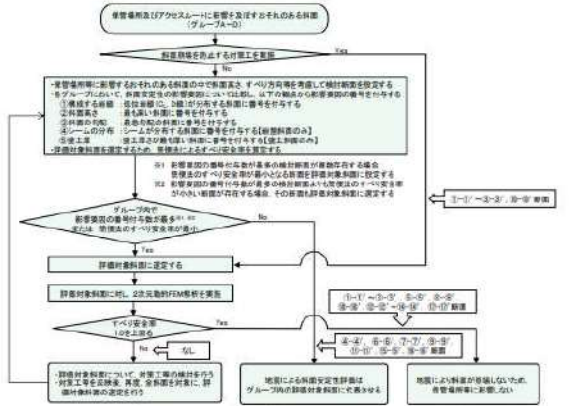
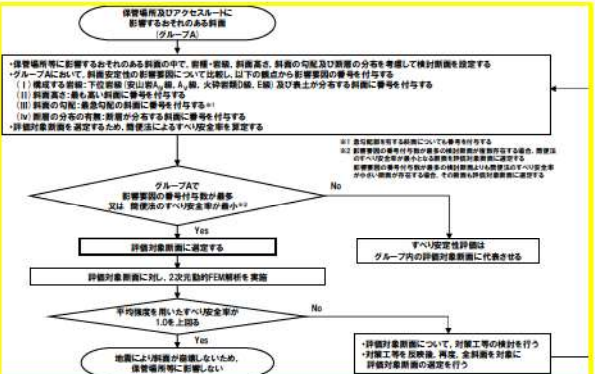
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【周辺斜面のすべり安定性評価】</p> <p>周辺斜面のすべり安定性評価フローを第4-9図に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面を第4-10図に示す。これらの斜面を対象に、斜面法尻標高毎及び種類毎に4つのグループに分類し、グループ毎に影響要因（①構成する岩級、②斜面高さ、③斜面の勾配、④シームの分布の有無、⑤盛土厚）の観点から比較を行い、影響要因の番号付与及び簡便法により定量的に比較検討を実施し、評価対象斜面を選定した（第4-11図及び第4-8表）。</p> <p>選定した評価対象斜面を対象に、基準地震動S_sに対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。</p> <p>なお、解析手法、解析コード等は「島根原子力発電所2号炉耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について」と同様に行う。</p> <p>対策工を実施した斜面のうち切取を行った斜面については、切取後の斜面で基準地震動S_sに対する地震応答解析を実施し、地震時の斜面の安定性評価を実施した。また、地震による斜面崩壊の防止措置を講ずるための敷地内土木構造物である抑止杭を設置した斜面については、抑止杭の耐震評価及び抑止杭を反映した地震時の斜面の安定性評価を実施した。（詳細は、別紙(31)を参照）</p>	 <p>第6-12図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面の分類位置図</p> <p>【周辺斜面及び敷地地下斜面のすべり安定性評価】</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>グループAのすべり安定性評価フローを第6-13図に示す。</p> <p>グループAについては、斜面安定性の影響要因の観点に加え、定量的な評価として簡便法も含めた比較検討により、⑨-⑩'断面を評価対象断面として選定する。</p> <p>グループBについては、盛土斜面が1箇所であることから、当該箇所において、斜面高さが最も高く、斜面のすべり方向が最急勾配方向の断面となる⑪-⑫'断面を評価対象断面として設定する。（第6-14図及び第6-9表）</p> <p>評価対象断面について、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。（詳細は、別紙(13)を参照）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 （解析手法等については、「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため）</p> </div> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。 <p>【島根】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、対策工（抑止杭）を実施していない。

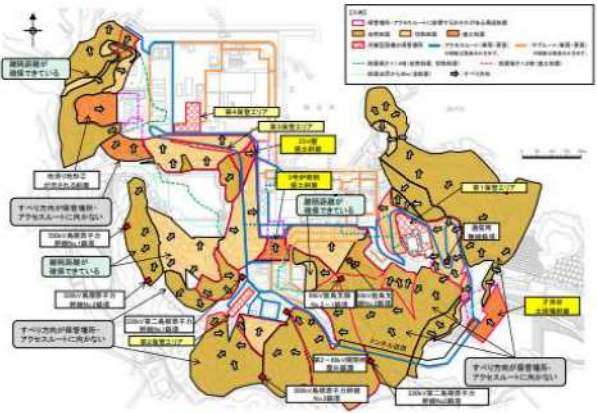
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【抑止杭の基本設計方針】 設置許可段階においては、先行炉及び一般産業施設における適用事例を調査するとともに、代表断面における抑止杭の耐震評価及び斜面の安定性評価を実施することで、構造が成立する見通しを確認する。 詳細設計段階においては、以下のとおり設計の妥当性に係る検討を行い、評価基準値を下回る場合には、抑止杭を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢抑止杭の平面配置の妥当性確認 ➢杭間の岩盤の中抜けを想定した解析的検討 ➢杭前面における岩盤の肌分かれを想定したすべり安定性評価 <p>なお、詳細設計段階においては、基本設計の妥当性に係る種々の検討を行うとともに、検討に際しては余裕を持った設計となるよう留意する。</p>  <p>第4-9図 保管場所等の評価対象斜面のすべりに対する安定性評価のフロー</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第6-13図 グループAのすべり安定性評価のフロー</p>	<p>【島根】 記載方針の相違 ・泊は、対策工（抑止杭）を実施していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 606 1317 662">第4-10図 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

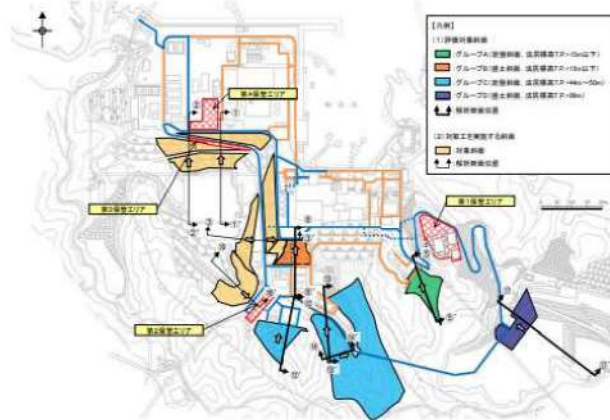
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

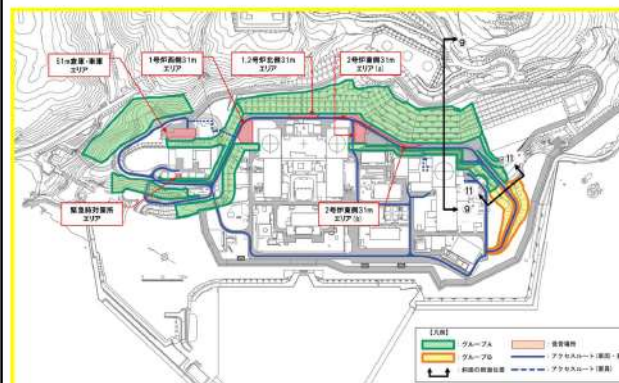
相違理由



第4-11図 評価対象断面位置

第4-8表 評価対象斜面

グループ	斜面種別	対象斜面
A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面
B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面
C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面
		⑬-⑬' 断面
		⑭-⑭' 断面
D	盛土斜面	⑯-⑯' 断面
対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面
	抑止杭を設置した斜面	⑩-⑩' 断面
	抑止杭を設置した斜面	②-②' 断面



第6-14図 評価対象断面位置

第6-9表 評価対象断面

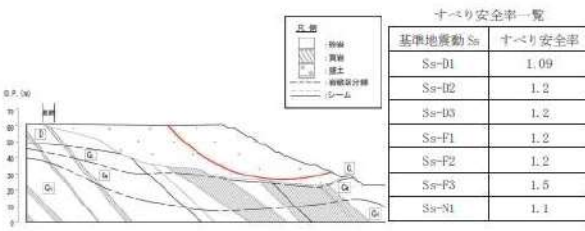
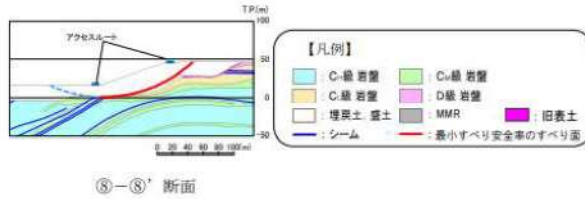
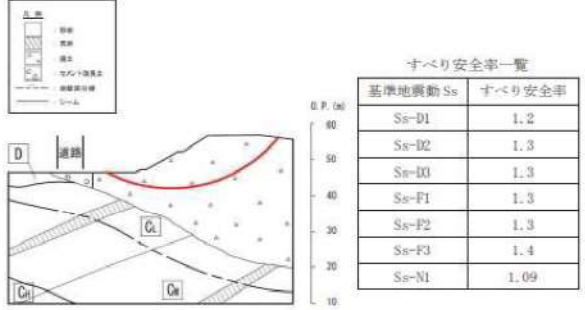
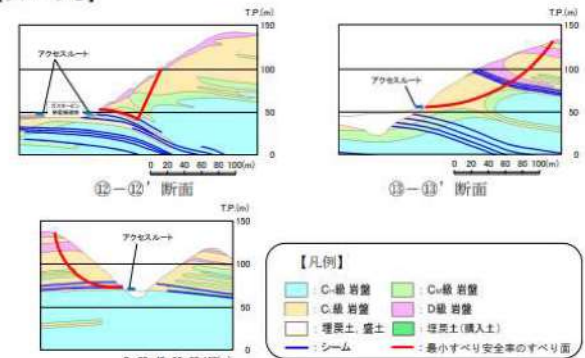
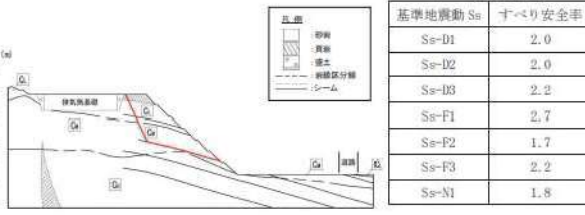
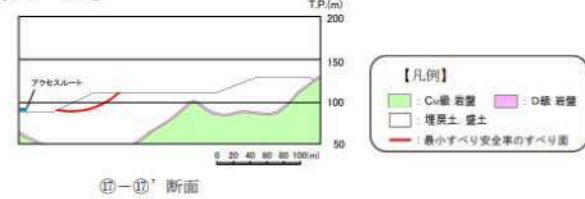
グループ	斜面種別	対象斜面
A	岩盤斜面	⑨-⑨' 断面
B	盛土斜面	⑩-⑩' 断面

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
<p>(c) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートにおける周辺斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。周辺斜面の崩壊に対する影響評価結果を第6-10図、第6-11図、第6-12図、第6-13図及び第6-14図に示す。</p> <p>なお、別紙(14)に示すとおり、斜面Bは地盤物性のばらつきを考慮してもすべり安全率が1.0以上であり、崩壊を仮定した場合でも崩壊土砂がアクセスルートに対して影響を与えないことを確認している。また、斜面Cは二次元有限要素法解析による評価でも、すべり安全率が1.0以上であることを確認している。</p> <p>斜面崩壊による影響範囲を考慮した場合に、可搬型設備の通行に必要な道路幅員(3.7m)を確保できない可能性がある区間として抽出した箇所は第6-15図のとおり。</p>  <p>第6-10図 斜面Aのすべり安定性評価結果</p>	<p>b. 評価結果</p> <p>周辺斜面の安定性評価結果を第4-9表及び第4-12図に示す。周辺斜面を対象としたすべりに対する安定性評価の結果、平均強度による評価対象斜面の最小すべり安全率は評価基準値1.0を上回っていることを確認した。</p> <p>以上のことから、保管場所及びアクセスルート周辺斜面のすべり安定性について問題ないことを確認した。</p> <p>第4-9表 周辺斜面の安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="712 614 1317 973"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>斜面種別</th> <th>評価対象斜面</th> <th>すべり安全率 (内はばらつき強度のすべり安全率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>岩盤斜面</td> <td>⑤-⑤' 断面</td> <td>2.48</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>盛土斜面</td> <td>⑧-⑧' 断面</td> <td>1.61</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td rowspan="3">岩盤斜面</td> <td>⑫-⑫' 断面</td> <td>2.07</td> </tr> <tr> <td>⑬-⑬' 断面</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>⑭-⑭' 断面</td> <td>1.53</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D</td> <td rowspan="2">盛土斜面</td> <td>⑯-⑯' 断面</td> <td>2.17</td> </tr> <tr> <td>⑰-⑰' 断面</td> <td>2.53</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対策工を実施した斜面</td> <td rowspan="2">切取を実施した斜面</td> <td>③-③' 断面</td> <td>2.53</td> </tr> <tr> <td>⑩-⑩' 断面</td> <td>3.83</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">抑止杭を設置した斜面</td> <td>①-①' 断面 (対策工なし)</td> <td>1.08(0.90)</td> </tr> <tr> <td>②-②' 断面 (対策工あり)</td> <td>1.37</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td>④-④' 断面 (対策工なし)</td> <td>1.24(1.06)</td> </tr> <tr> <td>⑥-⑥' 断面 (対策工あり)</td> <td>1.67</td> </tr> </tbody> </table> <p>【グループA】</p>  <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果(1/5)</p>	グループ	斜面種別	評価対象斜面	すべり安全率 (内はばらつき強度のすべり安全率)	A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面	2.48	B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面	1.61	C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面	2.07	⑬-⑬' 断面	1.47	⑭-⑭' 断面	1.53	D	盛土斜面	⑯-⑯' 断面	2.17	⑰-⑰' 断面	2.53	対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面	2.53	⑩-⑩' 断面	3.83	抑止杭を設置した斜面	①-①' 断面 (対策工なし)	1.08(0.90)	②-②' 断面 (対策工あり)	1.37			④-④' 断面 (対策工なし)	1.24(1.06)	⑥-⑥' 断面 (対策工あり)	1.67	<p>(b) 評価結果</p> <p>周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果を第6-10表及び第6-15図に示す。</p> <div data-bbox="1339 255 1953 406" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <p>第6-10表 周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果</p> <div data-bbox="1339 598 1953 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <div data-bbox="1339 1037 1953 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】 (地震応答解析結果については、 「耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」の審査結果を反映するため)</p> </div> <p>第6-15図 周辺斜面及び敷地下斜面の安定性評価結果</p> <div data-bbox="1348 1412 1944 1460" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【島根】記載方針の相違・保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面の分布による相違。</p>
グループ	斜面種別	評価対象斜面	すべり安全率 (内はばらつき強度のすべり安全率)																																											
A	岩盤斜面	⑤-⑤' 断面	2.48																																											
B	盛土斜面	⑧-⑧' 断面	1.61																																											
C	岩盤斜面	⑫-⑫' 断面	2.07																																											
		⑬-⑬' 断面	1.47																																											
		⑭-⑭' 断面	1.53																																											
D	盛土斜面	⑯-⑯' 断面	2.17																																											
		⑰-⑰' 断面	2.53																																											
対策工を実施した斜面	切取を実施した斜面	③-③' 断面	2.53																																											
		⑩-⑩' 断面	3.83																																											
	抑止杭を設置した斜面	①-①' 断面 (対策工なし)	1.08(0.90)																																											
		②-②' 断面 (対策工あり)	1.37																																											
		④-④' 断面 (対策工なし)	1.24(1.06)																																											
		⑥-⑥' 断面 (対策工あり)	1.67																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>第6-11図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p>  <table border="1" data-bbox="481 199 683 422"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.09	Ss-D2	1.2	Ss-D3	1.2	Ss-F1	1.2	Ss-F2	1.2	Ss-F3	1.5	Ss-N1	1.1	<p>【グループB】</p> <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（2 / 5）</p>  <p>⑧-⑧' 断面</p>		
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.09																		
Ss-D2	1.2																		
Ss-D3	1.2																		
Ss-F1	1.2																		
Ss-F2	1.2																		
Ss-F3	1.5																		
Ss-N1	1.1																		
<p>第6-12図 斜面Cのすべり安定性評価結果</p>  <table border="1" data-bbox="459 622 683 853"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.09</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.2	Ss-D2	1.3	Ss-D3	1.3	Ss-F1	1.3	Ss-F2	1.3	Ss-F3	1.4	Ss-N1	1.09	<p>【グループC】</p> <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（3 / 5）</p>  <p>⑩-⑩' 断面</p> <p>⑪-⑪' 断面</p> <p>⑫-⑫' 断面</p>		
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.2																		
Ss-D2	1.3																		
Ss-D3	1.3																		
Ss-F1	1.3																		
Ss-F2	1.3																		
Ss-F3	1.4																		
Ss-N1	1.09																		
<p>第6-13図 斜面Fのすべり安定性評価結果</p>  <table border="1" data-bbox="481 1125 683 1340"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.8</td></tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	2.0	Ss-D2	2.0	Ss-D3	2.2	Ss-F1	2.7	Ss-F2	1.7	Ss-F3	2.2	Ss-N1	1.8	<p>【グループD】</p> <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（4 / 5）</p>  <p>⑬-⑬' 断面</p>		
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	2.0																		
Ss-D2	2.0																		
Ss-D3	2.2																		
Ss-F1	2.7																		
Ss-F2	1.7																		
Ss-F3	2.2																		
Ss-N1	1.8																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

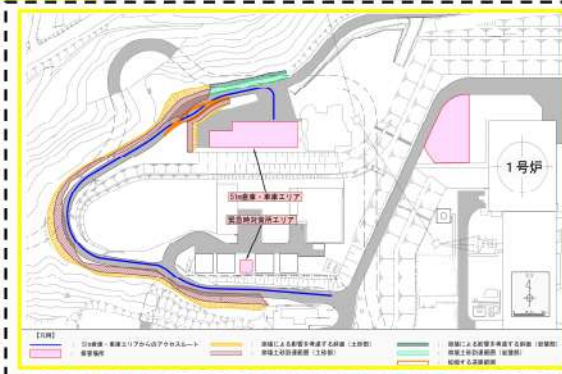
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>第6-14図 斜面Gのすべり安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="459 231 683 430"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地変動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Ss-D1</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>Ss-D2</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Ss-D3</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>Ss-F1</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>Ss-F2</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>Ss-F3</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>Ss-N1</td><td>1.7</td></tr> </tbody> </table> <p>第6-15図 必要な幅員を確保できない可能性のあるルート抽出結果</p>	基準地変動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.6	Ss-D2	1.5	Ss-D3	1.8	Ss-F1	1.9	Ss-F2	1.0	Ss-F3	1.8	Ss-N1	1.7	<p>【対策工を実施した斜面（切取を実施した斜面）】</p> <p>【対策工を実施した斜面（抑止杭を設置した斜面）】</p> <p>第4-12図 周辺斜面の安定性評価結果（5/5）</p>		
基準地変動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.6																		
Ss-D2	1.5																		
Ss-D3	1.8																		
Ss-F1	1.9																		
Ss-F2	1.0																		
Ss-F3	1.8																		
Ss-N1	1.7																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの評価】</p> <p>(a) 評価方法</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートにおける周辺斜面については、ルートが通行不能となった場合に迂回することができないことから、道路拡幅対策を実施した上で、崩壊を想定した場合においても、必要な道路幅（3.5m）が確保可能か評価する。</p> <p>また、敷地下斜面については、アクセスルートと斜面法肩の離隔距離が小さく、十分な余裕がないこと及び仮に斜面のすべり範囲が可搬型設備の通行に必要な道路幅以上の範囲まで及ぶ場合、速やかに復旧することが困難であることから、土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により、敷地下斜面が崩壊しないことを確認する。（別紙(13)参照）</p> <p>i. 周辺斜面の崩壊</p> <p>周辺斜面の崩壊による土砂到達範囲については、文献の最大到達範囲を採用し、岩盤部は斜面高さの1.4倍、土砂部は斜面高さの2.0倍とする。</p> <p>崩壊した土砂の堆積形状については、崩壊後の斜面形状の法肩は崩壊前の法肩位置より低くなると想定されるものの、被害の不確定性を考慮して堆積土量が保守的な設定となるように、崩壊前の斜面形状の法肩位置を起点として、土砂到達範囲まで土砂が堆積する形状とする。</p> <p>以上のとおり崩壊を想定した場合において、必要な道路幅（3.5m）が確保されるか確認する。</p> <p>ii. 敷地下斜面のすべり</p> <p>51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの敷地下斜面のすべりについては、土砂を掘削する等の対策を実施する。</p> <p>対策実施後の斜面形状を基に、評価対象断面を選定し、基準地震動による地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。</p>	<p>【女川及び島根】</p> <p>対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 評価結果</p> <p>i. 周辺斜面の崩壊</p> <p>周辺斜面の崩壊に対する影響評価の結果を第6-16図に示す。周辺斜面崩壊による土砂の到達範囲を評価した結果、道路拡幅対策を実施することにより、周辺斜面の崩壊を想定した場合においても、可搬型設備の通行に必要な道路幅（3.5m）を確保できることを確認した。</p>  <p>第6-16図 51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートにおける周辺斜面の影響評価結果</p> <p>【追而】斜面対策後の地形及び敷地下斜面の評価結果の反映】 (51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面対策後の地形及び敷地下斜面の評価結果については、基準地震動確定後に反映するため)</p> <p>ii. 敷地下斜面のすべり</p> <p>【追而】斜面対策後の地形及び敷地下斜面の評価結果の反映】 (51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの斜面対策後の地形及び敷地下斜面の評価結果については、基準地震動確定後に反映するため)</p>	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違</p> <p>・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面の崩壊を想定した評価及び敷地下斜面の基準地震動による地震応答解析を実施。</p>

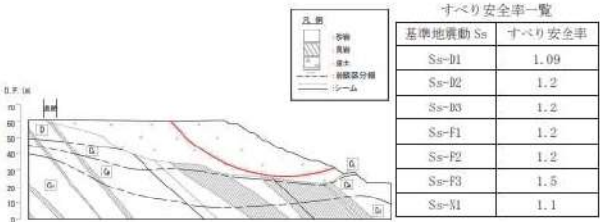
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 敷地下斜面のすべりに対する影響評価</p> <p>④敷地下斜面のすべり</p> <p>(a) 評価対象</p> <p>アクセスルート及び評価対象とする斜面の位置は、第6-16図のとおり。</p> <p>0.P.+62m盤を通るアクセスルートの敷地下斜面については、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bを代表として評価する。なお、評価対象斜面の選定根拠及び評価方法の詳細については別紙(14)に、地下水位の設定については別紙(37)に示す。</p>  <p>第6-16図 評価対象とするアクセスルートの敷地下斜面</p> <p>(b) 斜面の安定性評価手法</p> <p>アクセスルート敷地下斜面Bの安定性は基準地震動 S_s に基づく二次元有限要素法解析を行い、算定されるすべり安全率が1.0を上回っていることを確認する。</p> <p>なお、解析に用いる地質断面図は、発電所建設時及び以降の地質調査の結果に基づき作成する。</p> <p>(c) 評価結果</p> <p>屋外アクセスルートにおける敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。敷地下斜面の崩壊に対する影響評価結果を第6-17図に示す。</p> <p>なお、別紙(14)に示すとおり、斜面Bは地盤のばらつきを考慮してもすべり安全率が1.0以上であることを確認している。また、アクセスルートはすべり安全率が最小となる下記のすべり線から十分に離隔を確保するように配置しており、敷地下斜面のすべりは車両の通行に影響しない。</p>			<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ③周辺斜面の崩壊及び ④敷地下斜面のすべり <p>に対する影響評価については、保管場所及びアクセスルートと斜面との位置関係が島根と類似していることから、資料構成及び記載内容は島根を参照する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>第6-17図 斜面Bのすべり安定性評価結果</p> <table border="1" data-bbox="481 199 683 399"> <caption>すべり安全率一覧</caption> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ss-D1</td> <td>1.09</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-B3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>Ss-M1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率	Ss-D1	1.09	Ss-D2	1.2	Ss-B3	1.2	Ss-F1	1.2	Ss-F2	1.2	Ss-F3	1.5	Ss-M1	1.1			
基準地震動 Ss	すべり安全率																		
Ss-D1	1.09																		
Ss-D2	1.2																		
Ss-B3	1.2																		
Ss-F1	1.2																		
Ss-F2	1.2																		
Ss-F3	1.5																		
Ss-M1	1.1																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 地震時のアクセスルートの評価結果</p> <p>「(2) 屋外アクセスルートの評価方法及び結果」において、地震時における屋外アクセスルートの影響を評価した結果、第6-41図のとおり仮復旧が必要な区間を抽出した。</p> <p>アクセスルートのうち、構造物の損壊や段差発生により通行性を確保できない可能性がある区間については、仮復旧を実施し、その作業に要する時間の評価を行う。</p> <p>なお、ルート1、ルート2及び別紙(2)に示す海水取水ホース敷設ルート以外の時間評価に関わらないルートは自主的なアクセスルートとする。</p>  <p>第6-41図 地震時における仮復旧が必要な区間</p>	<p>(5) 地震時におけるアクセスルートの選定結果</p> <p>①～⑦の被害想定結果（別紙(19)参照）を踏まえると、緊急時対策所～保管場所～2号炉までのアクセスルートについて、あらかじめ段差緩和対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>	<p>(5) 地震時のアクセスルートの評価結果</p> <p>①～⑦の被害想定結果（別紙(25)参照）を踏まえると、屋外のアクセスルートについて、あらかじめ段差緩和対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違</p> <p>・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・ルート設定の相違</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 仮復旧時間の評価</p> <p>a. 周辺構造物がれきの仮復旧方法 アクセスルート上に周辺構造物のがれきが発生し、必要な幅員が確保できない箇所については、ブルドーザ及びバックホウを用いてがれきを道路脇に撤去することにより、対象車両が通行可能な道路として仮復旧する。</p> <p>b. 不等沈下及び地下構造物損壊による段差の仮復旧方法 不等沈下及び地下構造物損壊による段差が発生し、必要な幅員が確保できない箇所については、ブルドーザを用いて砕石運搬・埋戻し・転圧を行うことにより段差を解消し、対象車両が通行可能な道路として仮復旧する。</p> <p>c. アクセスルートの仮復旧に要する時間の評価 アクセスルートの仮復旧に要する時間は、被害想定をもとに、構内の移動時間や各作業に要する時間などを考慮し、設定した2つのアクセスルートについて算出する。(第6-17表、第6-18表参照)</p> <p>各アクセスルートの仮復旧時間の詳細評価については別紙(21)に、仮復旧作業の有効性検証を別紙(22)、(23)に示す。</p> <p><条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 重機操作人員は、要員待機場所である事務本館からブルドーザ及びバックホウの保管場所へ向かい、ブルドーザ及びバックホウを操作しアクセスルート上のがれき撤去、段差解消作業を実施 バックホウによる電線切断時間：21分（別紙(21)参照） バックホウによる引留鉄構鋼材切断時間：1箇所当たり1.5分 バックホウによる建屋屋根切断時間：0.5分/0.5m バックホウによる建屋構造材切断時間：1箇所当たり9分（別紙(21)参照） バックホウによる切断したがれきの撤去作業：1回当たり5分 ブルドーザによるがれき撤去速度：0.5km/h（別紙(21)参照） ブルドーザによる段差解消作業量：53m³/h（別紙(23)参照） 			<p>【女川】対応方針の相違</p> <p>・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。</p>

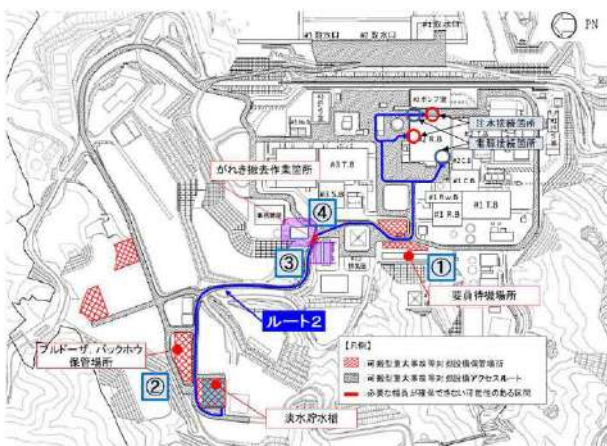
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
 <p>第6-42図 ルート1の仮復旧時間評価が必要な箇所</p> <p>第6-17表 ルート1の仮復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 869 683 1117"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 [約 m]</th> <th>評価項目</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>-</td> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>1180</td> <td>重機移動</td> <td>8</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>段差解消</td> <td>70</td> <td>148</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	-	-	状況確認・準備	15	15	-	-	ルート確認・判断	40	55	①→②	-	徒歩移動	15	70	②→③	1180	重機移動	8	78	-	-	段差解消	70	148			<p>【女川】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。
区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																													
-	-	状況確認・準備	15	15																													
-	-	ルート確認・判断	40	55																													
①→②	-	徒歩移動	15	70																													
②→③	1180	重機移動	8	78																													
-	-	段差解消	70	148																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
 <p>第6-43図 ルート2の仮復旧時間評価が必要な箇所</p> <p>第6-18表 ルート2の仮復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="78 805 683 1204"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>距離 [約m]</th> <th>評価項目</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>①→②</td> <td>—</td> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>②→③</td> <td>450</td> <td>重機移動</td> <td>5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">③→④</td> <td rowspan="5">30</td> <td>引留鉄構電線切断作業</td> <td>21</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>引留鉄構分解作業</td> <td>6</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>引留鉄構がれき撤去作業</td> <td>10</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>給排水処理建屋分解作業</td> <td>108</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>給排水処理建屋がれき撤去作業</td> <td>10</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table>	区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]	—	—	状況確認・準備	15	15	—	—	ルート確認・判断	40	55	①→②	—	徒歩移動	15	70	②→③	450	重機移動	5	75	③→④	30	引留鉄構電線切断作業	21	96	引留鉄構分解作業	6	102	引留鉄構がれき撤去作業	10	112	給排水処理建屋分解作業	108	220	給排水処理建屋がれき撤去作業	10	230			<p>【女川】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備(車両)の通行が可能である。
区間	距離 [約m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]																																									
—	—	状況確認・準備	15	15																																									
—	—	ルート確認・判断	40	55																																									
①→②	—	徒歩移動	15	70																																									
②→③	450	重機移動	5	75																																									
③→④	30	引留鉄構電線切断作業	21	96																																									
		引留鉄構分解作業	6	102																																									
		引留鉄構がれき撤去作業	10	112																																									
		給排水処理建屋分解作業	108	220																																									
		給排水処理建屋がれき撤去作業	10	230																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 屋外作業の成立性</p> <p>「重大事故等対策の有効性評価」における事故シナリオにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業、屋内作業について制限時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、以下のとおり作業は可能である。</p> <p>なお、内部溢水及び内部火災等の評価結果の反映が必要な場合は、適宜影響について再評価を行う。</p> <p>外部起因事象考慮時の対応手順と所要時間を第6-20表に示す。</p> <p>また、可搬型設備の保管場所及びアクセスルートの点検状況について、補足資料(9)に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルートへの影響</p> <p>(a) 屋外アクセスルートの確認</p> <p>重大事故等対応要員からアクセスルート等の状況報告を受けた発電所対策本部の全体指揮者が、あらかじめ定めた優先順位及び周辺状況に応じてアクセスルート等を判断し、重大事故等対応要員への指示を実施する。</p> <p>なお、アクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲を別紙(24)に示す。</p> <p>アクセスルート等の判断については、重大事故等対応要員からの報告後速やかに実施するため、作業の成立性への影響はない。</p> <p>アクセスルート等の判断手順については、「重大事故等対応要員領書」に明記することとしている。</p>	<p>(6) 屋外作業の成立性</p> <p>「重大事故等対策の有効性評価」における事故シナリオにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業について想定時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、作業は可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>なお、可搬型設備の保管場所、屋外のアクセスルート等の点検状況について、別紙(21)、1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの影響を補足(6)、2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による影響を補足(13)に示す。</p> <p>a. アクセスルートへの影響</p> <p>(a) アクセスルートの確認</p> <p>緊急時対策要員からアクセスルートの状況等の報告を受けた緊急時対策本部の復旧班長又は指示者[※]は、通行可能なアクセスルートの状況を緊急時対策本部内に周知する。</p> <p>※：初動体制は指示者、要員参集後は復旧班長が周知する。</p> <p>万一、通行ができない場合は、応急復旧方法、応急復旧の優先順位を考慮の上、アクセスルートを判断し、緊急時対策要員へ指示及び当直長へ連絡する。</p>	<p>(6) 屋外作業の成立性</p> <p>「重大事故等対策の有効性評価」における事故シナリオにおいて、時間評価を行う必要のある屋外作業について制限時間が一番厳しい作業を抽出し、外部起因事象に対する影響を評価した結果、以下のとおり作業は可能である。</p> <p>外部起因事象考慮時の対応手順と所要時間を第6-17表に示す。</p> <p>なお、可搬型設備の保管場所及びアクセスルートの点検状況について補足資料(8)に、1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について補足資料(7)に示す。</p> <p>a. アクセスルートへの影響</p> <p>(a) アクセスルートの確認</p> <p>災害対策要員及び災害対策要員（支援）からアクセスルート等の状況報告を受けた発電所課長（当直）又は土木建築工作班長[※]が、あらかじめ定めた優先順位及び周辺状況に応じてアクセスルート等を判断し、災害対策要員及び災害対策要員（支援）への指示を実施する。</p> <p>※：初動対応は発電所課長（当直）、発電所対策本部体制確立後は土木建築工作班長が指示する。</p> <p>なお、アクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲を別紙(24)に示す。</p> <p>アクセスルート等の判断については、災害対策要員及び災害対策要員（支援）からの報告後速やかに実施するため、作業の成立性への影響はない。</p> <p>アクセスルート等の判断手順については、「泊発電所重大事故等および大規模損壊対応要領」に基づく手順に明記することとしている。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は復旧が必要な場合の対応について、本項「(a)アクセスルートの確認」の下段で記載</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊はアクセスルートの状況確認範囲及び分担範囲について記載</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は本項「(a)アクセスルートの確認」の最後に記載</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊はアクセスルートの判断手順等について記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アクセスルートの確認及び仮復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>i. 重大事故等対応要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、発電所対策本部に状況を報告する。</p> <p>ii. 発電所対策本部は、アクセスルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用。アクセスルートの仮復旧が必要な場合、道路の損壊状況を確認し、早期に対策可能なルートの仮復旧を優先し、重大事故等対応要員に対し仮復旧を指示する。</p> <p>iii. 重大事故等対応要員は、アクセスルートの仮復旧の優先順位に従い、アクセスルートを仮復旧する。</p>	<p>アクセスルートの確認及び復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>①緊急時対策要員は、アクセスルート損壊状況を確認し、緊急時対策本部に状況を報告する。</p> <p>②緊急時対策本部は、アクセスルートの復旧が必要な場合、以下の優先順位に従い緊急時対策要員に対し復旧を指示する。 <復旧の優先順位設定の考え方> 1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所から車両の寄りつき場所までのルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用する。 2. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所から車両の寄りつき場所までのアクセスルートがいずれも通行できない場合、道路の損壊状況を確認し、早期に復旧可能なルートの復旧を優先する。 3. 緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートを復旧する。 4. アクセスルートの複数ルート通行が可能となるようにする。</p> <p>③緊急時対策要員は、アクセスルートの復旧の優先順位に従い、アクセスルートを復旧する。</p> <p>緊急時対策要員からの報告後、速やかにアクセスルートの判断を行うため、作業の成立性への影響はない。</p>	<p>アクセスルートの確認及び仮復旧については、以下の考え方、手順に基づき対応する。</p> <p>i. 災害対策要員及び災害対策要員（支援）は、アクセスルート損壊状況を確認し、発電課長（当直）等に状況を報告する。</p> <p>ii. 発電課長（当直）等は、アクセスルートが確保されている場合、そのルートを第1優先で使用。アクセスルートの仮復旧が必要な場合、道路の損壊状況を確認し、早期に対策可能なルートの仮復旧を優先し、災害対策要員に対し仮復旧を指示する。</p> <p>iii. 災害対策要員は、アクセスルートの仮復旧の優先順位に従い、アクセスルートを仮復旧する。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 泊は本項「(a)アクセスルートの確認」の段に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 屋外アクセスルートの復旧</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等対処が確実に実施できるように、複数ルート設定しているが、地震時におけるアクセスルートの被害想定（別紙(25)参照）を行い、要員2名でブルドーザ及びバックホウによるがれきの撤去及びブルドーザによる段差の仮復旧を行う時間を評価した結果、状況確認時間、ルート判断時間及び移動時間を含めてルート1は148分（2時間28分）、ルート2は230分（3時間50分）で保管エリアから重大事故等対処設備設置場所へのアクセスルートの仮復旧が可能である。以降、復旧時間の長いルート2の3時間50分を4時間として評価する。</p> <p>なお、アクセスルート復旧時間に含まれる保守性については補足資料(6)に示す。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>アクセスルート仮復旧後の道路幅は一部において3.7m程度となり1車線通行となるが、アクセスルート仮復旧後6時間での車両通行量は5往復程度のため、通行に与える影響はない。（別紙(26)参照）</p> <p>アクセスルートは、揺すり込みにより不等沈下や地下構造物の損壊が発生した場合に備え、車両の徐行による通行が不可能となる段差が15cm以上となる箇所には、あらかじめ段差対策（不等沈下に対する補強材敷設による段差緩和対策や、地下構造物の損壊に対する鋼材敷設）を実施すること及びブルドーザを用いて碎石運搬・埋戻し・転圧を行うことにより段差を解消することにより車両の通行は可能である。</p>	<p>(b) アクセスルートの復旧</p> <p>地震時におけるアクセスルートの被害想定の結果、地震時に通行不能となるアクセスルートはないため、仮復旧は不要である。（別紙(19)）</p> <p>万一、アクセスルートの復旧が必要な場合、がれき撤去、段差解消等を行う。アクセスルート復旧作業はE L 8.5m・15m エリアを1名、E L 44m エリアを1名で分担して実施することとしている。</p> <p>作業安全については、他作業の要員がアクセスルート仮復旧作業と同時にアクセスし、後方から安全確認を行うこと及び作業員・本部要員からの連絡により状況把握可能であることから、作業安全を確保可能である。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>地震時のアクセスルートの通行幅は少なくとも3mで片側通行となるが、タンクローリーを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所を各車両が通行する場合は、無線通信設備（携帯型）を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p> <p>また、段差については、液状化及び揺すり込み不等沈下により15cmを越える段差の発生を想定しているが、あらかじめ段差緩和対策を行うことでアクセスは可能である。（別紙(30)参照）</p>	<p>(b) アクセスルートの復旧</p> <p>地震時におけるアクセスルートの被害想定の結果、地震時に通行不能となるアクセスルートはないため、仮復旧は不要である。（別紙(25)）</p> <p>万一、アクセスルートの復旧が必要な場合、がれき撤去、段差解消等を行う。アクセスルート復旧作業は災害対策要員2名で分担して実施することとしている。</p> <p>作業安全については、他作業の要員がアクセスルート仮復旧作業と同時にアクセスし、後方から安全確認を行うこと及び作業員・本部要員からの連絡により状況把握可能であることから、作業安全を確保可能である。</p> <p>(c) 車両の通行性</p> <p>地震時のアクセスルートの通行幅は少なくとも3.5mで片側通行となるが、可搬型タンクローリー及びホース延長・回収車（送水車用）を除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。（別紙(26)参照）</p> <p>なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所を各車両が通行する場合は、発電所対策本部が各車両と衛星携帯電話、電力保安通信用電話設備等を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p> <p>また、段差については、液状化及び揺すり込み不等沈下により15cmを越える段差の発生を想定しているが、あらかじめ段差緩和対策を行うことでアクセスは可能である。（別紙(16)参照）</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。 【島根】記載内容の相違 ・島根は復旧作業の分担エリアを記載。 【女川】記載内容の相違 ・泊は作業安全について記載。 【女川及び島根】記載内容の相違 ・片側通行箇所、道路幅及び通行量の相違。 【女川】記載箇所の相違 ・女川は別紙(26)に道幅が狭い箇所の通行について記載。 【島根】記載内容の相違 ・可搬型設備及び通信設備の相違。 ・島根は車両間で相互連絡するが、泊は女川と同様に対策本部と車両間で連絡する。 【女川】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、段差想定箇所については事前の段差緩和対策を実施するため、重機での仮復旧は実施しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対応のホースを設置した後のアクセスルートの通行については、ホースブリッジ等の対策を行うことで、アクセスルート上の通行は可能であることを、走行試験を実施して確認している。（詳細は別紙(28)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置については、ホース敷設後の通行を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため、有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは操作場所近傍（可搬型設備は可搬型設備近傍）等に保管する。</p> <p>地震による地盤の沈下の影響を受けても、可搬型設備の接続口への接続や弁操作等、必要な作業は可能である（別紙(29)）。また、可搬型設備のホース、電源ケーブル等十分な長さを確保するとともに、作業場所へのアクセス性を確保する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>重大事故等対応要員から発電所対策本部への報告、発電所対策本部から重大事故等対応要員への指示は、通常連絡手段として電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境化において、通常連絡手段が使用不能となった場合でも、無線連絡設備（携帯型）により発電所対策本部へ連絡することが可能である。</p> <p>夜間における屋外アクセスルート通行時には、車両付属の作業用照明、可搬型照明により夜間における作業性を確保している。（別紙(27)）</p>	<p>重大事故等対応のためのホースを敷設する場合においても、ホースブリッジを設置することで、アクセスルート上の通行は可能であることを確認している。（別紙(20)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置は、ホース敷設完了後のアクセス性を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 作業環境</p> <p>現場での作業を安全に実施するため事故時の作業環境について、あらかじめ想定しておくことが重要である。緊急時対策要員は、アクセスルート復旧後における可搬型設備の設置、ホース又はケーブルの敷設等の作業の実施に当たって、現場の安全確認を考慮し作業を実施する。また、現場の作業環境が悪化（照明の喪失、騒音、放射線量の上昇等）しても作業を可能とするための装備として、ヘッドライト、懐中電灯、LEDライト、耳栓、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>(e) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは可搬型設備の保管場所に保管又は可搬型設備に車載する。</p> <p>操作に対し知識・訓練を必要とするものについては、教育・訓練により必要な力量を確保する。</p> <p>b. 屋外のアクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>緊急時対策要員から緊急時対策本部への報告、緊急時対策本部から緊急時対策要員への指示は、通常通信連絡設備（所内通信連絡設備及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、無線通信設備、衛星電話設備等の通信連絡設備にて実施することが可能であり、屋外作業への影響はない。</p> <p>夜間における屋外のアクセスルート通行時には、重機・車両に搭載されている照明、ヘッドライト、懐中電灯、LEDライト等の照明設備を使用することが可能であり、屋外作業への影響はない。（別紙(16)参照）</p>	<p>重大事故等対応の可搬型ホースを設置した後のアクセスルートの通行については、ホースブリッジ等の対策を行うことで、アクセスルート上の通行は可能であることを走行試験を実施して確認している。（詳細は別紙(28)参照）</p> <p>なお、ホースブリッジの設置については、可搬型ホース敷設後の通行を考慮し、作業完了後の要員にて実施するため、有効性評価に影響を与えるものではない。</p> <p>(d) 作業環境</p> <p>現場での作業を安全に実施するため事故時の作業環境について、あらかじめ想定しておくことが重要である。発電所災害対策要員は、アクセスルート復旧後における可搬型設備の設置、可搬型ホース又はケーブルの敷設等の作業の実施に当たって、現場の安全確認を考慮し作業を実施する。また、現場の作業環境が悪化（照明の喪失、騒音、放射線量の上昇等）しても作業を可能とするための装備として、ヘッドライト、懐中電灯、耳栓、放射線防護具及び薬品防護具を携帯する。</p> <p>(e) 現場における操作性</p> <p>緊急時での対応作業を円滑に進めるため十分な作業スペースが確保されていることが重要である。作業スペース確保のため、操作場所近傍には不要な物品等を保管しないこととする。また、現場操作に対し工具を必要とするものは操作場所近傍（可搬型設備は可搬型設備近傍）等に保管する。</p> <p>地震による地盤の沈下の影響を受けても、可搬型設備の接続口への接続等、必要な作業は可能である（別紙(29)）。また、可搬型設備のホース、電源ケーブル等十分な長さを確保するとともに、作業場所へのアクセス性を確保する。</p> <p>操作に対し知識・訓練を必要とするものについては、教育・訓練により必要な力量を確保する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>発電所災害対策要員から発電所対策本部への報告、発電所対策本部から発電所災害対策要員への指示は、通常連絡手段として電力保安通信用電話設備（携帯）及び運転指令設備を配備しており、重大事故等の環境下において、通常連絡手段が使用不能となった場合でも、衛星携帯電話により発電所対策本部へ連絡することが可能である。</p> <p>夜間における屋外アクセスルート通行時には、車両付属の作業用照明、可搬型照明により夜間における作業性を確保している。（別紙(27)）</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 作業の成立性</p> <p>作業時間について、第6-19表のとおり、アクセスルート復旧作業を含めた時間評価を実施し、道路の状況、車両の通行量を考慮しても制限時間内に作業は可能である。</p>	<p>c. 作業の成立性</p> <p>緊急時対策所～保管場所～2号炉までのアクセスルートについて、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能であることから、有効性評価における作業の成立性に影響を与えない。</p> <p>地震時に重大事故等対処を実施するためのアクセスルートは、地震の影響を受けないルートが確保でき、第4-17表に示すとおり、有効性評価の想定時間が最も厳しい重要事故シーケンスの要求時間内での作業が可能である。</p> <p>以下に重要事故シーケンスにおける可搬型設備を用いた屋外作業の成立性の評価条件を示す。</p> <p>(a) 以下の屋外作業について成立すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧原子炉代替注水系（可搬型）準備操作 ・原子炉補機代替冷却系準備操作（資機材配置及びホース敷設起動及び系統水張り） ・格納容器代替スプレイ系（可搬型）準備操作 ・燃料プールスプレイ系（可搬型スプレイノズル）による燃料プール注水 ・輪谷貯水槽（西1/西2）から低圧原子炉代替注水槽への補給 ・燃料補給準備 ・可搬式窒素供給装置準備 <p>(b) 作業の起点となる緊急時対策要員の出発点は緊急時対策所とする。</p> <p>(c) 可搬型設備は、緊急時対策所から離れている第3保管エリア及び第4保管エリアから出動する。</p>	<p>c. 作業の成立性</p> <p>屋外のアクセスルートについて、仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能であることから、有効性評価における作業の成立性に影響を与えない。</p> <p>地震時に重大事故等対処を実施するためのアクセスルートは、地震の影響を受けないルートが確保でき、第6-16表に示すとおり、有効性評価の想定時間が最も厳しい重要事故シーケンスの要求時間内での作業が可能である。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根と同様に仮復旧なしで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・作業の成立性確認における評価条件の明確化。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-19表 有効性評価の可搬型設備を用いた作業の成立性評価結果

作業名	アクセスルート ① 復旧時間	その他考慮 すべき時間 ②	有効性評価上の 作業時間 ③	制限時間*1	評価結果 (①+②+③)
代替注水等確保	4時間	-	6時間 ^{※2}	18時間	○ (10時間)
原子炉補機代替冷却水系準備操作		6時間 ^{※3}	9時間	24時間	○ (19時間)
燃料補給準備（ガスタービン発電設備 軽油タンクへの給油）		-	2時間15分	19時間	○ (6時間15分)
燃料補給準備（大容量送水ポンプ（タ イプ1）へ給油）		-	2時間15分	18時間	○ (9時間15分)
燃料補給準備（原子炉補機代替冷却水 系*4へ給油）		3時間 ^{※4}	2時間15分	24時間	○ (9時間15分)

※1：重要事故シナリオに制限時間が異なる場合には、最短の制限時間を記載
 ※2：移動時間、アクセスルート復旧時間を含む
 ※3：代替注水等確保からの継続作業を考慮した時間を記載
 ※4：原子炉補機代替冷却水系：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプ1）
 ※5：燃料補給準備（ガスタービン発電設備軽油タンクへの給油）からの継続作業を考慮した時間を記載

女川原子力発電所2号炉

第4-17表 屋外作業の成立性評価結果

作業名	アクセス ルート 復旧時間①	移動時間*1 ②	作業時間 ③	有効性評価 想定時間*1	評価結果 (①+②+③)
低圧原子炉代替注水系（可搬型）準備操作	0分	28分	1時間13分	2時間20分	○ (1時間41分)
原子炉補機代替冷却水系準備操作（買入れ配置 及びホース敷設移動及び系統水張り）	0分	32分	5時間9分	7時間40分	○ (6時間41分)
格納容器代替スプレイス系（可搬型）準備操作	0分	28分	1時間13分	2時間30分	○ (1時間41分)
燃料プールのスプレイス系（可搬型）スプレイズ ル）による燃料プール注水	0分	28分	1時間07分	3時間10分	○ (2時間26分)
聯合貯水槽（西1/西2）から低圧原子炉代 替注水槽への供給	0分	28分	1時間13分	2時間30分	○ (1時間41分)
燃料補給準備	0分	28分	3時間44分	2時間30分	○ (2時間15分)
可搬型置着供給装置準備	0分	32分	3時間10分	12時間	○ (1時間45分)

※1：緊急時対策所から作業場所までの移動時間を記載。
 ※2：重要事故シナリオに有効性評価の想定時間が異なる場合には、最短の想定時間を記載。

島根原子力発電所2号炉

第6-16表 有効性評価の可搬型設備を用いた作業の成立性評価結果

作業名	アクセスルート ① 復旧時間	その他考慮 すべき時間 ②	有効性評価上の 作業時間 ③	制限時間*1	評価結果 (①+②+③)
蒸気発生器への注水確保（海水）	0分	1時間40分 ^{※2}	4時間10分	7時間24分	○ (5時間50分)
燃料補給（代替非常用発電機への燃料補給）		3時間 ^{※3} (要員参集)	2時間	6時間20分	○ (5時間)

※1：蒸気発生器への注水確保（海水）の制限時間は、「全交流電源喪失」及び「原子炉補機冷却機能喪失」を想定、燃料補給（代替非常用発電機への燃料補給）は「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールドLOCAが発生する事故」を想定。
 ※2：有効性評価上の作業開始時間を記載している。
 ※3：有効性評価では、「燃料補給（代替非常用発電機への燃料補給）」を行う発電所対策要員の参集時間を考慮発生から3時間後としており、要員が参集までの時間内にアクセスルートを復旧し、要員参集後から作業を開始できれば①<②、成立性に影響はない。

泊発電所3号炉

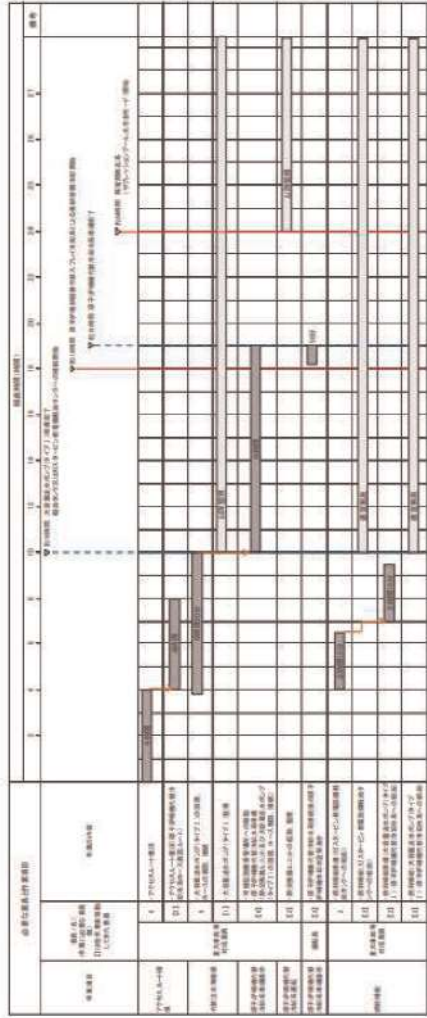
相違理由
 【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・屋外作業の相違やアク
 セスルート復旧内容
 の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第6-20表 外部起因事象時の対応

女川原子力発電所2号炉



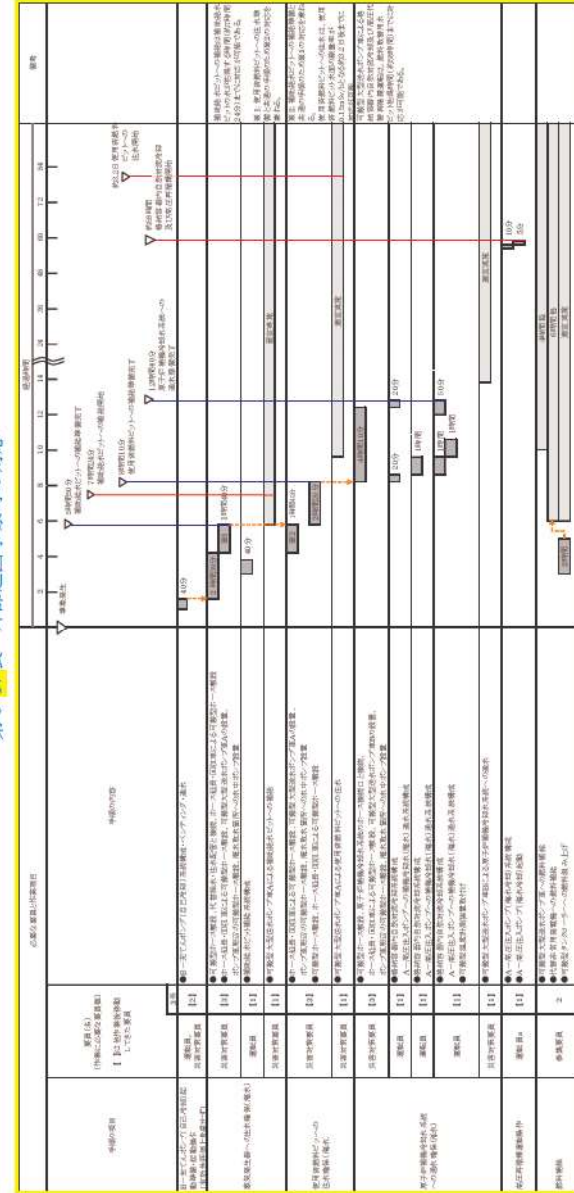
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 対応内容の相違。

第6-17表 外部起因事象時の対応



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7. 屋内アクセスルートの評価</p> <p>屋内アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤及び防潮壁を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とした。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、屋内アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動操作失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外としている。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内アクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シナシスにおけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シナシスごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-8図に、重要事故シナシスにおける現場作業一覧について第7-3表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との隔離距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイス、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 	<p>5. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される津波については、津波遡上解析の結果、防波壁内側の屋外アクセスルートへ基準津波が到達しないことを確認していることから、評価の対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば、現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第5-1表に記す。また、屋内のアクセスルートの設定について別紙(13)に記す。</p> <p>また、重要事故シナシスにおけるアクセスルートについて一覧を第5-2表に、重要事故シナシスごとのアクセスルート経路を第5-1(1)図～第5-1(12)図、重要事故シナシスにおける現場作業一覧について第5-3表、屋内作業の成立性評価結果を第5-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作対象場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との隔離距離をとる等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイス、レール、グレーチング、手摺等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。 	<p>7. 屋内のアクセスルートの評価</p> <p>アクセスルートについては、重大事故等時に必要となる屋内での現場操作場所までのアクセス性について、地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を評価し、アクセス可能であることを確認する。</p> <p>なお、外部起因事象として想定される基準津波については、防潮堤を設置することで建屋近傍まで遡上する浸水はないことから、評価対象外とする。</p> <p>(1) 影響評価対象</p> <p>評価する屋内現場操作及び操作場所については、技術的能力 1.1～1.19 で整備する重大事故等時において、期待する手順の屋内現場操作について、アクセスルートに影響のおそれがある地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水について、現場操作ごとにその影響を評価する。</p> <p>なお、機器等の起動失敗原因調査のためのアクセスルートについては、可能であれば現場調査を実施する位置付けであることから、評価対象外とする。</p> <p>技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧を第7-1表に示す。また、屋内のアクセスルート図を別紙(30)に示す。</p> <p>また、重要事故シナシスにおけるアクセスルートの一覧を第7-2表に、重要事故シナシスごとのアクセスルート経路を第7-1図～第7-15図に、重要事故シナシスにおける現場作業一覧について第7-3表、屋内作業の成立性評価結果を第7-4表に示す。</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>アクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事項について評価する。</p> <p>a. 地震時の影響評価</p> <p>重大事故等時の現場操作場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によってアクセス性への影響がないことを確認する。</p> <p>具体的には、以下の観点で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場操作対象機器との隔離距離の確保等により、アクセス性に影響を与えないことを確認する。 周辺に作業用ホイス、レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備名称、記載表現の相違（記載内容に相違はない。）</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置の実施により、アクセス性に与える影響はないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響はないことを確認する。 また、万一、周辺にある常置品が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去等を行う。</p> <p>なお、常置品、仮置資機材の設置に対する運用、管理については、社内規程に基づき実施する。</p>	<p>・周辺に転倒する可能性のある常設物及び仮置物がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認する。</p> <p>・上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認する。 また、万一、周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合を考慮し、通行可能な通路幅が確保できない場合は、あらかじめ移設・撤去を行う。ただし、常設物及び仮置物の人力による排除又は乗り越えが可能な場合を除く。</p> <p>なお、常設物及び仮置物の設置に対する運用、管理については、社内規程類に基づき実施する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルートの周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合の対応及び運用・管理について記載した。</p> <p>【島根】評価内容の相違 ・泊は、常設物及び仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様)</p>
<p>b. 地震随伴火災の影響評価 屋内アクセスルート近傍の油内包又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価 アクセスルート近傍の油内包機器又は水素ガス内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(17)に示す。</p>	<p>b. 地震随伴火災の影響評価 アクセスルート近傍の油内包機器又は水素内包機器について、地震により機器が転倒し、火災源とならないことを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(33)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>
<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 屋内アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 アクセスルートがある建物のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(18)に示す。</p>	<p>c. 地震による内部溢水の影響評価 アクセスルートのある建屋のフロアについて、地震により溢水源となるタンク等の損壊に伴い、各フロアにおける最大溢水水位で歩行可能な溢水高さであることを確認する。 影響評価の考え方等については、別紙(34)に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物品、仮置物品がある場合、固縛等転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物品、仮置物品が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があることを確認しており、通行可能な通路幅がない場合であっても、迂回、乗越え及び排除により対応可能である。また、アクセスルートが通行不可となる物品については影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、アクセスルート周辺のポンベについては、転倒防止処置を実施し、基準地震動Ssにおける機能維持を確認しており、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(14)に現場確認結果、別紙(15)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。</p> <p>現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常置品及び仮置資機材が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があり、また、通路幅が確保できない場合は移設又は撤去することでアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置資機材は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンベが転倒した場合を考慮し、ポンベ固定器具の耐震補強による転倒防止の実施又はアクセスルート近傍から撤去する。</p>	<p>(3) 評価結果</p> <p>別紙(31)に現場確認結果、別紙(32)に機器等の転倒防止処置等確認結果を示す。上記観点より現場ウォークダウンによる確認を実施し、地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常設物及び仮置物がある場合、固縛等の転倒防止処置により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。万一、周辺にある常設物及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えにより通行可能であることを確認した。また、アクセスルートが通行不可となる常設物及び仮置物については影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、仮置物は、通行可能な通路幅が確保できるような配置とする。ただし、人力による排除又は乗り越えが可能な場合は除く。</p> <p>加えて、周辺にある常設のポンベが転倒した場合を考慮し、ポンベを鋼材及びボルトにより固定することで転倒防止を図る又はアクセスルート近傍から撤去する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載表現及び記載名称の相違</p> <p>【女川及び島根】評価結果の相違</p> <p>各プラントのアクセスルートの通路幅が万一確保できない場合の対処方法の相違</p> <p>泊は、常設物及び仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様)</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>泊は、今後設置する仮置物の配置の考え方に関して記載した。</p> <p>【島根】評価内容の相違</p> <p>泊は、仮置物が転倒し、通路幅が確保できない場合に人力による排除又は乗り越えが可能な場合は通行可能と評価している。(柏崎と同様)</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>泊はポンベが転倒せず、アクセスルートに影響がないことを記載している。(女川はSs機能維持を確認している。)</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の作業時間を上回ることはない（「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ放射線防護具及び耐熱服着用時間は考慮されていることから、本評価では考慮しない。）。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p>	<p>【比較のため本比較表の次ページの抜粋を掲載】</p> <p>(5) 作業の成立性</p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>また、有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第7-3表に示すとおり、防護具着用時間を含めた時間評価を実施し、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、制限時間内に作業が実施できることを確認した。溢水、資機材の転倒による影響を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価上の想定時間を上回ることはない。</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震による内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(30)に示す。</p> <p>⋮：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【島根】章立て及び記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>泊は、制限時間内の作業の成立性について、作業開始前に作業が無い場合は防護具の着用を実施できるものとして評価している。</p> <p>泊は、資機材の排除、乗り越えを考慮していることから移動時間の1.5倍の評価に資機材の転倒の影響も含んでいることを記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>泊は、有効性評価の成立性の観点で制限時間内に作業完了できることを確認している。</p> <p>（島根は有効性評価想定時間内に実施可能であることを確認することで有効性評価の成立性を確認している。）</p> <p>【女川及び島根】方針の相違</p> <p>泊は、有効性評価上の想定時間に放射線防護具着用時間が含まれていることから、本評価においても放射線防護具着用時間を考慮している。（女川・島根は有効性評価において、有効性評価上の想定時間とは別に防護具着用時間を考慮している。）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 屋内アクセスルートへの影響</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は手順書に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう運用管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常連絡手段（電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び送受話器（ページング））が使用できない場合でも、携行型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響について</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は社内規程に定める運用（足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置する等）により管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを通行する。（別紙(35)参照）</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信手段及び照明の確保</p> <p>緊急時対策要員から中央制御室への報告、中央制御室から緊急時対策要員への指示は、通常連絡手段（所内通信連絡設備（ハンドセットステーション）及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、有線式通信設備等の通信手段にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建物内の通常照明が使用できない場合、緊急時対策要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯、LEDライトを使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である。また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、電源内蔵型照明を建物内に設置しており、屋内作業への影響はない。（別紙(13)、別紙(16)参照）</p> <p>【本比較表の前ページにて比較する】</p> <p>(5) 作業の成立性</p> <p>有効性評価における重要事故シーケンスで評価している屋内の現場作業について第5-4表に示すとおり、有効性評価における想定時間内に作業が実施できることを確認した。暗所、溢水、資機材の転倒等を考慮し、仮に移動時間を1.5倍とした場合であっても、有効性評価における事象発生からの作業開始想定時間及びそれ以前の作業の状況を確認した結果、有効性評価想定時間内に作業が実施可能であることを確認した。（防護具着用時間は「重大事故等対策の有効性評価」においてあらかじめ10分間の時間が考慮されていることから、本評価では考慮していない。）</p> <p>また、技術的能力1.1~1.19の重大事故等時において期待する手順についても、地震随伴火災、地震随伴内部溢水を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果については、別紙(13)に示す。</p>	<p>(4) 屋内作業への影響</p> <p>a. 作業環境</p> <p>通常運転時、作業に伴い一時的に足場を構築する場合があるが、その場合は社内規程に従い、足場材が地震等により崩れた場合にも扉の開操作に支障となることがないように離隔距離をとる等考慮して設置するよう運用管理するとともに、屋内作業に当たっては、溢水状況、空間放射線量、環境温度、薬品漏えい等、現場の状況に応じて人身安全を最優先に適切な放射線防護具や薬品防護具を選定した上で、適切なアクセスルートを選択する。</p> <p>b. アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明の確保</p> <p>現場要員から中央制御室への報告、中央制御室から現場要員への指示は、通常連絡手段（電力保安通信用電話設備（PHS端末）及び運転指令設備（ページング））が使用できない場合でも、携行型通話装置にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。</p> <p>電源喪失等により建屋内の通常照明が使用できない場合、要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯を使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である（別紙(27)）。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・要員及び設備名称の相違</p> <p>【島根】設備の相違 ・泊は、ヘッドライト、懐中電灯を使用することで電源喪失時も屋内作業に影響がないと判断している。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由		
第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(3/8)					第5-1表 技術的能力における対応手段で期待する屋内現場操作一覧(3/8)					第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(3/11)					【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。		
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1)}	物品の転倒影響 ^{※1)}	火災影響の有無 ^{※1)}	溢水影響の有無 ^{※1)}	対応手段	該当条文	屋内現場操作 ^{※1)}	物品の転倒影響 ^{※1)}	火災影響の有無 ^{※1)}	溢水影響の有無 ^{※1)}	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1)}		資機材の転倒影響の有無 ^{※1)}	火災影響の有無 ^{※1)}
原子炉停止中の低圧代管注水弁(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	1.4	原子炉・格納容器下部注水接続口(建屋内)使用時 【中央制御室→①→②→③階段F④→④→④-8】	無	無	無	格納容器代管弁の閉鎖による原子炉格納容器への注水(低圧)後始	1.6	非常用コントロールセンター切替機の使用不可の場合 【中央制御室→①→②→③】	無	無	あり	1.4 1.8	【中央制御室→③階段A③→③-13→③階段M②→②-6】	無	無	有	
大型航空機による影響を考慮した場合の注水(屋内接続口の使用) ^{※2)}	1.4	原子炉建屋原子炉操作室 【中央制御室→①→②→③階段L④→④→④-52】 原子炉建屋付属作業室 【①→②→④階段L①①→①→①→②→③階段F④→④→④-54】	無	無	無	格納容器代管弁の閉鎖による原子炉格納容器への注水(低圧)後始 【①→②→④階段L①①→①→①→②→③階段F④→④→④-54】	1.6	非常用コントロールセンター切替機の使用不可の場合 【中央制御室→①→②→③】	無	あり	あり	1.4	1. 非常用制御弁閉鎖弁等閉鎖操作及び格納容器隔離弁閉鎖操作 【中央制御室→③階段A④→③階段L④→③-2→③-8→③→③階段L④→④-6】 主給水隔離弁閉鎖操作 【中央制御室→②階段H②→②-2】	無	無	有	
原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び冷却(現場操作含む。)	1.5	系統構成 【中央制御室→①→②→③階段F④→④→④-25又は④-25】 オペレーションチェンパ間の場合 【中央制御室→①→②→③階段F④→④→④-3】 ドライウェル側の場合 【中央制御室→①→②→③階段F④→④→④-27】	無	無	無	格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び冷却 【①→②→③階段F④→④→④-25】	1.7	非常用コントロールセンター切替機の使用不可の場合 【中央制御室→①→②→③】	無	あり	あり	1.4 1.5 1.13	系統構成 【中央制御室→③階段A④→③-7→③階段B⑤→③-7→③階段B⑤→③-6→③階段B⑤→③-1】 可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口(東側)を使用する場合 系統構成 【中央制御室→③階段A③→③-6→③階段B⑤→③-3→③階段B⑤→③-1】 系統構成及びび連水操作 【中央制御室→③階段A④→③階段L①①→③-3→③階段L①①→③階段A④→③-5】	無	無	有	
フィルタ装置への水補給	1.5	【中央制御室→①→②→③階段F④→④→④-26】	無	無	無	格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び冷却 【①→②→③階段F④→④→④-26】	1.7	非常用コントロールセンター切替機の使用不可の場合 【中央制御室→①→②→③】	無	あり	あり	1.4 1.5 1.13	可搬型大型送水ポンプ車によるAー真正注水ポンプ(非常用型)への灌漑給排水(冷却) ④等	無	無	有	
可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	1.5	展開法 【中央制御室→①→②→③階段F④→④→④-26】	無	無	無	格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び冷却 【①→②→③階段F④→④→④-26】	1.7	非常用コントロールセンター切替機の使用不可の場合 【中央制御室→①→②→③】	無	あり	あり	1.4 1.5 1.13	可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口(西側)を使用する場合 系統構成 【中央制御室→③階段A③→③-6→③階段B⑤→③-1→③階段Q⑤→③-3】	無	無	有	
原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素バージ	1.5	展開法 【中央制御室→①→②→③階段F④→④→④-26】	無	無	無	格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び冷却 【①→②→③階段F④→④→④-26】	1.7	非常用コントロールセンター切替機の使用不可の場合 【中央制御室→①→②→③】	無	あり	あり	1.4 1.5 1.13	可搬型大型送水ポンプ車によるAー真正注水ポンプ(非常用型)への灌漑給排水(冷却) ④等	無	無	有	

※1 屋内現場操作については別紙(30)、物品の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。
 ※2 本手段は大型航空機による影響を考慮した場合に使用する手段であり、起因事象が地震ではないことから物品の転倒、火災及び溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

※1：屋内現場操作については別紙(13)、火災源については別紙(17)、溢水源については別紙(18)参照。
 ※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】接続口の設計の相違
 泊は、水を供給する接続口を建屋内の異なる区画に複数箇所設置しており、故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮しても異なる建屋面から接続できる設計としているため、大型航空機による影響を考慮した場合のみの手順、ルートは設定していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由
第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(4/8)						第5-1表 技術的能力における対応手段で期待する屋内現場操作一覧(4/8)						第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(4/11)						【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	物品の転倒影響 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}	対応手段	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	物品の転倒影響 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	物品の転倒影響 ^{※1}	火災影響の有無 ^{※1}	溢水影響の有無 ^{※1}	
前工強化ベンチ系による原子炉格納容器内の凝結及び除熱（現場操作含む）	1.5	系統構成 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段G④→(4)階段A⑤→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	有	1.7	【中央制御室→(1)階段F④→(2)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段G④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	無	1.5	1.6	1.7	系統構成 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段G④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	有
		サブプレッシャントンパの場合 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】																
原子炉補機代替冷却水による補機冷却水確保(A系)	1.5	ドライウェル側の場合 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	無	1.8	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	あり	あり	1.5	1.6	1.7	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	有
		・屋外接続口を使用する場合 水張り、空気抜き 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】																
原子炉補機代替冷却水による補機冷却水確保(B系)	1.5	・屋内接続口を使用する場合 水張り、空気抜き 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	無	1.9	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	あり	あり	1.5	1.6	1.7	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	有
		【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】																
原子炉格納容器代替スプレイ母管(可機型)による原子炉格納容器内へのスプレイ	1.6	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	無	1.9	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	あり	あり	1.5	1.6	1.7	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	有
		【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】																
大型航空機による影響を考慮した場合のVスプレイ(屋内接続口の使用) ^{※2}	1.6	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	無	1.11	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	あり	あり	1.5	1.6	1.7	【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】	無	無	有
		【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F④→(4)→(5)→(6)→(7)→(8)→(1)→(3)→(2)】																

※1 屋内現場操作については別紙(30)、物品の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。
 ※2 本手段は大型航空機による影響を考慮した場合に使用する手段であり、起因事象が地震ではないことから物品の転倒、火災及び溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

※1：屋内現場操作については別紙(13)、火災源については別紙(17)、溢水源については別紙(18)参照。
 ※2：本手段におけるアクセラートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】接続口の設計の相違
 ・泊は、水を供給する接続口を建屋内の異なる区画に複数箇所設置しており、故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮しても異なる建屋面から接続できる設計としているため、大型航空機による影響を考慮した場合のみの手順、ルートは設定していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					
第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (5/8)					
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	物品の転倒影響 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}
原子伊格納容器フィルタベント系による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.7	系統構成 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-25又は④-26】 サブプレッションチェンバ側の場合 【中央制御室→①→③→④⑤階段F⑤→⑤-3】 ドライウエル側の場合 【中央制御室→①→③→④⑤階段F⑥→⑥-27】	無	無	無
フィルタ装置への水補給	1.7	【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-20】	無	無	無
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器への空気供給	1.7	解放 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-29】 系統構成 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無
原子伊格納容器フィルタベント系停止後の空気バージ	1.7	解放 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-29】 系統構成 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無
原子伊格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時	1.8	原子伊・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-57】	無	無	無
原子伊格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子伊格納容器下部への注水	1.8	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-57】	無	無	無

島根原子力発電所2号炉					
第5-1表 技術的能力における対応手段で期待する屋内現場操作一覧 (5/8)					
対応手段	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	物品の転倒影響 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	あり	あり
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	あり	あり
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無
可搬型空気供給装置による原子伊格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	1.14	可搬型空気供給装置による減圧 【中央制御室→①→③→④⑤階段F④→④-21又は④-22】	無	無	無

※1 屋内現場操作については別紙(30)、物品の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

※1：屋内現場操作については別紙(13)、火災源については別紙(17)、溢水源については別紙(18)参照。

※2：本手段におけるアクセラートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉					
第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (5/11)					
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}
代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	1.6 1.7 1.8	系統構成、水張り及び代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→②階段A④→④階段F①→①階段F③→③-6】→④階段F①→①階段F④→④-12】 代替格納容器スプレイポンプ発電機、発電機操作 【中央制御室→②階段A③→③-9】 系統構成 【中央制御室→②階段A③→③-10】 注水先も原子伊から格納容器へ切替える場合 【中央制御室→②階段A③→③-11】	無	無	有
C、D-1格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然減圧冷却	1.6 1.7	【中央制御室→②階段A④→④階段F①→①階段F③→③-2】→④階段F④→④-21】→④階段F④→④-21】 【中央制御室→②階段A④→④階段F④→④-21】→④階段F④→④-21】	無	無	有
可搬型格納容器内水素濃度監視	1.9	系統構成、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成、電機操作、起動、電機操作及び可搬型代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→②階段A④→④-9】→④階段K④→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】 【中央制御室→②階段A④→④-9】→④階段K④→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】 【中央制御室→②階段A④→④-9】→④階段L④→④-1】→④階段L④→④-1】→④階段L④→④-1】→④階段L④→④-1】 【中央制御室→②階段A④→④-9】→④階段K④→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】→④-9】	無	無	有
水素排出（アニュウクス空気浄化設備）全空気動力駆動又は直圧電熱が発生した場合の操作手順	1.10 1.16	系統構成、B-アニュウクス空気浄化設備手動操作、アニュウクス全空気動力駆動可搬型空気ガスポンプ起動 【中央制御室→②階段A④→④-9】→④階段B②→②-4】 燃料採取空気調律ポンプ開始 【中央制御室→②階段A④→④-9】→④階段B②→②-6】	無	無	有

※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由
 【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。

【島根】接続口の設計の相違
 ・泊は、水を供給する接続口を建屋内の異なる区画に複数箇所設置しており、故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮しても異なる建屋面から接続できる設計としているため、大型航空機による影響を考慮した場合のみの手順、ルートは設定していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(9/11)</p> <table border="1" data-bbox="1346 236 1957 836"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条次</th> <th>屋内現場操作*</th> <th>資機材の転倒影響の有無*</th> <th>火災影響の有無*</th> <th>溢水影響の有無*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替非常用発電機による代替発電(交流)からの給電</td> <td>1.14</td> <td>発電準備及び発電操作 【中央制御室→(8)階設C(8)→(8)-17→(8)-18】 発電準備 【中央制御室→(8)-16→(8)階設C(8)→(8)-17→(8)-30】 発電準備 【中央制御室→(8)階設C(8)→(8)-17】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替電源車による代替発電(交流)からの給電</td> <td>1.14</td> <td>発電準備 【中央制御室→(8)-16→(8)階設A(8)→(8)-30→(8)-19】 発電操作 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-20】 可搬型代替電源車の移動 【中央制御室→(8)階設B(8)→屋外A】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>発電機操作(発電機量の発電機操作)</td> <td>1.14</td> <td>発電機室排気ファン起動点(発電機)の受電 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-22→(8)-23】 コネクタ差替え 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-22】 メンテ開操作 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-18】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>発電機(非常用)による逆流電源からの給電</td> <td>1.14</td> <td>不要な直流負荷切離し操作(SBO発生1時間以内) 【中央制御室→(8)-18】 不要な直流負荷切離し操作(SBO発生8.5時間以内) 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-24】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <p> ：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	対応手順	該当条次	屋内現場操作*	資機材の転倒影響の有無*	火災影響の有無*	溢水影響の有無*	代替非常用発電機による代替発電(交流)からの給電	1.14	発電準備及び発電操作 【中央制御室→(8)階設C(8)→(8)-17→(8)-18】 発電準備 【中央制御室→(8)-16→(8)階設C(8)→(8)-17→(8)-30】 発電準備 【中央制御室→(8)階設C(8)→(8)-17】	無	無	無	可搬型代替電源車による代替発電(交流)からの給電	1.14	発電準備 【中央制御室→(8)-16→(8)階設A(8)→(8)-30→(8)-19】 発電操作 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-20】 可搬型代替電源車の移動 【中央制御室→(8)階設B(8)→屋外A】	無	無	有	発電機操作(発電機量の発電機操作)	1.14	発電機室排気ファン起動点(発電機)の受電 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-22→(8)-23】 コネクタ差替え 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-22】 メンテ開操作 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-18】	無	無	有	発電機(非常用)による逆流電源からの給電	1.14	不要な直流負荷切離し操作(SBO発生1時間以内) 【中央制御室→(8)-18】 不要な直流負荷切離し操作(SBO発生8.5時間以内) 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-24】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p>
対応手順	該当条次	屋内現場操作*	資機材の転倒影響の有無*	火災影響の有無*	溢水影響の有無*																												
代替非常用発電機による代替発電(交流)からの給電	1.14	発電準備及び発電操作 【中央制御室→(8)階設C(8)→(8)-17→(8)-18】 発電準備 【中央制御室→(8)-16→(8)階設C(8)→(8)-17→(8)-30】 発電準備 【中央制御室→(8)階設C(8)→(8)-17】	無	無	無																												
可搬型代替電源車による代替発電(交流)からの給電	1.14	発電準備 【中央制御室→(8)-16→(8)階設A(8)→(8)-30→(8)-19】 発電操作 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-20】 可搬型代替電源車の移動 【中央制御室→(8)階設B(8)→屋外A】	無	無	有																												
発電機操作(発電機量の発電機操作)	1.14	発電機室排気ファン起動点(発電機)の受電 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-22→(8)-23】 コネクタ差替え 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-22】 メンテ開操作 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-18】	無	無	有																												
発電機(非常用)による逆流電源からの給電	1.14	不要な直流負荷切離し操作(SBO発生1時間以内) 【中央制御室→(8)-18】 不要な直流負荷切離し操作(SBO発生8.5時間以内) 【中央制御室→(8)階設A(8)→(8)-24】	無	無	有																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧(10/11)</p> <table border="1" data-bbox="1346 240 1957 1011"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作①</th> <th>資機材の転倒影響の有無②</th> <th>火災影響の有無③</th> <th>溢水影響の有無④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電</td> <td>1.14</td> <td>発電制御 【中央制御室→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-26】 発電操作 【中央制御室→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-20→(⑧)-27】 発電機移動 【中央制御室→(⑥)階段B(⑥)→(屋外A)】 発電機起動、発電操作 ・可搬型直流電源接続盤(東側)に接続する場合 【屋外E→(③)階段G(③)→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-26】 ・可搬型直流電源接続盤(西側)に接続する場合 【屋外A→(③)階段B(③)→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-26】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源機)</td> <td>1.14</td> <td>系統構成 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14】 代替非常用発電機起動及び代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段B(②)→(屋外A)→(④)階段B(④)→(③)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】 系統構成及び代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(③)階段B(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源機)</td> <td>1.14</td> <td>系統構成 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14】 代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14】 系統構成及び代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(③)階段B(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】 ・可搬型代替電源接続盤(東側)に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(屋外A)→(屋外のアクセス)→(屋外E)→(③)階段G(③)→(④)-16→(④)階段G(④)→(⑤)-14】 ・可搬型代替電源接続盤(西側)に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(屋外A)→(屋外のアクセス)→(屋外E)→(③)階段B(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	対応手順	該当条文	屋内現場操作①	資機材の転倒影響の有無②	火災影響の有無③	溢水影響の有無④	可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電	1.14	発電制御 【中央制御室→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-26】 発電操作 【中央制御室→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-20→(⑧)-27】 発電機移動 【中央制御室→(⑥)階段B(⑥)→(屋外A)】 発電機起動、発電操作 ・可搬型直流電源接続盤(東側)に接続する場合 【屋外E→(③)階段G(③)→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-26】 ・可搬型直流電源接続盤(西側)に接続する場合 【屋外A→(③)階段B(③)→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-26】	無	無	有	代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源機)	1.14	系統構成 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14】 代替非常用発電機起動及び代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段B(②)→(屋外A)→(④)階段B(④)→(③)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】 系統構成及び代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(③)階段B(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】	無	無	有	代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源機)	1.14	系統構成 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14】 代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14】 系統構成及び代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(③)階段B(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】 ・可搬型代替電源接続盤(東側)に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(屋外A)→(屋外のアクセス)→(屋外E)→(③)階段G(③)→(④)-16→(④)階段G(④)→(⑤)-14】 ・可搬型代替電源接続盤(西側)に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(屋外A)→(屋外のアクセス)→(屋外E)→(③)階段B(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作①	資機材の転倒影響の有無②	火災影響の有無③	溢水影響の有無④																						
可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電	1.14	発電制御 【中央制御室→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-26】 発電操作 【中央制御室→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-20→(⑧)-27】 発電機移動 【中央制御室→(⑥)階段B(⑥)→(屋外A)】 発電機起動、発電操作 ・可搬型直流電源接続盤(東側)に接続する場合 【屋外E→(③)階段G(③)→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-26】 ・可搬型直流電源接続盤(西側)に接続する場合 【屋外A→(③)階段B(③)→(⑥)階段A(⑥)→(⑧)-26】	無	無	有																						
代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源機)	1.14	系統構成 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14】 代替非常用発電機起動及び代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段B(②)→(屋外A)→(④)階段B(④)→(③)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】 系統構成及び代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(③)階段B(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】	無	無	有																						
代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源機)	1.14	系統構成 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14】 代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-25→(③)階段A(③)→(⑤)-14】 系統構成及び代替所内電気設備対象受取の切替・給電 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(③)階段B(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】 ・可搬型代替電源接続盤(東側)に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(屋外A)→(屋外のアクセス)→(屋外E)→(③)階段G(③)→(④)-16→(④)階段G(④)→(⑤)-14】 ・可搬型代替電源接続盤(西側)に接続する場合 【中央制御室→(②)階段A(②)→(④)-16→(④)階段B(④)→(③)-10→(屋外A)→(屋外のアクセス)→(屋外E)→(③)階段B(③)→(⑤)-14→(③)階段B(③)→(④)-16】	無	無	有																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p>第7-1表 技術的能力における対応手順で期待する屋内現場操作一覧 (11/11)</p> <table border="1" data-bbox="1346 240 1957 986"> <thead> <tr> <th>対応手順</th> <th>該当条文</th> <th>屋内現場操作^{※1}</th> <th>資機材の転倒影響の有無^{※2}</th> <th>火災影響の有無^{※3}</th> <th>溢水影響の有無^{※4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料供給</td> <td>1.14</td> <td> 系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動及び燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑩-12)→(⑩)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)階段P④→(④-3)→(④)階段P④→(④-28)→(④)階段E⑧→(⑧-12)→(⑧)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)②①】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑩-12)→(⑩)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)階段P④→(④-3)→(④)階段P④→(④-28)→(④)階段E⑧→(⑧-12)→(⑧)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)②①】 放射線モニタ設置、接続 【屋外A→(④)階段B⑧→(④-12)→(④-12)→(④-12)→(④-23)→(④)階段B⑧→屋外A】 </td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中央制御室等設置の運転手順（仮設代替交流電線設備により中央制御室設置装置を復旧する場合）</td> <td>1.15</td> <td>【中央制御室→(④)階段A④→(④-14)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の稼働を確保する手順</td> <td>1.16</td> <td>【中央制御室→(⑩-17)→中央制御室】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の除染及び二酸化炭素の濃度測定と減衰測定手順</td> <td>1.15</td> <td>【中央制御室→(⑩-21)→中央制御室】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリアの設置及び運用手順</td> <td>1.16</td> <td>【屋外A→(④)階段B⑧→(④-19)→(④-20)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度を監視するための手動検出空気運動力電線では高設直読装置が喪失した場合</td> <td>1.16</td> <td>【中央制御室→(④)階段A④→(④)階段B②→(④-4)】</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料供給	1.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動及び燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑩-12)→(⑩)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)階段P④→(④-3)→(④)階段P④→(④-28)→(④)階段E⑧→(⑧-12)→(⑧)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)②①】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑩-12)→(⑩)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)階段P④→(④-3)→(④)階段P④→(④-28)→(④)階段E⑧→(⑧-12)→(⑧)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)②①】 放射線モニタ設置、接続 【屋外A→(④)階段B⑧→(④-12)→(④-12)→(④-12)→(④-23)→(④)階段B⑧→屋外A】	無	無	有	中央制御室等設置の運転手順（仮設代替交流電線設備により中央制御室設置装置を復旧する場合）	1.15	【中央制御室→(④)階段A④→(④-14)】	無	無	有	中央制御室の稼働を確保する手順	1.16	【中央制御室→(⑩-17)→中央制御室】	無	無	無	中央制御室内の除染及び二酸化炭素の濃度測定と減衰測定手順	1.15	【中央制御室→(⑩-21)→中央制御室】	無	無	無	チェンジングエリアの設置及び運用手順	1.16	【屋外A→(④)階段B⑧→(④-19)→(④-20)】	無	無	有	放射性物質の濃度を監視するための手動検出空気運動力電線では高設直読装置が喪失した場合	1.16	【中央制御室→(④)階段A④→(④)階段B②→(④-4)】	無	無	有	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p>
対応手順	該当条文	屋内現場操作 ^{※1}	資機材の転倒影響の有無 ^{※2}	火災影響の有無 ^{※3}	溢水影響の有無 ^{※4}																																								
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料供給	1.14	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動及び燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑩-12)→(⑩)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)階段P④→(④-3)→(④)階段P④→(④-28)→(④)階段E⑧→(⑧-12)→(⑧)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)②①】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑩-12)→(⑩)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)階段P④→(④-3)→(④)階段P④→(④-28)→(④)階段E⑧→(⑧-12)→(⑧)階段E⑧→(⑧-28)→(⑧)②①】 放射線モニタ設置、接続 【屋外A→(④)階段B⑧→(④-12)→(④-12)→(④-12)→(④-23)→(④)階段B⑧→屋外A】	無	無	有																																								
中央制御室等設置の運転手順（仮設代替交流電線設備により中央制御室設置装置を復旧する場合）	1.15	【中央制御室→(④)階段A④→(④-14)】	無	無	有																																								
中央制御室の稼働を確保する手順	1.16	【中央制御室→(⑩-17)→中央制御室】	無	無	無																																								
中央制御室内の除染及び二酸化炭素の濃度測定と減衰測定手順	1.15	【中央制御室→(⑩-21)→中央制御室】	無	無	無																																								
チェンジングエリアの設置及び運用手順	1.16	【屋外A→(④)階段B⑧→(④-19)→(④-20)】	無	無	有																																								
放射性物質の濃度を監視するための手動検出空気運動力電線では高設直読装置が喪失した場合	1.16	【中央制御室→(④)階段A④→(④)階段B②→(④-4)】	無	無	有																																								
		<p>※1：屋内現場操作については別紙(30)、資機材の転倒影響については別紙(32)、火災影響については別紙(33)、溢水影響については別紙(34)参照。</p>																																											
		<p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																											

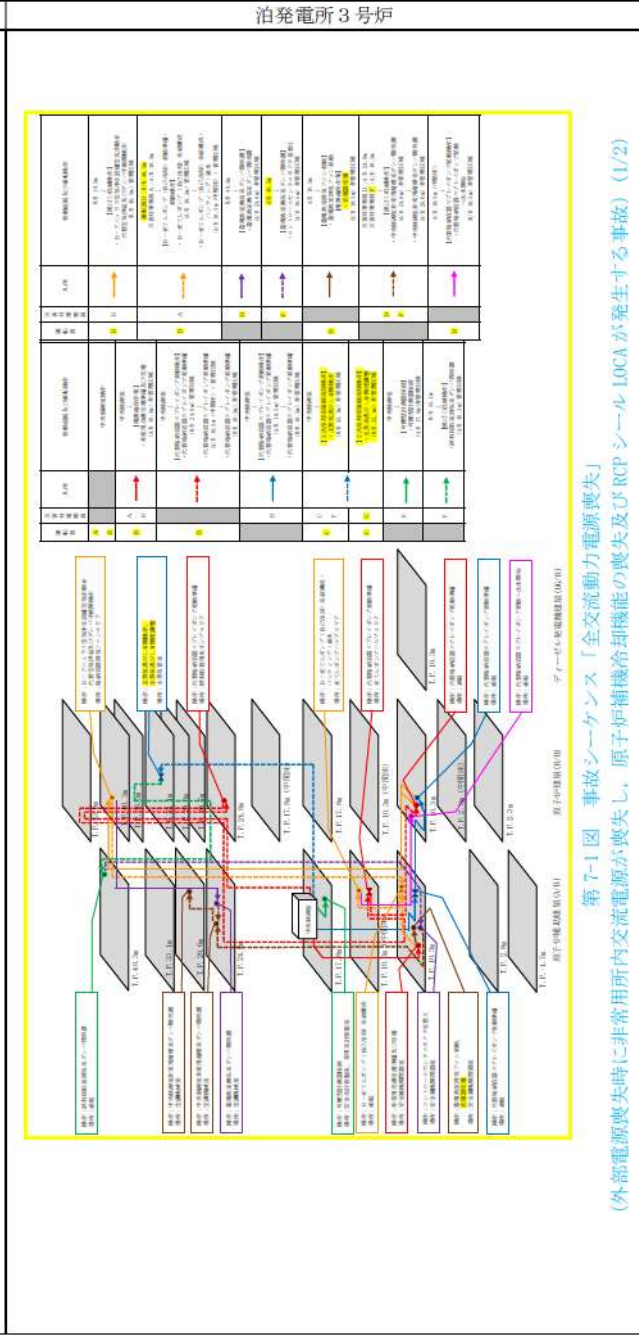
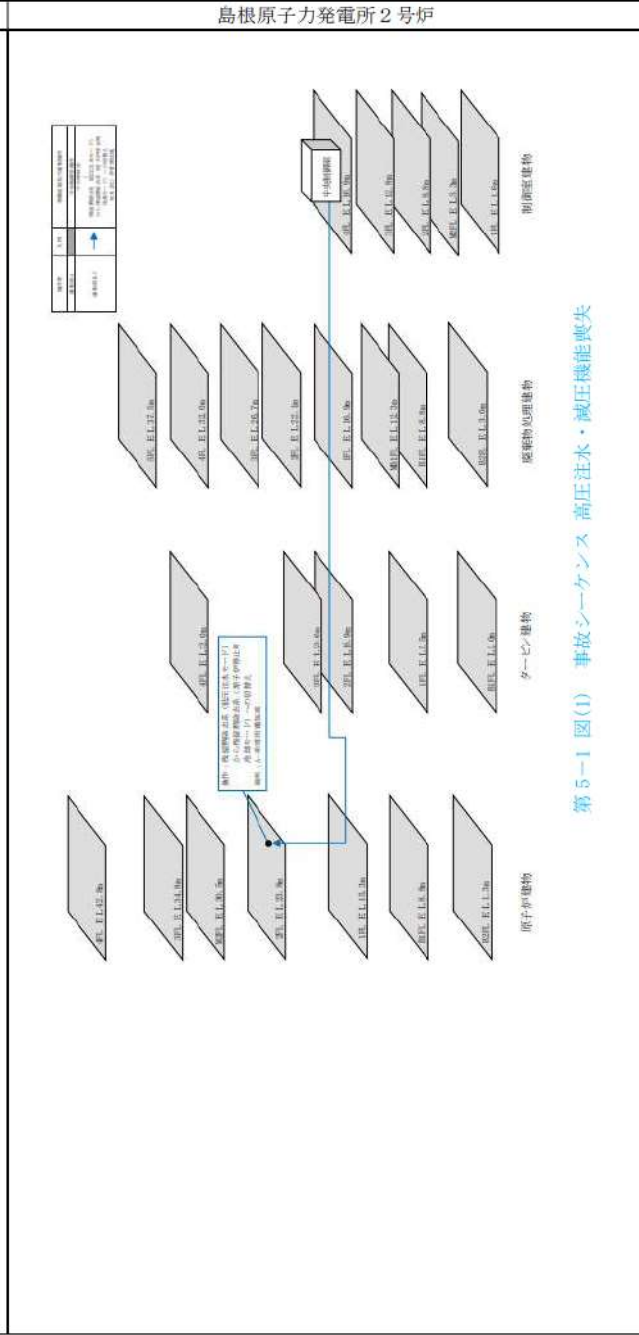
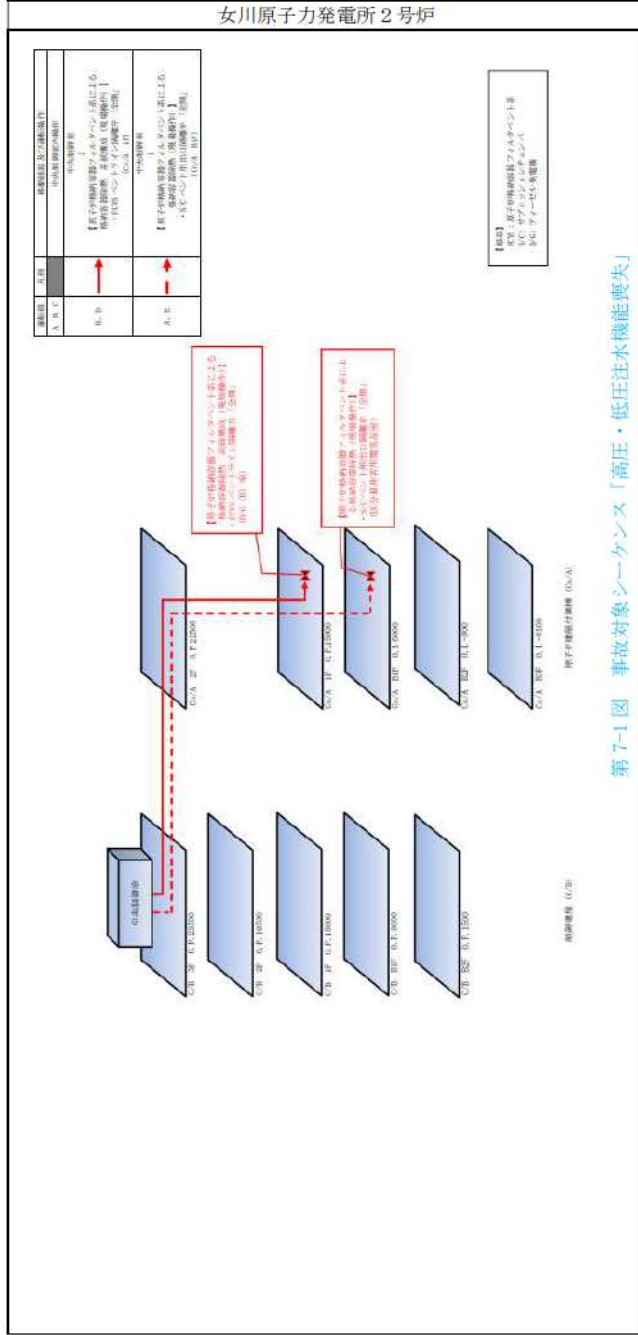
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																													
<p>第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内アクセスルート整理表</p>	<p>第5-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表</p>	<p>第7-2表 「重大事故等対策の有効性評価」屋内のアクセスルート整理表</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの対応手順や現場作業の有無により屋内作業が異なる。</p>																																																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>高圧・低圧注水機能喪失</td><td>7-1</td></tr> <tr><td>2</td><td>高圧注水・減圧機能喪失</td><td>—</td></tr> <tr><td>3</td><td>全交流動力電源喪失（長期TB）</td><td>7-2</td></tr> <tr><td>4</td><td>全交流動力電源喪失（TRH）</td><td>7-2で包括</td></tr> <tr><td>5</td><td>全交流動力電源喪失（TDD）</td><td>7-3</td></tr> <tr><td>6</td><td>全交流動力電源喪失（TBP）</td><td>7-2で包括</td></tr> <tr><td>7</td><td>崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）</td><td>7-4</td></tr> <tr><td>8</td><td>崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）</td><td>7-1で包括</td></tr> <tr><td>9</td><td>原子炉停止機能喪失</td><td>—</td></tr> <tr><td>10</td><td>LOCA時注水機能喪失</td><td>7-5</td></tr> <tr><td>11</td><td>格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</td><td>7-6</td></tr> <tr><td>12</td><td>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用する場合）</td><td>7-4で包括</td></tr> <tr><td>13</td><td>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用できない場合）</td><td>7-5で包括</td></tr> <tr><td>14</td><td>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</td><td>7-7</td></tr> <tr><td>15</td><td>原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用</td><td>7-7で包括</td></tr> <tr><td>16</td><td>水素燃焼</td><td>7-4で包括</td></tr> <tr><td>17</td><td>溶融炉心・コンクリート相互作用</td><td>7-7で包括</td></tr> <tr><td>18</td><td>想定事故1</td><td>7-8</td></tr> <tr><td>19</td><td>想定事故2</td><td>7-8で包括</td></tr> <tr><td>20</td><td>崩壊熱除去機能喪失</td><td>—</td></tr> <tr><td>21</td><td>全交流動力電源喪失</td><td>7-4で包括</td></tr> <tr><td>22</td><td>原子炉冷却材の流出</td><td>—</td></tr> <tr><td>23</td><td>反応度の誤投入</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図番号	1	高圧・低圧注水機能喪失	7-1	2	高圧注水・減圧機能喪失	—	3	全交流動力電源喪失（長期TB）	7-2	4	全交流動力電源喪失（TRH）	7-2で包括	5	全交流動力電源喪失（TDD）	7-3	6	全交流動力電源喪失（TBP）	7-2で包括	7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	7-4	8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	7-1で包括	9	原子炉停止機能喪失	—	10	LOCA時注水機能喪失	7-5	11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	7-6	12	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用する場合）	7-4で包括	13	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用できない場合）	7-5で包括	14	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	7-7	15	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	7-7で包括	16	水素燃焼	7-4で包括	17	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-7で包括	18	想定事故1	7-8	19	想定事故2	7-8で包括	20	崩壊熱除去機能喪失	—	21	全交流動力電源喪失	7-4で包括	22	原子炉冷却材の流出	—	23	反応度の誤投入	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス</th> <th>図面形成表</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>高圧・低圧注水機能喪失</td><td>現場操作なし</td><td>—</td></tr> <tr><td>2</td><td>高圧注水・減圧機能喪失</td><td>○</td><td>5-1(1)</td></tr> <tr><td>3</td><td>全交流動力電源喪失（長期TB）</td><td>○</td><td>5-1(2)</td></tr> <tr><td>4</td><td>全交流動力電源喪失（TBU）</td><td>3で包括</td><td>—</td></tr> <tr><td>5</td><td>全交流動力電源喪失（TBD）</td><td>○</td><td>5-1(3)</td></tr> <tr><td>6</td><td>全交流動力電源喪失（TBP）</td><td>○</td><td>5-1(4)</td></tr> <tr><td>7</td><td>崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）</td><td>○</td><td>5-1(5)</td></tr> <tr><td>8</td><td>崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が喪失した場合）</td><td>現場操作なし</td><td>—</td></tr> <tr><td>9</td><td>原子炉停止機能喪失</td><td>現場操作なし</td><td>—</td></tr> <tr><td>10</td><td>LOCA時注水機能喪失</td><td>現場操作なし</td><td>—</td></tr> <tr><td>11</td><td>格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）</td><td>○</td><td>5-1(6)</td></tr> <tr><td>12</td><td>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用する場合）</td><td>○</td><td>5-1(7)</td></tr> <tr><td>13</td><td>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用しない場合）</td><td>○</td><td>5-1(8)</td></tr> <tr><td>14</td><td>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</td><td>12で包括</td><td>—</td></tr> <tr><td>15</td><td>原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用</td><td>現場操作なし</td><td>—</td></tr> <tr><td>16</td><td>水素燃焼</td><td>現場操作なし</td><td>—</td></tr> <tr><td>17</td><td>溶融炉心・コンクリート相互作用</td><td>現場操作なし</td><td>—</td></tr> <tr><td>18</td><td>想定事故1</td><td>○</td><td>5-1(9)</td></tr> <tr><td>19</td><td>想定事故2</td><td>18で包括</td><td>—</td></tr> <tr><td>20</td><td>崩壊熱除去機能喪失（停止時）</td><td>○</td><td>5-1(10)</td></tr> <tr><td>21</td><td>全交流動力電源喪失（停止時）</td><td>○</td><td>5-1(11)</td></tr> <tr><td>22</td><td>原子炉冷却材の流出（停止時）</td><td>○</td><td>5-1(12)</td></tr> <tr><td>23</td><td>反応度の誤投入（停止時）</td><td>現場操作なし</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図面形成表	図番号	1	高圧・低圧注水機能喪失	現場操作なし	—	2	高圧注水・減圧機能喪失	○	5-1(1)	3	全交流動力電源喪失（長期TB）	○	5-1(2)	4	全交流動力電源喪失（TBU）	3で包括	—	5	全交流動力電源喪失（TBD）	○	5-1(3)	6	全交流動力電源喪失（TBP）	○	5-1(4)	7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	○	5-1(5)	8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が喪失した場合）	現場操作なし	—	9	原子炉停止機能喪失	現場操作なし	—	10	LOCA時注水機能喪失	現場操作なし	—	11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	○	5-1(6)	12	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用する場合）	○	5-1(7)	13	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用しない場合）	○	5-1(8)	14	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	12で包括	—	15	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	現場操作なし	—	16	水素燃焼	現場操作なし	—	17	溶融炉心・コンクリート相互作用	現場操作なし	—	18	想定事故1	○	5-1(9)	19	想定事故2	18で包括	—	20	崩壊熱除去機能喪失（停止時）	○	5-1(10)	21	全交流動力電源喪失（停止時）	○	5-1(11)	22	原子炉冷却材の流出（停止時）	○	5-1(12)	23	反応度の誤投入（停止時）	現場操作なし	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>2次冷却系からの除熱機能喪失</td><td>—</td></tr> <tr><td>2</td><td>全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）</td><td>7-1</td></tr> <tr><td>3</td><td>全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）</td><td>7-2</td></tr> <tr><td>4</td><td>原子炉補機冷却機能喪失</td><td>7-3</td></tr> <tr><td>5</td><td>原子炉格納容器の除熱機能喪失</td><td>7-4</td></tr> <tr><td>6</td><td>原子炉停止機能喪失</td><td>—</td></tr> <tr><td>7</td><td>ECCS注水機能喪失</td><td>—</td></tr> <tr><td>8</td><td>ECCS再循環機能喪失</td><td>7-5</td></tr> <tr><td>9</td><td>格納容器バイパス （インターフェイスシステムLOCA）</td><td>7-6</td></tr> <tr><td>10</td><td>格納容器バイパス （蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故）</td><td>7-7</td></tr> <tr><td>11</td><td>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）</td><td>7-8</td></tr> <tr><td>12</td><td>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）</td><td>7-9</td></tr> <tr><td>13</td><td>高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱</td><td>7-9で包括</td></tr> <tr><td>14</td><td>原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用</td><td>7-8で包括</td></tr> <tr><td>15</td><td>水素燃焼</td><td>7-10</td></tr> <tr><td>16</td><td>溶融炉心・コンクリート相互作用</td><td>7-8で包括</td></tr> <tr><td>17</td><td>想定事故1</td><td>7-11</td></tr> <tr><td>18</td><td>想定事故2</td><td>7-11で包括</td></tr> <tr><td>19</td><td>崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）</td><td>7-12</td></tr> <tr><td>20</td><td>全交流動力電源喪失 （燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）</td><td>7-13</td></tr> <tr><td>21</td><td>原子炉冷却材の流出</td><td>7-14</td></tr> <tr><td>22</td><td>反応度の誤投入</td><td>7-15</td></tr> </tbody> </table>	No.	「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス	図番号	1	2次冷却系からの除熱機能喪失	—	2	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）	7-1	3	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	7-2	4	原子炉補機冷却機能喪失	7-3	5	原子炉格納容器の除熱機能喪失	7-4	6	原子炉停止機能喪失	—	7	ECCS注水機能喪失	—	8	ECCS再循環機能喪失	7-5	9	格納容器バイパス （インターフェイスシステムLOCA）	7-6	10	格納容器バイパス （蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故）	7-7	11	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	7-8	12	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	7-9	13	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	7-9で包括	14	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	7-8で包括	15	水素燃焼	7-10	16	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-8で包括	17	想定事故1	7-11	18	想定事故2	7-11で包括	19	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	7-12	20	全交流動力電源喪失 （燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	7-13	21	原子炉冷却材の流出	7-14	22	反応度の誤投入	7-15	<p>※：「—」は現場操作がないため図面なし</p>
「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図番号																																																																																																																																																																																																																																														
1	高圧・低圧注水機能喪失	7-1																																																																																																																																																																																																																																														
2	高圧注水・減圧機能喪失	—																																																																																																																																																																																																																																														
3	全交流動力電源喪失（長期TB）	7-2																																																																																																																																																																																																																																														
4	全交流動力電源喪失（TRH）	7-2で包括																																																																																																																																																																																																																																														
5	全交流動力電源喪失（TDD）	7-3																																																																																																																																																																																																																																														
6	全交流動力電源喪失（TBP）	7-2で包括																																																																																																																																																																																																																																														
7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	7-4																																																																																																																																																																																																																																														
8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）	7-1で包括																																																																																																																																																																																																																																														
9	原子炉停止機能喪失	—																																																																																																																																																																																																																																														
10	LOCA時注水機能喪失	7-5																																																																																																																																																																																																																																														
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	7-6																																																																																																																																																																																																																																														
12	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用する場合）	7-4で包括																																																																																																																																																																																																																																														
13	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （代替循環冷却系を使用できない場合）	7-5で包括																																																																																																																																																																																																																																														
14	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	7-7																																																																																																																																																																																																																																														
15	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	7-7で包括																																																																																																																																																																																																																																														
16	水素燃焼	7-4で包括																																																																																																																																																																																																																																														
17	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-7で包括																																																																																																																																																																																																																																														
18	想定事故1	7-8																																																																																																																																																																																																																																														
19	想定事故2	7-8で包括																																																																																																																																																																																																																																														
20	崩壊熱除去機能喪失	—																																																																																																																																																																																																																																														
21	全交流動力電源喪失	7-4で包括																																																																																																																																																																																																																																														
22	原子炉冷却材の流出	—																																																																																																																																																																																																																																														
23	反応度の誤投入	—																																																																																																																																																																																																																																														
「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス		図面形成表	図番号																																																																																																																																																																																																																																													
1	高圧・低圧注水機能喪失	現場操作なし	—																																																																																																																																																																																																																																													
2	高圧注水・減圧機能喪失	○	5-1(1)																																																																																																																																																																																																																																													
3	全交流動力電源喪失（長期TB）	○	5-1(2)																																																																																																																																																																																																																																													
4	全交流動力電源喪失（TBU）	3で包括	—																																																																																																																																																																																																																																													
5	全交流動力電源喪失（TBD）	○	5-1(3)																																																																																																																																																																																																																																													
6	全交流動力電源喪失（TBP）	○	5-1(4)																																																																																																																																																																																																																																													
7	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	○	5-1(5)																																																																																																																																																																																																																																													
8	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が喪失した場合）	現場操作なし	—																																																																																																																																																																																																																																													
9	原子炉停止機能喪失	現場操作なし	—																																																																																																																																																																																																																																													
10	LOCA時注水機能喪失	現場操作なし	—																																																																																																																																																																																																																																													
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	○	5-1(6)																																																																																																																																																																																																																																													
12	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用する場合）	○	5-1(7)																																																																																																																																																																																																																																													
13	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） （残留熱代替除去系を使用しない場合）	○	5-1(8)																																																																																																																																																																																																																																													
14	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	12で包括	—																																																																																																																																																																																																																																													
15	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	現場操作なし	—																																																																																																																																																																																																																																													
16	水素燃焼	現場操作なし	—																																																																																																																																																																																																																																													
17	溶融炉心・コンクリート相互作用	現場操作なし	—																																																																																																																																																																																																																																													
18	想定事故1	○	5-1(9)																																																																																																																																																																																																																																													
19	想定事故2	18で包括	—																																																																																																																																																																																																																																													
20	崩壊熱除去機能喪失（停止時）	○	5-1(10)																																																																																																																																																																																																																																													
21	全交流動力電源喪失（停止時）	○	5-1(11)																																																																																																																																																																																																																																													
22	原子炉冷却材の流出（停止時）	○	5-1(12)																																																																																																																																																																																																																																													
23	反応度の誤投入（停止時）	現場操作なし	—																																																																																																																																																																																																																																													
No.	「重大事故等対策の有効性評価」事故シーケンス	図番号																																																																																																																																																																																																																																														
1	2次冷却系からの除熱機能喪失	—																																																																																																																																																																																																																																														
2	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）	7-1																																																																																																																																																																																																																																														
3	全交流動力電源喪失 （外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	7-2																																																																																																																																																																																																																																														
4	原子炉補機冷却機能喪失	7-3																																																																																																																																																																																																																																														
5	原子炉格納容器の除熱機能喪失	7-4																																																																																																																																																																																																																																														
6	原子炉停止機能喪失	—																																																																																																																																																																																																																																														
7	ECCS注水機能喪失	—																																																																																																																																																																																																																																														
8	ECCS再循環機能喪失	7-5																																																																																																																																																																																																																																														
9	格納容器バイパス （インターフェイスシステムLOCA）	7-6																																																																																																																																																																																																																																														
10	格納容器バイパス （蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故）	7-7																																																																																																																																																																																																																																														
11	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）	7-8																																																																																																																																																																																																																																														
12	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）	7-9																																																																																																																																																																																																																																														
13	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	7-9で包括																																																																																																																																																																																																																																														
14	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	7-8で包括																																																																																																																																																																																																																																														
15	水素燃焼	7-10																																																																																																																																																																																																																																														
16	溶融炉心・コンクリート相互作用	7-8で包括																																																																																																																																																																																																																																														
17	想定事故1	7-11																																																																																																																																																																																																																																														
18	想定事故2	7-11で包括																																																																																																																																																																																																																																														
19	崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	7-12																																																																																																																																																																																																																																														
20	全交流動力電源喪失 （燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）	7-13																																																																																																																																																																																																																																														
21	原子炉冷却材の流出	7-14																																																																																																																																																																																																																																														
22	反応度の誤投入	7-15																																																																																																																																																																																																																																														
<p>※ 「—」は現場操作がないため図面なし</p>																																																																																																																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

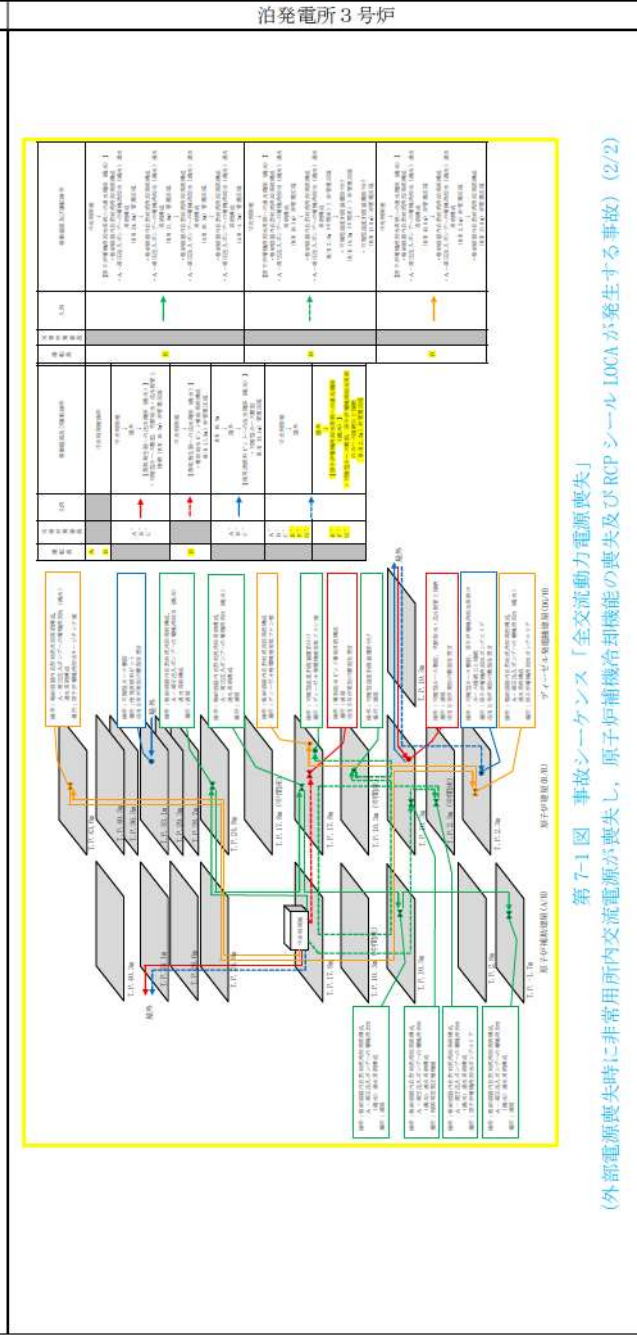
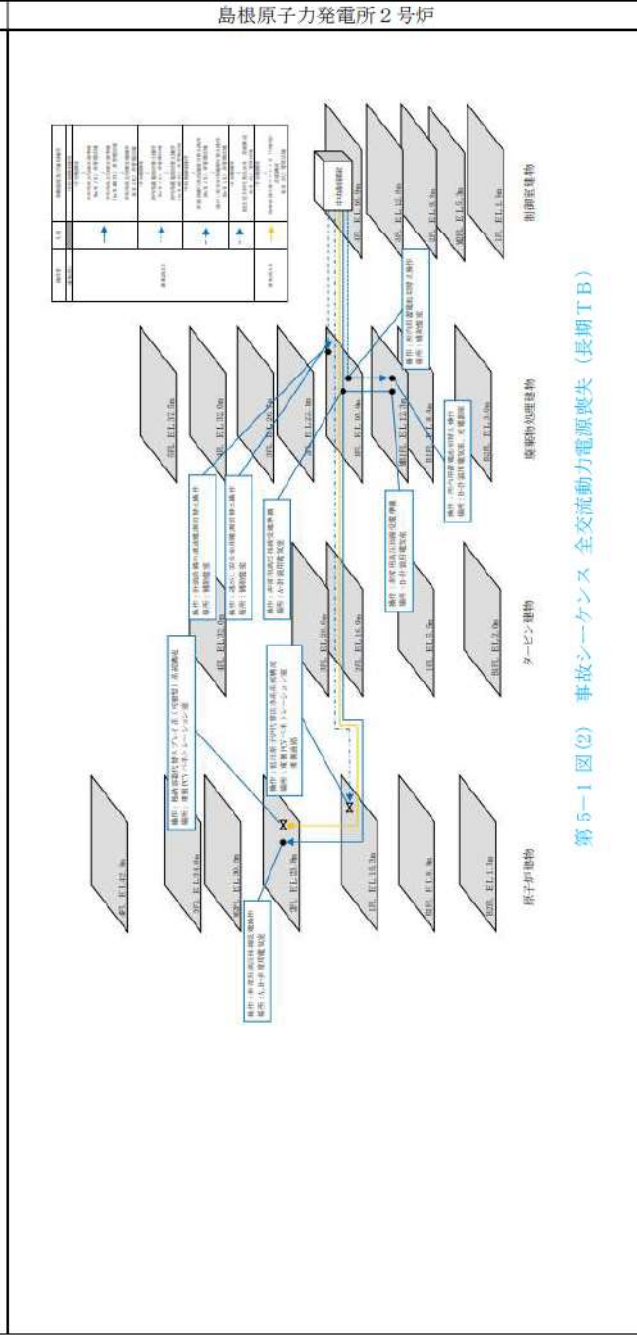
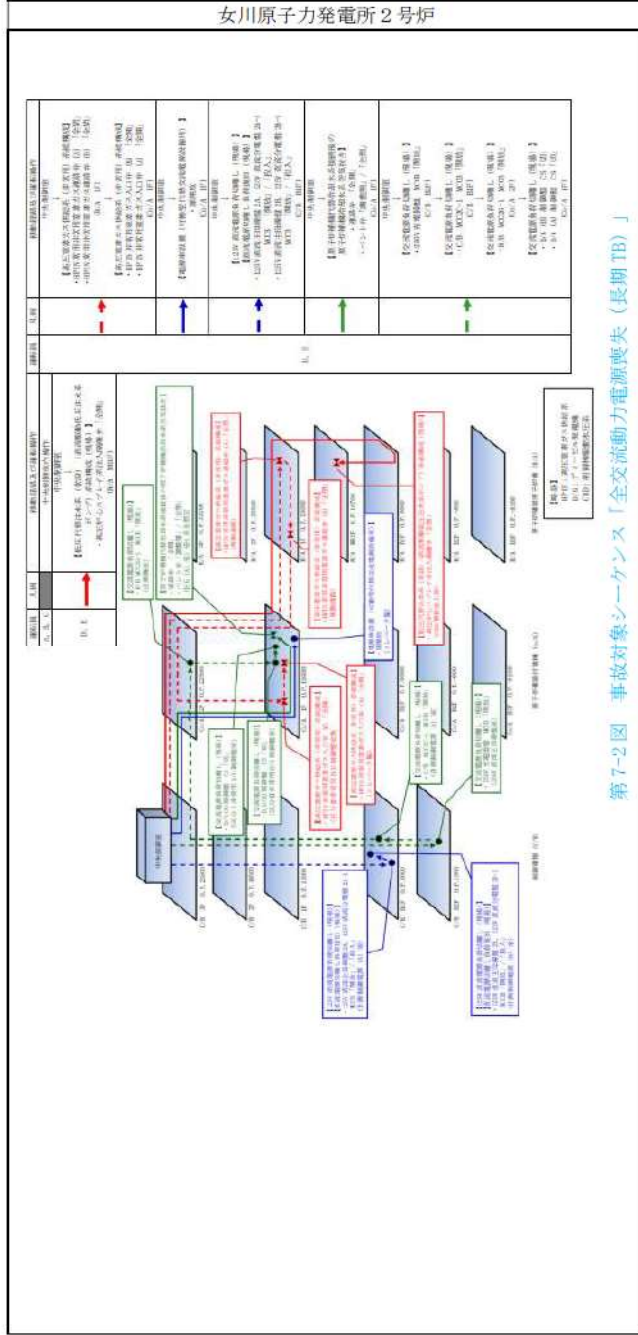


相違理由

- 【女川及び島根】記載内容の相違
- ・有効性評価の事故シーケンスの相違及びその屋内作業内容の相違

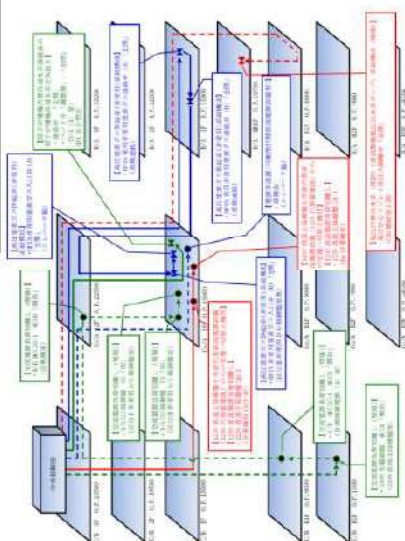
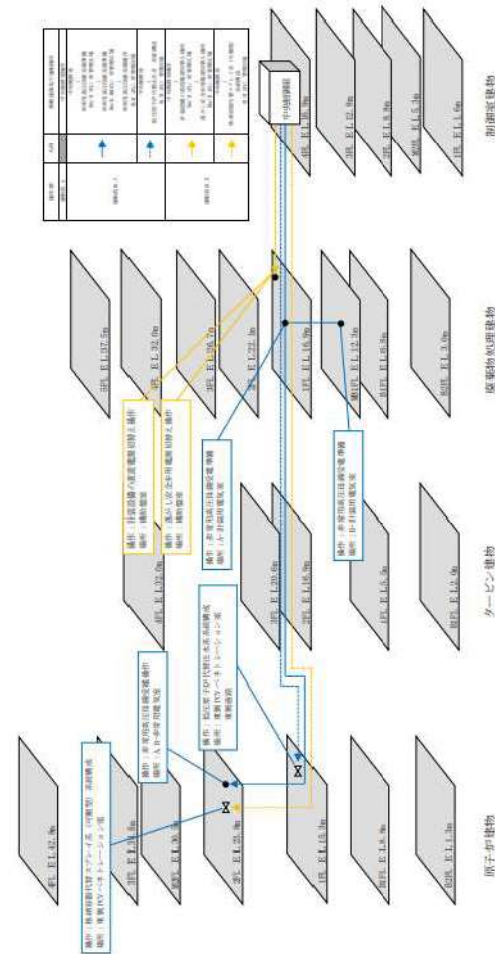
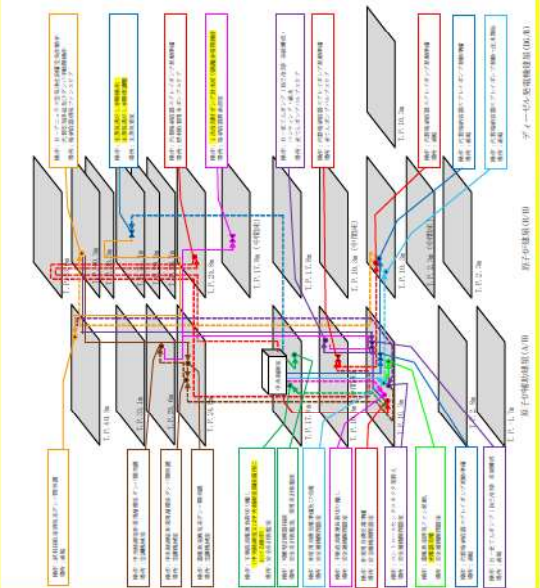
（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシーラ LOCが発生する事故）(1/2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

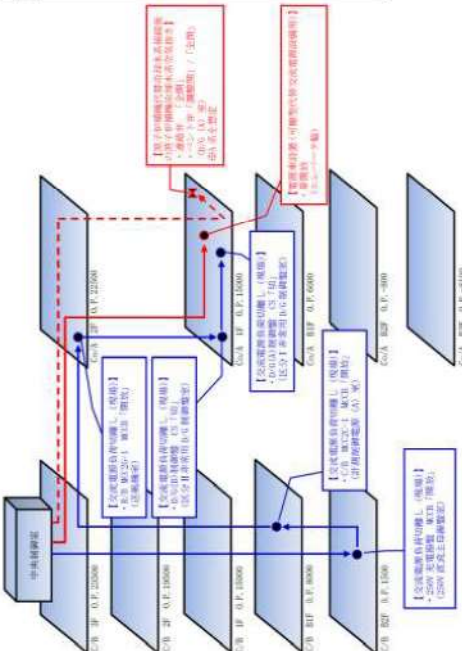
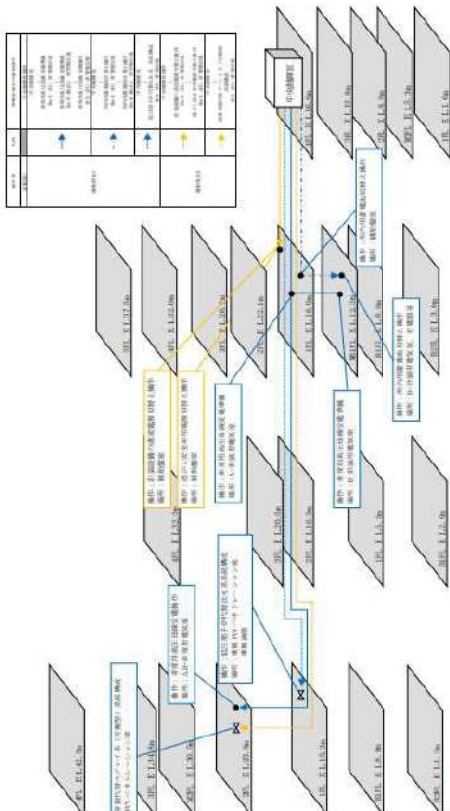
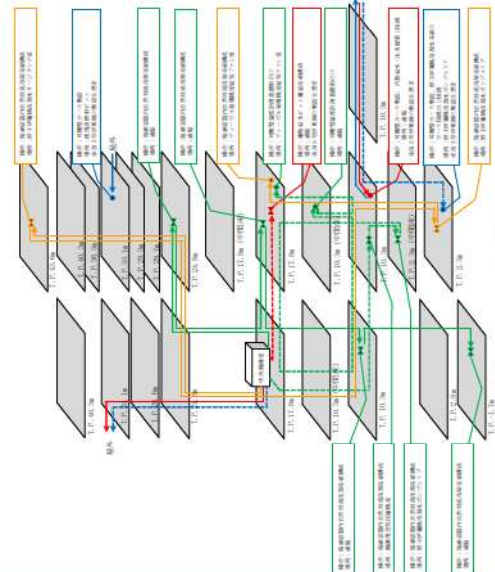


相違理由
 【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

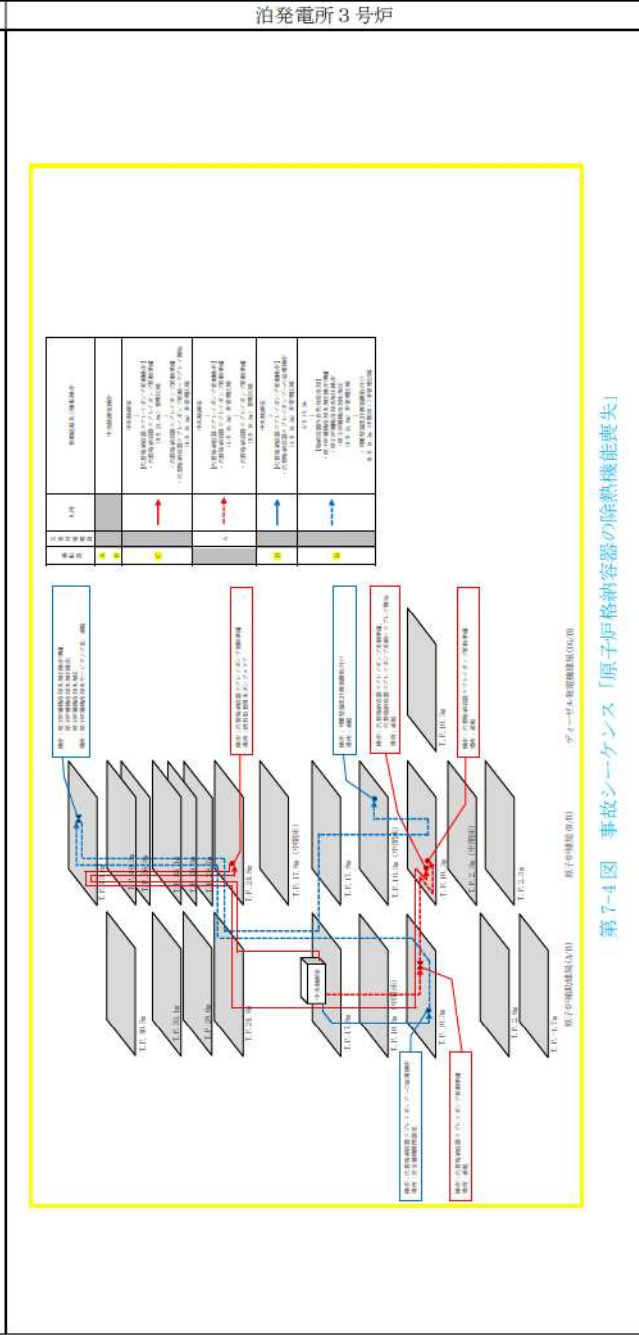
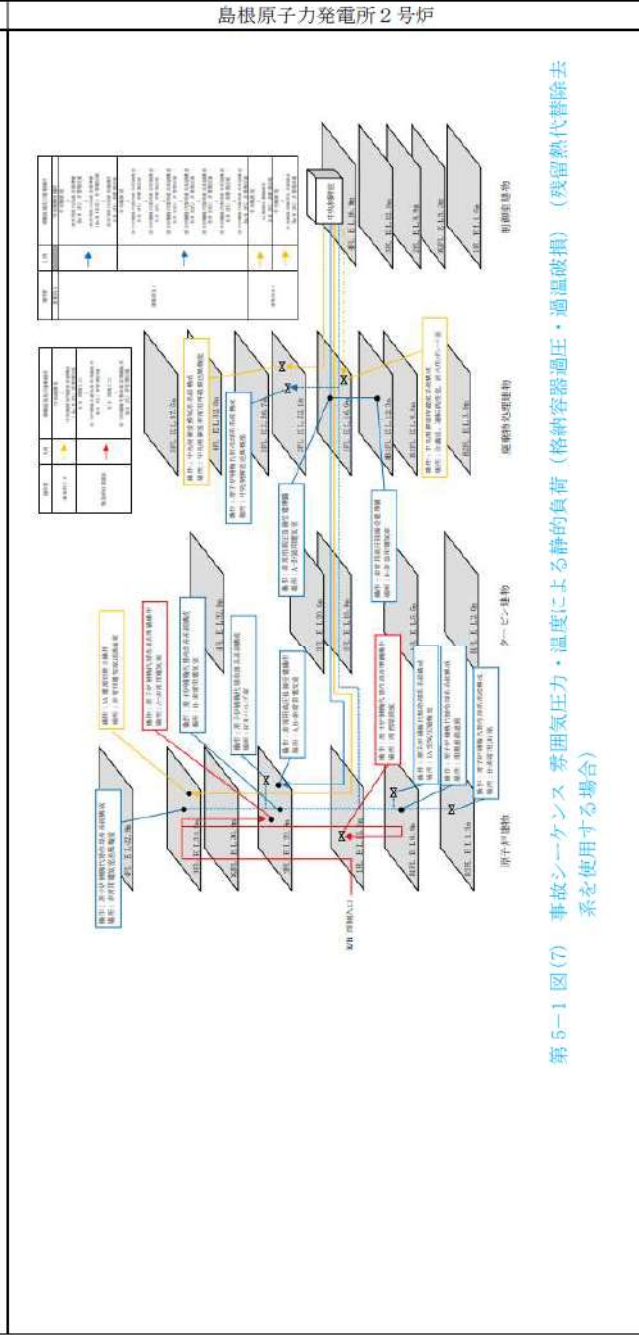
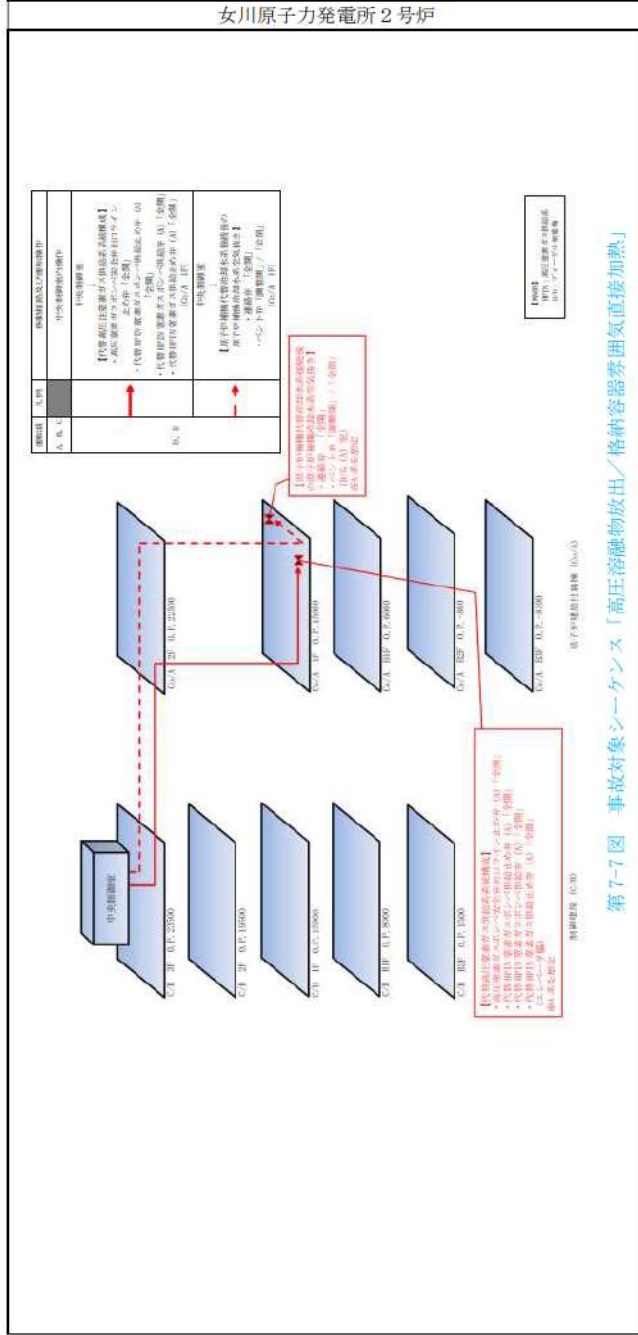
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	高根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【注】本表記載の相違は、設計方針の相違を示す。</p> <p>【注】本表記載の相違は、記載内容の相違を示す。</p> <p>【注】本表記載の相違は、記載表現の相違を示す。</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>第7-3図 事故対象シーケンス「全交流動力電源喪失(TBO)」</p> </div> </div>	 <p>第5-1図(3) 事故シーケンス「全交流動力電源喪失(TBD)」</p>	 <p>第7-2図 事故シーケンス「全交流動力電源喪失」 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)(1/2)</p>	<p>【女川及び高根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図7-4 事故対象シナシエンス「崩壊熱除去機能が喪失した場合」</p> <p>【赤字】 崩壊熱除去機能が喪失した場合 崩壊熱除去機能が喪失した場合 崩壊熱除去機能が喪失した場合</p> <p>【青字】 崩壊熱除去機能が喪失した場合 崩壊熱除去機能が喪失した場合 崩壊熱除去機能が喪失した場合</p> <p>【緑字】 崩壊熱除去機能が喪失した場合 崩壊熱除去機能が喪失した場合 崩壊熱除去機能が喪失した場合</p>	 <p>図5-1-1 事故シナシエンス「全交流動力電源喪失(TBP)」</p> <p>【赤字】 全交流動力電源喪失(TBP) 全交流動力電源喪失(TBP) 全交流動力電源喪失(TBP)</p> <p>【青字】 全交流動力電源喪失(TBP) 全交流動力電源喪失(TBP) 全交流動力電源喪失(TBP)</p> <p>【緑字】 全交流動力電源喪失(TBP) 全交流動力電源喪失(TBP) 全交流動力電源喪失(TBP)</p>	 <p>図7-2 事故シナシエンス「全交流動力電源喪失」</p> <p>【赤字】 全交流動力電源喪失 全交流動力電源喪失 全交流動力電源喪失</p> <p>【青字】 全交流動力電源喪失 全交流動力電源喪失 全交流動力電源喪失</p> <p>【緑字】 全交流動力電源喪失 全交流動力電源喪失 全交流動力電源喪失</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

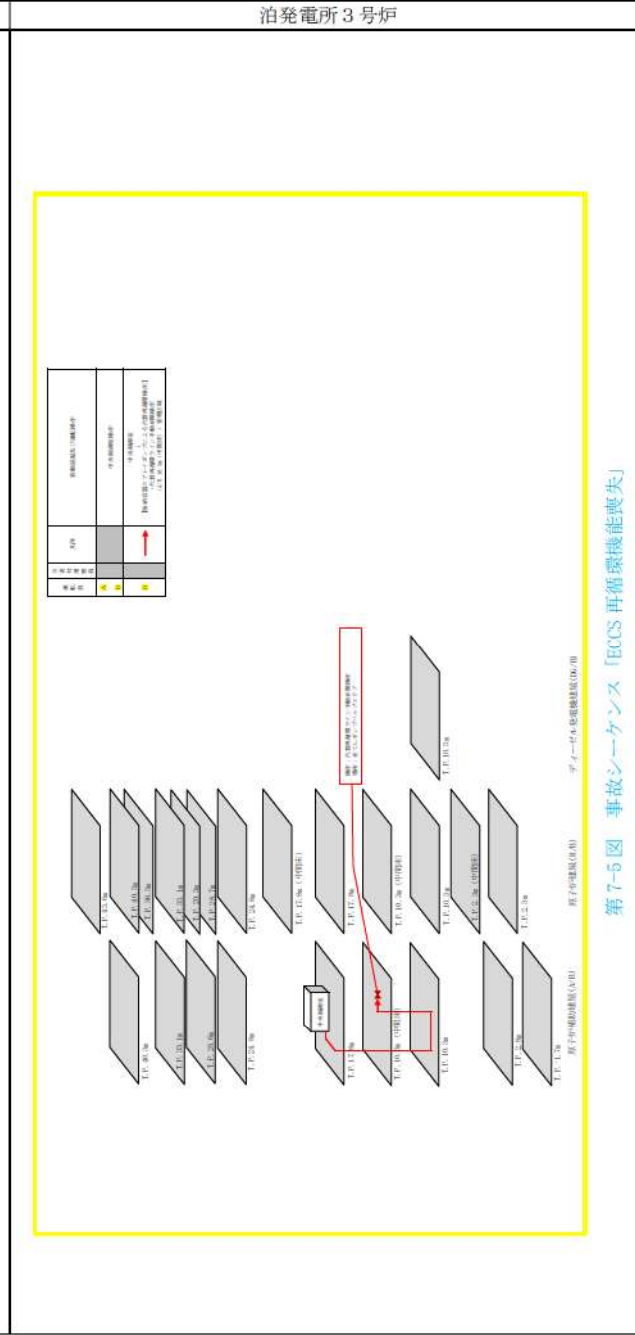
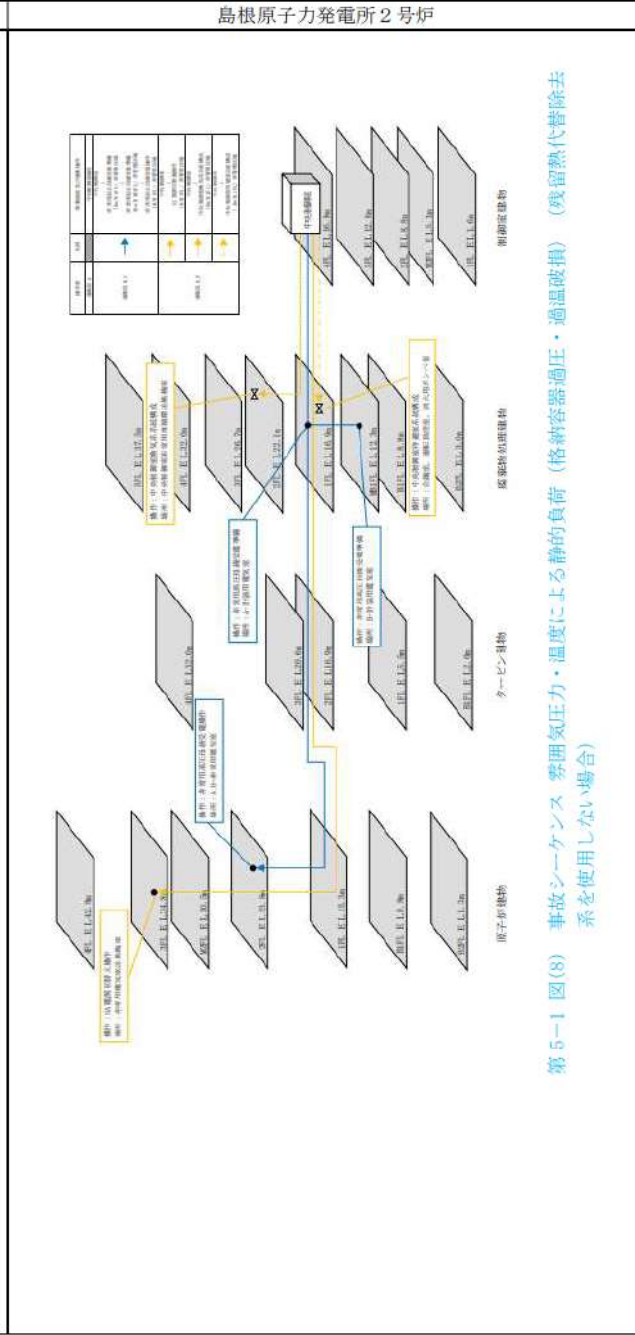
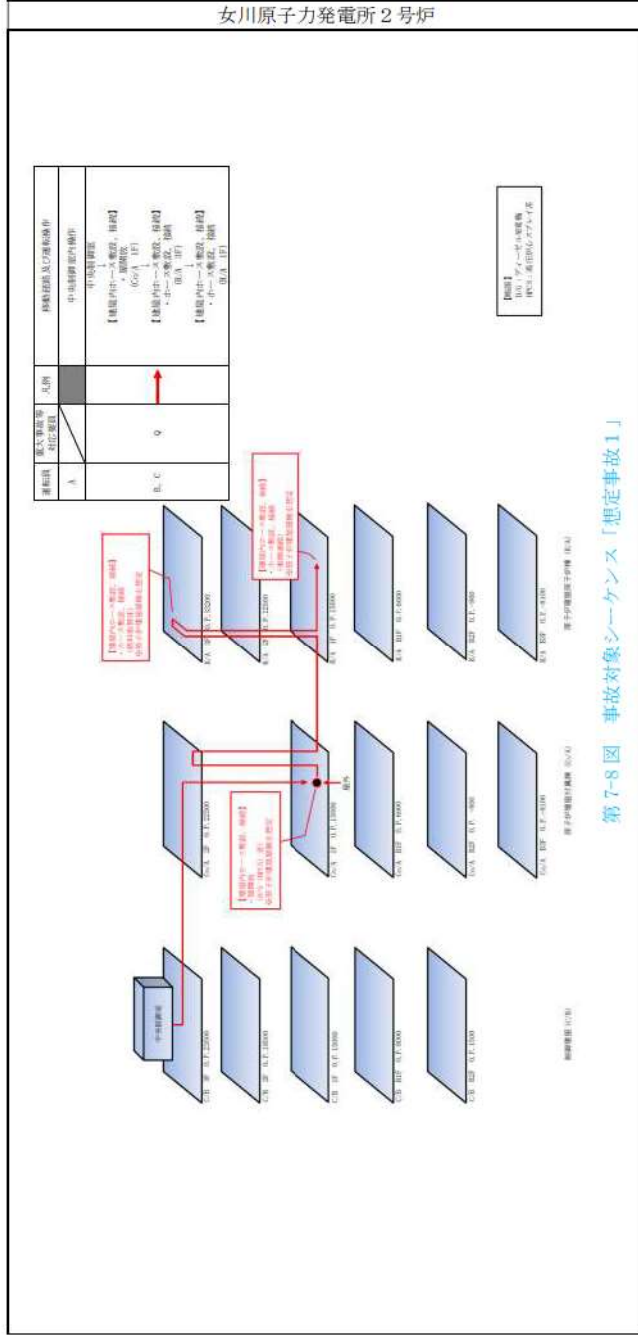


相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違

- 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

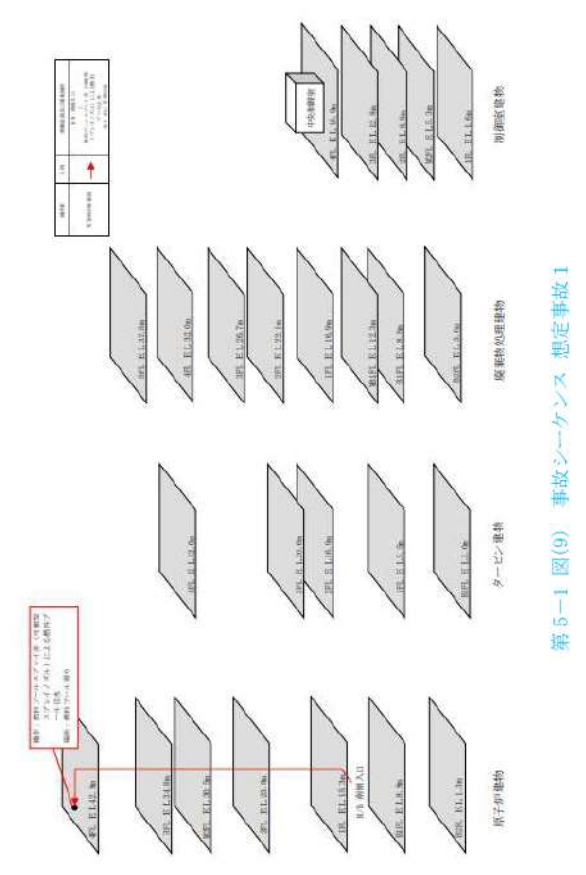
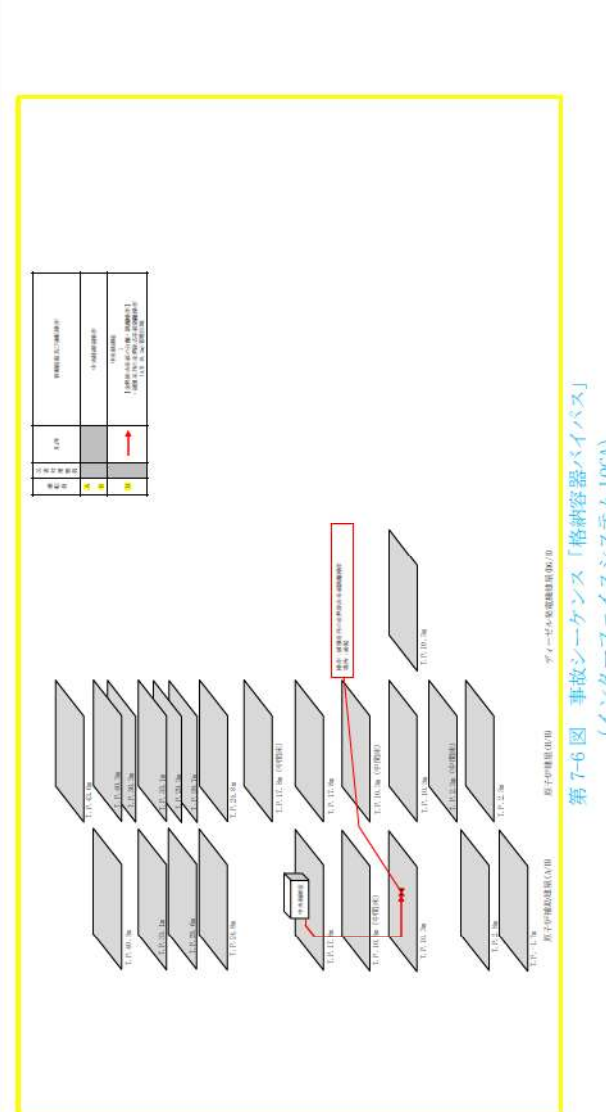


相違理由

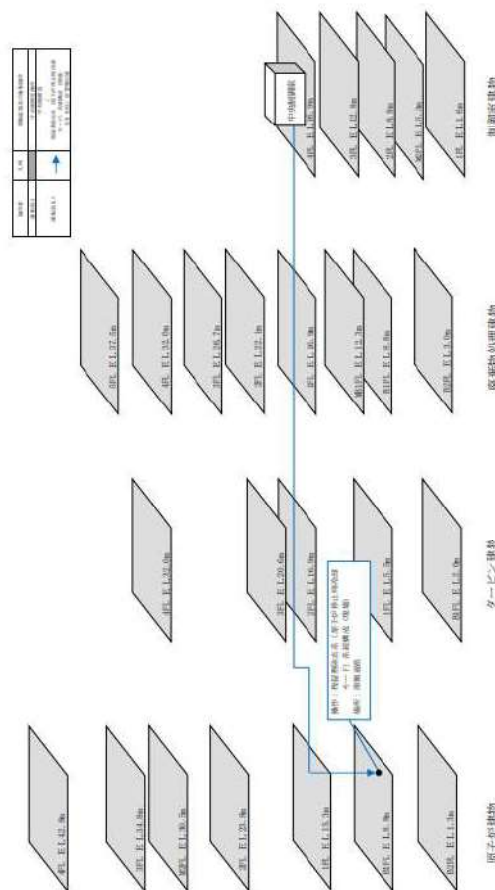
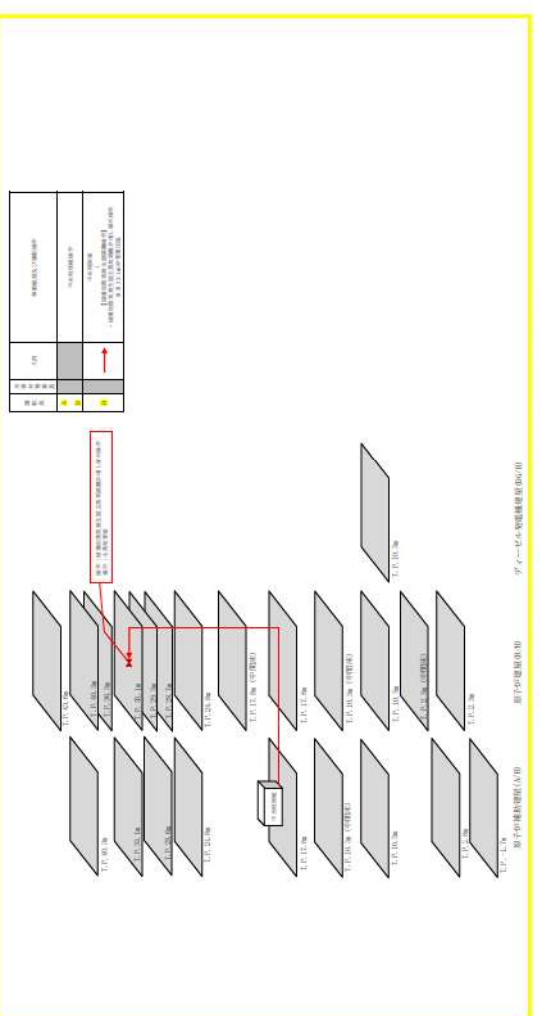
【女川及び島根】記載内容の相違

- 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

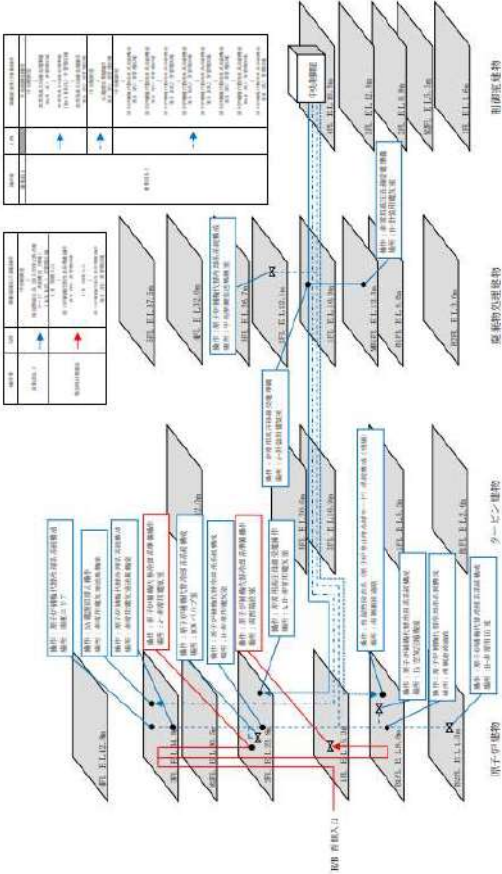
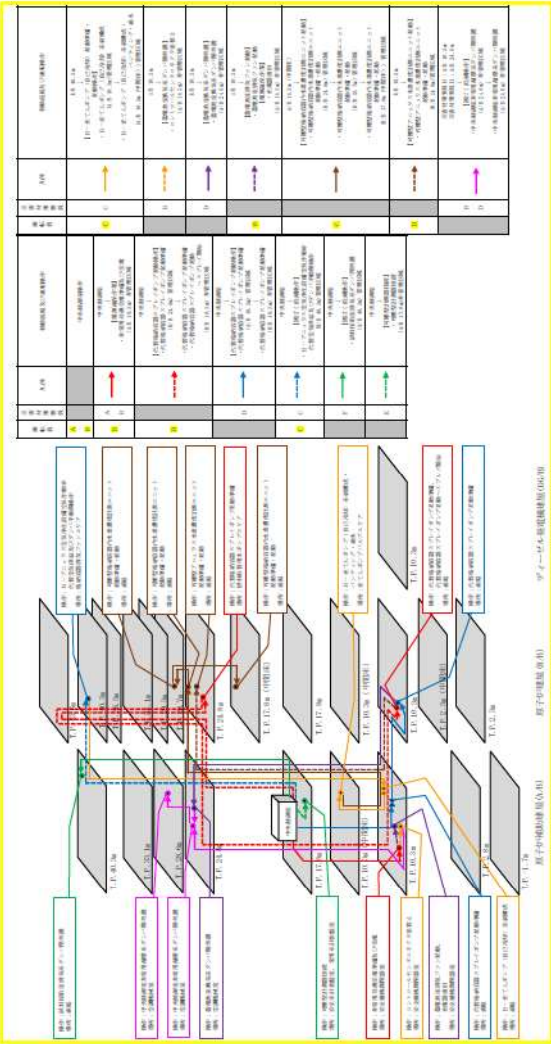
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5-1 図(9) 事故シナリクス 想定事故1</p>	 <p>第7-6 図 事故シナリクス「格納容器システム (LOCA)」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

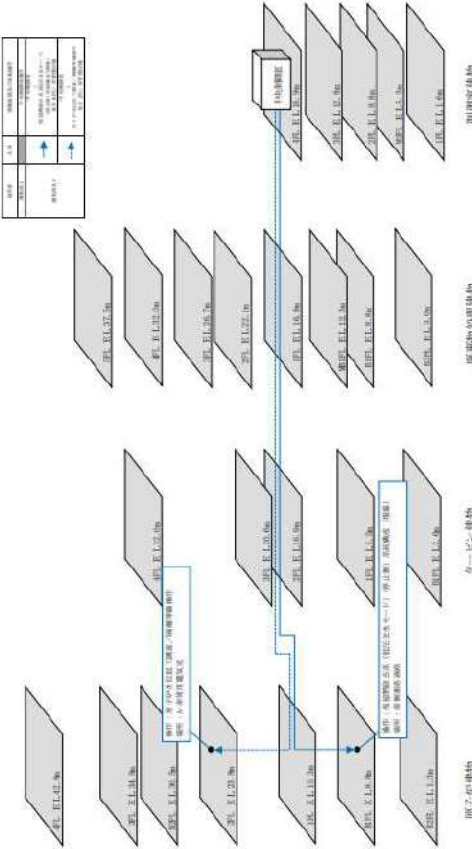
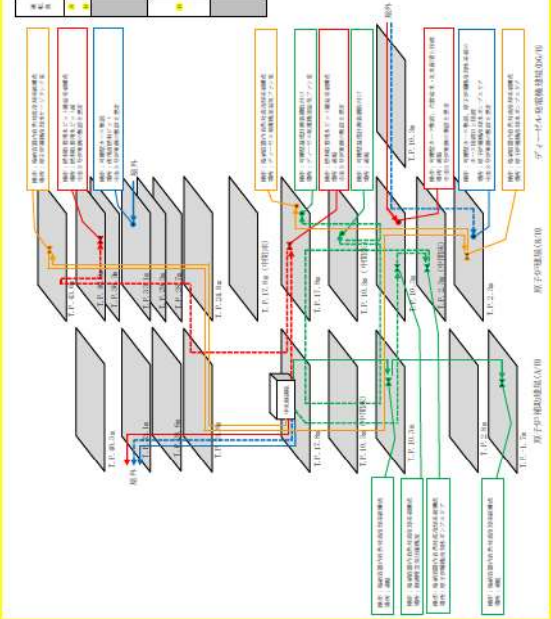
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	高根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5-1図(10) 事故シケケンス 停止中の崩壊熱除去機能喪失</p>	 <p>第7-7図 事故シケケンス「格納容器バイパス」 (蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	高根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5-1図(11) 事故シナジェンス 全交流動力電源喪失（停止時）</p>	 <p>第7-8図 事故シナジェンス「蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破壊）」(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第5-1図(12) 事故シナリオ発生時 原子炉冷却材の流出 (停止時)</p>	 <p>第7-8図 事故シナリオ発生時 炉内気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧破損) (2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-9図 事故シナケケンス「蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」(1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-9図 事故シナリオ「蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）」(2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

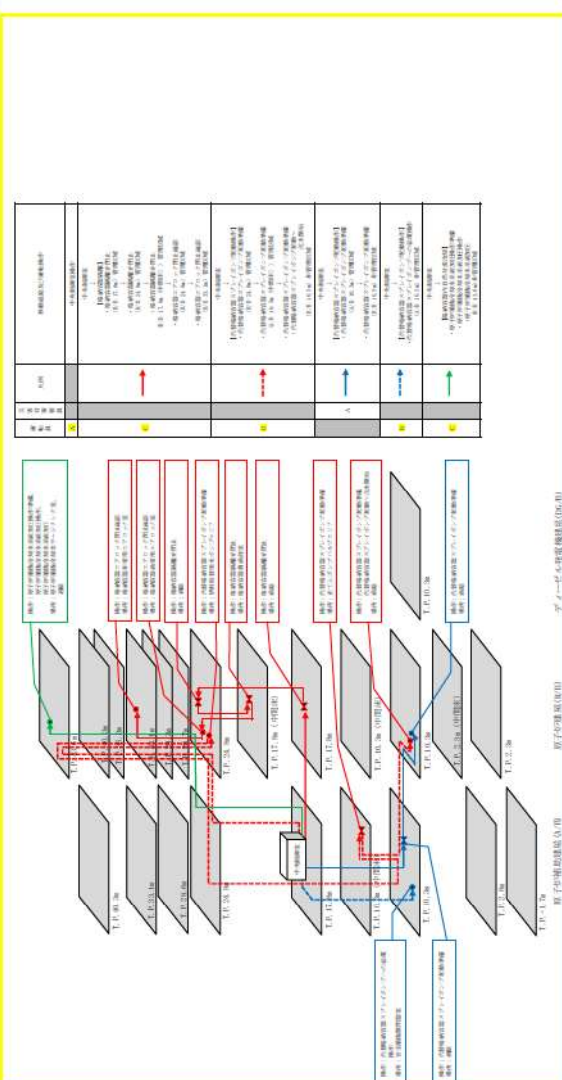
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-10図 事故シナリオ「水素燃焼」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルート相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-11図 事故シナリオ「想定事故1」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7-12図 事故シナケケンス「崩壊熱除去機能喪失（余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-13図 事故シークエンス「全交流動力電源喪失」 (燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故) (1/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-13図 事故シナリケンス「全交流動力電源喪失」</p> <p>（燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故）(2/2)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-14図 事故シナケケンス「原子炉冷却材の流出」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第7-15図 事故シーケンス「反応度の誤投入」</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の作業内容が異なることによるアクセスルートの相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (3/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効性評価士 の作業時間③	初期時間	稼働時間に対する成立性	現場所からの作業 復旧に適用する可 能な設備
全系統 力復旧後 失電 (TBI)	屋内	減圧機能確保	25分 (30分)	9分	30分	95分 ^{※1}	事業室主 15 分後からの作業を想定しているが、作業室から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	—
		125V 配電電源 負荷切離し (125V 配 電機及び分岐)	6分 (9分)	48分	60分	9時間 ^{※2}	事業室主 8 分後からの作業を想定しているが、7 時間 30 分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
		原子炉補機代替停止 水系統補機操作	6分 (9分)	39分	30分	25時間 ^{※4}	事業室主 18 時間 15 分後からの作業を想定しているが、9 時間後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
		高圧代替配電機設置 備用装置取組操作	14分 (21分)	21分	6分	27時間 ^{※4}	事業室主 20 時間 15 分後からの作業を想定しているが、21 時間 30 分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
屋外	原子炉補機代替停止 水系統補機操作	20分	4時間10分	14時間	25時間 ^{※1}	事業室主 10 時間後からの作業を想定しているが、前作業から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	原子炉補機代替停止 取水ポンプ ^{※5}	
	燃料補機修理 (ガス ポンプへの給油)	20分	115分	15分	10時間 ^{※6}	事業室主 4 時間後からの作業を想定しているが、前作業から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	タンクローリー	
燃料補機修理 (原子 炉補機代替停止水系統 への給油)	20分	115分	15分	15分	25時間 ^{※4}	事業室主 7 時間後からの作業を想定しているが、前作業から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	タンクローリー	

※1：屋内作業の稼働時間について、通常の稼働時間よりも倍した時間を余裕内に記載している。

※2：有効性評価士による作業完了時間。

※3：有効性評価士による作業完了時間。

※4：有効性評価士による作業完了時間。

※5：7 日即リスタートシナリオシナリオが前提として記載している。

※6：7 日即リスタートシナリオシナリオが前提として記載している。

※7：原子炉補機代替停止水系統、救急電源ユニット、大容量送水ポンプ (タイプ1)

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (3/7)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	稼働時間②	有効性評価士 の作業時間③	作業時間④	稼働時間に対する成立性	現場所からの作業 復旧に適用する可 能な設備
屋内	原子炉補機代替停止 水系統補機操作	減圧機能確保	25分 (30分)	9分	30分	95分 ^{※1}	事業室主 15 分後からの作業を想定しているが、作業室から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	—
		125V 配電電源 負荷切離し (125V 配 電機及び分岐)	6分 (9分)	48分	60分	9時間 ^{※2}	事業室主 8 分後からの作業を想定しているが、7 時間 30 分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
屋内	原子炉補機代替停止 水系統補機操作	高圧代替配電機設置 備用装置取組操作	14分 (21分)	21分	6分	27時間 ^{※4}	事業室主 20 時間 15 分後からの作業を想定しているが、21 時間 30 分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
		燃料補機修理 (ガス ポンプへの給油)	20分	115分	15分	10時間 ^{※6}	事業室主 4 時間後からの作業を想定しているが、前作業から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	タンクローリー
屋外	燃料補機修理 (原子 炉補機代替停止水系統 への給油)	燃料補機修理 (ガス ポンプへの給油)	20分	115分	15分	10時間 ^{※6}	事業室主 4 時間後からの作業を想定しているが、前作業から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	タンクローリー
		燃料補機修理 (原子 炉補機代替停止水系統 への給油)	20分	115分	15分	25時間 ^{※4}	事業室主 7 時間後からの作業を想定しているが、前作業から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	タンクローリー

※1：有効性評価士による作業完了時間。

※2：有効性評価士による作業完了時間。

※3：有効性評価士による作業完了時間。

※4：有効性評価士による作業完了時間。

※5：7 日即リスタートシナリオシナリオが前提として記載している。

※6：7 日即リスタートシナリオシナリオが前提として記載している。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (3/39)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	稼働時間②	有効性評価士 の作業時間③	作業時間④	稼働時間に対する成立性	現場所からの作業 復旧に適用する可 能な設備
屋内	原子炉補機代替停止 水系統補機操作	減圧機能確保	25分 (30分)	9分	30分	95分 ^{※1}	事業室主 15 分後からの作業を想定しているが、作業室から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	—
		125V 配電電源 負荷切離し (125V 配 電機及び分岐)	6分 (9分)	48分	60分	9時間 ^{※2}	事業室主 8 分後からの作業を想定しているが、7 時間 30 分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
屋内	原子炉補機代替停止 水系統補機操作	高圧代替配電機設置 備用装置取組操作	14分 (21分)	21分	6分	27時間 ^{※4}	事業室主 20 時間 15 分後からの作業を想定しているが、21 時間 30 分後の別作業終了後から作業着手できるため、初期時間に対して十分な余裕がある。	—
		燃料補機修理 (ガス ポンプへの給油)	20分	115分	15分	10時間 ^{※6}	事業室主 4 時間後からの作業を想定しているが、前作業から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	タンクローリー
屋外	燃料補機修理 (原子 炉補機代替停止水系統 への給油)	燃料補機修理 (ガス ポンプへの給油)	20分	115分	15分	10時間 ^{※6}	事業室主 4 時間後からの作業を想定しているが、前作業から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	タンクローリー
		燃料補機修理 (原子 炉補機代替停止水系統 への給油)	20分	115分	15分	25時間 ^{※4}	事業室主 7 時間後からの作業を想定しているが、前作業から離れた部分の作業に時間を要する可能性がある。	タンクローリー

※1：有効性評価士による作業完了時間。

※2：有効性評価士による作業完了時間。

※3：有効性評価士による作業完了時間。

※4：有効性評価士による作業完了時間。

※5：7 日即リスタートシナリオシナリオが前提として記載している。

※6：7 日即リスタートシナリオシナリオが前提として記載している。

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (6/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3}	初期時間	新時間に対する有効性	検査場所から作業開始までの可搬型設備
潤滑中の異常が上げられる重大事象に起因する地震	屋外	風圧代替排水系（機設） 風圧切替機（125V機） 風圧切替機（220V機） 風圧切替機（220V機）	12分（18分）	8分	30分	80分 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		風圧切替機	26分（39分）	9分	30分	96分 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋内	125V 高圧電源 風圧切替機（125V機） 風圧切替機（220V機）	6分（9分）	4分	60分	9時間 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		風圧切替機	6分（9分）	2分	30分	35時間 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋外	風圧代替排水機 風圧切替機	14分（21分）	21分	45分	27時間 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		風圧切替機	—	—	—	—	—	—

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を初期時間に反映している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間を示している。
 ※3 有効性評価上の作業完了時間
 ※4 有効性評価（資源の計画）にて27時間後までに完了することとしている

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (6/7)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3}	初期時間	新時間に対する有効性	検査場所から作業開始までの可搬型設備
潤滑中の異常が上げられる重大事象に起因する地震	屋外	風圧代替排水系（機設） 風圧切替機（125V機） 風圧切替機（220V機） 風圧切替機（220V機）	28分	28分	1時間07分	3時間09分	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型送水車
		風圧切替機	28分	28分	1時間07分	3時間09分	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型送水車
潤滑中の異常が上げられる重大事象に起因する地震	屋内	125V 高圧電源 風圧切替機（125V機） 風圧切替機（220V機）	28分	28分	1時間07分	3時間09分	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型送水車
		風圧切替機	28分	28分	1時間07分	3時間09分	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大型送水車

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間を示している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間を示している。
 ※3 有効性評価上の作業完了時間
 ※4 有効性評価（資源の計画）にて27時間後までに完了することとしている

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (6/39)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3}	初期時間	新時間に対する有効性	検査場所から作業開始までの可搬型設備
潤滑中の異常が上げられる重大事象に起因する地震	屋外	風圧代替排水系（機設） 風圧切替機（125V機） 風圧切替機（220V機） 風圧切替機（220V機）	11分	2分（3分）	11分（11分）	24時間 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		風圧切替機	11分	2分（3分）	11分（11分）	24時間 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋内	125V 高圧電源 風圧切替機（125V機） 風圧切替機（220V機）	11分	2分（3分）	11分（11分）	24時間 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		風圧切替機	11分	2分（3分）	11分（11分）	24時間 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋内	風圧代替排水系 風圧切替機	1分	—	1分	約24.5時間 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		風圧切替機	1分	—	1分	約24.5時間 ^{※4}	事象発生後、5分後からの作業を開始しているが、それ以前の作業の完了のため、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間を示している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間を示している。
 ※3 有効性評価上の作業完了時間
 ※4 有効性評価（資源の計画）にて27時間後までに完了することとしている

地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違

各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (7/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^③	総時間	制限時限に対する成立性	係属場所から作業現場に移動する可搬設備
全2次動力設備異常 (DBF)	屋外	原子炉機械代替冷却水循環機 ^④	20分	8時間40分	9時間	25時間 ^⑤	事業者10時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	原子炉機械代替冷却水循環機
		燃料補給系統 (ガスタービン発電設備からポンプタンクへの搬送)	20分	115分	135分	10時間 ^⑥	事業者4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク

※1 屋外作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を余裕率に反映している。

※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 熟習熟練者系 (サブプレッショナルレベル) 開始までの時間

※4 7日間ガスタービン発電設備修繕クランクが枯渇しないよう必要な軽油を移送可能な開始時間

※5 原子炉機械代替冷却水系統; 熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプ1)

女川原子力発電所2号炉

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (7/7)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^③	総時間	制限時限に対する成立性	係属場所から作業現場に移動する可搬設備
全2次動力設備異常 (DBF)	屋外	燃料補給系統 (ガスタービン発電設備からポンプタンクへの搬送)	20分	8時間40分	9時間	25時間 ^⑤	事業者10時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	原子炉機械代替冷却水循環機
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	10時間 ^⑥	事業者4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。

※2 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間から1.5倍した時間を余裕率に反映している。

※3 有効性評価で、事業者系を想定し、当該作業が完了する時間を想定している時間。

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (7/39)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効性評価上の作業時間 ^③	総時間	制限時限に対する成立性	係属場所から作業現場に移動する可搬設備
全2次動力設備異常 (DBF)	屋外	燃料補給系統 (ガスタービン発電設備からポンプタンクへの搬送)	20分	8時間40分	9時間	25時間 ^⑤	事業者10時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	原子炉機械代替冷却水循環機
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	10時間 ^⑥	事業者4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク
		燃料補給系統 (原子炉機械代替冷却水系統への供給)	20分	115分	135分	25時間 ^⑦	事業者7時間後からの作業を想定しているが、15分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時限に対して十分な余裕時間がある。	ポンプタンク

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※2 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間から1.5倍した時間を余裕率に反映している。
 ※3 有効性評価で、事業者系を想定し、当該作業が完了する時間を想定している時間。
 ※4 熟習熟練者系 (サブプレッショナルレベル) 開始までの時間
 ※5 7日間ガスタービン発電設備修繕クランクが枯渇しないよう必要な軽油を移送可能な開始時間
 ※6 原子炉機械代替冷却水系統; 熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプ1)

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(8/21)

事故シーケンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有特性設備上の作業時間 ^③ (①+②)	制限時間	制限時間に対する成立性	既設設備から作業環境に遷移する可 なり程度
炉内 炉内作業	原子炉補助設備内 水系統配管操作	原子炉補助設備内 水系統配管操作	6分(9分)	39分	50分	24時間*	事象発生30時間 20分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	炉内作業	14分(21分)	31分	45分	27時間*	事象発生30時間 15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
炉外 炉外作業	原子炉補助設備内 水系統配管操作	原子炉補助設備内 水系統配管操作	30分	8時間40分	9時間	24時間*	事象発生30時間後からの作業を想定しているが、それ以前からの作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補助設備内 水系統配管*
	燃料供給設備 タービン発電機 送電機 送電機への送電	燃料供給設備(ガスタービン)発電機(燃料供給機) 送電機への送電	30分	115分	135分	20時間*	事象発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前からの作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タービン発電機
	燃料供給設備 タービン発電機 送電機 送電機への送電	燃料供給設備(ガスタービン)発電機(燃料供給機) 送電機への送電	30分	115分	135分	24時間*	事象発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前からの作業のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タービン発電機

※1 炉内作業の移動時間については、通常の移動時間を1.5倍した時間を各欄内に記載している。
 ※2 在勤時限内で、当該作業に要する時間として想定している時間。
 ※3 有特性設備(中圧コンプレッサーも含み)として開始している時間。
 ※4 有特性設備(蓄電池の制御)にて37時間後までに完了することとしている。
 ※5 7日即レスタービン発電機稼働時タンクが枯渇しないよう必要な給油を必要可能な開始時間。
 ※6 原子炉補助設備内水系統：熱交換器ユニット、大容積送水ポンプ(ライズ1)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(8/39)

事故シーケンス	作業内容	移動時間 ^① の追加時間 ^②	作業時間 ^③	作業時間 ^④ (①+③)	作業時間 ^⑤ (①+②+③)	制限時間	制限時間に対する成立性	既設設備から作業環境に遷移する可 なり程度
重要事故 炉内 炉内作業	燃料供給 タービン発電機 送電機 送電機への送電	燃料供給 タービン発電機 送電機への送電	30分 (22分)	2時間20分 (2時間2分)	2時間40分 (2時間2分)	約2.2日*	事象発生3時間後からの作業を想定しているが、5時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	可搬型大容積送水ポンプ
	燃料供給 タービン発電機 送電機 送電機への送電	燃料供給 タービン発電機 送電機への送電	15分	1時間45分	2時間	約2.2日*	事象発生3時間後からの作業を想定しているが、5時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	可搬型タンクローリー
	燃料供給 タービン発電機 送電機 送電機への送電	燃料供給 タービン発電機 送電機への送電	15分	1時間45分	2時間	約2.2日*	事象発生3時間後からの作業を想定しているが、5時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	可搬型タンクローリー

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シークエンスごとの現場作業(9/21)

事故シークエンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3}	初期時間	相違時間に対する成立性	従前機組からの作業現地に転用可能な設備
運転中の原子炉における重大事故に発生し得る事故	炉内	原子炉の体幹送水ポンプ（タイフーン）の故障	4分(6分)	54分	1時間	約44時間 ^{※4}	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	—
		原子炉の体幹送水ポンプ（タイフーン）の故障	4分(6分)	81分	90分	約53時間 ^{※5}	事故発生約44時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	—
		代替送水設備稼働	30分 ^{※6}	360分	380分	約23時間 ^{※7}	事故発生約40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	大穴送水ポンプ（タイフーン）
		原子炉の体幹送水ポンプ（タイフーン）の故障	—	5分	5分	約23時間5分 ^{※8}	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	—
運転中の原子炉における重大事故に発生し得る事故	炉外	燃料補給設備（大穴送水ポンプ）の故障	20分	115分	135分	約23時間 ^{※9}	事故発生約7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリ
		燃料補給設備（大穴送水ポンプ）の故障	—	—	—	—	—	—

※1：炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を各項目に記載している。
 ※2：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3：移動時間はあくせうとして想定している時間
 ※4：格納容器圧力が0.427MPa(約4.27kg/cm²)に到達するまでの時間
 ※5：格納容器圧力が0.427MPa(約4.27kg/cm²)に到達するまでの時間
 ※6：格納容器圧力が0.427MPa(約4.27kg/cm²)に到達するまでの時間
 ※7：格納容器圧力が0.427MPa(約4.27kg/cm²)に到達するまでの時間
 ※8：格納容器圧力が0.427MPa(約4.27kg/cm²)に到達するまでの時間
 ※9：格納容器圧力が0.427MPa(約4.27kg/cm²)に到達するまでの時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シークエンスごとの現場作業(9/39)

事故シークエンス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有効性評価上の作業時間 ^{※3}	初期時間	相違時間に対する成立性	従前機組からの作業現地に転用可能な設備
運転中の原子炉における重大事故に発生し得る事故	炉内	原子炉の体幹送水ポンプ（タイフーン）の故障	4分(6分)	54分	1時間	約44時間 ^{※4}	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	—
		原子炉の体幹送水ポンプ（タイフーン）の故障	4分(6分)	81分	90分	約53時間 ^{※5}	事故発生約44時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業が早い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	—
		代替送水設備稼働	30分 ^{※6}	360分	380分	約23時間 ^{※7}	事故発生約40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	大穴送水ポンプ（タイフーン）
		原子炉の体幹送水ポンプ（タイフーン）の故障	—	5分	5分	約23時間5分 ^{※8}	事故発生約23時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	—
運転中の原子炉における重大事故に発生し得る事故	炉外	燃料補給設備（大穴送水ポンプ）の故障	20分	115分	135分	約23時間 ^{※9}	事故発生約7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業は無い。ため相違時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリ
		燃料補給設備（大穴送水ポンプ）の故障	—	—	—	—	—	—

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナジェンシスごとの現場作業(11/21)

事故シナジェンシス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1} ①	作業時間 ^{※2} ②	有効稼働上の作業時間 ^{※3} ①+②	積戻時間 ^{※4}	積戻時間に対する成立性	作業開始から作業現場へ到達する可 なり型設備
運転中の原子炉に発生する重大事故に起因する水漏れ発生	炉内	代替圧水等電機	30分 ^{※1}	30分	30分	約20時間 ^{※4}	事業発生3時間00分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業に属するため積戻時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
		原子炉補機代替ポンプ水送等設備操作	20分	8時間40分	9時間	24時間 ^{※4}	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業から積戻のため積戻時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機代替ポンプ水送等
	炉外	原子炉補機代替ポンプ水送等設備(大送水ポンプ(タイプ1)及び原子炉補機代替ポンプ水送等への給油)	—	5分	5分	約20時間15分 ^{※4}	事業発生約20時間後からの作業を想定しているが、前作業から積戻のため積戻時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		燃料補給設備(ガスバーニア電機制御油タンクへの給油)	20分	115分	135分	10時間 ^{※4}	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため積戻時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
原子炉補機代替ポンプ水送等への給油	20分	115分	135分	約20時間 ^{※4}	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、前作業から積戻のため積戻時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー		

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を範囲内に記載している

※2 有効稼働上で、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 稼働時間はあくまでも保守作業として想定している時間

※4 原子炉補機代替ポンプ水送等(可搬型)による燃料容器冷却開始までの時間

※5 燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間

※6 燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間(稼働長を想定)

※7 7日間メンテナンスによる送水ポンプが稼働しないよう必要な設備と移送可能な開始時間

※8 原子炉補機代替ポンプ水送等: 熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナジェンシスごとの現場作業(11/30)

事故シナジェンシス	作業内容	移動時間 ^{※1} ①	作業時間 ^{※2} ②	有効稼働上の作業時間 ^{※3} ①+②	積戻時間 ^{※4}	積戻時間に対する成立性	作業開始から作業現場へ到達する可なり型設備
運転中の原子炉に発生する重大事故に起因する水漏れ発生	炉内 原子炉補機代替ポンプ水送等への送水電機 ・燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間 ・燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間(稼働長を想定) ・大容量送水ポンプ(タイプ1)の稼働時間	20分 ^{※1}	36分	56分	約20時間 ^{※4}	事業発生3時間00分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業に属するため積戻時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
	炉内 原子炉補機代替ポンプ水送等への送水電機 ・燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間 ・燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間(稼働長を想定) ・大容量送水ポンプ(タイプ1)の稼働時間	15分 ^{※1}	11分	26分	約20時間 ^{※4}	事業発生3時間00分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業に属するため積戻時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
	炉内 燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間 ・燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間(稼働長を想定) ・大容量送水ポンプ(タイプ1)の稼働時間	20分 ^{※1}	4時間 ^{※2}	4時間 ^{※2}	約3.2日 ^{※3}	事業発生3時間00分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業に属するため積戻時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
	炉外 燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間 ・燃料補給設備(大送水ポンプ)の稼働時間(稼働長を想定) ・大容量送水ポンプ(タイプ1)の稼働時間	15分	1時間45分	2時間	約3.2日 ^{※3}	事業発生3時間00分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業に属するため積戻時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)

地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

※1 有効稼働上で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 稼働時間はあくまでも保守作業として想定している時間
 ※3 稼働時間はあくまでも保守作業として想定している時間
 ※4 原子炉補機代替ポンプ水送等(可搬型)による燃料容器冷却開始までの時間

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シークエンスごとの現場作業（12/21）

事故シークエンス	作業場所	作業内容	移動時間① (21分) ※1	作業時間② 15分	有効性評価上の作業時間①①+② 40分	初期時間	総時間	期間時間に対する感受性	原電機からの作業現場に相違する可 能な数値
格納容器 パイプス （インタ ーフエイス システム A,B,C）	格納 容器	高圧中心スプレイス からの漏えい停止機 作（現場操作）	12分 (21分) ※1	15分	40分	5時間①	5時間①	事業発生4時間 20分直からの作業を 想定しているが、移動時間と作業時間 に余裕を含んでいるため期間時間内に 実施可能である。	-

※1 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 格納内は原子炉格納容器内部の移動時間を2倍（障壁強化（高温・多湿）を考慮）、原子炉格納容器が格納容器以外の移動時間を1.5倍した時間を記載している
 ※3 高圧中心スプレイスの破断部修繕準備作業完了までの時間

高根原子力発電所2号炉

第7-3表 重要事故シークエンスごとの現場作業（12/39）

事故シークエンス	作業場所	作業内容	移動時間① (12分) ※1	作業時間② 30分	有効性評価上の作業時間①①+② 42分	初期時間	期間時間	期間時間に対する感受性	原電機からの作業現場に相違する可 能な数値
格納容器 パイプス （インタ ーフエイス システム A,B,C）	格納 容器	高圧中心スプレイス からの漏えい停止機 作（現場操作）	12分 (21分) ※1	30分	42分	5時間①	5時間①	事業発生4時間 20分直からの作業を 想定しているが、移動時間と作業時間 に余裕を含んでいるため期間時間内に 実施可能である。	-

相違理由
 【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・各プラントの有効性評
 価における作業内容の
 相違

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-3表 重要事故シナジェンシスごとの現場作業 (13/21)

事故シナジェンシス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効な待機上の作業時間③④⑤	制限時間	制限時間に対する成立性	休まず作業から作業再開に要する可搬回設備
調子不良による炉内機器の故障 （炉内機器の故障による炉内機器の故障）	炉内	原子炉増温代替冷却水系統の調整	6分(9分)	39分	60分	24時間 ^{※1}	事故発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	常設冷却水の循環設備の調整	14分(21分)	21分	45分	27時間 ^{※1}	事故発生28時間15分後からの作業を想定しているが、19時間後の別作業終了後から作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	原子炉増温代替冷却水系統の調整	20分	8時間10分	9時間	24時間 ^{※1}	事故発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業から調整のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉増温代替冷却水系統 ^{※6}
	炉外	燃料補給設備（ガスポンプ）の調整	20分	115分	135分	10時間 ^{※1}	事故発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	炉外	燃料補給設備（原子炉増温代替冷却水系統）の調整	20分	115分	135分	24時間 ^{※1}	事故発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に対する時間を時間として想定している時間
 ※3 代替機連立系による燃料供給設備開始までの時間
 ※4 有効性評価（事故の復旧）にて27時間後までに完了することとしている。
 ※5 7日即リスタート方式発電設備タンクが枯渇しないよう必要の燃料を移送可能な開始時間
 ※6 原子炉増温代替冷却水系統：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプ1）

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナジェンシスごとの現場作業 (13/39)

事故シナジェンシス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効な待機上の作業時間③④⑤	制限時間	制限時間に対する成立性	休まず作業から作業再開に要する可搬回設備
調子不良による炉内機器の故障 （炉内機器の故障による炉内機器の故障）	炉内	原子炉増温代替冷却水の調整	15分	11分	2分(13分)	18時間 ^{※1}	事故発生15時間後の作業を想定しているが、前作業から調整のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	常設冷却水の調整	5分	1分	—	18時間 ^{※1}	事故発生15時間後の作業を想定しているが、前作業から調整のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補給設備（ガスポンプ）の調整	20分 ^{※6}	3分	15分(18分) ^{※6}	18時間 ^{※1}	事故発生15時間後の作業を想定しているが、前作業から調整のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	原子炉増温代替冷却水系統の調整	20分 ^{※6}	5分	15分(12分) ^{※6}	60分 ^{※6}	事故発生15時間後の作業を想定しているが、前作業から調整のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補給設備（ガスポンプ）の調整	20分 ^{※6}	12分	15分(12分) ^{※6}	60分 ^{※6}	事故発生15時間後の作業を想定しているが、前作業から調整のため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 有効性評価で、当該作業に対する時間を時間として想定している時間
 ※2 有効性評価（事故の復旧）にて27時間後までに完了することとしている。
 ※3 代替機連立系による燃料供給設備開始までの時間
 ※4 有効性評価（事故の復旧）にて27時間後までに完了することとしている。
 ※5 7日即リスタート方式発電設備タンクが枯渇しないよう必要の燃料を移送可能な開始時間
 ※6 原子炉増温代替冷却水系統：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ（タイプ1）

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業(14/21)

事故シナジェンセス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③④	制限時間	前倒時間に対する成立性	保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備
蒸気配圧力・配管に による静的 負荷（格納 容器過 圧・過熱腐 蝕）（代動 機・代動機 駆動油増 加系を使用 できない 場合）	炉内 原子炉格納容器・イ ルダシステム系による 格納容器過熱腐蝕 原子炉格納容器・イ ルダシステム系による 格納容器過熱腐蝕	原子炉格納容器・イ ルダシステム系による 格納容器過熱腐蝕	6分(9分)	39分	90分	24時間 ^⑤	発生発生 18 時間 20 分後からの作業を 想定しているが、7 時間 30 分後の初作 業終了後からの作業を行うことができるため前 倒時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		格納容器過熱腐蝕 格納容器過熱腐蝕	14分(24分)	21分	45分	27時間 ^⑥	発生発生 26 時間 15 分後からの作業を 想定しているが、19 時間後の初作業終 了後からの作業を行うことができるため前 倒時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉格納容器・イ ルダシステム系による 格納容器過熱腐蝕	4分(6分)	54分	1時間	約44時間 ^⑦	発生発生 初 29 時間後からの作業を想 定しているが、それ以前の作業が無い ため、27 時間後の初作業終了後から 作業を行うことができるため十分な前 倒時間に対して十分な余裕時間がある。	—
		原子炉格納容器・イ ルダシステム系による 格納容器過熱腐蝕	4分(6分)	81分	90分	約51時間 ^⑧	発生発生 初 45 時間後からの作業を想 定しているが、それ以前の作業が無い ため、27 時間後の初作業終了後から 作業を行うことができるため十分な前 倒時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 炉内作業の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 熱負荷除去系起動までの時間（運転喪失を想定）
 ※4 有効性評価（資源の評価）にて27時間稼働までに完了することとしている
 ※5 外部水源注水量限界到達までの時間
 ※6 格納容器圧力0.85MPa(gage)（2FD）到達までの時間

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・各プラントの有効性評
 価における作業内容の
 相違

第7-3表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業(14/39)

シナジェンセス	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③④	制限時間	前倒時間に対する成立性	保管場所から作業現場に運搬する可搬型設備	
蒸気配圧力・配管に による静的 負荷（格納 容器過 圧・過熱腐 蝕）（代動 機・代動機 駆動油増 加系を使用 できない 場合）	炉内 原子炉格納容器・イ ルダシステム系による 格納容器過熱腐蝕	6分(9分)	39分	10分 (12分)	7分	約2時間 ^⑤	発生発生 18 時間 20 分後からの作業を 想定しているが、7 時間 30 分後の初作 業終了後からの作業を行うことができるため前 倒時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	格納容器過熱腐蝕 格納容器過熱腐蝕	14分(24分)	21分	10分 (12分)	6分	約2時間 ^⑥	発生発生 26 時間 15 分後からの作業を 想定しているが、19 時間後の初作業終 了後からの作業を行うことができるため前 倒時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	原子炉格納容器・イ ルダシステム系による 格納容器過熱腐蝕	4分(6分)	54分	10分 (12分)	1分	約2時間 ^⑦	発生発生 初 29 時間後からの作業を想 定しているが、それ以前の作業が無い ため、27 時間後の初作業終了後から 作業を行うことができるため十分な前 倒時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	原子炉格納容器・イ ルダシステム系による 格納容器過熱腐蝕	4分(6分)	81分	10分 (12分)	2時間10分	約12.8時間 ^⑧	発生発生 初 45 時間後からの作業を想 定しているが、それ以前の作業が無い ため、27 時間後の初作業終了後から 作業を行うことができるため十分な前 倒時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 炉内作業の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 熱負荷除去系起動までの時間（運転喪失を想定）
 ※4 有効性評価（資源の評価）にて27時間稼働までに完了することとしている
 ※5 外部水源注水量限界到達までの時間
 ※6 格納容器圧力0.85MPa(gage)（2FD）到達までの時間

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (15/21)

事故シナリオ	作業場内	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効作業上の作業時間③①+②	初期時間	相対時間	相対時間に対する成立性	相対時間から作業現場に到達する可搬設備
運転中 の原子炉 において 重大事故	原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	20分*	8時間40分	9時間	初29時間**	事後発生3時間 40分後からの作業を想定しているが、前作業からの継続のため相対時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ（タイプ1）	
		原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	20分	8時間40分	9時間	24時間**	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継続のため相対時間に対して十分な余裕時間がある。	原子の補機代替作業用取水ポンプ	
		原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	20分	8時間40分	9時間	初29時間15分**	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継続のため相対時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
		原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	20分	8時間40分	9時間	10時間**	事後発生4時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため相対時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ	
		原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	20分	8時間40分	9時間	24時間**	事後発生7時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継続のため相対時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ	

※1 原子炉補機代替作業の稼働時間について、通常の稼働時間を1.5倍した時間を活用内に記載している

※2 有効時間では、当該作業に要する時間として想定している時間

※3 移動時間はアケにスループト、直進時間（可搬型）による格納容器移動開始までの時間

※4 原子炉補機代替作業の稼働時間（稼働時間）による格納容器移動開始までの時間

※5 作業計画書上の作業完了時間を稼働時間（稼働時間）とする

※6 原子炉補機代替作業の稼働時間（稼働時間）が経過しないよう、必要が稼働時間を稼働可能な開始時間

※7 原子炉補機代替作業の稼働時間（稼働時間）が経過しないよう、必要が稼働時間を稼働可能な開始時間

※8 原子炉補機代替作業の稼働時間（稼働時間）が経過しないよう、必要が稼働時間を稼働可能な開始時間

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び高根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (15/39)

事故シナリオ	作業場内	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有効作業上の稼働時間③①+②	初期時間	相対時間	相対時間に対する成立性	相対時間から作業現場に到達する可搬設備
運転中 の原子炉 において 重大事故	原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	4時間15分*	8時間30分	12時間45分	初29時間**	事後発生18時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継続のため相対時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ	
		原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	4時間15分*	8時間30分	12時間45分	24時間**	事後発生10時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継続のため相対時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
		原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	4時間15分*	8時間30分	12時間45分	11分 (15分)	事後発生18時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継続のため相対時間に対して十分な余裕時間がある。	—	
		原子炉補機代替作業 （原子炉補機代替作業）	4時間15分*	8時間30分	12時間45分	18分 (14時間2分)	事後発生18時間後からの作業を想定しているが、前作業からの継続のため相対時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ	

※1 有効時間では、当該作業に要する時間として想定している時間

※2 移動時間はアケにスループト、直進時間（可搬型）による格納容器移動開始までの時間

※3 作業計画書上の作業完了時間を稼働時間（稼働時間）とする

※4 原子炉補機代替作業の稼働時間（稼働時間）が経過しないよう、必要が稼働時間を稼働可能な開始時間

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(16/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効評価値上の作業時間③①+②	制限時間	初期時間	初期時間に対する有効性	現場からの作業現場に復帰する可搬型設備
運転中 原子炉 において 重大事故	炉内	原子炉補機代替冷却 水系稼働操作	6分(9分)	39分	50分	24時間 ^{※4}	事業発生後30分後から作業を想定しているが、63分後の初期稼働終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕がある。	—	
		代替圧水等補機 稼働操作	20分 ^{※4}	360分	380分	約23時間 ^{※5}	事業発生後30時間、40分後からの作業を想定しているが、それ以前の稼働は稼働のため初期時間に対して十分な余裕がある。	大口径逆水ポンプ (サイプ1)	
運転中 原子炉 において 重大事故	炉外	原子炉補機代替冷却 水系稼働操作	30分	8時間10分	9時間	24時間 ^{※4}	事業発生後10時間後からの作業を想定しているが、稼働から稼働のため初期時間に対して十分な余裕がある。	原子炉補機代替冷却 取水ポンプ ^{※7}	
		原子炉補機代替冷却 スプレッド装置(可搬型)による稼働操作	—	5分	5分	約23時間15分 ^{※6}	事業発生後約20時間後からの作業を想定しているが、前作業から稼働のため初期時間に対して十分な余裕がある。	—	
		代替駆動ポンプに上る格納容器冷却	—	20分	20分	24時間 ^{※4}	事業発生後20時間、40分後からの作業を想定しているが、23時間30分後の初期稼働終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕がある。	—	
		燃料搬送準備(1号機) 燃料搬送準備(2号機) 燃料搬送準備(3号機) 燃料搬送準備(4号機)	30分	415分	135分	約23時間 ^{※5}	事業発生後20時間、40分後からの作業を想定しているが、それ以前の稼働は稼働のため初期時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリー	

- ※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を范围内に記載している
- ※2 有効評価値で、当該作業に要する時間として想定している時間
- ※3 移動時間はアクセスルート復旧時間を含む
- ※4 稼働開始時刻系による格納容器除熱開始までの時間
- ※5 原子炉格納容器代替スプレッド装置(可搬型)による稼働完了までの時間
- ※6 有効評価値上の作業完了時間
- ※7 原子炉補機代替冷却ポンプ、大口径逆水ポンプ(サイプ1)

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(16/39)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効評価値上の作業時間③①+②	制限時間	初期時間	初期時間に対する有効性	現場からの作業現場に復帰する可搬型設備
運転中 原子炉 において 重大事故	炉内	原子炉補機代替冷却 水系稼働操作	6分(9分)	39分	50分	24時間 ^{※4}	事業発生後30分後から作業を想定しているが、63分後の初期稼働終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕がある。	—	
		代替圧水等補機 稼働操作	20分 ^{※4}	360分	380分	約23時間 ^{※5}	事業発生後30時間、40分後からの作業を想定しているが、それ以前の稼働は稼働のため初期時間に対して十分な余裕がある。	大口径逆水ポンプ (サイプ1)	
運転中 原子炉 において 重大事故	炉外	原子炉補機代替冷却 水系稼働操作	30分	8時間10分	9時間	24時間 ^{※4}	事業発生後10時間後からの作業を想定しているが、稼働から稼働のため初期時間に対して十分な余裕がある。	原子炉補機代替冷却 取水ポンプ ^{※7}	
		原子炉補機代替冷却 スプレッド装置(可搬型)による稼働操作	—	5分	5分	約23時間15分 ^{※6}	事業発生後約20時間後からの作業を想定しているが、前作業から稼働のため初期時間に対して十分な余裕がある。	—	
		代替駆動ポンプに上る格納容器冷却	—	20分	20分	24時間 ^{※4}	事業発生後20時間、40分後からの作業を想定しているが、23時間30分後の初期稼働終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕がある。	—	
		燃料搬送準備(1号機) 燃料搬送準備(2号機) 燃料搬送準備(3号機) 燃料搬送準備(4号機)	30分	415分	135分	約23時間 ^{※5}	事業発生後20時間、40分後からの作業を想定しているが、それ以前の稼働は稼働のため初期時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリー	

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業（17/21）

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間①	作業時間②	有労評価上の作業時間③①-②	初期時間	初期時間に対する成立性	異常発生から作業現場に到達する可能な時間
原子炉圧力容器外方冷却水の供給が停止する重大事故	炉内	原子炉の補填代替冷却水系統監視作	0分 (0分)	30分	00分	24時間*	事業発生後 28 時間 10 分後からの作業を想定しているが、63 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉外	代替注水等監視	30分*	30分	38分	約 23 時間**	事業発生後 3 時間 40 分後からの作業を想定しているが、別作業からの遅延のため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ (タイプ1)
	炉内	原子炉の補填代替冷却水系統監視作	20分	8時間40分	9時間	24時間*	事業発生後 10 時間後からの作業を想定しているが、別作業からの遅延のため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補填代替冷却水系統*
	炉外	原子炉の補填代替冷却水系統監視作	—	5分	5分	約 23 時間5分*	事業発生後 23 時間後からの作業を想定しているが、23 時間 5 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	20分	20分	38分	24時間*	事業発生後 23 時間後からの作業を想定しているが、23 時間 5 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	20分	116分	136分	約 23 時間**	事業発生後 7 時間後からの作業を想定しているが、7 時間 10 分後の作業が完了するため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	20分	116分	136分	約 23 時間**	事業発生後 7 時間後からの作業を想定しているが、7 時間 10 分後の作業が完了するため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ

※1 炉内作業の稼働時間について、通常の稼働時間を 1.5 倍した時間を作業室内に算入している。
 ※2 有労評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 稼働時間はあくまでセクション単位時間を含む
 ※4 代替冷却水系統による燃料送給開始時刻までの時間
 ※5 原子炉補填代替冷却水ポンプ供給 (可搬型) による格納容器冷却開始までの時間
 ※6 有労評価上の作業完了時間
 ※7 原子炉補填代替冷却水系統：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプ1)

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業（17/39）

事故シナリオ	作業内容	有労評価上の稼働時間①	稼働時間②	作業時間③①-②	初期時間	初期時間に対する成立性	異常発生から作業現場に到達する可能な時間	
原子炉圧力容器外方冷却水の供給が停止する重大事故	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	20分 (19分)	11分 (11分)	13分 (11分)	約 61分*	事業発生後 23 時間後からの作業を想定しているが、23 時間 5 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	—	1分	1分	約 3 時間**	事業発生後 23 時間後からの作業を想定しているが、23 時間 5 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	20分**	8分	28分 (28分)	約 1.5 時間**	事業発生後 23 時間後からの作業を想定しているが、23 時間 5 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	20分**	5分	15分 (17分)	約 61分*	事業発生後 23 時間後からの作業を想定しているが、23 時間 5 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	20分**	12分	32分 (24分)	約 61分*	事業発生後 23 時間後からの作業を想定しているが、23 時間 5 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	20分**	12分	32分 (24分)	約 61分*	事業発生後 23 時間後からの作業を想定しているが、23 時間 5 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	炉内	燃料補填準備 (大送水ポンプ (タイプ1) 及び原子炉補填代替冷却水系統への給水)	20分**	12分	32分 (24分)	約 61分*	事業発生後 23 時間後からの作業を想定しているが、23 時間 5 分後の別作業終了後から作業着手できるため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—

※1 有労評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 有労評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 稼働時間はあくまでセクション単位時間を含む
 ※4 代替冷却水系統による燃料送給開始時刻までの時間
 ※5 原子炉補填代替冷却水ポンプ供給 (可搬型) による格納容器冷却開始までの時間
 ※6 有労評価上の作業完了時間
 ※7 原子炉補填代替冷却水系統：熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプ1)

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業 (18/21)

事故シナジェンセス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有20分評価上の作業時間 ^{※3} (①+②)	制時時間 ^{※4}	制時時間に対する成立性	既設機器から作業現場に搬入する可搬型設備
運転中の原子炉においての重大事故	屋内	原子炉制御代官冷却水弁閉鎖操作	6分(19分)	39分	70分	24時間 ^{※5}	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋内	冷却代官交流電源設備負荷変動調整操作	14分(21分)	21分	45分	27時間 ^{※6}	事業発生26時間15分後からの作業を想定しているが、10時間後の別作業終了後から作業着手できるため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	—
水素燃焼	屋内	原子炉制御代官冷却水弁閉鎖操作	30分	8時間40分	9時間	24時間 ^{※7}	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、8時間からの制時のため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機式冷却水弁 ^{※8}
	屋外	燃料供給設備(ガスタービン駆動設備)油タンクへの給油 燃料供給設備(原子炉補機式冷却水弁への給油)	30分	115分	135分	10時間 ^{※9}	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、8時間後の作業がないため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
			30分	115分	135分	24時間 ^{※10}	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、5時間15分後の別作業終了後から作業着手できるため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を評価内に記載している。

※2 有効な評価で、当該作業に必要な作業時間として想定している時間

※3 代替機等(仮置機)による燃料供給設備稼働までの時間

※4 有効な評価(仮置機の評価)にて27時間後までに完了することとしている

※5 7日間の最大シナジェンセス発生設備制時タンクが既設しないよう必要な転機を移送可能な制時時間

※6 原子炉制御代官冷却水弁：熱交換機ユニット、大容量冷却ポンプ(タイプ1)

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナジェンセスごとの現場作業 (18/39)

事故シナジェンセス	作業場所	作業内容	移動時間 ^{※1}	作業時間 ^{※2}	有20分評価上の作業時間 ^{※3} (①+②)	制時時間 ^{※4}	制時時間に対する成立性	既設機器から作業現場に搬入する可搬型設備
運転中の原子炉においての重大事故	屋内	原子炉制御代官冷却水弁閉鎖操作	6分(19分)	39分	70分	24時間 ^{※5}	事業発生18時間10分後からの作業を想定しているが、7時間30分後の別作業終了後から作業着手できるため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋内	冷却代官交流電源設備負荷変動調整操作	14分(21分)	21分	45分	27時間 ^{※6}	事業発生26時間15分後からの作業を想定しているが、10時間後の別作業終了後から作業着手できるため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	—
水素燃焼	屋内	原子炉制御代官冷却水弁閉鎖操作	30分	8時間40分	9時間	24時間 ^{※7}	事業発生10時間後からの作業を想定しているが、8時間からの制時のため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	原子炉補機式冷却水弁 ^{※8}
	屋外	燃料供給設備(ガスタービン駆動設備)油タンクへの給油 燃料供給設備(原子炉補機式冷却水弁への給油)	30分	115分	135分	10時間 ^{※9}	事業発生4時間後からの作業を想定しているが、8時間後の作業がないため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー
			30分	115分	135分	24時間 ^{※10}	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、5時間15分後の別作業終了後から作業着手できるため制時時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリー

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナケケンセスごとの現場作業(19/21)

事故シナケケンセス	作業場所	作業内容	移動時間①	作業時間②	有効性評価上の作業時間③(①+②)	制限時間	制限時間に対する成立性	現場から作業現場に遷移する可搬型設備
溶融炉心コリアム相互作用	炉内	原子炉補機式替冷却水系統補機作	6分(9分)	39分	90分	24時間 ^{※4}	緊急発生10分間の作業を想定しているが、65分後の動作終了後から作業着手できるため制限時間に對して十分な余裕がある。	—
		代替自水系統補機	30分 ^{※4}	300分	390分	約23時間 ^{※4}	緊急発生30分間の作業を想定しているが、それ以前の作業は無いため制限時間に対して十分な余裕がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
	炉外	原子炉補機式替冷却水系統補機作	20分	8時間40分	9時間	24時間 ^{※4}	緊急発生10分間の作業を想定しているが、即時後の稼働のため制限時間に対して十分な余裕がある。	原子炉補機式替冷却水系統
		原子炉補機式替冷却水系統補機作(可搬型)による稼働作	—	5分	5分	約23時間5分 ^{※4}	緊急発生30分間の作業を想定しているが、即時後の稼働のため制限時間に対して十分な余裕がある。	—
運転員による重大事象	—	代替用送水ポンプ(タイプ1)及び原子炉補機式替冷却水系統への機代替冷却水ポンプへの稼働	20分	115分	35分	約23時間 ^{※4}	緊急発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業のないため制限時間に対して十分な余裕がある。	タンクローリー

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 移動時間はアラームスタート直後開始までの時間
 ※4 代替用送水ポンプによる稼働送水開始時刻までの時間
 ※5 原子炉補機式替冷却水系統(可搬型)による稼働送水開始時刻までの時間
 ※6 原子炉補機式替冷却水系統(可搬型)による稼働送水開始時刻までの時間
 ※7 原子炉補機式替冷却水系統・機代換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナケケンセスごとの現場作業(19/39)

作業場所	作業内容	作業時間①	移動時間②	作業時間③(①+②)	制限時間	制限時間に対する成立性	現場から作業現場に遷移する可搬型設備
炉内	原子炉補機式替冷却水系統補機作(機代)	4時間10分 ^{※4}	30分 ^{※4} (15分 ^{※4})	3時間10分(3時間25分)	3時間10分(3時間25分)	緊急発生30分間の作業を想定しているが、緊急発生75分後の動作終了後から作業着手できるため制限時間に對して十分な余裕がある。	大容量送水ポンプ
	代替自水系統補機	—	—	—	—	—	—
炉外	原子炉補機式替冷却水系統補機作(可搬型)による稼働作	40分 ^{※4}	15分 ^{※4} (17分 ^{※4})	55分	18分(22分)	緊急発生30分間の作業を想定しているが、緊急発生10分後に作業終了するため制限時間に対して十分な余裕がある。また、緊急発生30分間の作業を想定しているが、即時後の稼働のため制限時間に対して十分な余裕がある。	—
	機代換器ユニットへの機代換器ユニットへの稼働	—	—	—	—	—	—

※1 炉内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を括弧内に記載している。
 ※2 有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 移動時間はアラームスタート直後開始までの時間
 ※4 代替用送水ポンプによる稼働送水開始時刻までの時間
 ※5 原子炉補機式替冷却水系統(可搬型)による稼働送水開始時刻までの時間
 ※6 原子炉補機式替冷却水系統(可搬型)による稼働送水開始時刻までの時間
 ※7 原子炉補機式替冷却水系統・機代換器ユニット、大容量送水ポンプ(タイプ1)

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(20/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効評価上の作業時間の①+②	相違時間	相違時間に対する成立性	既設設備からの作業現場に相違する可搬型設備
初定事故1	炉内	燃料プールの代替注水 系（可搬型）による 燃料プールへの注水	26分(30分)	170分	210分	約24時間*	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため初期時間に対して十分な余裕がある。初期時間(10分)を考慮した場合でも、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	屋外	代替注水等設備	20分*	360分	386分	約24時間*	事業発生3時間 40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
初定事故2	炉内	燃料プールの代替注水 系（可搬型）による 燃料プールへの注水	26分(30分)	170分	210分	約18時間*	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため初期時間に対して十分な余裕がある。なお、内蔵給水を想定した可搬型用時間(10分)を考慮した場合でも、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	屋外	代替注水等設備	20分*	360分	386分	約18時間*	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)

※1 屋内作業の移動時間について、通常の移動時間を1.5倍した時間を仮定的に記載している
 ※2 有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 移動時間はアクセルシート下位時間を含む
 ※4 放射線の影響が軽視される仮定化に列連するまでの時間

女川原子力発電所2号炉

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(20/39)

事故シナリオ	作業内容	移動時間 ^①	作業時間 ^②	有効評価上の作業時間の①+②	相違時間	相違時間に対する成立性	既設設備からの作業現場に相違する可搬型設備
初定事故1	燃料プールの代替注水 系（可搬型）による 燃料プールへの注水	26分(30分)	170分	210分	約24時間*	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため初期時間に対して十分な余裕がある。初期時間(10分)を考慮した場合でも、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	—
	代替注水等設備	20分*	360分	386分	約24時間*	事業発生3時間 40分後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)
初定事故2	燃料プールの代替注水 系（可搬型）による 燃料プールへの注水	26分(30分)	170分	210分	約18時間*	事業発生3時間後からの作業を想定しているが、前作業から継続のため初期時間に対して十分な余裕がある。なお、内蔵給水を想定した可搬型用時間(10分)を考慮した場合でも、初期時間に対して十分な余裕時間がある。	タンクローリ
	代替注水等設備	20分*	360分	386分	約18時間*	事業発生7時間後からの作業を想定しているが、それ以前の作業がないため初期時間に対して十分な余裕時間がある。	大容量送水ポンプ(タイプ1)

※1 有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※2 有効評価上で、当該作業に要する時間として想定している時間
 ※3 移動時間はアクセルシート下位時間を含む
 ※4 放射線の影響が軽視される仮定化に列連するまでの時間

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (21/21)

事故シナリオ	作業場所	作業内容	稼働時間 ^{※1} ①	作業時間 ^{※2} ②	作業時間上 の作業時間 ^{※3} ③	制限時間	制限時間2時を以て 3A 3B	作業開始から 作業終了までの 作業時間
炉内 燃料調整 燃料調整 燃料調整	炉内	炉内燃料調整 燃料調整 燃料調整	6分(9分)	39分	39分	24時間 ^{※4}	—	—
		燃料調整 燃料調整 燃料調整	14分(20分)	21分	46分	27時間 ^{※4}	—	—
炉外 燃料調整 燃料調整	炉外	燃料調整 燃料調整	26分	8時間46分	9時間	24時間 ^{※4}	—	—
		燃料調整 燃料調整	26分	11分55分	135分	10時間 ^{※4}	24時間 ^{※4}	24時間 ^{※4}
炉外 燃料調整 燃料調整	炉外	燃料調整 燃料調整	20分	11分55分	135分	24時間 ^{※4}	—	—
		燃料調整 燃料調整	—	—	—	—	—	—
炉外 燃料調整 燃料調整	炉外	燃料調整 燃料調整	—	—	—	—	—	—
		燃料調整 燃料調整	—	—	—	—	—	—

※1：有動設備の稼働時間について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※2：有動設備の稼働時間について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※3：有動設備の稼働時間（炉内作業）について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※4：有動設備の稼働時間（炉外作業）について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※5：丁目ロケットレーザ線源調整燃料調整が実施しないよう必要なポンプ（クワイ）
 ※6：炉内燃料調整作業の目録表：新設調整ユニット、実務調整ポンプ（クワイ）

高根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由
 【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業 (21/39)

事故シナリオ	作業内容	作業時間 ^{※1} ①	作業時間 ^{※2} ②	作業時間上 の作業時間 ^{※3} ③	制限時間	制限時間2時を以て 3A 3B	作業開始から 作業終了までの 作業時間
炉内 燃料調整 燃料調整	炉内燃料調整 燃料調整	15分 (20分) ^{※4}	11分	26分 (31分)	24時間 ^{※5}	—	—
	燃料調整 燃料調整	20分 (24分) ^{※4}	2時間30分 (3時間2分)	3時間 (3時間2分)	約1.2日 ^{※6}	—	—
炉外 燃料調整 燃料調整	燃料調整 燃料調整	15分	1時間45分	2時間	約17時間48分 ^{※7}	—	—
	燃料調整 燃料調整	15分	1時間45分	2時間	約6時間20分 ^{※8}	—	—

※1：有動設備の稼働時間について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※2：有動設備の稼働時間について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※3：有動設備の稼働時間（炉内作業）について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※4：有動設備の稼働時間（炉外作業）について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※5：有動設備の稼働時間（炉内作業）について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※6：有動設備の稼働時間（炉外作業）について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※7：有動設備の稼働時間（炉内作業）について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。
 ※8：有動設備の稼働時間（炉外作業）について、運転員が稼働時間を1.5倍した時間と記載している。

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																										
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(22/39)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故シナリオ</th> <th>作業箇所</th> <th>作業内容</th> <th>作業開始時刻</th> <th>作業終了時刻</th> <th>作業完了時間</th> <th>作業完了時間(10%)</th> <th>作業完了時間(20%)</th> <th>作業完了時間(30%)</th> <th>作業完了時間(40%)</th> <th>作業完了時間(50%)</th> <th>作業完了時間(60%)</th> <th>作業完了時間(70%)</th> <th>作業完了時間(80%)</th> <th>作業完了時間(90%)</th> <th>作業完了時間(100%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">重要事故シナリオ （注1）</td> <td>炉内</td> <td>炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業</td> <td>15分 (15分)</td> <td>11分</td> <td>11分</td> <td>12分 (12分)</td> <td>13分 (13分)</td> <td>14分 (14分)</td> <td>15分 (15分)</td> <td>16分 (16分)</td> <td>17分 (17分)</td> <td>18分 (18分)</td> <td>19分 (19分)</td> <td>20分 (20分)</td> <td>21分 (21分)</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉内作業 ・炉内作業</td> <td>6分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業</td> <td>20分</td> <td>8分</td> <td>8分</td> <td>22分 (22分)</td> <td>23分 (23分)</td> <td>24分 (24分)</td> <td>25分 (25分)</td> <td>26分 (26分)</td> <td>27分 (27分)</td> <td>28分 (28分)</td> <td>29分 (29分)</td> <td>30分 (30分)</td> <td>31分 (31分)</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉内作業 ・炉内作業</td> <td>20分</td> <td>0分</td> <td>0分</td> <td>15分 (15分)</td> <td>16分 (16分)</td> <td>17分 (17分)</td> <td>18分 (18分)</td> <td>19分 (19分)</td> <td>20分 (20分)</td> <td>21分 (21分)</td> <td>22分 (22分)</td> <td>23分 (23分)</td> <td>24分 (24分)</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉内作業 ・炉内作業</td> <td>30分</td> <td>12分</td> <td>12分</td> <td>10分 (10分)</td> <td>11分 (11分)</td> <td>12分 (12分)</td> <td>13分 (13分)</td> <td>14分 (14分)</td> <td>15分 (15分)</td> <td>16分 (16分)</td> <td>17分 (17分)</td> <td>18分 (18分)</td> <td>19分 (19分)</td> </tr> <tr> <td>炉内</td> <td>炉内作業 ・炉内作業</td> <td>30分</td> <td>12分</td> <td>12分</td> <td>10分 (10分)</td> <td>11分 (11分)</td> <td>12分 (12分)</td> <td>13分 (13分)</td> <td>14分 (14分)</td> <td>15分 (15分)</td> <td>16分 (16分)</td> <td>17分 (17分)</td> <td>18分 (18分)</td> <td>19分 (19分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：炉内作業は、炉内作業に要する時間として想定している時間 注2：炉内作業は、炉内作業に要する時間として想定している時間 注3：炉内作業は、炉内作業に要する時間として想定している時間 注4：炉内作業は、炉内作業に要する時間として想定している時間 注5：炉内作業は、炉内作業に要する時間として想定している時間 注6：炉内作業は、炉内作業に要する時間として想定している時間</p>	事故シナリオ	作業箇所	作業内容	作業開始時刻	作業終了時刻	作業完了時間	作業完了時間(10%)	作業完了時間(20%)	作業完了時間(30%)	作業完了時間(40%)	作業完了時間(50%)	作業完了時間(60%)	作業完了時間(70%)	作業完了時間(80%)	作業完了時間(90%)	作業完了時間(100%)	重要事故シナリオ （注1）	炉内	炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	15分 (15分)	11分	11分	12分 (12分)	13分 (13分)	14分 (14分)	15分 (15分)	16分 (16分)	17分 (17分)	18分 (18分)	19分 (19分)	20分 (20分)	21分 (21分)	炉内	炉内作業 ・炉内作業	6分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	炉内	炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	20分	8分	8分	22分 (22分)	23分 (23分)	24分 (24分)	25分 (25分)	26分 (26分)	27分 (27分)	28分 (28分)	29分 (29分)	30分 (30分)	31分 (31分)	炉内	炉内作業 ・炉内作業	20分	0分	0分	15分 (15分)	16分 (16分)	17分 (17分)	18分 (18分)	19分 (19分)	20分 (20分)	21分 (21分)	22分 (22分)	23分 (23分)	24分 (24分)	炉内	炉内作業 ・炉内作業	30分	12分	12分	10分 (10分)	11分 (11分)	12分 (12分)	13分 (13分)	14分 (14分)	15分 (15分)	16分 (16分)	17分 (17分)	18分 (18分)	19分 (19分)	炉内	炉内作業 ・炉内作業	30分	12分	12分	10分 (10分)	11分 (11分)	12分 (12分)	13分 (13分)	14分 (14分)	15分 (15分)	16分 (16分)	17分 (17分)	18分 (18分)	19分 (19分)	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違</p>
事故シナリオ	作業箇所	作業内容	作業開始時刻	作業終了時刻	作業完了時間	作業完了時間(10%)	作業完了時間(20%)	作業完了時間(30%)	作業完了時間(40%)	作業完了時間(50%)	作業完了時間(60%)	作業完了時間(70%)	作業完了時間(80%)	作業完了時間(90%)	作業完了時間(100%)																																																																																														
重要事故シナリオ （注1）	炉内	炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	15分 (15分)	11分	11分	12分 (12分)	13分 (13分)	14分 (14分)	15分 (15分)	16分 (16分)	17分 (17分)	18分 (18分)	19分 (19分)	20分 (20分)	21分 (21分)																																																																																														
	炉内	炉内作業 ・炉内作業	6分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分	1分																																																																																															
	炉内	炉内作業 ・炉内作業 ・炉内作業	20分	8分	8分	22分 (22分)	23分 (23分)	24分 (24分)	25分 (25分)	26分 (26分)	27分 (27分)	28分 (28分)	29分 (29分)	30分 (30分)	31分 (31分)																																																																																														
	炉内	炉内作業 ・炉内作業	20分	0分	0分	15分 (15分)	16分 (16分)	17分 (17分)	18分 (18分)	19分 (19分)	20分 (20分)	21分 (21分)	22分 (22分)	23分 (23分)	24分 (24分)																																																																																														
	炉内	炉内作業 ・炉内作業	30分	12分	12分	10分 (10分)	11分 (11分)	12分 (12分)	13分 (13分)	14分 (14分)	15分 (15分)	16分 (16分)	17分 (17分)	18分 (18分)	19分 (19分)																																																																																														
	炉内	炉内作業 ・炉内作業	30分	12分	12分	10分 (10分)	11分 (11分)	12分 (12分)	13分 (13分)	14分 (14分)	15分 (15分)	16分 (16分)	17分 (17分)	18分 (18分)	19分 (19分)																																																																																														
		<p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(23/39)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業内容</th> <th>高圧性圧力止の発生時刻</th> <th>検察時刻</th> <th>作業時間</th> <th>作業方針時刻</th> <th>総括時刻</th> <th>総括時刻に対する余裕</th> <th>作業開始から、作業完了までの所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内 炉ばくち漏洩検出・ 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>炉内 炉ばくち漏洩検出・ 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>20分</td> <td>18分 (12分)</td> <td>14分</td> <td>25分 (17分)</td> <td>30分</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>20分</td> <td>18分 (12分)</td> <td>12分</td> <td>21分 (13分)</td> <td>前3.3時間</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>20分</td> <td>18分 (12分)</td> <td>7分</td> <td>17分 (10分)</td> <td>検2時間</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>20分</td> <td>18分 (12分)</td> <td>8分</td> <td>18分 (10分)</td> <td>検2時間</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応</td> <td>20分</td> <td>18分 (12分)</td> <td>1.9分</td> <td>15分 (10分)</td> <td>検2時間</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有償作業員で、当該作業に要する時間を想定している状態 ※2：炉内移動時間は、実際に歩行し移動した時間と想定し、仮想的には測定した時間を1.5倍した時間を記載している ※3：炉内監視装置異常発生警報発生時の対応は、炉内監視装置異常発生警報発生時の対応（炉内監視装置異常発生警報発生時の対応） ※4：炉内監視装置異常発生警報発生時の対応は、炉内監視装置異常発生警報発生時の対応（炉内監視装置異常発生警報発生時の対応） ※5：炉内監視装置異常発生警報発生時の対応は、炉内監視装置異常発生警報発生時の対応（炉内監視装置異常発生警報発生時の対応）</p>	作業内容	作業内容	高圧性圧力止の発生時刻	検察時刻	作業時間	作業方針時刻	総括時刻	総括時刻に対する余裕	作業開始から、作業完了までの所要時間	炉内 炉ばくち漏洩検出・ 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉ばくち漏洩検出・ 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	14分	25分 (17分)	30分	-	-	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	12分	21分 (13分)	前3.3時間	-	-	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	7分	17分 (10分)	検2時間	-	-	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	8分	18分 (10分)	検2時間	-	-	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	1.9分	15分 (10分)	検2時間	-	-	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違</p>
作業内容	作業内容	高圧性圧力止の発生時刻	検察時刻	作業時間	作業方針時刻	総括時刻	総括時刻に対する余裕	作業開始から、作業完了までの所要時間																																																	
炉内 炉ばくち漏洩検出・ 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉ばくち漏洩検出・ 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	14分	25分 (17分)	30分	-	-																																																	
炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	12分	21分 (13分)	前3.3時間	-	-																																																	
炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	7分	17分 (10分)	検2時間	-	-																																																	
炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	8分	18分 (10分)	検2時間	-	-																																																	
炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	炉内 炉内監視装置異常発生警報発生時の対応	20分	18分 (12分)	1.9分	15分 (10分)	検2時間	-	-																																																	

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナシエンスごとの現場作業(25/39)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>作業内容</th> <th>緊急時作業上の留意事項</th> <th>準備時間^①</th> <th>作業時間^②</th> <th>作業合計時間^③</th> <th>実施状況</th> <th>相違の理由に於ける相違点</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機内</td> <td>原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。</td> <td>4時間30分^④</td> <td>20分^⑤</td> <td>20分^⑥</td> <td>40分^⑦</td> <td>実施済</td> <td>緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。</td> <td>※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。</td> </tr> <tr> <td>機内</td> <td>原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。</td> <td>4時間30分^④</td> <td>20分^⑤</td> <td>20分^⑥</td> <td>40分^⑦</td> <td>実施済</td> <td>緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。</td> <td>※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。</td> </tr> <tr> <td>機内</td> <td>原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。</td> <td>1時間^④</td> <td>10分^⑤</td> <td>10分^⑥</td> <td>20分^⑦</td> <td>実施済</td> <td>緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。</td> <td>※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。</td> </tr> <tr> <td>機内</td> <td>原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。</td> <td>2時間^④</td> <td>10分^⑤</td> <td>10分^⑥</td> <td>40分^⑦</td> <td>実施済</td> <td>緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。</td> <td>※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。</td> </tr> </tbody> </table> <p>①：緊急時作業で、当該作業に要する時間を上回る時間（15分）を確保している状態 ②：機内の作業時間は、機内に於ける作業時間（15分）を確保している状態 ③：機内の作業時間は、機内に於ける作業時間（15分）を確保している状態 ④：機内の作業時間は、機内に於ける作業時間（15分）を確保している状態 ⑤：機内の作業時間は、機内に於ける作業時間（15分）を確保している状態 ⑥：機内の作業時間は、機内に於ける作業時間（15分）を確保している状態 ⑦：機内の作業時間は、機内に於ける作業時間（15分）を確保している状態</p>	作業種別	作業内容	緊急時作業上の留意事項	準備時間 ^①	作業時間 ^②	作業合計時間 ^③	実施状況	相違の理由に於ける相違点	備考	機内	原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。	4時間30分 ^④	20分 ^⑤	20分 ^⑥	40分 ^⑦	実施済	緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。	※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。	機内	原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。	4時間30分 ^④	20分 ^⑤	20分 ^⑥	40分 ^⑦	実施済	緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。	※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。	機内	原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。	1時間 ^④	10分 ^⑤	10分 ^⑥	20分 ^⑦	実施済	緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。	※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。	機内	原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。	2時間 ^④	10分 ^⑤	10分 ^⑥	40分 ^⑦	実施済	緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。	※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違</p>
作業種別	作業内容	緊急時作業上の留意事項	準備時間 ^①	作業時間 ^②	作業合計時間 ^③	実施状況	相違の理由に於ける相違点	備考																																								
機内	原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。	4時間30分 ^④	20分 ^⑤	20分 ^⑥	40分 ^⑦	実施済	緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。	※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。																																								
機内	原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。	4時間30分 ^④	20分 ^⑤	20分 ^⑥	40分 ^⑦	実施済	緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。	※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。																																								
機内	原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。	1時間 ^④	10分 ^⑤	10分 ^⑥	20分 ^⑦	実施済	緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。	※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。																																								
機内	原子炉建屋内設備の点検・清掃等（注） （注）：点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。点検・清掃（注）は、作業計画に基づき実施される。	2時間 ^④	10分 ^⑤	10分 ^⑥	40分 ^⑦	実施済	緊急時における作業計画の作成・実施状況の把握等。	※緊急時作業計画の作成・実施状況の把握等。																																								

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリケンスごとの現場作業(28/39)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業場所</th> <th>作業内容</th> <th>資格取得者上の 作業人数</th> <th>作業時間^②</th> <th>作業台数^③</th> <th>作業台時^④</th> <th>作業時間^⑤</th> <th>作業台時^⑥</th> <th>作業台時^⑦</th> <th>作業台時^⑧</th> <th>作業台時^⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部内</td> <td>重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応</td> <td>20名</td> <td>7分</td> <td>17台</td> <td>119分 (12分)</td> <td>17分 (12分)</td> <td>17分 (12分)</td> <td>17分 (12分)</td> <td>17分 (12分)</td> <td>17分 (12分)</td> </tr> <tr> <td>部内</td> <td>重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応</td> <td>20名</td> <td>6分</td> <td>14台</td> <td>84分 (12分)</td> <td>14分 (12分)</td> <td>14分 (12分)</td> <td>14分 (12分)</td> <td>14分 (12分)</td> <td>14分 (12分)</td> </tr> <tr> <td>部内</td> <td>重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応</td> <td>20名</td> <td>1分</td> <td>11台</td> <td>11分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> </tr> <tr> <td>部内</td> <td>重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応</td> <td>4名</td> <td>2時間40分</td> <td>5台</td> <td>120分 (12分)</td> <td>120分 (12分)</td> <td>120分 (12分)</td> <td>120分 (12分)</td> <td>120分 (12分)</td> <td>120分 (12分)</td> </tr> <tr> <td>部内</td> <td>重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応</td> <td>40名</td> <td>5分</td> <td>11台</td> <td>55分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> <td>11分 (12分)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注1：100%の作業員が作業に参加している。作業員は、作業中に作業員が作業している作業台を1台として計算している。 注2：100%の作業員が作業に参加している。作業員は、作業中に作業員が作業している作業台を1台として計算している。 注3：100%の作業員が作業に参加している。作業員は、作業中に作業員が作業している作業台を1台として計算している。 注4：100%の作業員が作業に参加している。作業員は、作業中に作業員が作業している作業台を1台として計算している。 注5：100%の作業員が作業に参加している。作業員は、作業中に作業員が作業している作業台を1台として計算している。 注6：100%の作業員が作業に参加している。作業員は、作業中に作業員が作業している作業台を1台として計算している。 注7：100%の作業員が作業に参加している。作業員は、作業中に作業員が作業している作業台を1台として計算している。 注8：100%の作業員が作業に参加している。作業員は、作業中に作業員が作業している作業台を1台として計算している。 注9：100%の作業員が作業に参加している。作業員は、作業中に作業員が作業している作業台を1台として計算している。</p>	作業場所	作業内容	資格取得者上の 作業人数	作業時間 ^②	作業台数 ^③	作業台時 ^④	作業時間 ^⑤	作業台時 ^⑥	作業台時 ^⑦	作業台時 ^⑧	作業台時 ^⑨	部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	20名	7分	17台	119分 (12分)	17分 (12分)	17分 (12分)	17分 (12分)	17分 (12分)	17分 (12分)	部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	20名	6分	14台	84分 (12分)	14分 (12分)	14分 (12分)	14分 (12分)	14分 (12分)	14分 (12分)	部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	20名	1分	11台	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	4名	2時間40分	5台	120分 (12分)	120分 (12分)	120分 (12分)	120分 (12分)	120分 (12分)	120分 (12分)	部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	40名	5分	11台	55分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違</p>
作業場所	作業内容	資格取得者上の 作業人数	作業時間 ^②	作業台数 ^③	作業台時 ^④	作業時間 ^⑤	作業台時 ^⑥	作業台時 ^⑦	作業台時 ^⑧	作業台時 ^⑨																																																											
部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	20名	7分	17台	119分 (12分)	17分 (12分)	17分 (12分)	17分 (12分)	17分 (12分)	17分 (12分)																																																											
部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	20名	6分	14台	84分 (12分)	14分 (12分)	14分 (12分)	14分 (12分)	14分 (12分)	14分 (12分)																																																											
部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	20名	1分	11台	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)																																																											
部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	4名	2時間40分	5台	120分 (12分)	120分 (12分)	120分 (12分)	120分 (12分)	120分 (12分)	120分 (12分)																																																											
部内	重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応 ・重要事故シナリケンス対応	40名	5分	11台	55分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)	11分 (12分)																																																											
		: 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
		<p style="text-align: center;">第7-3表 重要事故シナリオごとの現場作業(37/39)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> <th>発注時刻 の目安</th> <th>稼働時刻^①</th> <th>作業時刻^②</th> <th>作業時刻^③</th> <th>総作業時刻</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉内</td> <td>炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施</td> <td>11分</td> <td>12分 13分</td> <td>11分</td> <td>12分 14分</td> <td>0分</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施</td> <td>1分</td> <td>-</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>0分</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉内</td> <td>炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施</td> <td>30分</td> <td>18分 21分</td> <td>11分</td> <td>27分 32分</td> <td>0分</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施</td> <td>20分</td> <td>10分 12分</td> <td>7分</td> <td>17分 20分</td> <td>0分</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉内</td> <td>炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施</td> <td>30分</td> <td>12分 15分</td> <td>6分</td> <td>18分 21分</td> <td>0分</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施</td> <td>30分</td> <td>10分 12分</td> <td>1分</td> <td>11分 13分</td> <td>0分</td> <td>■</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;"> ①： 炉内作業に、炉内作業準備及び炉内作業実施の時間を加算している時間 ②： 炉内作業に、炉内作業準備及び炉内作業実施の時間を加算している時間 ③： 炉内作業に、炉内作業準備及び炉内作業実施の時間を加算している時間 ④： 炉内作業に、炉内作業準備及び炉内作業実施の時間を加算している時間 ⑤： 炉内作業に、炉内作業準備及び炉内作業実施の時間を加算している時間 </p>	作業項目	作業内容	発注時刻 の目安	稼働時刻 ^①	作業時刻 ^②	作業時刻 ^③	総作業時刻	相違理由	炉内	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	11分	12分 13分	11分	12分 14分	0分	■	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	1分	-	1分	1分	0分	■	炉内	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	30分	18分 21分	11分	27分 32分	0分	■	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	20分	10分 12分	7分	17分 20分	0分	■	炉内	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	30分	12分 15分	6分	18分 21分	0分	■	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	30分	10分 12分	1分	11分 13分	0分	■	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <p>・各プラントの有効性評価における作業内容の相違</p>
作業項目	作業内容	発注時刻 の目安	稼働時刻 ^①	作業時刻 ^②	作業時刻 ^③	総作業時刻	相違理由																																																	
炉内	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	11分	12分 13分	11分	12分 14分	0分	■																																																	
	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	1分	-	1分	1分	0分	■																																																	
炉内	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	30分	18分 21分	11分	27分 32分	0分	■																																																	
	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	20分	10分 12分	7分	17分 20分	0分	■																																																	
炉内	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	30分	12分 15分	6分	18分 21分	0分	■																																																	
	炉内作業 ・炉内作業準備 ・炉内作業実施	30分	10分 12分	1分	11分 13分	0分	■																																																	
: 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7-4表 屋内作業の成立性評価結果

作業内容	有効性評価上の 想定時間 ^①	有効性評価上の 作業完了時間 ^②	有効性評価上の 作業完了時間 ^③	相違時間 ^④	評価結果 (①+②)
原子炉格納容器ノックアウト系による換気設備の調整	1時間	約29時間	約30時間	約44時間	○
原子炉格納容器ノックアウト系による換気設備の調整	9分	約15時間	約16時間30分	約53時間	○
風口調整関係	9分	45分	55分 ^①	55分	○
125V 高圧電源回路の調整 (125V 高圧電源2A及15系)	6分	8時間	9時間 ^①	9時間	○
125V 高圧電源回路の調整 (125V 代替電源)	11分	8時間	8時間15分 ^①	8時間15分	○
原子炉建屋代管部外管系調整	9分	19時間10分	20時間	24時間	○
原子炉建屋代管部外管系調整	4分	29時間15分	27時間 ^①	27時間	○
冷却水循環ポンプの調整 (125V 高圧電源2A及15系)	2分	10分	25分	45分	○
冷却水循環ポンプの調整 (125V 高圧電源2A及15系)	2分	35分	1時間 ^①	1時間	○
原子炉建屋代管部外管系調整	3分	15分	48分	80分	○
原子炉建屋代管部外管系調整	4分	4時間20分	5時間 ^①	9時間	○
燃料プール代管部外管系調整 (可搬型) による燃料プールの注水	20分	3時間	5時間30分	約18時間	○

※1 重要事故シナリオに基づき作業開始直前直後に異なる場合には相違時間に基づき評価が最良のものに記載している。
 ※2 重要事故シナリオに基づき作業開始直前直後に異なる場合には相違時間に基づき評価が最良のものに記載している。
 ※3 有効性評価上の想定時間と作業完了時間との差が1時間以内である場合は、作業完了時間に基づき評価が最良のものに記載している。
 ※4 有効性評価上の想定時間と作業完了時間との差が1時間以内である場合は、作業完了時間に基づき評価が最良のものに記載している。
 ※5 有効性評価上の想定時間と作業完了時間との差が1時間以内である場合は、作業完了時間に基づき評価が最良のものに記載している。

第5-4表 屋内作業の成立性評価結果(1/2)

作業内容	有効性評価上の 想定時間 ^①	有効性評価上の 作業完了時間 ^②	有効性評価上の 作業完了時間 ^③	相違時間 ^④	評価結果 (①+②)
低圧原子炉代管部外管系 (可搬型) 系調整	50分	8分 (12分)	18分	36分	○
低圧原子炉代管部外管系 (可搬型) 系調整	40分	6分 (9分)	12分	38分	○
D系非常用高圧電源調整	準備: 35分 操作: 5分	9分 (14分)	18分	27分 (32分)	○
C系非常用高圧電源調整	準備: 25分 操作: 5分	13分 (2分)	16分	17分 (18分)	○
中央制御室調整系調整	40分	5分 (8分)	14分	19分 (22分)	○
中央制御室調整系調整	30分	4分 (6分)	6分	10分 (12分)	○
電源切替え操作 (注水非常用電源切替え操作)	20分	5分 (8分)	3分	4分 (11分)	○
電源切替え操作 (注水非常用電源切替え操作)	10分	2分 (3分)	3分	5分 (6分)	○
電源切替え操作 (注水非常用電源切替え操作)	10分	2分 (3分)	2分	4分 (5分)	○
原子炉建屋代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	30分	4分 (6分)	21分	25分 (27分)	○
原子炉建屋代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	1時間40分	33分 (50分)	34分	1時間7分 (1時間24分)	○
原子炉建屋代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	2時間10分	41分 (1時間2分)	38分	1時間19分 (1時間40分)	○
燃料プール代管部外管系調整 (可搬型) 系調整	30分	8分 (12分)	4分	12分 (16分)	○

※1 有効性評価上の想定時間と作業完了時間との差が1.5倍以内である場合は、作業完了時間に基づき評価が最良のものに記載している。
 ※2 屋内作業の稼働時間について、通常の稼働時間から1.5倍以内の稼働時間に基づき評価が最良のものに記載している。

第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(1/3)

作業内容	有効性評価上の 想定時間 ^①	有効性評価上の 作業完了時間 ^②	有効性評価上の 作業完了時間 ^③	相違時間 ^④	評価結果 (①+②)
原子炉格納容器ノックアウト系による換気設備の調整	20分	10分	33分	30分	○
原子炉格納容器ノックアウト系による換気設備の調整	10分	34分	44分	約49分	○
原子炉格納容器ノックアウト系による換気設備の調整	15分	10分	25分	約49分	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	30分	10分	40分	約49分	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	30分	48分	1時間	1時間	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	30分	30分	60分	約10分	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	20分	10分	33分	60分	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	30分	10分	40分	60分	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	15分	10分	25分	60分	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	30分	10分	40分	60分	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	20分	60分	1時間20分	約12時間	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	20分	60分	1時間20分	約12時間	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	20分	60分	1時間20分	約12時間	○
代管部外管系調整 (注水非常用電源切替え操作)	15分	65分	1時間30分	約12時間	○

※1 有効性評価上の想定時間と作業完了時間との差が1.5倍以内である場合は、作業完了時間に基づき評価が最良のものに記載している。
 ※2 重要事故シナリオに基づき作業開始直前直後に異なる場合には相違時間に基づき評価が最良のものに記載している。
 ※3 重要事故シナリオに基づき作業開始直前直後に異なる場合には相違時間に基づき評価が最良のものに記載している。

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

相違理由
 【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
	<p style="text-align: center;">第5-4表 屋内作業の成立性評価結果(2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の作業時間①</th> <th>移動時間②</th> <th>作業時間③</th> <th>評価結果(①+②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既留熱除去系(既注水モード)から既留熱除去系(原子炉停止時注水モード)への切替え</td> <td>4分(6分)</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>5分(7分)</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系(原子炉停止時注水モード)系配管(現機)</td> <td>6分(9分)</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>7分(10分)</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系(既注水モード)系配管(現機)</td> <td>6分(9分)</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>7分(10分)</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系からの断水(停止操作)</td> <td>13分(20分)</td> <td>4分</td> <td>4分</td> <td>14分(21分)</td> </tr> <tr> <td>既留熱除去系からの断水(停止準備操作)</td> <td>5分(8分)</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>6分(9分)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低下調査/調整準備操作</td> <td>4分(6分)</td> <td>2分</td> <td>2分</td> <td>6分(8分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。 ※2：屋内作業の移動時間について、加速の移動時間から1.5倍した時間を部内に記載している。 ※3：屋内作業の移動時間及び作業時間のみに記載。</p>	作業内容	有効性評価上の作業時間①	移動時間②	作業時間③	評価結果(①+②)	既留熱除去系(既注水モード)から既留熱除去系(原子炉停止時注水モード)への切替え	4分(6分)	1分	1分	5分(7分)	既留熱除去系(原子炉停止時注水モード)系配管(現機)	6分(9分)	1分	1分	7分(10分)	既留熱除去系(既注水モード)系配管(現機)	6分(9分)	1分	1分	7分(10分)	既留熱除去系からの断水(停止操作)	13分(20分)	4分	4分	14分(21分)	既留熱除去系からの断水(停止準備操作)	5分(8分)	1分	1分	6分(9分)	原子炉水位低下調査/調整準備操作	4分(6分)	2分	2分	6分(8分)	<p style="text-align: center;">第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(2/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の作業時間①</th> <th>移動時間②</th> <th>有効性評価上の作業完了時間③</th> <th>相違時間④</th> <th>評価結果(①+②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)</td> <td>30分</td> <td>5分</td> <td>1時間20分</td> <td>約3.9時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)</td> <td>1時間</td> <td>25分</td> <td>1時間25分</td> <td>約4.0時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)</td> <td>35分</td> <td>75分</td> <td>1時間50分</td> <td>300分</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)</td> <td>30分</td> <td>8時間</td> <td>8時間30分</td> <td>約8.5時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)</td> <td>4時間10分</td> <td>1時間20分</td> <td>5時間30分</td> <td>約7.4時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)</td> <td>40分</td> <td>3時間</td> <td>3時間40分</td> <td>約7.4時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)</td> <td>4時間10分</td> <td>7時間30分</td> <td>11時間40分</td> <td>約12.9時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)</td> <td>40分</td> <td>7時間20分</td> <td>8時間10分</td> <td>約10.9時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間。 ※2：重要事故シナリオ発生時に作業開始時間から開始時間までの間に作業完了する場合は開始時間から開始時間までの時間を記載している。 ※3：重要事故シナリオ発生時に作業開始時間から開始時間までの間に作業完了する場合は開始時間から開始時間までの時間を記載している。</p>	作業内容	有効性評価上の作業時間①	移動時間②	有効性評価上の作業完了時間③	相違時間④	評価結果(①+②)	既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	30分	5分	1時間20分	約3.9時間	○	既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	1時間	25分	1時間25分	約4.0時間	○	既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	35分	75分	1時間50分	300分	○	既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	30分	8時間	8時間30分	約8.5時間	○	既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	4時間10分	1時間20分	5時間30分	約7.4時間	○	既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	40分	3時間	3時間40分	約7.4時間	○	既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	4時間10分	7時間30分	11時間40分	約12.9時間	○	既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	40分	7時間20分	8時間10分	約10.9時間	○	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違</p>
作業内容	有効性評価上の作業時間①	移動時間②	作業時間③	評価結果(①+②)																																																																																								
既留熱除去系(既注水モード)から既留熱除去系(原子炉停止時注水モード)への切替え	4分(6分)	1分	1分	5分(7分)																																																																																								
既留熱除去系(原子炉停止時注水モード)系配管(現機)	6分(9分)	1分	1分	7分(10分)																																																																																								
既留熱除去系(既注水モード)系配管(現機)	6分(9分)	1分	1分	7分(10分)																																																																																								
既留熱除去系からの断水(停止操作)	13分(20分)	4分	4分	14分(21分)																																																																																								
既留熱除去系からの断水(停止準備操作)	5分(8分)	1分	1分	6分(9分)																																																																																								
原子炉水位低下調査/調整準備操作	4分(6分)	2分	2分	6分(8分)																																																																																								
作業内容	有効性評価上の作業時間①	移動時間②	有効性評価上の作業完了時間③	相違時間④	評価結果(①+②)																																																																																							
既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	30分	5分	1時間20分	約3.9時間	○																																																																																							
既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	1時間	25分	1時間25分	約4.0時間	○																																																																																							
既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	35分	75分	1時間50分	300分	○																																																																																							
既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	30分	8時間	8時間30分	約8.5時間	○																																																																																							
既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	4時間10分	1時間20分	5時間30分	約7.4時間	○																																																																																							
既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	40分	3時間	3時間40分	約7.4時間	○																																																																																							
既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	4時間10分	7時間30分	11時間40分	約12.9時間	○																																																																																							
既注水モード系配管(既注水モード)系配管(現機)	40分	7時間20分	8時間10分	約10.9時間	○																																																																																							
		<p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
		<p style="text-align: center;">第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(3/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>有効性評価上の想定時間^①</th> <th>有効性評価上の作業時間^②</th> <th>有効性評価上の作業完了時間^{③+④}</th> <th>制限時間^⑤</th> <th>評価結果 (①+②<⑤)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・大型海水ポンプ車目の設置、ポンプ車目内の可搬型ポンプ設置、海水取込本機室への水中ポンプ設置</td> <td>4時間10分</td> <td>18時間</td> <td>22時間10分</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系稼働 ・格納容器内自然対流冷却系稼働</td> <td>1時間</td> <td>18時間</td> <td>19時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系稼働 ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・大型海水ポンプ車目の設置、ポンプ車目内の可搬型ポンプ設置、海水取込本機室への水中ポンプ設置</td> <td>2時間</td> <td>18時間</td> <td>20時間</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系稼働（過水機始動前）</td> <td>50分</td> <td>21時間45分</td> <td>22時間35分</td> <td>24時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットへの圧水確保（海水） ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・大型海水ポンプ車目の設置、ポンプ車目内の可搬型ポンプ設置、海水取込本機室への水中ポンプ設置</td> <td>3時間</td> <td>2時間40分</td> <td>5時間40分</td> <td>約1.0日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプへの過水確保（海水） 過水系統稼働</td> <td>1時間</td> <td>9時間10分</td> <td>9時間10分</td> <td>約0.5時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプへの過水確保（海水） 過水系統稼働</td> <td>2時間</td> <td>9時間10分</td> <td>11時間10分</td> <td>約0.5時間</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプへの過水確保（海水） 過水系統稼働（海水機始動前）</td> <td>50分</td> <td>11時間35分</td> <td>12時間35分</td> <td>約0.5時間</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価で、当該作業に要する時間として想定している時間 ※2：重要事故シナリオ発生時に作業開始想定時間が異なる場合には期間時間に対する余裕が異なる場合には期間時間に対する余裕が異なる ※3：重要事故シナリオ発生時に作業開始想定時間が異なる場合には期間時間が異なる場合には期間時間を記載している</p>	作業内容	有効性評価上の想定時間 ^①	有効性評価上の作業時間 ^②	有効性評価上の作業完了時間 ^{③+④}	制限時間 ^⑤	評価結果 (①+②<⑤)	原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・大型海水ポンプ車目の設置、ポンプ車目内の可搬型ポンプ設置、海水取込本機室への水中ポンプ設置	4時間10分	18時間	22時間10分	24時間	○	原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系稼働 ・格納容器内自然対流冷却系稼働	1時間	18時間	19時間	24時間	○	原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系稼働 ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・大型海水ポンプ車目の設置、ポンプ車目内の可搬型ポンプ設置、海水取込本機室への水中ポンプ設置	2時間	18時間	20時間	24時間	○	原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系稼働（過水機始動前）	50分	21時間45分	22時間35分	24時間	○	使用済燃料ピットへの圧水確保（海水） ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・大型海水ポンプ車目の設置、ポンプ車目内の可搬型ポンプ設置、海水取込本機室への水中ポンプ設置	3時間	2時間40分	5時間40分	約1.0日	○	原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプへの過水確保（海水） 過水系統稼働	1時間	9時間10分	9時間10分	約0.5時間	○	原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプへの過水確保（海水） 過水系統稼働	2時間	9時間10分	11時間10分	約0.5時間	○	原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプへの過水確保（海水） 過水系統稼働（海水機始動前）	50分	11時間35分	12時間35分	約0.5時間	○	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントの有効性評価における作業内容の相違</p>
作業内容	有効性評価上の想定時間 ^①	有効性評価上の作業時間 ^②	有効性評価上の作業完了時間 ^{③+④}	制限時間 ^⑤	評価結果 (①+②<⑤)																																																				
原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・大型海水ポンプ車目の設置、ポンプ車目内の可搬型ポンプ設置、海水取込本機室への水中ポンプ設置	4時間10分	18時間	22時間10分	24時間	○																																																				
原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系稼働 ・格納容器内自然対流冷却系稼働	1時間	18時間	19時間	24時間	○																																																				
原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系稼働 ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・大型海水ポンプ車目の設置、ポンプ車目内の可搬型ポンプ設置、海水取込本機室への水中ポンプ設置	2時間	18時間	20時間	24時間	○																																																				
原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・格納容器内自然対流冷却系稼働（過水機始動前）	50分	21時間45分	22時間35分	24時間	○																																																				
使用済燃料ピットへの圧水確保（海水） ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・可搬型ポンプ駆動（海水車用）による可搬型ポンプ駆動口と接続 ・大型海水ポンプ車目の設置、ポンプ車目内の可搬型ポンプ設置、海水取込本機室への水中ポンプ設置	3時間	2時間40分	5時間40分	約1.0日	○																																																				
原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプへの過水確保（海水） 過水系統稼働	1時間	9時間10分	9時間10分	約0.5時間	○																																																				
原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプへの過水確保（海水） 過水系統稼働	2時間	9時間10分	11時間10分	約0.5時間	○																																																				
原子炉隔離冷却炉本系統への過水確保（海水） ・A-高圧注入ポンプへの過水確保（海水） 過水系統稼働（海水機始動前）	50分	11時間35分	12時間35分	約0.5時間	○																																																				

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する


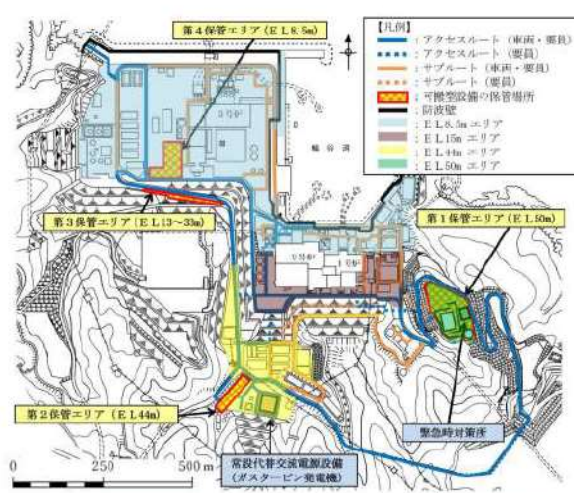
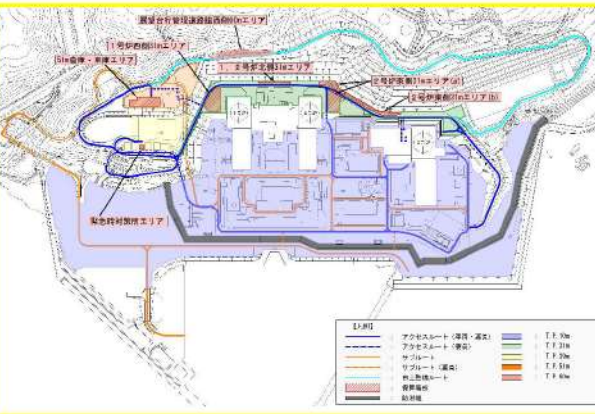
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(1)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所における敷地の特徴について</p> <p>保管場所の設定及び屋外アクセスルートの確保に当たっては、女川原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえた上で、その考え方を整理する必要があることから、発電所の特徴について抽出を行った。</p> <p>女川原子力発電所を設置する敷地は、宮城県牡鹿半島のほぼ中央東部に位置し、三方を山に囲まれ山地と狭小な平地とからなり、敷地の形状は海岸線に直径を持つほぼ半円状の形状であり、敷地全体の広さは約173万㎡である。平地は主に、O.P.+14.8m、O.P.+60.0m以上の高さに分かれている。(第1図参照)</p> <p>このことから、発電所構内の地形の特徴として、「① 高低差が大きいこと」、平地が少なく「② 敷地が狭隘であること」、「③ 周辺斜面が近接していること」が挙げられる。</p> <p>これらの特徴に対して、保管場所の設定及び屋外アクセスルートを確保するに当たり、事前対策を行うことにより対応することとした。</p> <p>1. 「① 高低差が大きいこと」に対する事前対策</p> <p>「① 高低差が大きいこと」に対しては、そのメリットを生かして、基準津波を一定程度超える津波の影響がない、O.P.+60m以上に2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セット分の保管場所を確保する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(39)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所における敷地の特徴について</p> <p>島根原子力発電所の特徴は以下のとおりであり、これらの特徴を踏まえ、屋外のアクセスルート及び保管場所を設定した。</p> <p>①標高差があること ②敷地が狭隘であること ③周辺斜面が近接していること</p> <p>1. 「①標高差があること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図1に示すように、敷地高さは、主に、E L 8.5m、E L 15m、E L 44m、E L 50mに分かれており、この敷地高さを考慮し、第1保管エリアをE L 50m、第2保管エリアをE L 44m、第3保管エリアをE L 13～33m、第4保管エリアをE L 8.5mに設定する。 ・施設護岸にE L 15mの防波壁等を設置することにより、基準津波は敷地（保管場所含む。）に到達しないが、2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは、自主的に第4保管エリア（E L 8.5m）以外の高台に保管場所を確保する。 ・淡水取水場所（E L 44m）及び海水取水場所（E L 8.5m）と接続口（E L 15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所周辺で使用される可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L 44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリアとの位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L 13～33m）に配置する。 ・接続口及び海水取水場所（E L 8.5m）周辺で使用される可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L 50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリアとの位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L 8.5m）に配置する。 	<p style="text-align: right;">別紙(1)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所における敷地の特徴について</p> <p>泊発電所の特徴は以下のとおりであり、これらの特徴を踏まえ、屋外のアクセスルート及び保管場所を設定した。</p> <p>①標高差があること ②敷地が狭隘であること ③周辺斜面が近接していること</p> <p>1. 「①標高差があること」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1図に示すように、敷地高さは、主に、T.P.10m、T.P.31m、T.P.39m、T.P.51m、T.P.60mに分かれており、この敷地高さを考慮し、保管場所を設定する。 ・施設護岸にT.P.16.5mの防潮堤を設置することにより、基準津波は敷地（保管場所含む。）に到達しないが、自主的にT.P.31m以上の高台に保管場所を確保する。 ・海水取水場所（T.P.10m）と接続口（T.P.10m又はT.P.33m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、海水取水場所周辺で使用される可搬型設備は、1セットを中央制御室からのアクセス性を考慮した2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した51m倉庫・車庫エリアに配置する。 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は、島根と同様に、「3.(2).泊発電所の特徴」に記載</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・各グラムの相違による対策内容の相違</p>

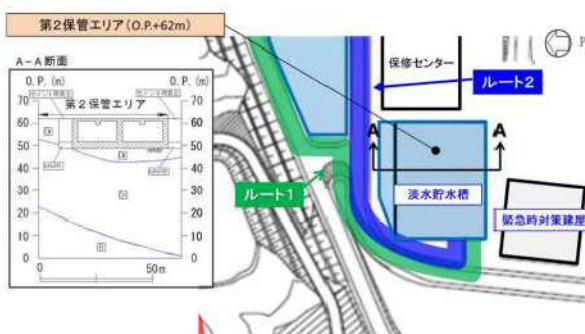
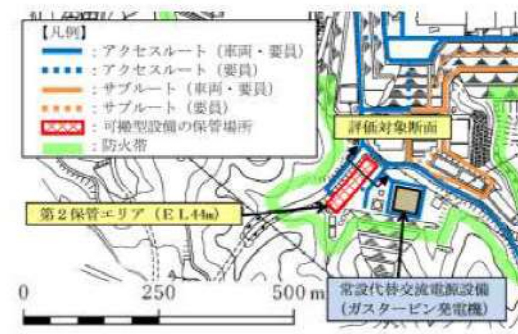
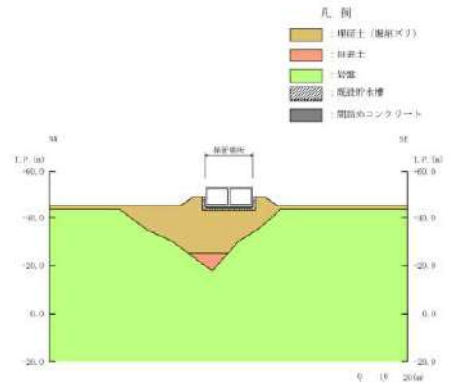
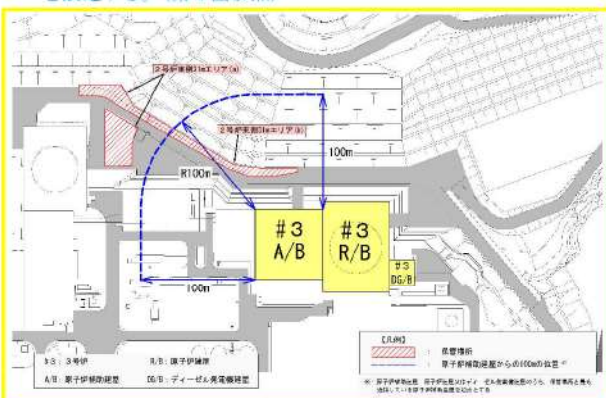

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 保管場所の位置と敷地高さ関係</p>	 <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルートと敷地高さ関係</p>	 <p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルートと敷地高さ関係</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 「②敷地が狭隘であること」</p> <p>(1) 保管場所</p> <p>保管場所における「②敷地が狭隘であること」に対する対策としては、限りある耐震性のある平地を利用することを目的として、設置許可基準規則第五十六条「重大事故等の収束に必要な水の供給設備」として設置する淡水貯水槽上を保管場所とした。(第2図参照)</p>  <p>第2図 淡水貯水槽と第2保管エリアの関係</p>	<p>2. 「②敷地が狭隘であること」</p> <p>(1) 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地が狭隘であり、敷地内の平地部に切土地盤(岩盤)が少ないことから、平地を有効に利用することを目的として、基準地震動Ssに対して損壊しない設計とする代替淡水源(密閉式貯水槽)である輪谷貯水槽(西1/西2)の上部を第2保管エリアとして設定する。(第2,3図)  <p>第2図 第2保管エリア平面図</p>  <p>第3図 第2保管エリア 断面図(短辺方向)</p>	<p>2. 「②敷地が狭隘であること」</p> <p>(1) 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地が狭隘であることから、敷地内の限りある耐震性を有する平地を有効に利用することを目的として、原子炉建屋等から100m以上離隔していない場所を2号炉東側31mエリア(b)として設定し、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての可搬型設備を配置する。(第2図参照) また、敷地T.P.60mエリアは、保管場所からのアクセスルートが基準地震動による被害を受ける可能性があるが、保管場所に限りがあることから、重大事故等時にただちにアクセスする必要のない保守点検による待機除外時のバックアップとしての可搬型設備のみを配置する場所として、展望台行管理道路脇西側60mエリアを設定する。(第3図参照)  <p>第2図 2号炉東側31mエリア(b)と原子炉建屋等の関係</p>  <p>第3図 展望台行管理道路脇西側60mエリアと66kV泊支線送電鉄塔の関係</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・各プラントの相違による対策内容の相違</p>

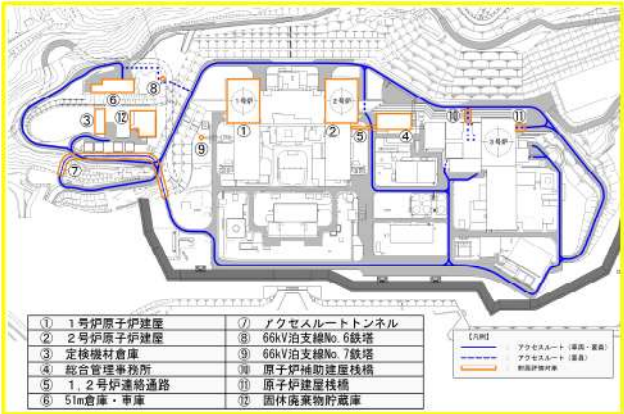
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 屋外アクセスルート</p> <p>屋外アクセスルートにおける「② 敷地が狭隘であること」に対する対策としては、屋外アクセスルートに影響を及ぼすことが考えられる構造物が近接して配置されていることに対する対策が必要と考えられた。</p> <p>このため、地震時に屋外アクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物について、可能な限り以下の対策を実施し、アクセスルートを確保することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上の地下構造物は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。 ・可搬型設備の通行に支障がある段差（許容段差量 15cm 以上）の発生が予想される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策を実施し、仮復旧作業を不要とした。 ・地上式である2号炉軽油タンクは地下埋設化することにより火災影響を排除した。 ・3号炉海水ポンプ室門型クレーンは損壊により可搬型設備の運搬に必要な幅員確保が困難と想定されることから、門型クレーンの耐震評価を実施し、基準地震動 S_s により倒壊しない設計とする。 	<p>(2) 屋外のアクセスルート</p> <p>敷地が狭隘であることに対して、屋外のアクセスルートに影響を及ぼすと考えられる構造物が近接しており、近傍に迂回が可能なアクセスルートが少ないことから、対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、地震時に屋外のアクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、以下の対策を実施し、アクセスルートを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物^{※1}については、損壊・倒壊により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動 S_s に対して損壊・倒壊しない設計とする。（第4図） ・可搬型設備の通行に支障のある段差（15cm 以上）の発生が想定される箇所について、迂回せずに通行できるよう、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行う設計とする。（第5図） <p>※1：耐震評価対象の周辺構造物 通信用無線鉄塔、66kV鹿島支線No.2-1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No.1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No.2鉄塔、第2-66kV開閉所屋外鉄構、2号炉開閉所防護壁、防火壁、補助消火水槽、第2予備変圧器、重油移送配管、重油タンク（No.1,2,3）の溢水防止壁、第二輪谷トンネル、連絡通路</p>	<p>(2) 屋外のアクセスルート</p> <p>敷地が狭隘であることに対して、屋外のアクセスルートに影響を及ぼすと考えられる構造物が近接しており、近傍に迂回が可能なアクセスルートが少ないことから、対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、地震時に屋外のアクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、以下の対策を実施し、アクセスルートを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物^{※1}については、損壊・倒壊により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動に対して損壊・倒壊しない設計とする。（第4図参照） ・アクセスルート上の地下構造物は、H形鋼の敷設により損壊時における仮復旧作業を不要とした。 ・可搬型設備の通行に支障のある段差（15cm 以上）の発生が想定される箇所について、迂回せずに通行できるよう、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行う設計とする。（第5図参照） <p>※1：耐震評価対象の周辺構造物 1号炉原子炉建屋、2号炉原子炉建屋、定検機材倉庫、総合管理事務所、1、2号炉連絡通路、51m倉庫・車庫、アクセスルートトンネル、66kV泊支線No.6鉄塔、66kV泊支線No.7鉄塔、原子炉補助建屋棧橋、原子炉建屋棧橋</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・各プラントの相違による 対策内容の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・各プラントの相違による 対策内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川及び島根】 記載内容の相違 ・各プラントの相違による 対策内容の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・各プラントの相違による 対策内容の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<div data-bbox="725 204 1303 890" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="828 922 1209 949" style="text-align: center;">第4図 耐震評価対象の周辺構造物の配置</p> <div data-bbox="721 997 1317 1040" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1344 497 1966 912" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <table border="1" data-bbox="1355 805 1765 906" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 1号炉原子炉建屋</td> <td>⑦ アクセスルートトンネル</td> </tr> <tr> <td>② 2号炉原子炉建屋</td> <td>⑧ 66kV泊支線No.6鉄塔</td> </tr> <tr> <td>③ 定検機材倉庫</td> <td>⑨ 66kV泊支線No.7鉄塔</td> </tr> <tr> <td>④ 総合管理事務所</td> <td>⑩ 原子炉補助建屋棧橋</td> </tr> <tr> <td>⑤ 1,2号炉連絡通路</td> <td>⑪ 原子炉建屋棧橋</td> </tr> <tr> <td>⑥ 51m倉庫・車庫</td> <td>⑫ 固休廃棄物貯蔵庫</td> </tr> </table> </div> <p data-bbox="1456 922 1836 949" style="text-align: center;">第4図 耐震評価対象の周辺構造物の配置</p>	① 1号炉原子炉建屋	⑦ アクセスルートトンネル	② 2号炉原子炉建屋	⑧ 66kV泊支線No.6鉄塔	③ 定検機材倉庫	⑨ 66kV泊支線No.7鉄塔	④ 総合管理事務所	⑩ 原子炉補助建屋棧橋	⑤ 1,2号炉連絡通路	⑪ 原子炉建屋棧橋	⑥ 51m倉庫・車庫	⑫ 固休廃棄物貯蔵庫	<p data-bbox="1982 922 2150 949">【島根】記載表現の相違</p>
① 1号炉原子炉建屋	⑦ アクセスルートトンネル														
② 2号炉原子炉建屋	⑧ 66kV泊支線No.6鉄塔														
③ 定検機材倉庫	⑨ 66kV泊支線No.7鉄塔														
④ 総合管理事務所	⑩ 原子炉補助建屋棧橋														
⑤ 1,2号炉連絡通路	⑪ 原子炉建屋棧橋														
⑥ 51m倉庫・車庫	⑫ 固休廃棄物貯蔵庫														

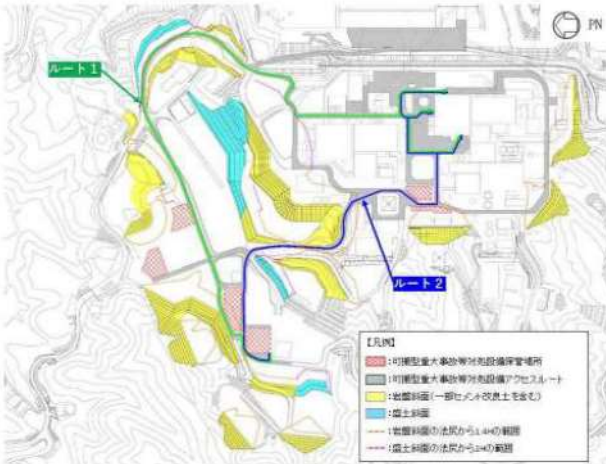
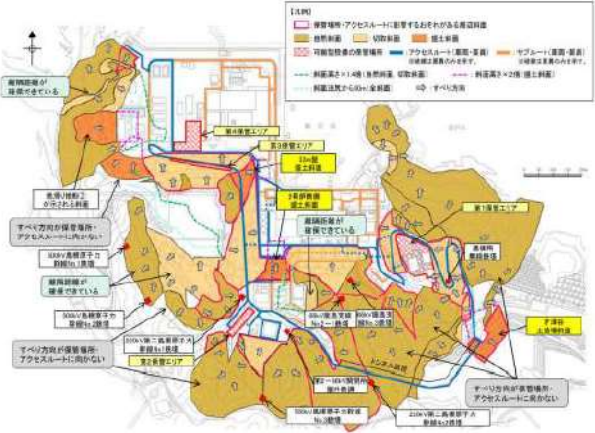
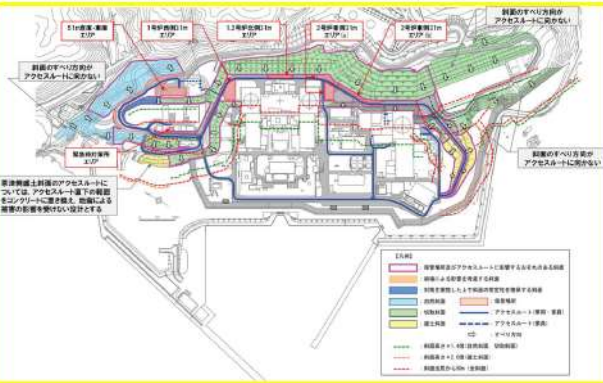
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第3図 不等沈下による対策箇所（補強材敷設）（1 / 2）</p>	<p>第5図 段差緩和対策箇所（沈下量評価結果）</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 （沈下量について、第5条「耐津波設計方針」の審査状況を踏まえて反映するため）</p> <p>第5図 段差緩和対策箇所（沈下量評価結果）</p>	
<p>第3図 不等沈下による対策箇所（補強材敷設）（2 / 2）</p>			
<p>第4図 地下構造物の損壊による対策箇所（H形鋼敷設）</p>			


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 「③ 周辺斜面が近接していること」に対する事前対策</p> <p>(1) 保管場所 保管場所における「③ 周辺斜面が近接していること」に対する対策としては、敷地を造成の上、周辺斜面の崩壊土砂の影響を受けない位置に保管場所を設定した。 また、一部隔離が確保できない斜面に対しては安定性評価を実施し、斜面の安定性を確認した。</p> <p>(2) 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートにおける「③ 周辺斜面が近接していること」に対する対策としては、屋外アクセスルートが周辺斜面の崩壊による土砂の影響を受けないよう、又は敷地下斜面のすべりによって屋外アクセスルートが影響を受けないように新たに道路を新設するとともに、敷地を造成の上、可搬型設備の運搬に必要な幅員が確保できるようにした。 また、一部隔離が確保できない斜面に対しては安定性評価を実施し、斜面の安定性を確認した。</p>  <p>第5図 周辺斜面等の状況</p>	<p>3. 「③ 周辺斜面が近接していること」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及び屋外のアクセスルートに対して周辺斜面が近接しているが、設定した保管場所の周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり並びに、屋外のアクセスルートの周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりについて、保管場所及び屋外のアクセスルートが法尻からの離隔距離があること（斜面が崩壊しても影響しない。）、若しくは基準地震動 S_s によるすべり安定性評価を実施し問題ないことを確認する。（第6図）  <p>第6図 保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	<p>3. 「③ 周辺斜面が近接していること」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及び屋外のアクセスルートに対して周辺斜面が近接しているが、設定した保管場所の周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり並びに、屋外のアクセスルートの周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりについて、保管場所及び屋外のアクセスルートが法尻からの離隔距離があること（斜面が崩壊しても影響しない。）、若しくは基準地震動によるすべり安定性評価を実施し問題ないことを確認する。（第6図参照） ただし、51m 倉庫・車庫エリアからのアクセスルートについては、万一、ルートが通行不能となった場合に迂回することができないことから、周辺斜面については崩壊するものと想定し、可搬型設備の運搬に必要な道路幅が確保されること（斜面が崩壊しても影響しない）、また、敷地下斜面については土砂を掘削する等の対策を実施した上で、基準地震動による地震応答解析により斜面が崩壊しないことを確認する。（第7図参照）  <p>第6図 保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・各プラントの相違による対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第7図 51m倉庫・車庫エリアからのアクセスルートの周辺斜面及び敷地下斜面</p>	<p>【女川及び島根】 ・泊は、迂回できないルートについて、周辺斜面及び敷地下斜面の崩壊を想定した評価を実施。</p>

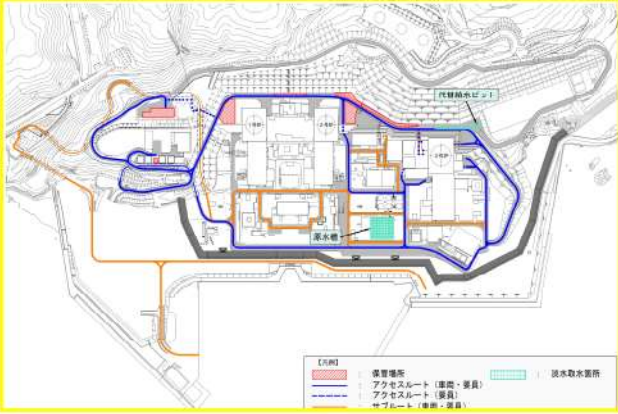

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(2)	島根原子力発電所2号炉 別紙(3)	泊発電所3号炉 別紙(2)	相違理由																																																												
<p>海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて</p>	<p>淡水及び海水の取水場所について</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所を以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所 淡水取水場所は、第1図に示す防波壁の内側の2箇所の貯水槽となる。 ①輪谷貯水槽（西1） ②輪谷貯水槽（西2）</p> <p>また、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）以外に、敷地内で利用可能な淡水取水場所を第2図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="716 829 1321 1125"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）</td> <td>代替淡水源（措置）</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>純水タンク（A）、（B）</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1号ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>2号ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>非常用ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（措置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要	純水タンク（A）、（B）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	<p>淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所並びにホース敷設ルートを以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所 敷地内で利用可能な淡水取水場所を第1図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="1344 845 1948 1045"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替給水ビット</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>原水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	代替給水ビット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要	原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は淡水取水箇所について「補足資料(4)」に記載。 【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載。 【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による淡水取水箇所の相違。</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（措置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要																																																										
純水タンク（A）、（B）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
代替給水ビット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要																																																										
原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>以下に、淡水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 代替給水ビット</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替給水ビットまでは、第2図の赤線に示すアクセスルートを用いて寄り付くものとする。 アクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>(2) 原水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 原水槽までは、第3図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 地震時においては、段差（15cm以上）の発生が想定されるため、車両が通行することが困難な見込みである。  <p>第1図 淡水取水場所</p>  <p>第2図 代替給水ビット</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は淡水取水場所の特徴を整理

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 海水取水ポイント及び取水方法</p> <p>(1)海水取水ポイント</p> <p>海水取水ポイントとして、2号炉取水口及び2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを選択し、各々から取水可能なよう手順を整備しており、仮に漂流物により1つの取水ポイントが影響を受けることがあっても、他方から取水が可能である。</p> <p>なお、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口がどちらも使用可能である場合は、接続口に近い2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを優先して使用する。</p> <p>また、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口が大型航空機落下の影響を受けた場合を想定し、同時に機能喪失した場合は、3号炉取水口、1号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、3号炉海水ポンプ室スクリーンエリアより海水を取水することで対応可能である。</p>	<p>2. 海水取水場所</p> <p>海水取水場所は、第1図に示すとおり防波壁内側の非常用取水設備（2号炉取水槽）[*]に確保している。</p> <p>※：ポンプ投入口：9個</p> <p>また、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外に、敷地内で利用可能な海水取水場所を第2図に、海水取水場所の確保状況を第2表に示す。</p> <p>この中で、防波壁内側に位置する「3号炉取水管点検立坑」については、更なる対策として基準地震動S_sで必要な機能を確保できる設計とするが、非常用取水設備（2号炉取水槽）のバックアップとして、引き続き、「自主対策設備」として設定する。</p> <p>なお、「3号炉取水管点検立坑」までのルートは、サブルートとして位置付ける。</p>	<div data-bbox="1355 193 1939 627" style="border: 2px solid black; height: 272px; width: 261px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">第3図 原水槽</p> <div data-bbox="1384 683 1955 708" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <p>2. 海水取水場所</p> <p>海水取水場所は、第4図に示すとおり防潮堤内側の3号炉取水ビットスクリーン室[*]に確保している。</p> <p>※：ポンプ投入口：8個</p> <p>また、3号炉取水ビットスクリーン室以外に、敷地内で利用可能な海水取水場所を第4図に、海水取水場所の確保状況を第2表に示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違</p>


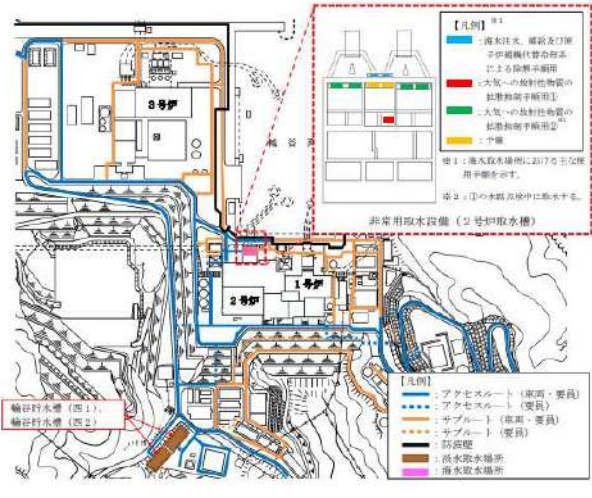
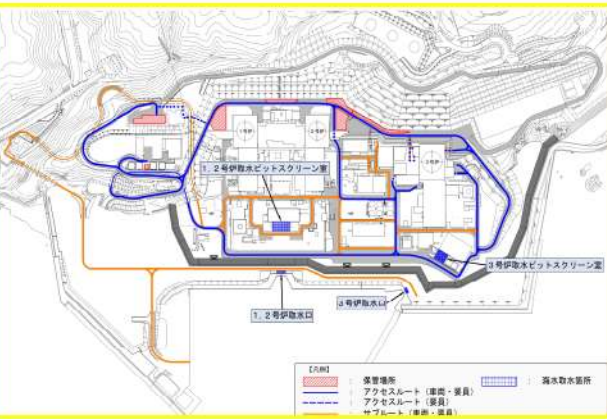
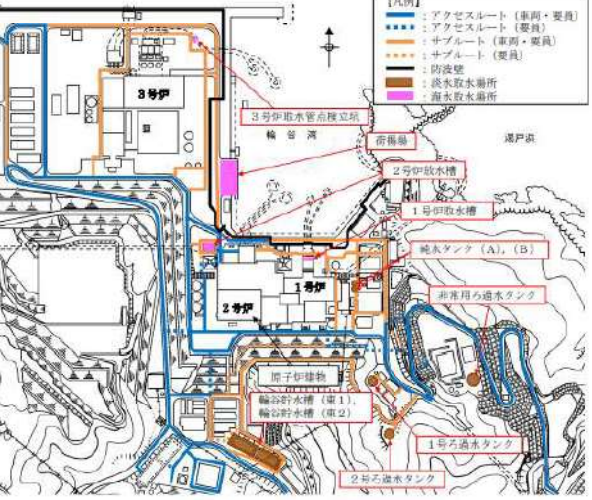
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉 第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="712 164 1323 424"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用取水設備（2号炉取水槽）</td> <td>重大事故等対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>2号炉放水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1号炉取水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>荷揚場</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水管点検立坑</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外の海水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 2号炉放水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3図のとおりアクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>(2) 1号炉取水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4図に示すルートは、補足（17）の1、2号炉北側のサブルートでの成立性検討結果より、重量物の転倒・落下や、複数の建物の倒壊影響範囲が重畳すると想定されるため、要員又は車両が通行することが困難な見込みである。 <p>(3) 荷揚場</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5図に示すルートを用いて寄り付く場合は、防波壁通路防波扉の開作業[※]及び段差復旧作業が必要となる。 なお、防波壁通路防波扉の運用については、補足（8）に示す。 ※：電動で約10分、人力で約30分を要する。 <p>(4) 3号炉取水管点検立坑</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用取水設備（2号炉取水槽）と比較して、2号炉原子炉建物から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及びホース敷設に時間を要する。 3号炉取水管点検立坑までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 <p>[サブルートの設置状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備が通行するのに必要な幅員を確保する。 防波壁内側に確保する。 地震による構造物の倒壊影響範囲を考慮する。 地震により段差等が発生するおそれがある。 	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	非常用取水設備（2号炉取水槽）	重大事故等対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	2号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	無	アクセスルート	不要	1号炉取水槽	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要	荷揚場	自主対策設備	防波壁外側	無	サブルート	要	3号炉取水管点検立坑	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="1346 164 1955 475"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>重大事故等対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1、2号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水口</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1、2号炉取水口</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、3号炉取水ビットスクリーン室以外の海水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 1、2号炉取水ビットスクリーン室</p> <ul style="list-style-type: none"> 1、2号炉取水ビットスクリーン室までは、第5図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 地震時には、複数の建物の倒壊影響が想定されるため、可搬型設備等が通行することが困難な見込みである。 <p>(2) 3号炉取水口</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷設に時間を要する。 <p>(3) 1、2号炉取水口</p> <ul style="list-style-type: none"> 1、2号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷設に時間を要する。 	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	3号炉取水ビットスクリーン室	重大事故等対策設備	防潮堤内側	有	アクセスルート	不要	1、2号炉取水ビットスクリーン室	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要	3号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要	1、2号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による海水取水箇所の相違</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																																
非常用取水設備（2号炉取水槽）	重大事故等対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																																
2号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	無	アクセスルート	不要																																																																
1号炉取水槽	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要																																																																
荷揚場	自主対策設備	防波壁外側	無	サブルート	要																																																																
3号炉取水管点検立坑	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要																																																																
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																																
3号炉取水ビットスクリーン室	重大事故等対策設備	防潮堤内側	有	アクセスルート	不要																																																																
1、2号炉取水ビットスクリーン室	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要																																																																
3号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要																																																																
1、2号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

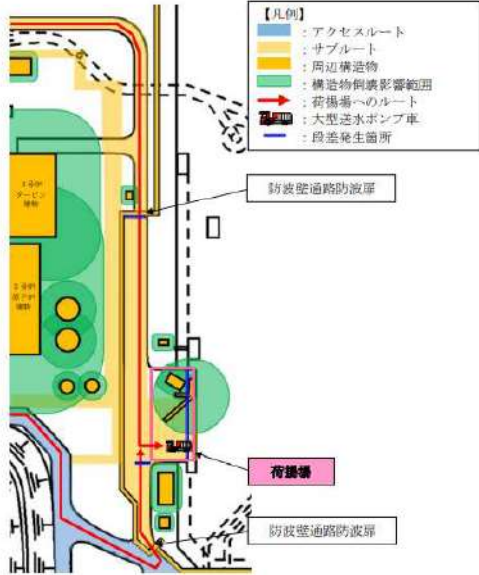

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 海水取水ポイント位置関係図</p>	 <p>第1図 淡水及び海水取水場所</p>	 <p>第4図 海水取水場所</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違 【島根】記載箇所の相違 ・泊は第1図に淡水取水場所を記載</p>
	 <p>第2図 その他の淡水及び海水取水場所</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="949 778 1088 802">第5図 荷揚場</p>  <p data-bbox="882 1422 1160 1445">第6図 3号炉取水管点検立坑</p>		<p data-bbox="1980 145 2107 165">【女川及び島根】</p> <p data-bbox="1980 172 2096 193">記載内容の相違</p> <p data-bbox="1980 199 2159 252">・プラントの相違による 海水取水箇所の相違</p>

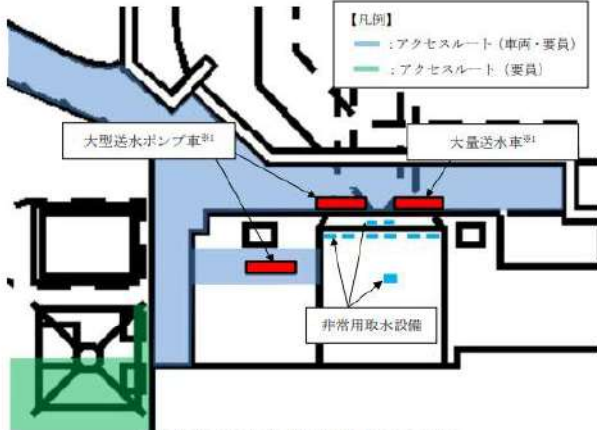
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 淡水及び海水取水時の可搬型設備の配置</p> <p>淡水及び海水取水時の可搬型設備の配置イメージ図を第7図～第9図に示す。</p> <p>可搬型設備は基準地震動Ssの影響を受けない箇所に配置が可能である。</p>  <p>第7図 淡水及び海水取水場所 一覧</p>  <p>第8図 輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）から取水する時の可搬型設備の配置イメージ</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・可搬型設備の配置場所については、「3. ホース敷設ルート」に示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）及びその周辺は、地震時の被害事象（周辺構造物の損壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の評価により、影響を受けないエリアが確保可能であるため、任意の場所に可搬型設備を配置することが可能である。</p>  <p>※1：配置場所は今後の検討結果等により変更の可能性有。</p> <p>第9図 非常用取水設備から取水する時の可搬型設備の配置イメージ</p> <p>非常用取水設備の周辺は、地震時の被害事象（周辺構造物の損壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の評価により、通行に支障のある段差の発生が予想される箇所が確認されたが、あらかじめ段差緩和対策を行うことにより、影響を受けないエリアが確保可能であるため、任意の場所に可搬型設備を配置することが可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・可搬型設備の配置場所については、「3.ホース敷設ルート」に示す。</p>


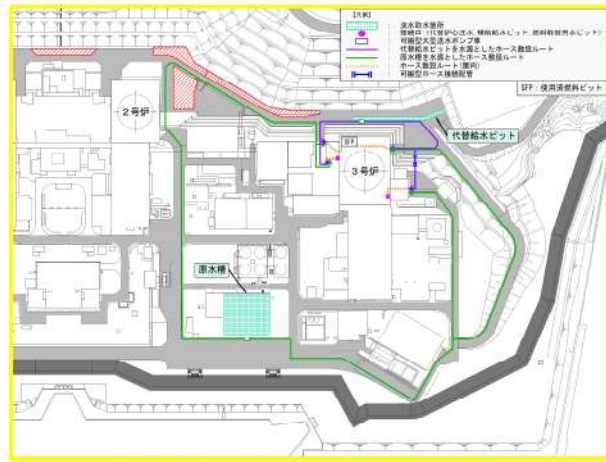
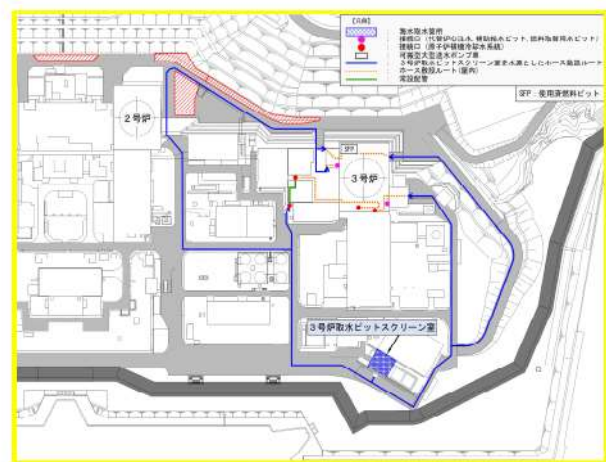
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)海水取水方法</p> <p>2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアからの海水取水方法について、以下に示す。</p> <p>津波による影響については、津波により浸水することが考えられるが、取水路を通した湧き上がりによるものであることから、大きな波力は生じないと考えられる。2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアには作業の支障になるような構造物はないことから作業性や海水取水に影響はない。</p> <p>また、海水取水のための作業については津波によるスクリーンエリア浸水より10時間経過後であっても問題ないことから浸水した水が取水路を通して排水された後に実施する。</p> <p>①防潮壁のゲートから大容量送水ポンプを防潮壁内に進入させスクリーンエリア付近(0.P.+14.8m)に寄せ付ける。その後、水中ポンプを大容量送水ポンプ付属のクレーンでスクリーンエリアに降ろし、投入箇所付近まで人力で運搬する。</p> <p>②大容量送水ポンプに接続したホースをスクリーンエリアまで人力で降ろした後、スクリーンエリアに敷設する分のホースを大容量送水ポンプ付属のクレーンで吊り降ろす。</p> <p>③水中ポンプとホースを接続し、水中ポンプを投げ込み用ハッチから可搬型の吊り具により海面に吊り下ろす。</p> <p>なお、スクリーンエリアの0.P.+8.0mへの移動については昇降階段を使用する。</p>  <p>第2図 スクリーンエリアにおける水中ポンプ吊降ろし作業イメージ</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は海水取水方法を明確化している。</p>

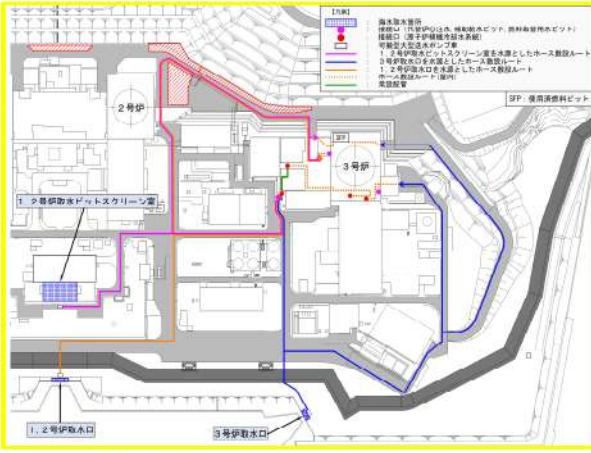
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 海水取水ホース敷設ルート</p> <p>(1) ホース敷設ルート</p> <p>2号炉取水口及び2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアからの海水取水ホースの敷設ルートについて第3図に示す。</p>  <p>第3図 原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート図</p>		<p>3. ホース敷設ルート</p> <p>(1) 淡水取水ホース敷設ルート</p> <p>淡水取水場所からのホースの敷設ルートについて第7図に示す。</p>  <p>第7図 淡水取水ホースの敷設ルート図</p> <p>(2) 海水取水ホース敷設ルート</p> <p>海水取水場所からのホース敷設ルートについて第8図に示す。</p>  <p>第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(1/2)</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違によるホース敷設ルートの相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載している。</p>

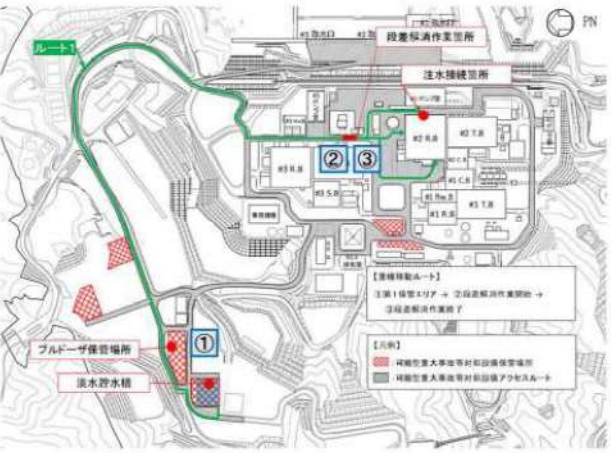
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1444 638 1854 662">第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(2/2)</p>	<p data-bbox="1982 143 2150 255">【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による ホース敷設ルートの相違</p> <p data-bbox="1982 263 2150 399">【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)海水取水ルートの復旧時間評価</p> <p>海水取水ルートの確保について、復旧により時間を要する2号炉取水口から取水する場合を想定しても、重要事故シーケンスの制限時間が最も短い時間内に原子炉補機代替冷却水系の設置準備が完了することを確認する。</p> <p>a. 復旧ルート（除熱）</p> <p>復旧するルートは復旧時間の最も長い組合せである、注水ルートのルート1（第4図参照）復旧後、原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート（第5図参照）を復旧する場合の時間を評価する。</p> <p>なお、アクセスルート復旧方法や条件については、ルート1及びルート2の復旧方法及び条件と同様とする。（添付資料1.0.2-102参照）</p>  <p>第4図 注水ルート（ルート1）</p>			<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は海水取水場所からのホース敷設ルートも含めて「6.(4)復旧時間の評価」に記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取水ポイント 代替取水ポイント 接続口(除熱) 原子伊補機代替冷却水系(海水送水)ホース敷設ルート 原子伊補機代替冷却水系(海水排水)ホース敷設ルート 熱交換器ユニット 大容量送水ポンプ 原子伊補機代替冷却水系海水排水エリア 重機移動ルート 可搬型重大事故等対応設備アクセスルート 構想検討構築物 構想影響範囲 <p>第5図 除熱復旧ルート</p>			<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は海水取水場所からのホース敷設ルートも含めて「6. (4) 復旧時間の評価」に記載している。</p>

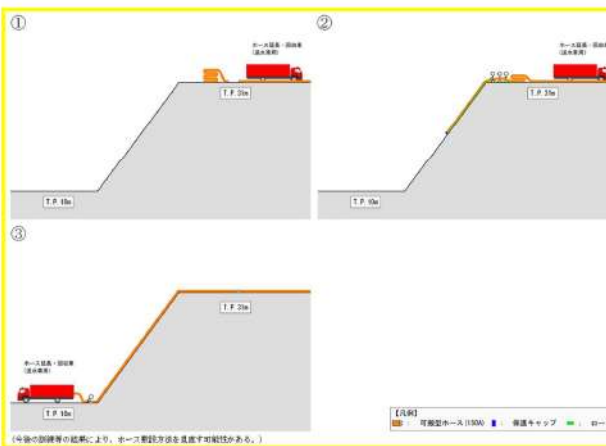
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
b. 除熱ルート復旧時間評価結果 原子炉補機代替冷却水系のホース敷設ルートの復旧については第1表のとおり213分（3.6時間）にて復旧が可能であることから、原子炉補機代替冷却水系準備制限時間の24.0時間までに熱交換器ユニットを設置できることを確認した（有効性評価上は3.6時間を4時間として評価する。）。 なお、タイムチャートについては添付資料1.0.2-110参照。 第1表 原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルートの復旧時間評価結果															【女川】記載箇所の相違 ・泊は海水取水場所からのホース敷設ルートも含めて「6.（4）復旧時間の評価」に記載している。
区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]											
①→②	410	重機移動	5	5											
②→③	50	分解作業 (3号給排水処理建屋)	144	149											
		がれき撤去作業 (3号給排水処理建屋)	10	159											
③→④	350	重機移動	3	162											
		段差解消	51	213											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. ホース敷設方法</p> <p>(1) 2号炉脇の法面箇所</p> <p>2号炉脇の法面箇所における可搬型ホース(150A)の敷設方法について、以下に示す。</p> <p>① 法面付近(T.P.31m)にホース延長・回収車(送水車用)を寄せ付け、2号炉脇の法面に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。</p> <p>② ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、2号炉脇の法面に人力で可搬型ホースを敷設する。</p> <p>③ 法面付近(T.P.10m)にホース延長・回収車(送水車用)を寄せ付け、可搬型ホースを降ろし、法面に敷設された可搬型ホースと接続する。</p> <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、法面上に設置された固定梯子を使用し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p>  <p>第9図 2号炉脇の法面箇所におけるホース敷設(150A)の作業イメージ</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は2号炉脇の法面箇所、防潮堤を越える箇所のホース敷設方法について明確化している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 防潮堤を越える箇所</p> <p>防潮堤を越える箇所における可搬型ホース（150A及び300A）の敷設方法について、以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型ホース（150A）を敷設する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防潮堤内側（T.P.10m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、防潮堤を越える箇所に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。その後、人力で可搬型ホースを防潮堤天端（T.P.16.5m）まで運搬する。 ② 防潮堤内側の傾斜部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ③ ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、防潮堤外側の垂直部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ④ 防潮堤外側（T.P.10m）に可搬型大型送水ポンプ車を寄せ付け、可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホースを接続する。 <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、防潮堤外側に移動梯子を設置し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p> <p>第10図 防潮堤を越える箇所におけるホース敷設(150A)の作業イメージ</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型ホース（300A）を敷設する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防潮堤外側（T.P. 10m）に可搬型大容量海水送水ポンプ車を寄せ付け、防潮堤を越える箇所に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。その後、可搬型大容量海水送水ポンプ車に付属のクレーンを用いて、防潮堤天端（T.P. 16.5m）に可搬型ホースを吊り下ろす。 ② 防潮堤内側の傾斜部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ③ ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、防潮堤外側の垂直部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ④ 可搬型大容量海水送水ポンプ車と可搬型ホースを接続する。 <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、防潮堤外側に移動梯子を設置し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p> <p>第11図 防潮堤を越える箇所におけるホース敷設(300A)の作業イメージ</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">放水砲の設置位置</p> <p>放射性物質拡散抑制及び泡消火放水（航空機燃料火災）のために設置する放水砲について、設置及び運搬が可能な範囲を第1図及び第2図に示す。</p> <div data-bbox="752 323 1274 759" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 放射性物質拡散抑制時の放水砲が設置可能な範囲</p> <div data-bbox="875 852 1305 890" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">放水砲の設置位置</p> <p>放射性物質拡散抑制及び泡消火放水（航空機燃料火災）のために設置する放水砲について、設置及び運搬が可能な範囲を第1図及び第2図に示す。</p> <div data-bbox="1346 352 1962 764" style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 放射性物質拡散抑制時の放水砲が設置可能な範囲</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・消は放水砲の設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="752 178 1272 619" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="712 635 1321 657" data-label="Caption"> <p>第2図 泡消火放水時（航空機燃料火災）の放水砲が設置可能な範囲</p> </div> <div data-bbox="725 692 1330 746" data-label="Text"> <p>放水砲は現場状況に応じて、第1図及び第2図に示す円の内側の任意の範囲に設置する。</p> </div> <div data-bbox="887 820 1317 861" data-label="Text" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1344 207 1957 619" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1348 635 1957 657" data-label="Caption"> <p>第2図 泡消火放水時（航空機燃料火災）の放水砲が設置可能な範囲</p> </div> <div data-bbox="1361 692 1957 746" data-label="Text"> <p>放水砲は現場状況に応じて、第1図及び第2図に示す円の内側の任意の範囲に設置する。</p> </div>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泡は放水砲の設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>


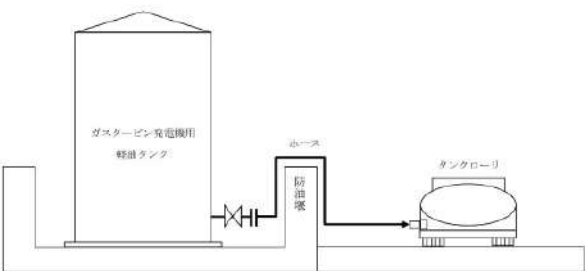
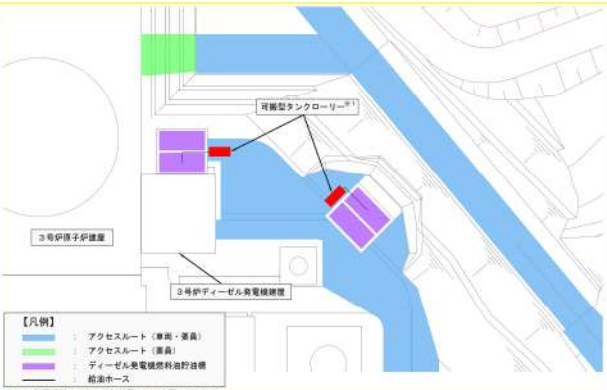
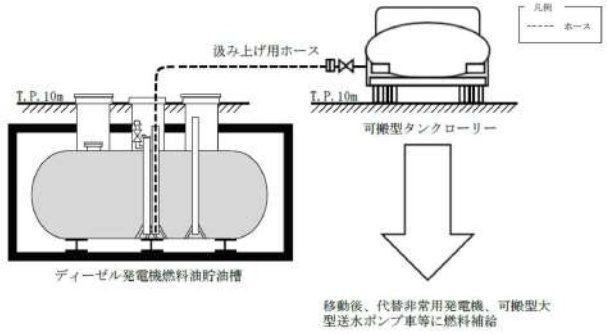
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p>タンクローリーの設置位置及び燃料補給作業について</p> <p>重大事故等対応で必要となるタンクローリーは、ガスタービン発電機用軽油タンク又は非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等より、可搬型設備に給油するための燃料を補給する。第1,3図にタンクローリーの設置が可能な範囲を、第2,4図に燃料補給作業のイメージ図を示す。</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等は、岩盤に直接支持される構造であり、タンクローリー配置範囲はアクセスルート上であることから地震時の液化化及び揺すり込みによる不等沈下により段差が発生しないため、補給作業に影響はない。</p> <p>また、タンクローリーはガスタービン発電機用軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等の近傍にアクセス可能であり、燃料補給作業に影響はない。</p> <p>なお、タンクローリー補給後のホース内残存油については、タンクローリー側のポンプにより吸わせることでタンクローリー側への回収処理が可能である。</p>	<p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p>可搬型タンクローリーの設置位置及び燃料補給作業について</p> <p>重大事故等対応で必要となる可搬型設備に給油するための燃料補給作業は、可搬型タンクローリーによる直接汲み上げ又はディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う。第1,3図に可搬型タンクローリーの設置が可能な範囲を第2,4図に燃料補給作業のイメージ図を示す。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、岩盤に直接支持される構造であり、可搬型タンクローリー配置範囲はアクセスルート上であることから地震時の液化化及び揺すり込みによる不等沈下により段差が発生しないため、補給作業に影響はない。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合のホース敷設範囲は、頑健な建屋内及び屋外のアクセスルートであることから、燃料補給作業に影響はない。</p> <p>なお、可搬型タンクローリー補給後のホース内残存油については、タンクローリー側のポンプにより吸わせることで可搬型タンクローリー側への回収処理が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

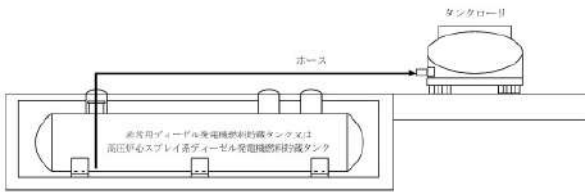
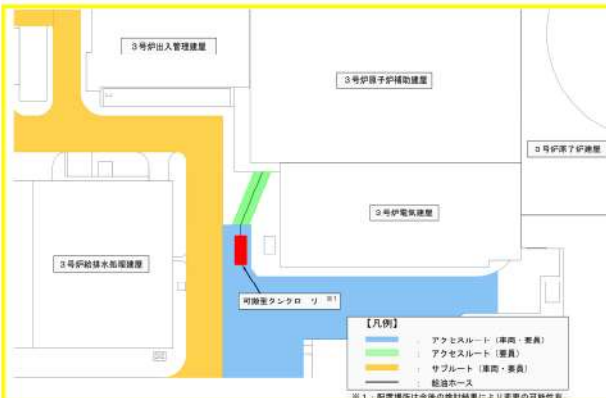
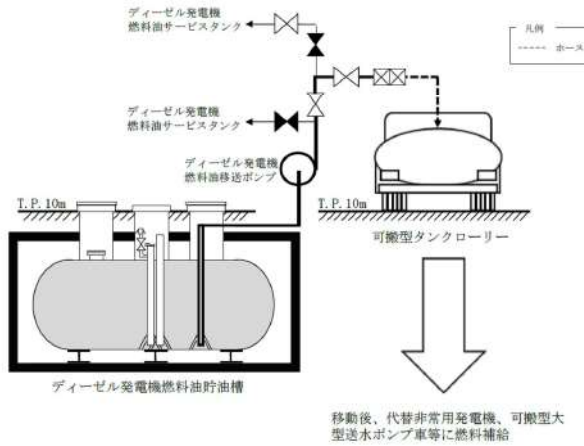
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 — : アクセスルート (車両・要員) — : アクセスルート (要員)</p> <p>ガスタービン発電機用 軽油タンク</p> <p>タンクローリ^{※1}</p> <p>※1：配置場所は今後の検討結果等により変更の可能性有。</p> <p>第1図 ガスタービン発電機用軽油タンクから給油する時の タンクローリの配置イメージ</p>  <p>第2図 タンクローリ給油イメージ (ガスタービン発電機用 軽油タンクを使用する場合)</p>	 <p>可搬型タンクローリ^{※1}</p> <p>3号炉タンク貯蔵庫</p> <p>3号炉ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽</p> <p>【凡例】 — : アクセスルート (車両・要員) — : アクセスルート (要員) — : ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽 — : 給油ホース</p> <p>※1：配置場所は今後の検討結果等により変更の可能性有。</p> <p>第1図 可搬型タンクローリによる直接汲み上げを行う場合の 可搬型タンクローリの配置イメージ</p>  <p>第2図 可搬型タンクローリ給油イメージ (可搬型 タンクローリによる汲み上げを行う場合)</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="772 603 1265 657">第3図 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等から給油する時のタンクローリーの配置イメージ</p>  <p data-bbox="712 1189 1321 1241">第4図 タンクローリー給油イメージ（非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用する場合）</p> <div data-bbox="884 1300 1310 1340" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	 <p data-bbox="1355 603 1960 657">第3図 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合の可搬型タンクローリーの配置イメージ</p>  <p data-bbox="1355 1189 1960 1241">第4図 可搬型タンクローリー給油イメージ（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合）</p>	<p data-bbox="1982 140 2139 335">【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。 【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(3)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</p> <p>1. 可搬型設備接続箇所の考え方 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、設置許可基準規則第43条第3項第3号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を異なる複数の場所に設置する。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することが可能な数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて更なる安全性向上のために予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口の一覧表を第1表及び第2表に、可搬型設備の接続方法を第1図に、建屋接続場所を第2図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(2)</p> <p>可搬型設備の接続口の配置及び仕様について</p> <p>1. 可搬型設備の接続口の考え方 可搬型設備のうち原子炉建物の外から水又は電源を供給するものの接続口については、「設置許可基準規則」第四十三条第3項第三号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を複数箇所に設けるとともに、一つの接続口につき一つの機能としている。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することのできる数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて自主的に予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口一覧を第1表及び第2表、接続口の写真を第1図、可搬型設備の配置図を第2図、接続場所を第3図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(3)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</p> <p>1. 可搬型設備接続箇所の考え方 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、設置許可基準規則第四十三条第3項第3号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を異なる複数の場所に設置する。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することのできる数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて自主的に予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口一覧を第1表及び第2表に、可搬型設備の接続方法を第1図に、可搬型設備の配置図を第2図に、接続場所を第3図に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】設備の相違 ・泊は注水・補給用の接続口については、炉心注水/補助給水ビットへの補給/燃料取替用水ビットへの補給の3つの機能を共有し、配管経路の弁の切替えにより送水先を変更できるよう設計している。有効性評価の想定において、これらの機能を同時に使用することはないため、一つの接続口につき一つの機能とはしていない。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するもの

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・原子炉・格納容器下部注水接続口 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	3箇所	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・格納容器スプレイ接続口 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	3箇所	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・燃料プール注水接続口 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	3箇所	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・燃料プールのスプレイ接続口 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	3箇所	フランジ接続	150A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（RHR供給） (原子炉建屋 北、西、建屋内)	3箇所	フランジ接続	200A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（RHR戻り） (原子炉建屋 北、西、建屋内)	3箇所	フランジ接続	200A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（その他負荷供給） (原子炉建屋 北、西、建屋内)	3箇所	フランジ接続	200A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（その他負荷戻り） (原子炉建屋 北、西、建屋内)	3箇所	フランジ接続	200A
電源車 ・電源車接続口 (原子炉建屋 西、建屋内)	2箇所	コネクタ接続	—

第2表 その他の可搬型設備

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・復水貯蔵タンク接続口 (CST連絡トレンチ／バルブ室)	1箇所	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・復水貯蔵タンク接続マンホール (復水貯蔵タンク)	1箇所	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・フィルタ装置水接続口（屋外） (原子炉建屋 北)	1箇所	フランジ接続	50A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・フィルタ装置水・薬液接続口（屋内） (原子炉建屋 建屋内)	1箇所	フランジ接続	50A
可搬型窒素ガス供給装置 ・可搬型窒素ガス供給装置接続口 (原子炉建屋 北、建屋内)	2箇所	フランジ接続	50A

島根原子力発電所2号炉

第1表 可搬型設備のうち原子炉建物の外から水又は電源を供給する接続口一覧

接続口に接続する可搬型設備名称	接続口配置箇所	接続方式	仕様
大量送水車 ・低圧原子炉代替注水系（可搬型）接続口 (原子炉建物西、南、建物内)	3箇所	結合金具接続	150A
大量送水車 ・格納容器代替スプレイ系（可搬型）接続口 (原子炉建物西、南、建物内)	3箇所	結合金具接続	150A
大量送水車 ・ベデスタル代替注水系（可搬型）接続口 (原子炉建物西、南、建物内)	3箇所	結合金具接続	150A
大量送水車 ・燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘック）接続口 (原子炉建物西、南)	2箇所	結合金具接続	150A
移動式代替熱交換設備 ・原子炉補機代替冷却系接続口 (原子炉建物西、南)	2箇所	フランジ接続	250A
大型送水ポンプ車 ・原子炉補機代替冷却系接続口 (原子炉建物内)	1箇所	結合金具接続	250A
高圧発電機車 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 (原子炉建物西、南)	2箇所	コネクタ接続	72A
高圧発電機車 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 (ガスタービン発電機建物)	1箇所	コネクタ接続	72A

第2表 その他の可搬型設備の接続口一覧

接続口に接続する可搬型設備名称	接続口配置箇所	接続方法	仕様
直流給電車 ・直流給電車接続口 (廃棄物処理建物南、原子炉建物南)	2箇所	コネクタ接続	57A
大量送水車 ・原子炉ウェル代替注水系接続口 (原子炉建物西、南)	2箇所	結合金具接続	150A
可搬型窒素供給装置 ・窒素ガス代替注入系サブプレッション・チェンバール供給用接続口 (原子炉建物南、建物内)	2箇所	結合金具接続	50A
可搬型窒素供給装置 ・窒素ガス代替注入系ドライウェル側供給用接続口 (原子炉建物南、建物内)	2箇所	結合金具接続	50A
可搬型窒素供給装置 ・格納容器フィルタベント系窒素ガス供給用接続口 (原子炉建物南、建物内)	2箇所	結合金具接続	50A
大量送水車 ・格納容器フィルタベント系スクラパ水補給用接続口 (原子炉建物南)	1箇所	フランジ接続	25A
第1ベントフィルタ出口水素濃度 ・格納容器フィルタベント系水素濃度測定用接続口 (原子炉建物南)	1箇所	アダプタ接続	20A

泊発電所3号炉

第1表 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給する接続口一覧

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
【代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車33m接続口 (原子炉建屋 東、原子炉補助建屋 西（建屋内）)	2箇所	結合金具接続	150A
【原子炉補機冷却水系系統通水】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車代替原子炉補機冷却水ライン接続口 ・代替原子炉補機冷却水ライン接続口 （原子炉建屋 東、西（建屋内）、原子炉補助建屋 西（屋内）、原子炉補助建屋 南）	4箇所	結合金具接続	150A
【代替交流電源】 可搬型代替電源車 ・A-可搬型代替電源接続盤 ・B-可搬型代替電源接続盤 (原子炉建屋 東、原子炉補助建屋 西)	2箇所	ボルト・ネジ接続	150mm ²
【代替直流電源】 可搬型直流電源用発電機 ・可搬型直流電源接続盤1 ・可搬型直流電源接続盤2 (原子炉建屋 東、原子炉補助建屋 北)	2箇所	ボルト・ネジ接続	60mm ²

第2表 その他の可搬型設備の接続口一覧

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
【代替格納容器スプレイ】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車33m接続口 (原子炉建屋 東、原子炉補助建屋 西（建屋内）)	2箇所	結合金具接続	150A
【蒸気発生器注水】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口 (原子炉建屋 建屋内)	1箇所	結合金具接続	150A
【原子炉補機冷却海水系統通水】 可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車A母管接続口 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車B母管接続口 (ディーゼル発電機建屋 建屋内)	2箇所	フランジ接続	150A
【燃料補給】 可搬型タンクローリー ・3V-DG-333 接続口 ・燃料油移送配管屋内接続口 ・燃料油移送配管屋外接続口 (原子炉建屋 建屋内、原子炉補助建屋 建屋内、原子炉補助建屋 南)	3箇所	継手接続	32A

相違理由

【女川及び島根】
記載内容の相違


・プラントの相違による可搬型設備、接続箇所及び仕様相違

【女川及び島根】
記載内容の相違

・プラントの相違による可搬型設備、接続箇所及び仕様相違

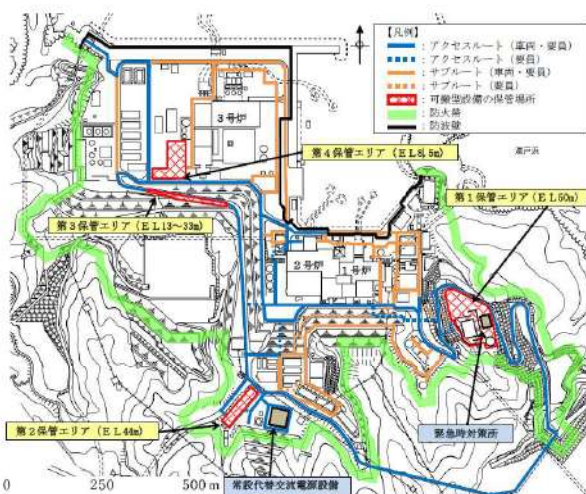

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>コネクタ接続</p> <p>第1図 可搬型設備の接続方法</p>	 <p>結合金具接続 フランジ接続</p> <p>コネクタ接続 アダプタ接続</p> <p>第1図 接続口の写真（例示）</p>	 <p>結合金具接続</p> <p>ボルト・ネジ接続 ボルト・ネジ接続</p> <p>第1図 可搬型設備の接続方法</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 接続方法の相違</p>

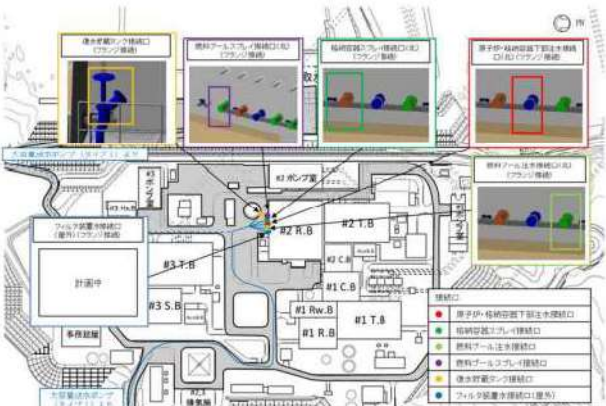
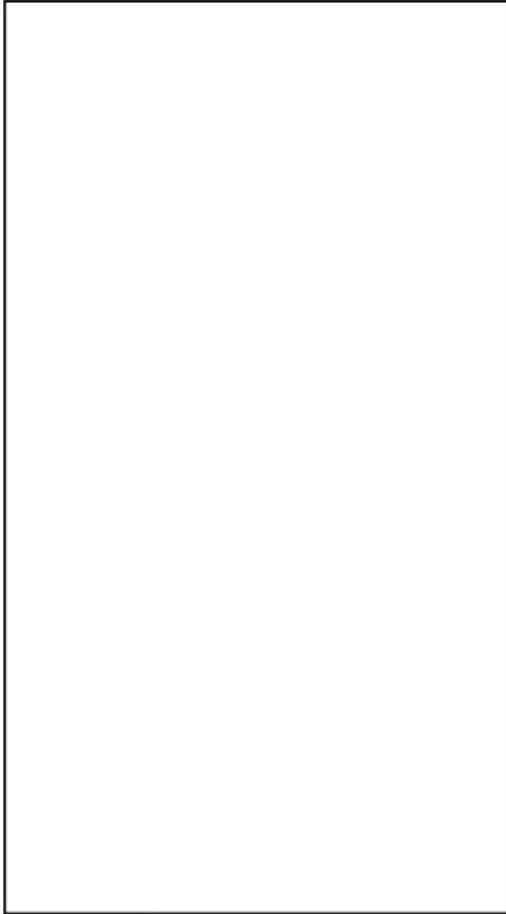

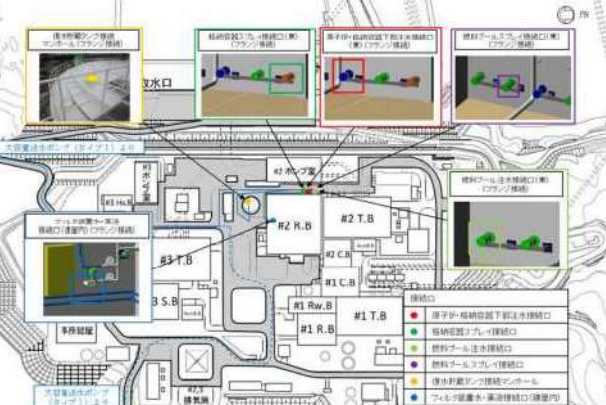
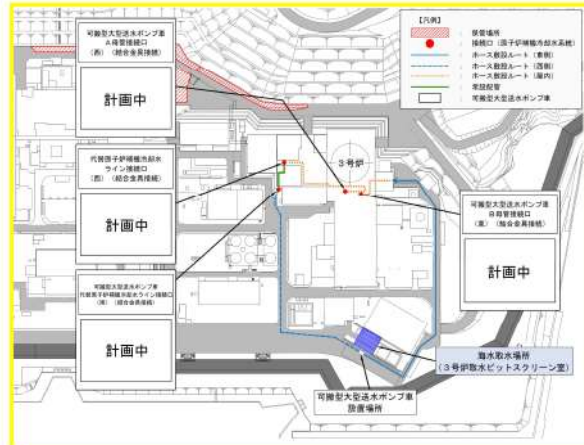
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																								
	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所 2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">第4保管エリア【E.L.8.5m】</th> <th style="background-color: #ffffcc;">第1保管エリア【E.L.50m】</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高圧送電機：2台 大量送水車：2台 移動式代替燃焼発電機：1台 大型タンクローリー：2台 可搬型代替燃焼発電機：1台 第一ベントフィルターの吐出設備：1台 シフトフェンス（2号炉取水設備用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 水電貯蔵：1隻 放射性物質貯蔵容器：3組 放水船：1台 高圧水電貯蔵機：5組 タンクローリー：1台 可搬型タンクローリー・ボスト：6台 可搬型発電機：1台 緊急時対策用浄化設備（空気ポンプ）：30本 緊急時対策用空気浄化設備：1台 緊急時対策用空気浄化設備：1台 ボイールローダ：1台 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高圧送電機：2台 大量送水車：1台 移動式代替燃焼発電機：1台 大型タンクローリー：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 第一ベントフィルターの吐出設備：1台 シフトフェンス（2号炉取水設備用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 水電貯蔵：1隻 放射性物質貯蔵容器：1組 放水船：1台 高圧水電貯蔵機：1台 タンクローリー：1台 可搬型タンクローリー・ボスト：6台 可搬型発電機：1台 緊急時対策用浄化設備（空気ポンプ）：50本 緊急時対策用空気浄化設備：2台 緊急時対策用空気浄化設備：2台 ボイールローダ：1台 </td> </tr> </table>  <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">第3保管エリア【E.L.13~32m】</th> <th style="background-color: #ffffcc;">第2保管エリア【E.L.44m】</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高圧送電機：1台 大量送水車：1台 移動式代替燃焼発電機：1台 大型タンクローリー：1台 タンクローリー：1台 ボイールローダ：1台 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大量送水車：1台 </td> </tr> </table> <p>※：サブルートは、地震及び津波時に原付しない。 ※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 ※：各保管エリアには、可搬型重大事故等対応設備を記載。</p> <p style="text-align: center;">第2図 可搬型設備 配置図</p>	第4保管エリア【E.L.8.5m】	第1保管エリア【E.L.50m】	<ul style="list-style-type: none"> 高圧送電機：2台 大量送水車：2台 移動式代替燃焼発電機：1台 大型タンクローリー：2台 可搬型代替燃焼発電機：1台 第一ベントフィルターの吐出設備：1台 シフトフェンス（2号炉取水設備用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 水電貯蔵：1隻 放射性物質貯蔵容器：3組 放水船：1台 高圧水電貯蔵機：5組 タンクローリー：1台 可搬型タンクローリー・ボスト：6台 可搬型発電機：1台 緊急時対策用浄化設備（空気ポンプ）：30本 緊急時対策用空気浄化設備：1台 緊急時対策用空気浄化設備：1台 ボイールローダ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧送電機：2台 大量送水車：1台 移動式代替燃焼発電機：1台 大型タンクローリー：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 第一ベントフィルターの吐出設備：1台 シフトフェンス（2号炉取水設備用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 水電貯蔵：1隻 放射性物質貯蔵容器：1組 放水船：1台 高圧水電貯蔵機：1台 タンクローリー：1台 可搬型タンクローリー・ボスト：6台 可搬型発電機：1台 緊急時対策用浄化設備（空気ポンプ）：50本 緊急時対策用空気浄化設備：2台 緊急時対策用空気浄化設備：2台 ボイールローダ：1台 	第3保管エリア【E.L.13~32m】	第2保管エリア【E.L.44m】	<ul style="list-style-type: none"> 高圧送電機：1台 大量送水車：1台 移動式代替燃焼発電機：1台 大型タンクローリー：1台 タンクローリー：1台 ボイールローダ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 大量送水車：1台 	<p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">51m倉庫・車庫エリア【T.P.51m】</th> <th style="background-color: #ffffcc;">2号炉東側31mエリア(b)【T.P.31m】</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレイズル：2台 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 放水船：1台 混合設備：1台 集水貯シフトフェンス：1組 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 ボイールローダ：1台 バックホウ：1台 緊急時対策用発電機：2台 小型船舶：1隻 </td> </tr> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">展望台行政管理道路脇西側66mエリア®【T.P.60m】</th> <th style="background-color: #ffffcc;">1, 2号炉北側31mエリア【T.P.31m】</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 放水船：1台 混合設備：1台 </td> </tr> </table>  <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">1号炉西側31mエリア【T.P.31m】</th> <th style="background-color: #ffffcc;">2号炉東側31mエリア(a)【T.P.31m】</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替燃焼発電機：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 小型船舶：1隻 ボイールローダ：1台 バックホウ：1台 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレイズル：2台 可搬型代替燃焼発電機：2台 可搬型直流電源用発電機：1台 集水貯シフトフェンス：2組 緊急時対策用発電機：2台 </td> </tr> <tr> <th style="background-color: #ffffcc;">緊急時対策所エリア【T.P.39m】</th> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策用発電機：4台 </td> <td></td> </tr> </table> <p>注：サブルートは、地震及び津波時には期待しない。自主整備ルートは、使用可能な場合に活用する。 注：各保管エリアには、可搬型重大事故等対応設備を記載。 注：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 注：防潮堤外側のサブルートの位置及び津波侵入トンネルの形状については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">第2図 可搬型設備 配置図</p>	51m倉庫・車庫エリア【T.P.51m】	2号炉東側31mエリア(b)【T.P.31m】	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレイズル：2台 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 放水船：1台 混合設備：1台 集水貯シフトフェンス：1組 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 ボイールローダ：1台 バックホウ：1台 緊急時対策用発電機：2台 小型船舶：1隻 	展望台行政管理道路脇西側66mエリア®【T.P.60m】	1, 2号炉北側31mエリア【T.P.31m】	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 放水船：1台 混合設備：1台 	1号炉西側31mエリア【T.P.31m】	2号炉東側31mエリア(a)【T.P.31m】	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替燃焼発電機：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 小型船舶：1隻 ボイールローダ：1台 バックホウ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレイズル：2台 可搬型代替燃焼発電機：2台 可搬型直流電源用発電機：1台 集水貯シフトフェンス：2組 緊急時対策用発電機：2台 	緊急時対策所エリア【T.P.39m】		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策用発電機：4台 		<p>【女川】記載内容の相違・泊は可搬型設備の配置を記載</p>
第4保管エリア【E.L.8.5m】	第1保管エリア【E.L.50m】																										
<ul style="list-style-type: none"> 高圧送電機：2台 大量送水車：2台 移動式代替燃焼発電機：1台 大型タンクローリー：2台 可搬型代替燃焼発電機：1台 第一ベントフィルターの吐出設備：1台 シフトフェンス（2号炉取水設備用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 水電貯蔵：1隻 放射性物質貯蔵容器：3組 放水船：1台 高圧水電貯蔵機：5組 タンクローリー：1台 可搬型タンクローリー・ボスト：6台 可搬型発電機：1台 緊急時対策用浄化設備（空気ポンプ）：30本 緊急時対策用空気浄化設備：1台 緊急時対策用空気浄化設備：1台 ボイールローダ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧送電機：2台 大量送水車：1台 移動式代替燃焼発電機：1台 大型タンクローリー：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 第一ベントフィルターの吐出設備：1台 シフトフェンス（2号炉取水設備用）：約20m シフトフェンス（輸送機用）：約30m 水電貯蔵：1隻 放射性物質貯蔵容器：1組 放水船：1台 高圧水電貯蔵機：1台 タンクローリー：1台 可搬型タンクローリー・ボスト：6台 可搬型発電機：1台 緊急時対策用浄化設備（空気ポンプ）：50本 緊急時対策用空気浄化設備：2台 緊急時対策用空気浄化設備：2台 ボイールローダ：1台 																										
第3保管エリア【E.L.13~32m】	第2保管エリア【E.L.44m】																										
<ul style="list-style-type: none"> 高圧送電機：1台 大量送水車：1台 移動式代替燃焼発電機：1台 大型タンクローリー：1台 タンクローリー：1台 ボイールローダ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 大量送水車：1台 																										
51m倉庫・車庫エリア【T.P.51m】	2号炉東側31mエリア(b)【T.P.31m】																										
<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレイズル：2台 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 放水船：1台 混合設備：1台 集水貯シフトフェンス：1組 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 ボイールローダ：1台 バックホウ：1台 緊急時対策用発電機：2台 小型船舶：1隻 																										
展望台行政管理道路脇西側66mエリア®【T.P.60m】	1, 2号炉北側31mエリア【T.P.31m】																										
<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替燃焼発電機：1台 放水船：1台 混合設備：1台 																										
1号炉西側31mエリア【T.P.31m】	2号炉東側31mエリア(a)【T.P.31m】																										
<ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替燃焼発電機：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 小型船舶：1隻 ボイールローダ：1台 バックホウ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレイズル：2台 可搬型代替燃焼発電機：2台 可搬型直流電源用発電機：1台 集水貯シフトフェンス：2組 緊急時対策用発電機：2台 																										
緊急時対策所エリア【T.P.39m】																											
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策用発電機：4台 																											

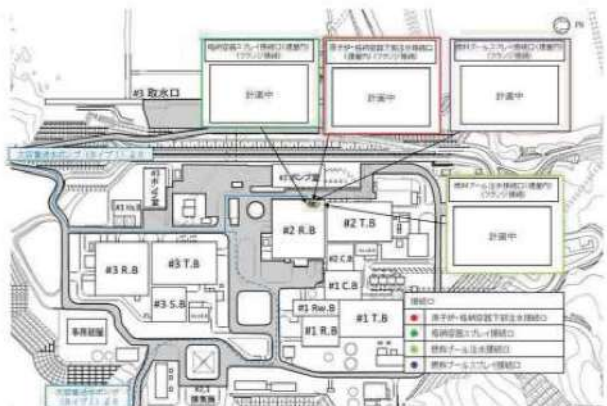
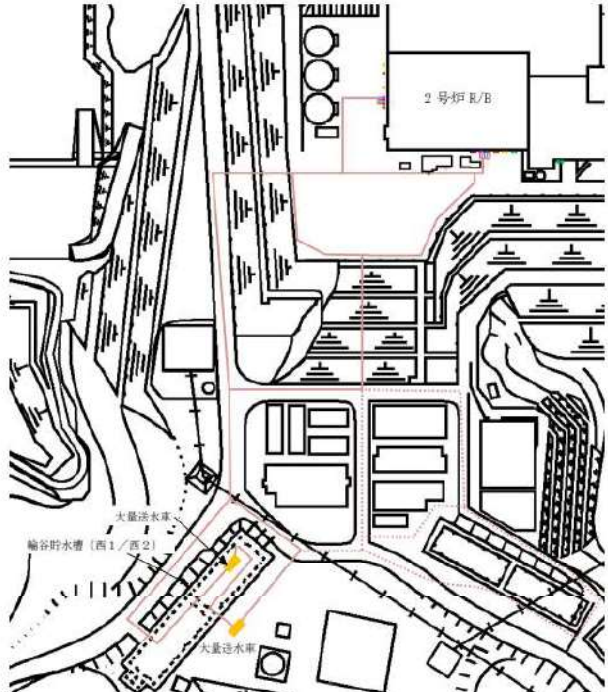


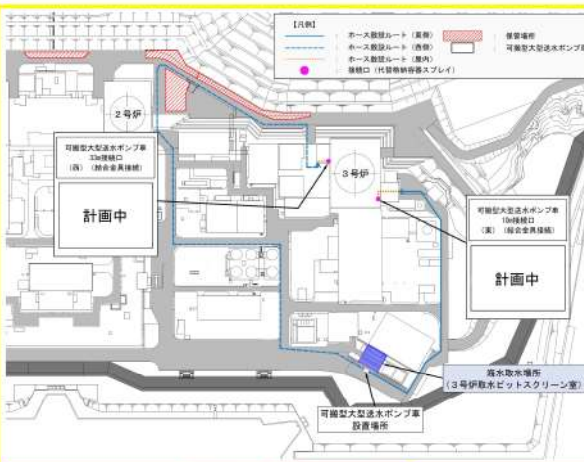
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所 (1/7)</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図 (1/5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(1/7)</p>	<p>相違理由</p>
 <p>第2図 建屋接続場所 (2/7)</p>	<p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(2/7)</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 建屋接続場所の相違</p>

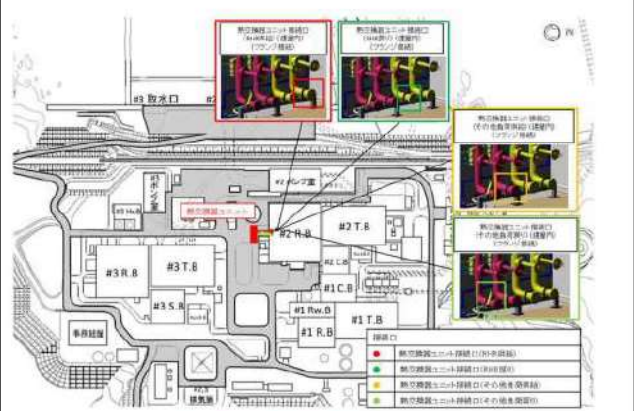
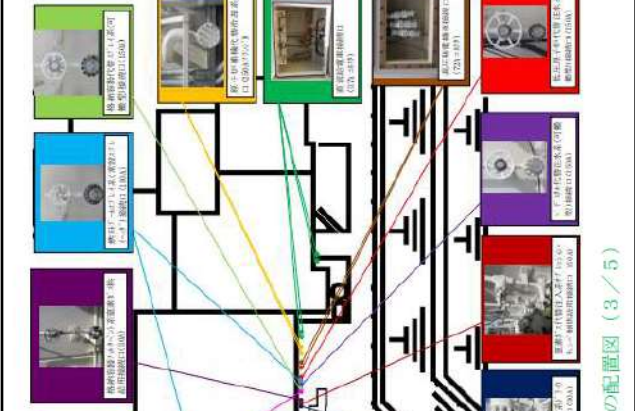
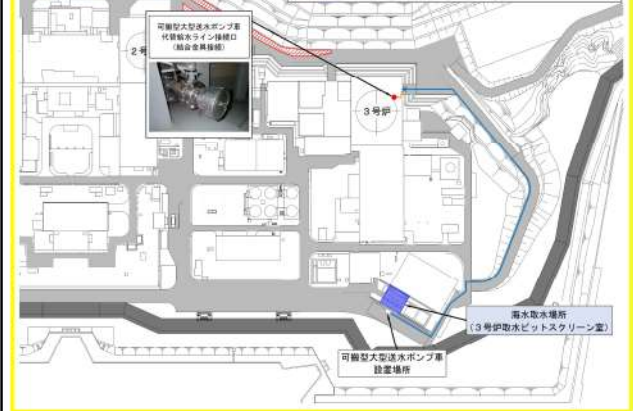
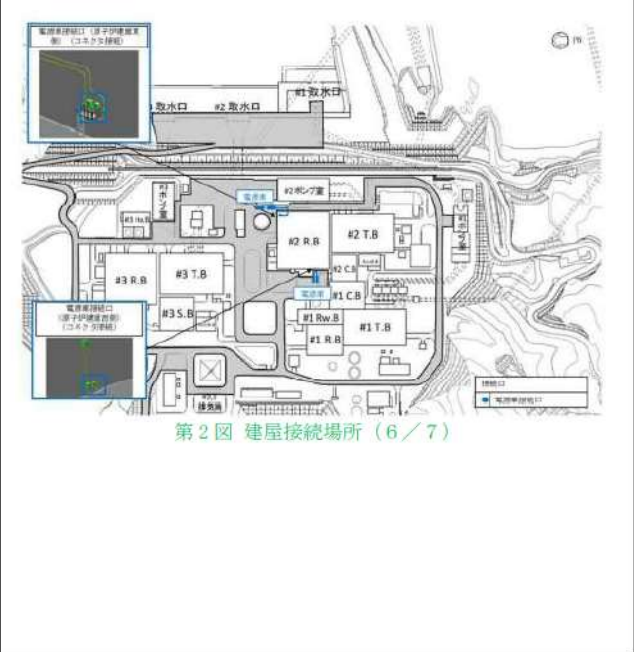
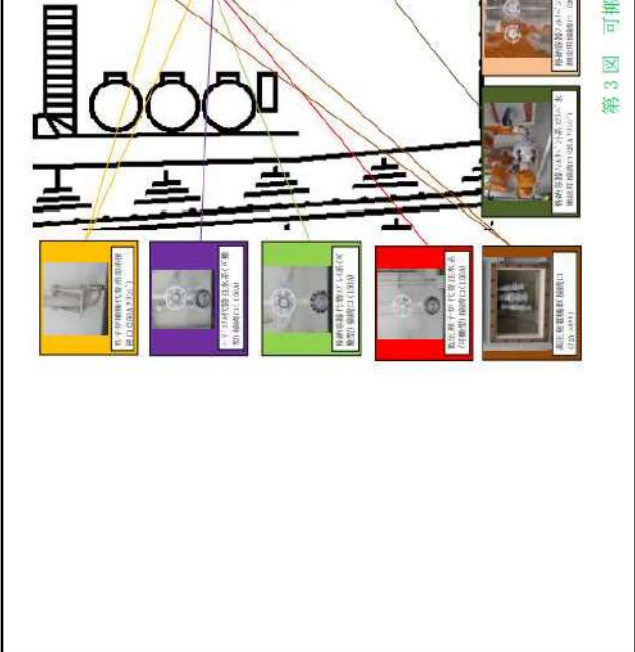
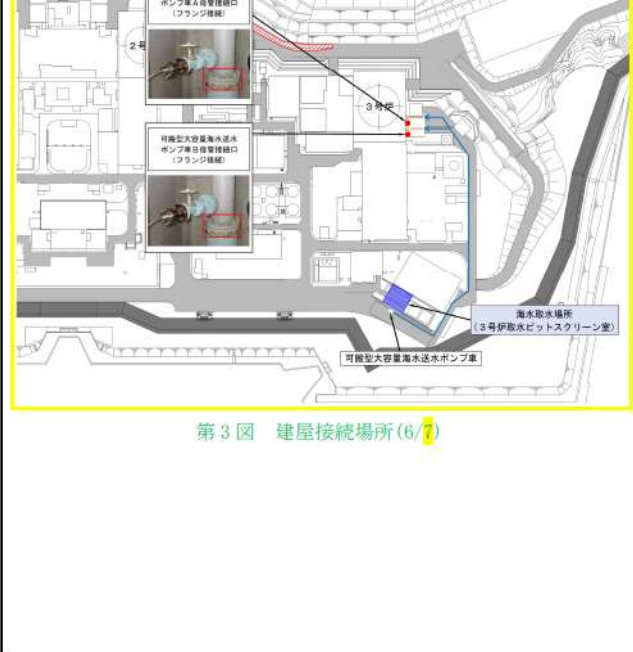
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
 <p>第2図 建屋接続場所(3/7)</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(2/5)</p> <table border="1" data-bbox="712 901 1321 1045"> <tr> <th>ホース・接続ルート</th> <th>接続口</th> <th>接続口</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 女川原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 </td> </tr> </table>	ホース・接続ルート	接続口	接続口	<ul style="list-style-type: none"> 女川原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 	 <p>第3図 建屋接続場所(3/7)</p>	
ホース・接続ルート	接続口	接続口							
<ul style="list-style-type: none"> 女川原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 島根原子力発電所水系(可搬型) 	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 島根原子力発電所水系(可搬型)接続口 							
 <p>第2図 建屋接続場所(4/7)</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		 <p>第3図 建屋接続場所(4/7)</p>							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所 (5/7)</p>	 <p>2号炉 R/B</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(5/7)</p>	
 <p>第2図 建屋接続場所 (6/7)</p>	 <p>2号炉 R/B</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(6/7)</p>	

第3図 可搬型設備 接続口の配置図 (3/5)